

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年4月24日
【計算期間】	第3期 (自 平成18年8月1日 至 平成19年1月31日)
【発行者名】	プロスペクト・レジデンシャル投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 西吉 健夫
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目2番1号
【事務連絡者氏名】	プロスペクト・レジデンシャル・アドバイザーズ株式会社 取締役財務部長 依田 康
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目2番1号
【電話番号】	03-5221-8080 (代表)
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【投資法人の概況】

(1)【主要な経営指標等の推移】

① 主要な経営指標等の推移

期 決算年月	単位	第1期	第2期	第3期
		平成18年1月	平成18年7月	平成19年1月
営業収益	百万円	1,704	1,981	2,231
(うち賃貸事業収入)	百万円	(1,704)	(1,981)	(1,905)
営業費用	百万円	909	1,192	1,227
(うち賃貸事業費用)	百万円	(802)	(964)	(852)
営業利益金額	百万円	795	789	1,003
経常利益金額	百万円	446	640	744
当期純利益金額 (a)	百万円	444	639	743
総資産額 (b)	百万円	55,905	63,758	56,755
純資産額 (c)	百万円	35,066	35,268	35,368
出資総額	百万円	34,621	34,621	34,621
発行済投資口総数 (d)	口	75,100	75,100	75,100
1口当たり純資産額 (c) / (d)	円	466,934	469,626	470,950
分配総額 (e)	百万円	444	639	743
1口当たり分配金額 (e) / (d)	円	5,924	8,519	9,901
(うち1口当たり利益分配金)	円	(5,924)	(8,519)	(9,901)
(うち1口当たり利益超過分配金)	円	—	—	—
総資産経常利益率 (注1)	%	0.8	1.1	1.2
(年換算) (注2)	%	1.4	2.2	2.5
自己資本利益率 (注3)	%	1.3	1.8	2.1
(年換算) (注2)	%	2.3	3.7	4.2
自己資本比率 (c) / (b) (注4)	%	62.7	55.3	62.3
配当性向 (e) / (a) (注5)	%	99.9	100.0	99.9
当期運用日数	日	204	181	184
投資物件数	件	35	42	39
総賃貸可能面積	m ²	87,101	100,135	93,795
期末テナント数	件	109	116	114
期末稼働率 (注6)	%	89.5	94.8	95.5
減価償却費	百万円	389	399	386
資本的支出額	百万円	1	16	25
賃貸NOI (Net Operating Income) (注7)	百万円	1,291	1,416	1,439

(注1) 総資産経常利益率＝経常利益金額／平均総資産額×100 平均総資産額＝(期首総資産額＋期末総資産額)÷2

(注2) 第1期は実質的な運用日数である204日(自平成17年7月12日 至平成18年1月31日)により年換算した数値、第2期は会計計算期間181日により年換算した数値、第3期は会計計算期間184日により年換算した数値を算出しています。

(注3) 自己資本利益率＝当期純利益金額／平均純資産額×100 平均純資産額＝(期首純資産額＋期末純資産額)÷2

(注4) 自己資本比率＝期末純資産額／期末総資産額×100

(注5) 配当性向については小数点第1位未満を切り捨てて記載しています。

(注6) 「期末稼働率」欄には、各期末現在における個々の不動産及び信託不動産の賃貸可能面積に占める賃貸面積の割合の平均値を記載しております。

(注7) 賃貸NOI (Net Operating Income)＝不動産賃貸事業収入－不動産賃貸事業費用＋当期減価償却費

(注8) 金額については、記載未満の数値を切り捨ててにより表示しております。各種比率については、小数点第2位を四捨五入して表示しております。

② 当期の資産の運用の経過

(イ) 当期の概況

a. 投資法人の主な推移

プロスペクト・レジデンシャル投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）に基づき、プロスペクト・レジデンシャル・アドバイザーズ株式会社を設立企画人として、平成17年4月22日に出資総額201百万円で設立され、同年5月25日関東財務局への登録が完了しました（登録番号関東財務局長第34号）。また、本投資法人は公募による投資口の追加発行（74,698口）を実施し、34,420百万円の資金を調達して平成17年7月12日東京証券取引所不動産投資信託市場に上場し（銘柄コード8969）、引き続き当期も運用基本方針に従い賃貸住宅に特化して運用を行って参りました。

b. 当期の運用環境

- (i) 当期の日本経済は、企業業績が向上し鉱工業生産指数も上昇傾向にあることから、日経平均株価も14,500円前後から17,000円台まで回復いたしました。しかしながら個人消費関連の経済統計における平成18年12月の家計調査では全世帯・実質消費支出は前年比1.9%減少、雇用統計においては就業者数は1.4%の伸びがありながらも現金給与総額は横ばいと、強弱まちまちな経済指標が見受けられます。
- (ii) 投資環境については、引き続き投資法人や投資ファンド等の積極的な不動産取得需要は高水準である一方、供給元のデベロッパーは昨今の分譲市場の活況さから売り渋りの傾向、すなわち一棟売り形式の供給減の様相で、東京都心のみならず、地方主要都市に至るまで好立地物件の取得競争は厳しさを増しております。今後も、分譲価格及び一棟売りの賃貸住宅価格も高止まりを維持していくものと思われまます。
- (iii) 賃貸住宅市場については、東京・地方有力都市の都市部への人口流入、社宅制度の廃止等を背景に優良賃貸住宅に対する需要は根強いものがあります。一方企業体力を向上させた一部の企業においては自社保有物件を建設する動きもあり、まとめ借り需要が多少弱含む傾向も見受けられます。

優良な賃貸住宅については、稼働率、賃料の上昇も見られています。賃料動向（リクルート住宅指数）をヒストリカルに俯瞰すると首都圏においては2005年秋をボトムとして都区部中心に一部地域で緩やかに上昇してきております。

c. 当期の運用実績

- (i) 本投資法人の当期は42物件、取得価格の総額58,951百万円、賃貸戸数2,402戸、総賃貸可能面積は100,135.22㎡で運用を開始し、その基本方針に従い、中長期的な観点から着実な成長と安定した収益の確保を目指すべく、今後賃料上昇の見込まれる地域への投資としてプロスペクト町屋の取得を行いました。

一方、本投資法人は、後述のリファイナンス原資の確保と収益性の低い物件の積極的な入れ替えのため、都心の競争エリアに所在するプロスペクト代々木、プロスペクト半蔵門及びプロスペクト麴町を10月に、プロスペクト御茶ノ水を11月に売却し、ネット不動産売却損益は195百万円となりました。

その結果、当期における本投資法人の取得は1物件（取得価格：547百万円、賃貸可能面積：1,169.37㎡）、譲渡は4物件（譲渡価格合計：7,213百万円、賃貸可能面積：7,509.41㎡）となり、期末時点で運用資産は39物件、取得価格の総額52,941百万円、賃貸戸数2,254戸、総賃貸可能面積は93,795.18㎡となりました。

- (ii) 本投資法人は、平成18年6月1日付で株式会社新日本建物（JASDAQ・銘柄コード8893）（以下、「新日本建物」といいます。）と業務提携契約を締結し、新規物件の取

得に向けて努力しております。取得競争激化の環境下であるものの、早期に業務提携に基づいた優良物件の取得を目指します。

また、本投資法人の利害関係人である株式会社プロスペクトとの連携も利益相反に留意しつつ、体制を強化してきております。

(iii) 本投資法人の保有する資産の運用管理（内部成長）

管理の主体となる複数のプロパティ・マネジメント会社について、それぞれの特徴・強みを生かすと共にサービス内容、コスト等を常に競争させることにより、稼働率・収益性の向上を図りました。さらには資産運用会社としてプロパティ・マネジメント会社の定性・定量評価を行い、委託先変更や委託手数料変更等を行っております。

第3期は旗艦物件のTKフラッツ渋谷のプロパティ・マネジメントフィーの引下げを行いました。また建物管理費用の削減をそのサービスの品質を劣化させることなく16物件において行いました。

d. 資金調達状況

本投資法人は、上場時の資産取得にあたり、投資口発行による資金調達に加えて複数の金融機関から期間2年のタームローン契約により130億円を調達し、その後新規物件取得に対応した極度ローン契約により141.7億円を借入れた結果、前期末時点で総額271.7億円の借入残がありました。

前述の運用実績のとおり、リファイナンス原資の確保、競争激化エリアの物件の入れ替えを目的とした4物件の売却により、タームローン契約及び極度ローン契約の一部を期限前に返済した結果、平成19年1月末時点で借入残額200.2億円、期末総資産有利子負債比率は、35.3%となりました。

本投資法人は、平成19年7月14日までに全既存借入金の返済期限が到来することから、今後の資金調達に備え、リファイナンスを目的として平成19年1月31日付で平成19年3月15日に期間3年の200億円を借入れる長期借入契約を複数の金融機関と締結しました。

また、同日付で今後の物件取得を機動的に行うことを目的として、株式会社あおぞら銀行と平成19年3月15日から1年間で50億円借入可能なコミットメントライン契約を締結しました。平成19年3月8日付で農林中央金庫が20億円で参加、現状のコミットメントラインは70億円となっております。

e. 業績及び分配の概要

上記の結果、当期は営業収益2,231百万円、経常利益金額744百万円、当期純利益金額743百万円を計上しました。

分配金につきましては租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含みます。）第67条の15の適用により、利益分配金が損金算入されることを企図して、投資口1口当たりの分配金が1円未満となる端数部分を除く当期末処分利益の全額を配当することとし、投資口1口当たりの分配金は9,901円となりました。

(ロ) 今後の運用方針

a. 運用環境について

企業業績の向上を反映し、日本経済全体に明るさも見えてきたことから、オフィスビル市場は活況を示しています。一方、賃貸住宅市場はオフィスに比べると出遅れ感があるものの、特に東京23区内の分譲住宅などは、分譲各社が強含みの価格設定を行い始めた結果、分譲価格の上昇も顕著となってきております。

東京を中心として土地の価格は上昇に転じており、土地の取得が困難な状況となりつつあります。加えて、デベロッパーのファンドへの一棟売却等も減少傾向が見られることから、前期に引き続き優良な物件の取得は厳しい状況にあります。

一方、地方においては、昨年来の大量供給もあり、やや供給過剰気味の感も否めない状態であり、必ずしも賃貸住宅の価格が上昇しているとは言えません。

なお、賃貸住宅の賃料動向については、賃料の上昇は一部の地域にとどまっております。

b. 新規物件取得（外部成長）について

上記運用環境を踏まえ、物件情報入手先の中心である信託銀行はもとより幅広く物件取得先を開拓し、中長期的な観点から優良な資産を取得して参りたいと考えています。

資産規模の拡大にあたっては、金利上昇局面も踏まえて、収益力の向上は当然のことながら、従来以上に配当に資する物件の購入を進めて参ります。

また、デューデリジェンスについては、従前同様きめ細やかな対応をし、投資家及び入居者の方々が満足できるように努めて参ります。

c. 管理運営（内部成長）について

前期に続き、管理の主体となるプロパティ・マネジメント会社については、それぞれの特徴・強みを生かすと共にサービス内容、コスト等を常に競争させる方針をより徹底することにより稼働率・収益性の向上を図って参ります。また、社内の専門家（一級建築士等）によるチェックも引き続き着実に実施し、コスト削減を図ると共に入居者・投資家の信頼を得られるよう努力します。

(ハ) 決算期後に生じた重要な事実

a. 資産の取得

物件名	プロスペクト河原町五条	プロスペクト初台	プロスペクト中央林間
取得日	平成19年3月15日	平成19年3月15日	平成19年3月15日
所在地（住居表示）	京都市下京区寺町通五条上る西橋詰町758番地6	東京都渋谷区本町一丁目5番17号	神奈川県大和市中央林間五丁目1番10号
取得価格（注）	803百万円	730百万円	700百万円
用途	共同住宅・店舗・事務所	共同住宅	共同住宅
敷地面積	234.98㎡	586.68㎡	589.73㎡
建物延床面積	1,928.13㎡	1,006.00㎡	1,214.54㎡
構造・階数	鉄筋コンクリート造陸屋根12階建	鉄骨造陸屋根地上3階建	鉄筋コンクリート造陸屋根13階建
建築時期	平成19年1月	平成18年2月	平成18年5月
戸数	52戸	22戸	48戸
総賃貸可能面積	1,528.12㎡	817.71㎡	1,098.24㎡
取得資産	不動産を信託する信託の受益権	不動産を信託する信託の受益権	不動産を信託する信託の受益権

物件名	プロスペクト森下	プロスペクト西巢鴨
取得日	平成19年3月15日	平成19年3月30日
所在地（住居表示）	東京都江東区森下二丁目16番10	東京都北区滝野川五丁目6番5号
取得価格（注）	1,480百万円	1,419百万円
用途	共同住宅	共同住宅・駐車場
敷地面積	736.43㎡	368.15㎡
建物延床面積	2,985.47㎡	2,476.18㎡
構造・階数	鉄筋コンクリート造陸屋根9階建	鉄筋コンクリート造陸屋根15階建
建築時期	平成18年1月	平成18年6月
戸数	45戸	42戸
総賃貸可能面積	2,399.23㎡	2,023.42㎡
取得資産	不動産を信託する信託の受益権	不動産を信託する信託の受益権

（注）取得価格は、当該不動産の取得に要する諸費用（売買媒介手数料、租税公課等）を含まない金額（売買契約書等に記載された売買価格）を記載しております。

b. 資金の借入

本投資法人は第3期末後、下記のとおり資金の借入を行いました。

借入先	借入日	借入金額 又は返済金額	借入 金利	返済期日 又は返済日	資金用途 又は返済方法	摘要
株式会社あおぞら銀行	平成19年 3月15日	2,785百万円	変動	平成19年 6月15日	不動産信託受益権の購入	有担保
農林中央金庫	平成19年 3月15日	1,114百万円	変動	平成19年 6月15日	不動産信託受益権の購入	有担保
三菱UFJ信託銀行株式会社	平成19年 3月30日	1,500百万円	変動	平成19年 9月28日	不動産信託受益権の購入	有担保

(参考情報)

a. 取得予定資産

以下の資産の取得についての売買契約を締結しております。

物件名	スカイヒルズN15	スカイヒルズ栄町	ドーミー千歳
取得予定日	平成19年5月31日	平成19年5月31日	平成19年5月31日
所在地（住居表示）	北海道札幌市北区北十五条西 三丁目21番319号	北海道千歳市栄町四丁目19番 1号	北海道千歳市高台二丁目5番 10号
取得価格（注）	932百万円	1,115百万円	592百万円
用途	共同住宅	共同住宅	寄宿舎
敷地面積	1,232.73㎡	4,189.46㎡	1,796.60㎡
建物延床面積	4,754.86㎡	6,755.39㎡	3,383.02㎡
構造・階数	鉄骨鉄筋コンクリート・ 鉄筋コンクリート造陸屋根15 階建	鉄筋コンクリート造陸屋根10 階建	鉄筋コンクリート造陸屋根6 階建
建築時期	平成12年3月	平成14年2月	平成11年3月
戸数	111戸	134戸	111戸
総賃貸可能面積	4,754.86㎡	6,755.39㎡	3,383.02㎡
取得資産	不動産を信託する信託の受益 権	不動産を信託する信託の受益 権	不動産を信託する信託の受益 権

(注) 取得価格は、当該不動産の取得に要する諸費用（売買媒介手数料、租税公課等）を含まない金額（売買契約書等に記載された売買価格）を記載しております。

ｂ．資金の借入及び返済

	借入先	借入日	借入金額 又は返済金額	借入金利	返済期日 又は返済日	資金用途 又は返済方法	摘要
借入	株式会社あおぞら銀行	平成19年 2月15日	4,800百万円	変動	平成19年 3月15日	借入金の返済	有担保
	株式会社あおぞら銀行	平成19年 3月15日	5,000百万円	変動	平成22年 3月15日	借入金の返済	有担保
	株式会社三井住友銀行	平成19年 3月15日	3,000百万円	変動	平成22年 3月15日	借入金の返済	有担保
	住友信託銀行株式会社	平成19年 3月15日	1,000百万円	変動	平成22年 3月15日	借入金の返済	有担保
	株式会社武蔵野銀行	平成19年 3月15日	1,000百万円	変動	平成22年 3月15日	借入金の返済	有担保
	リーマン・ブラザーズ証券 株式会社	平成19年 3月15日	9,500百万円	変動	平成22年 3月15日	借入金の返済	有担保
	NTTファイナンス株式会 社	平成19年 3月15日	500百万円	変動	平成22年 3月15日	借入金の返済	有担保
	株式会社あおぞら銀行	平成19年 4月16日	1,571百万円	変動	平成19年 7月17日	借入金の返済	有担保
	農林中央金庫	平成19年 4月16日	628百万円	変動	平成19年 7月17日	借入金の返済	有担保
	株式会社あおぞら銀行	平成19年 4月16日	1,214百万円	変動	平成19年 9月28日	借入金の返済	有担保
	農林中央金庫	平成19年 4月16日	485百万円	変動	平成19年 9月28日	借入金の返済	有担保
返済	株式会社あおぞら銀行	平成18年 2月15日	3,940百万円	変動	平成19年 2月15日	期限到来に伴う返済	有担保
	中央三井信託銀行株式会社	平成18年 2月15日	985百万円	変動	平成19年 2月15日	期限到来に伴う返済	有担保
	中央三井信託銀行株式会社	平成17年 7月14日	2,451百万円	変動	平成19年 3月15日	期限前弁済	有担保
	三菱UFJ信託銀行株式会 社	平成17年 7月14日	2,451百万円	変動	平成19年 3月15日	期限前弁済	有担保
	農林中央金庫	平成17年 7月14日	1,961百万円	変動	平成19年 3月15日	期限前弁済	有担保
	住友信託銀行株式会社	平成17年 7月14日	1,961百万円	変動	平成19年 3月15日	期限前弁済	有担保
	株式会社三井住友銀行	平成17年 7月14日	1,961百万円	変動	平成19年 3月15日	期限前弁済	有担保
	株式会社みずほ銀行	平成17年 7月14日	1,961百万円	変動	平成19年 3月15日	期限前弁済	有担保
	株式会社あおぞら銀行	平成19年 2月15日	4,800百万円	変動	平成19年 3月15日	期限到来に伴う返済	有担保
	株式会社りそな銀行	平成18年 3月15日	2,354百万円	変動	平成19年 3月15日	期限到来に伴う返済	有担保
	株式会社あおぞら銀行	平成19年 3月15日	2,785百万円	変動	平成19年 4月16日	期限前弁済	有担保
農林中央金庫	平成19年 3月15日	1,114百万円	変動	平成19年 4月16日	期限前弁済	有担保	

(2) 【投資法人の目的及び基本的性格】

① 投資法人の目的及び基本的性格

本投資法人は、中長期的な観点から、着実な成長と安定した収益の確保を目指し、本投資法人に属する資産（以下「運用資産」といいます。）の運用を行うことを基本方針としています（規約第28条）。

本投資法人は、その資産の運用を資産運用会社であるプロスペクト・レジデンシャル・アドバイザーズ株式会社（以下「資産運用会社」といいます。）に全て委託しています。本投資法人と資産運用会社との間で平成17年4月22日に締結された資産運用委託契約（その後の変更契約を含み、以下「資産運用委託契約」といいます。）の規定に従い、資産運用会社は、本投資法人の資産にかかる運用の方針につき、その社内規程として投資運用規程（以下「投資運用規程」といいます。）を制定しています。

また、資産運用会社は、かかる投資運用規程における基本方針に基づき、本投資法人の営業期間毎に、資産の取得・売却・管理、当該運用のための資金調達その他の財務方針及び分配金の支払等に関する年度運用計画書（以下「年度運用計画書」といいます。）を制定します。

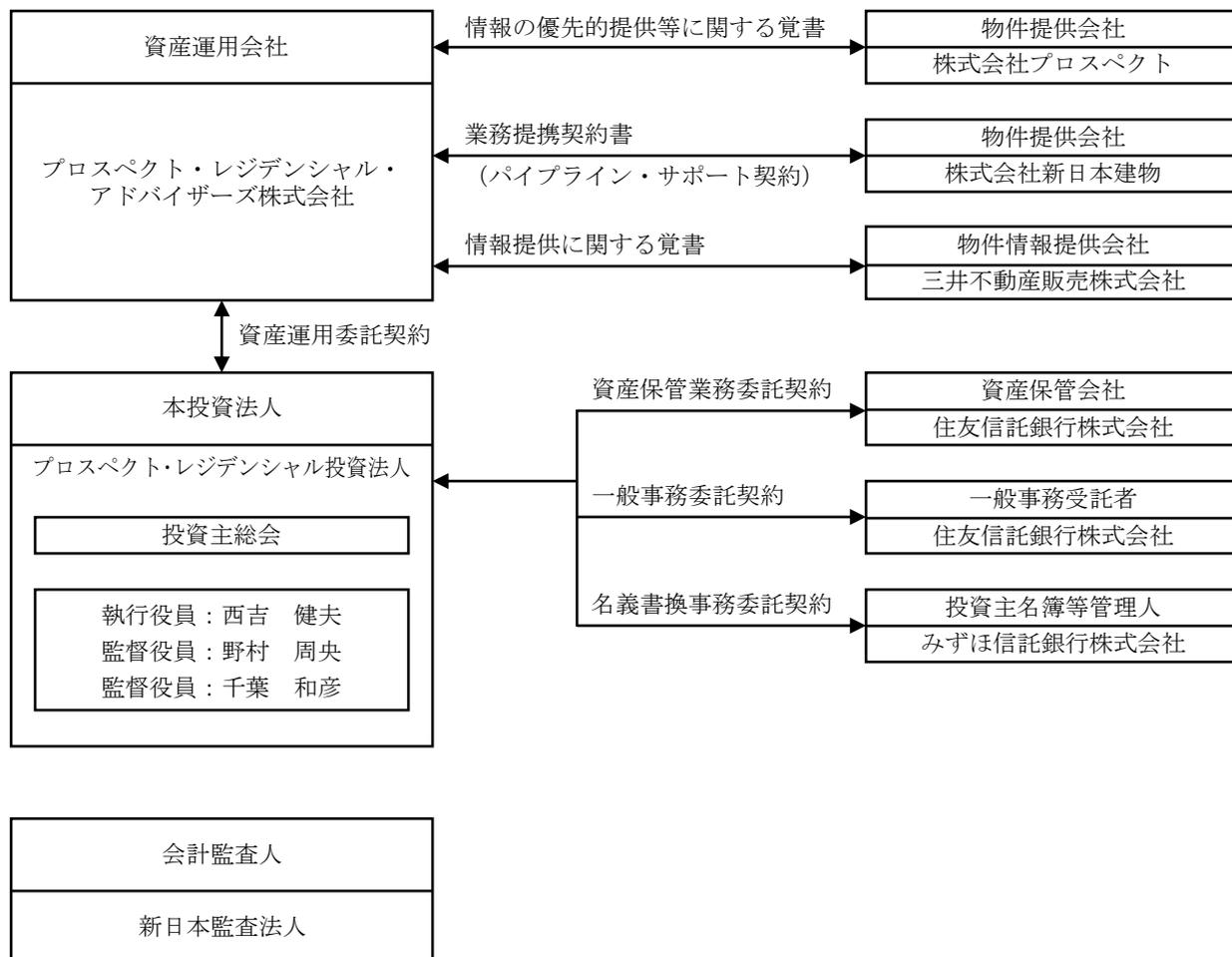
② 投資法人の特色

本投資法人は、投信法に基づき、資産を特定資産に対する投資として運用することを目的とします。

本投資法人は、投資主の請求による払戻しが認められないクローズド・エンド型です。本投資法人の資産運用は、投信法上の投資信託委託業者である資産運用会社に全て委託してこれを行います。

(3) 【投資法人の仕組み】

① 本投資法人の仕組み図



② 本投資法人及び本投資法人の関係法人の名称、運営上の役割及び関係業務の概要

運営上の役割	名称	関係業務の概要
投資法人	プロスペクト・レジデンシャル投資法人	全部又は一部が住居の用に供される不動産が本体又は裏付けとなっている不動産関連資産（注）を主たる投資対象とし、中長期的な観点から、着実な成長と安定した収益の確保を目指し、運用資産の運用を行います。
資産運用会社	プロスペクト・レジデンシャル・アドバイザーズ株式会社	平成17年4月22日付で本投資法人との間で資産運用委託契約を締結しており、投信法上の投資信託委託業者として、同契約に基づき、本投資法人の定める規約及び資産運用会社の社内規程である投資運用規程等に従い、資産の運用にかかる業務を行います。資産運用会社に委託された業務は、本投資法人にかかる、①資産の運用にかかる業務、②資金調達にかかる業務、③資産の状況についての本投資法人への報告業務、④資産にかかる運営計画の策定業務、及び⑤その他本投資法人が随時委託する上記①ないし④に付随し又は関連する業務です。
一般事務受託者／資産保管会社	住友信託銀行株式会社	平成17年4月22日付で本投資法人との間で一般事務委託契約及び資産保管業務委託契約をそれぞれ締結しています。上記一般事務委託契約に基づき、投信法上の一般事務受託者として、①本投資法人の計算に関する事務（本投資法人と投資主名簿等管理人の間で締結される事務委託契約書（投資口名義書換事務受託契約書）に基づき投資主名簿等管理人に委託される業務を除きます。）、②本投資法人の会計帳簿の作成に関する事務、③本投資法人の納税に関する事務、④本投資法人の役員会、投資主総会の運営に関する事務（本投資法人と投資主名簿等管理人の間で締結される事務委託契約書（投資口名義書換事務受託契約書）に基づき投資主名簿等管理人に委託される業務を除きます。）、及び⑤上記①ないし④に掲げる事務の他、これらに付随する業務を行います。 また、上記資産保管業務委託契約に基づき、投信法上の資産保管会社として、本投資法人の資産の保管にかかる業務及びそれに付随する金銭出納管理業務を行います。
投資主名簿等管理人	みずほ信託銀行株式会社	平成17年4月22日付で本投資法人との間で事務委託契約（投資口名義書換事務受託契約）を締結し、同契約に基づき、投信法上の一般事務受託者として、①投資口の名義書換に関する事務、②投資証券の発行に関する事務、③投資主総会招集通知、決議通知及びこれらに付随する参考書類等の送付、議決権行使書（又は委任状）の作成、並びに投資主総会受付事務補助に関する事務、④投資主に対して分配する金銭の計算及び支払いに関する事務、⑤投資口に関する照会への応答、各種証明書の発行及び事故届出の受理に関する事務、⑥受託事務を処理するために使用した本投資法人に帰属する書類及び未達郵便物の整理・保管に関する事務、及び⑦法令又は同契約により本投資法人が必要とする投資口統計資料の作成に関する事務、並びに⑧上記①ないし⑦に付随する業務を行います。

(注) 「不動産関連資産」とは、後記「2 投資方針 (2)投資対象 ① 投資対象とする資産の種類 (イ)不動産等」のa. ないしb. 記載の特定資産をいいます。

③ 前記以外の本投資法人の主な関係者

役割	名称	業務の概要
物件提供会社	株式会社プロスペクト（注）	株式会社プロスペクトは、本投資法人及び資産運用会社との間で「情報の優先的提供等に関する覚書」を締結しており、同覚書に基づき、一定の不動産情報を提供すると同時に、同社が保有し又は開発・保有を予定する不動産又は不動産関連資産の取得に関し、本投資法人に優先的な交渉権を付与することに合意しています。
物件提供会社	株式会社新日本建物	株式会社新日本建物は、本投資法人及び資産運用会社との間で「業務提携契約（パイプライン・サポート契約）」を締結しており、同契約書に基づき、今後株式会社新日本建物が開発する賃貸住宅向けマンションの供給に関する情報提供等について合意しています。
物件情報提供会社	三井不動産販売株式会社	三井不動産販売株式会社は、本投資法人及び資産運用会社との間で「情報提供に関する覚書」を締結しており、同覚書に基づき、本投資法人に対し売却が見込まれる一定の不動産に関する情報を提供します。

（注）株式会社プロスペクトは、本投資法人の資産運用会社であるプロスペクト・レジデンシャル・アドバイザーズ株式会社の100%株主です。

（4）【投資法人の機構】

① 投資法人の機構

本投資法人の執行役員は1名以上、監督役員は2名以上（但し、執行役員の数に1を加えた数以上とします。）とされています（規約第17条）。

本書の日付現在、本投資法人の機関は、投資主により構成される投資主総会に加えて、執行役員1名、監督役員2名並びに執行役員及び監督役員を構成員とする役員会及び会計監査人により構成されています。また、本投資法人の会計監査人は新日本監査法人です。

（イ）投資主総会

- a. 本投資法人の投資主総会は原則として2年に1回開催されます（規約第9条第1項）。
- b. 投信法又は規約により定められる本投資法人に関する一定の事項は、投資主により構成される投資主総会において決定されます。投資主総会における各投資主の議決権及び決議方法については、後記「第二部 投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 3 投資主・投資法人債権者の権利（1）投資主の権利」をご参照下さい。投資主総会の決議は、原則として、発行済投資口の総数の過半数を有する投資主が出席し、その議決権の過半数をもって決議されます（規約第11条第1項）が、規約の変更（投信法第140条、第93条の2第2項第3号）等一定の重要事項については、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、出席した当該投資主の議決権の3分の2以上に当たる多数による決議（特別決議）を経なければなりません。但し、投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について賛成するものとみなされます（投信法第93条第1項、規約第14条第1項）。

本投資法人の資産運用の対象及び方針は、本投資法人の規約に定められています（規約第7章）ので、かかる規約中に定められた資産運用の対象及び方針を変更する場合には、上記のとおり投資主総会の特別決議が必要となります。

- c. また、本投資法人は、資産運用会社との間で資産運用委託契約を締結し、本投資法人の資産の運用にかかる業務を委託しています。資産運用会社が資産運用委託契約を解約する

ためには本投資法人の同意を得なければならず、執行役員はかかる同意を与えるために原則として投資主総会の承認を得ることが必要になります（投信法第34条の9）。また、本投資法人が資産運用委託契約を解約する場合にも原則として投資主総会の決議が必要です（投信法第206条第1項）。

(ロ) 執行役員、監督役員及び役員会

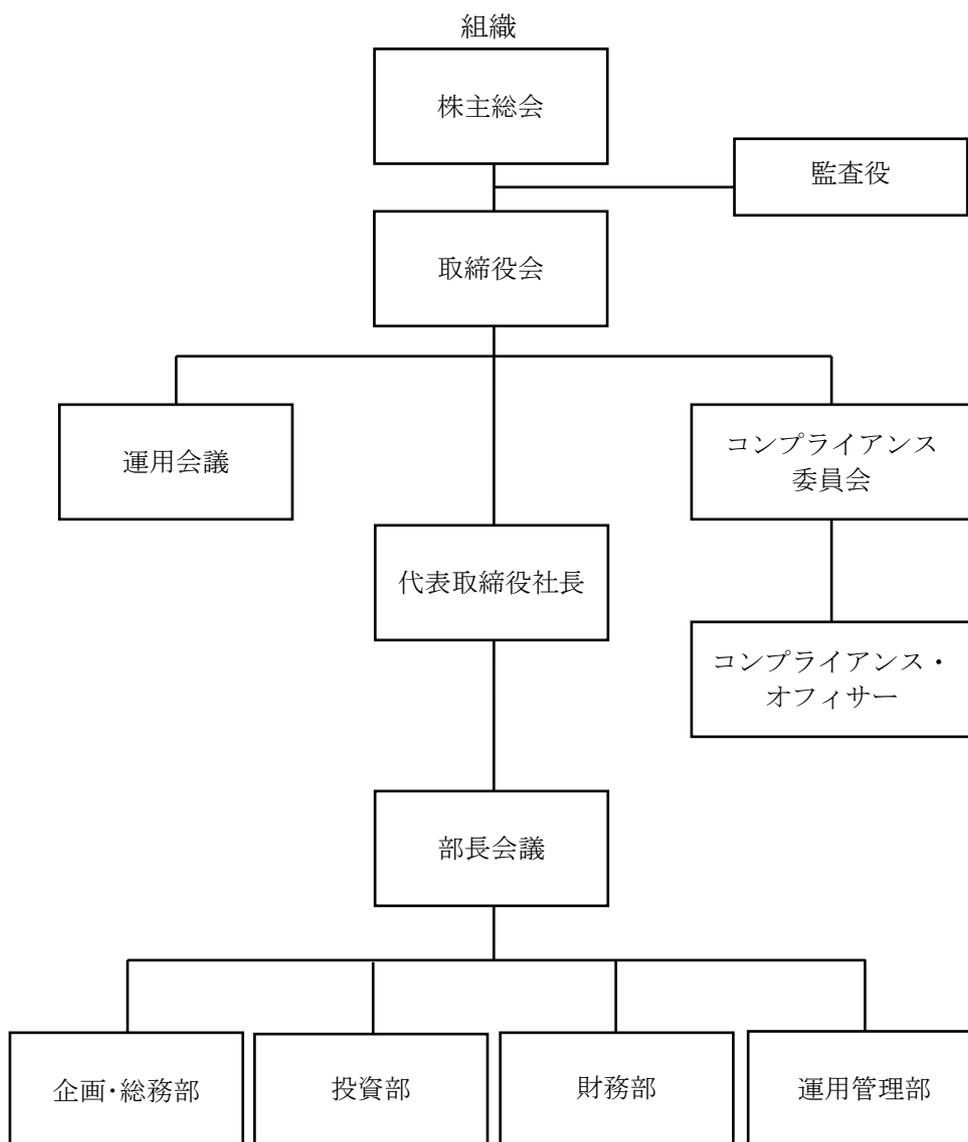
- a. 執行役員は、本投資法人の業務を執行するとともに、本投資法人を代表して本投資法人の営業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有しています（投信法第109条第1項、同条第5項、会社法（平成17年法律第86号。以下「会社法」といいます。）第349条第4項）。但し、資産運用会社からの資産運用委託契約の解約への同意、投資主総会の招集、一般事務受託者への事務委託、資産運用委託契約又は資産保管委託契約の締結その他投信法に定められた一定の業務執行については、役員会の承認を得なければなりません（投信法第109条第2項）。監督役員は、執行役員の業務の執行を監督するものとされています（投信法第111条第1項）。また、役員会は、一定の業務執行に関する上記の承認権限を有する（投信法第109条第2項）他、投信法及び規約に定める権限並びに執行役員の職務執行を監督する権限を有しています（投信法第114条第1項）。
- b. 役員会の決議は、法令又は規約に別段の定めがない限り、議決に加わることができる構成員たる執行役員及び監督役員の過半数が出席の上、出席者の過半数の議決によって行われます（投信法第115条第1項、会社法第369条第1項、規約第22条第1項）。
- c. 投信法の規定（投信法第115条第1項、会社法第369条第2項）及び本投資法人の役員会規則において、決議について特別の利害関係を有する執行役員又は監督役員は決議に参加することができないこと及びその場合には当該執行役員又は監督役員の数は出席した執行役員及び監督役員の数に算入しないことが定められています。

(ハ) 会計監査人

- a. 会計監査人は、投資主総会において選任されます（投信法第96条第1項、規約第24条）。
- b. 本投資法人は、新日本監査法人を会計監査人に選任しています。会計監査人は、本投資法人の計算書類等の監査を行うとともに、執行役員の職務執行に関して不正な行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見した場合における監督役員への報告その他法令で定める業務を行います（投信法第115条の2第1項、第115条の3第1項等）。
- c. 会計監査人の任期は、就任後1年経過後に最初に迎える決算期後に開催される最初の投資主総会の終結の時までとします。会計監査人は、投資主総会において別段の決議がなされなかったときは、投資主総会において再任されたものとみなされます（投信法第103条、規約第25条第1項及び第2項）。

② 投資法人の運用体制

前記のとおり、本投資法人の資産運用は、資産運用会社に委託しています。資産運用会社は、本投資法人との間の資産運用委託契約に基づき、本投資法人の資産の運用を行います。資産運用会社の組織体制は以下のとおりです。



(イ) 資産運用会社の各部の業務の概要

企画・総務部	(1) 不動産関連資産の予算・実績管理に関する事項 (2) 監督官庁、業界団体への対応に関する事項 (3) 取引先・顧客情報の管理に関する事項 (4) 投資主等からの照会・苦情の対応に関する事項 (5) 資産運用会社の総務・経理・人事に関する事項 (6) 資産運用会社のシステムに関する事項 (7) 資産運用会社の株主総会・取締役会運営
投資部	(1) 不動産関連資産の取得・売却に関する事項 (2) 不動産関連資産の評価・調査に関する事項 (3) 不動産市場の調査・分析に関する事項
財務部	(1) 投資法人のディスクロージャー (2) IR活動に関する事項 (3) 投資法人の資金調達に関する事項
運用管理部	(1) 年度資産運用計画書に関する事項 (2) 不動産関連資産の運営・管理に関する事項

(ロ) 委員会等

資産運用会社には運用会議及びコンプライアンス委員会が設置されており、それらの概要は以下のとおりです。

a. 運用会議

運用会議は、資産運用会社の取締役会からの権限委譲を受けて、本投資法人の規約及び資産運用委託契約の規定を受け、本投資法人の投資方針の具現化、資産の取得・売却、資金調達及び資産の運営管理方法を審議するための合議体です。

(i) 目的及び権限

運用会議は、本投資法人の資産の運用に関する資産運用会社における最高意思決定機関であり、資産の運用における全ての重要な事項を決定する権限を有します。

(ii) 構成員

運用会議は、代表取締役社長、取締役、企画・総務部長、投資部長、財務部長、運用管理部長並びにコンプライアンス・オフィサーにより構成され、代表取締役社長が議長をつとめます。

(iii) 審議方法等

原則として1ヶ月に1回開催する他、投資環境等の変化に伴い代表取締役社長が必要と判断した場合には随時開催されるものとします。運用会議は、コンプライアンス・オフィサーを含む、その構成員の3分の2以上の出席をもって成立するものとし、コンプライアンス・オフィサーを含む出席構成員の過半数の賛成により決議するものとします。

また、資産運用会社の利害関係者（注）と資産運用会社が資産の運用を行う本投資法人との取引に関して運用会議が決議を行う場合には、当該利害関係者又は法人たる利害関係者の役員若しくは使用人の地位を現に有する構成員（兼職の場合を意味し、資産運用会社に転籍又は出向している場合を除きます。）は、当該決議対象となる議案について

ての議決権を有しないものとされています。

(注) 利害関係者（以下「利害関係者」といいます。）とは、資産運用会社の内規において定められたものであり、投信法第15条第2項にて定義される「利害関係人等」の他、資産運用会社の株主、及び資産運用会社の10%以上の議決権を有する株主が出資する「特別目的会社」（資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号、その後の改正を含みます。以下「資産流動化法」といいます。）において規定する特定目的会社並びに特定の資産の取得、保有及び処分のみを目的として設立された有限会社、株式会社等を含みます。）を意味します。

(iv) 決議事項

運用会議は、本投資法人の資産の運用に関し、資産運用における全ての重要な事項を決議する権限を有するものとされ、特に、本投資法人の資産にかかる基本指針である投資運用規程、本投資法人の営業期間毎の資産の取得・売却・管理、そのための資金調達及び分配金支払い等に関する方針を定める年度運用計画書を制定し、また随時必要に応じその改訂につき決議します。

また、運用会議は以下の事項について決議する権限を有します。

- (a) 資産の運用方針の決定（投資運用規程及び年度運用計画書の制定・改訂を通じて行います。）
- (b) 財務方針の決定（投資運用規程及び年度運用計画書の制定・改訂を通じて行います。）
- (c) 個別の不動産関連資産の取得・売却の決定
- (d) プロパティ・マネジメント会社及びビルディング・マネジメント会社（注）の選定・解任

(注) 「プロパティ・マネジメント会社」とは不動産の賃貸管理及び修繕等にかかる業務を行う者を意味し、「ビルディング・マネジメント会社」とは、不動産の環境衛生管理、設備管理及び設備保全等にかかる業務を行う者を意味します。

- (e) 個別の不動産関連資産の取得・売却以外の利害関係者との取引の承認

b. コンプライアンス委員会

コンプライアンス（法令遵守）を担当する機関として、資産運用会社は、社内にコンプライアンス委員会を設置しています。

(i) 目的

コンプライアンス委員会は、資産運用会社における法令、諸規程、諸規則その他にかかるコンプライアンス（法令遵守）の徹底を図ることを目的として、資産運用会社のコンプライアンスにかかる基本的事項及び重要事項等につき審議し、決議することを目的として設置された機関です。従って、コンプライアンス委員会は、その時々において、法令遵守の観点で制定・改廃が必要とされる内規について、また、法令遵守の観点で審議し決議を必要とする事項について、審議し決議します。現在、資産運用会社にてかかる見地でコンプライアンス委員会において決議すべきと判断される事項は、少なくとも下記「(iv) 決議事項」記載の項目であり、これらについて、コンプライアンス委員会は、審議し決議する権限を有します。

(ii) 構成員

コンプライアンス委員会は、代表取締役社長、各取締役、コンプライアンス・オフィサー、各部の部長並びに1名の外部専門家（弁護士、公認会計士、不動産鑑定士等の公的資格をもった者をいいます。）により構成され、コンプライアンス・オフィサーが委員長をつとめます。

(iii) 審議方法等

原則として1ヶ月に1回開催する他、必要に応じて随時開催され、コンプライアンス委員会は、委員長であるコンプライアンス・オフィサーを含む、その構成員の3分の2

以上の出席をもって成立するものとし、コンプライアンス・オフィサーを含む出席構成員の過半数の賛成により採択されます。但し、資産運用会社の利害関係者と資産運用会社が資産の運用を行う投資法人との取引に関してコンプライアンス委員会が決議を行う場合には、当該利害関係者に該当することとなるコンプライアンス委員又は法人たる利害関係者の役員若しくは使用人の地位を現に有する委員（兼職の場合を意味し、資産運用会社に転籍又は出向している場合を除きます。）は、当該決議対象となる議案についての議決権を有しないものとされています。

(iv) 決議事項

資産運用会社では、以下の事項はコンプライアンスにかかる基本的な事項又は重要事項として、コンプライアンス委員会にて決定し、資産運用会社におけるその他の機関による意思決定に先立ってコンプライアンス委員会の承認を得ることが必要とされています。

(a) コンプライアンス規程、利害関係者取引規程及び内部検査規程の制定・改訂

(b) コンプライアンス・マニュアル（注）及びコンプライアンス・プログラム（注）の制定・改訂

（注）コンプライアンス・マニュアルとは、コンプライアンス規程、利害関係者取引規程及び内部検査規程を含む資産運用会社の社内規程に基づき、それらについて資産運用会社の役職員への周知徹底を目的としてそれらの内規を判りやすく記載した具体的手引書であり、資産運用会社の役職員が日々の業務運営の中でコンプライアンスを実践するための解説書であります。また、コンプライアンス・プログラムとは、資産運用会社の社内規程に基づき、実施されるコンプライアンスのための社内検査等の具体的な実施手順ないし計画書です。

(c) 投資運用規程及び年度運用計画書の承認

(d) 利害関係者の特定

(e) 利害関係者との取引の承認

(f) その他コンプライアンスに関して上記各号に準ずる重要性が認められる事項

(ハ) コンプライアンス・オフィサー

a. 目的

本投資法人の資産運用業務が本投資法人の投資主の資金を運用する重要な行為であることに鑑み、資産運用会社は、その社会的責任と公共的使命を十分踏まえ、法令、市場ルール、社内規程等を厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない企業活動を遂行するため、コンプライアンス全般の企画立案及びその実行の責任者としてコンプライアンス・オフィサーを設置しています。

コンプライアンス・オフィサーは、コンプライアンス委員会の委員長として行為する他、同委員会の決議事項とされる事項以外のコンプライアンス（法令遵守）事項について決定する機関であり、コンプライアンス委員会の下部組織として構成されている資産運用会社の一機関です。

b. 選任方法

コンプライアンス・オフィサーの選任及び解任は、取締役会の決議によりなされます。コンプライアンス・オフィサーの職責の重大性に鑑み、コンプライアンス・オフィサーは、コンプライアンス業務に専任して業務に従事するものとします。また、コンプライアンス・オフィサーには、法令・規範の遵守のための十分な審査・監督能力を有する人材が選任されます。なお、コンプライアンス・オフィサーの任期は2年とし、再任を妨げないものとします。

c. 権限

コンプライアンス・オフィサーは、資産運用会社における法令遵守の統括者として、関

係各部と連携しつつ法令遵守に関する基本方針たる各社内規程の原案の策定及び制定された社内規程の実施を所管します。すなわち、コンプライアンス・オフィサーは、コンプライアンス委員会において承認されたコンプライアンス規程、コンプライアンス・マニュアル及びコンプライアンス・プログラムに基づく社内コンプライアンスの推進に努めるとともに、法令遵守について各部に対して勧告を行い、また、各部から必要な報告を求めることができます。また、コンプライアンス・オフィサーは、原則として1ヶ月に1回、必要があれば随時、法令遵守の状況についてコンプライアンス委員会に報告する義務を負っています。

③ 資産運用会社の意思決定手続

(イ) 投資方針（投資運用規程及び年度運用計画書）の決定プロセス

資産運用会社は、本投資法人の規約に従って、本投資法人のための資産の運用について、投資運用規程においてその具体的な投資方針等を定めます。そして、資産運用会社は、かかる投資運用規程に従い、本投資法人の営業期間毎の資産の取得・売却・管理、そのための資金調達及び分配金支払い等の計画を年度運用計画書にて定めます。

その決定プロセスは、投資部が本投資法人のポートフォリオ及び資金計画の想定・管理並びに本投資法人のポートフォリオを構成する個々の不動産関連資産の分析等を実施し、市況全般及び不動産市場のマクロ分析並びに不動産関連資産及びその本体又は裏付けとなる不動産（以下、かかる不動産又は当該不動産を信託する信託の受益権を、経済的に独立した取引の対象となる単位を基準として、「物件」又は「不動産関連資産」ということがあります。）にかかる市場調査やポートフォリオ運用手法の研究・開発にかかる報告を受け、これらの分析等に基づき、詳細な検討を加えた上で、投資運用規程案又は年度運用計画書案の起案を行い、コンプライアンス上の問題の有無の確認のためにコンプライアンス委員会に提出し、当該草案につきコンプライアンス委員会の承認を得ます。コンプライアンス委員会の審議の過程においてコンプライアンス上の問題が発見された場合には、コンプライアンス・オフィサーは、当該草案の起案者に対して修正又は廃案を指示します。

投資部長は、コンプライアンス委員会の承認を経た投資運用規程案又は年度運用計画書案を、運用会議に提出します。運用会議は、かかる投資運用規程案又は年度運用計画書案について、本投資法人の規約に定める運用の基本方針との整合性の観点等から、議案の内容を検討し、決議を行います。なお、運用会議の決議は、コンプライアンス・オフィサーの賛成が要件とされていますので、コンプライアンス・オフィサーが法令・諸規則（資産運用会社が業務を遂行するに際し遵守すべき法律、政省府令、地方公共団体の定める条例、その他の命令、社団法人投資信託協会（以下「投資信託協会」といいます。）の諸規則、本投資法人が上場する証券取引所の諸規則、規約、資産運用会社の定款及び社内諸規程等をいいます。）の遵守状況その他コンプライアンス上の問題があると判断して議案に反対した場合には、当該決議は成立しません。以上の手続に従い運用会議の承認が得られることによって当該投資運用規程案又は年度運用計画書案が最終的に決定されることとなります。

(ロ) 個別の不動産関連資産の取得及び売却の決定プロセス

本投資法人の資産の具体的な運用は、企画・総務部、投資部、財務部及び運用管理部が、それぞれの上記担当業務に応じて実行しますが、資産運用のうち、個別の不動産関連資産の取得及び売却に関する具体的なプロセス（手順）は以下のとおりです。

投資部は、その取引が年度運用計画書等に合致することを確認の上、取得の場合には、当該不動産関連資産の本体又は裏付けとなる不動産に関する詳細なデューデリジェンスを行い、その結果を踏まえた計画案を策定します。投資部は、当該計画案につき、企画・総務部長、

財務部長及び運用管理部長の確認を経た上、コンプライアンス上の問題の有無の確認のためにコンプライアンス・オフィサーに提出します。但し、当該不動産関連資産の取得・売却が利害関係者との間の取引である場合又はコンプライアンス・オフィサーがコンプライアンスについて疑義があると判断した場合には、コンプライアンス・オフィサーは、当該計画案についてコンプライアンス委員会の承認を得ます。コンプライアンス・オフィサー又はコンプライアンス委員会の審議の過程においてコンプライアンス上の問題が発見された場合には、コンプライアンス・オフィサーは、当該計画案の起案者に対して修正又は廃案を指示します。

投資部長は、上記に従いコンプライアンス・オフィサー又はコンプライアンス委員会の承認を得た計画案を運用会議に提出します。運用会議は、当該不動産関連資産が本投資法人の資産運用の基本方針に適合していることを確認するとともに、価格の適正性・妥当性について審議を行い、当該取引の実行及び取引価格の承認を含めた決議を行います。なお、運用会議の決議は、コンプライアンス・オフィサーの賛成が要件とされていますので、コンプライアンス・オフィサーが法令・諸規則の遵守状況その他コンプライアンス上の問題があると判断して議案に反対した場合には、決議は成立しません。以上の手続に従い運用会議の承認が得られることによって、当該計画案は資産運用会社の意思決定となります。

(ハ) 資金調達の決定プロセス

本投資法人の資金調達に関する事項は、財務部が所管します。財務部が、資金調達に関する計画案を起案し、コンプライアンス上の問題の有無の確認のためにコンプライアンス・オフィサーに提出します。但し、当該計画案が利害関係者との取引を含む場合又はコンプライアンス・オフィサーがコンプライアンスについて疑義があると判断した場合には、コンプライアンス・オフィサーは、当該計画案についてコンプライアンス委員会の承認を得ます。コンプライアンス・オフィサー又はコンプライアンス委員会の審議の過程においてコンプライアンス上の問題が発見された場合には、コンプライアンス・オフィサーは、当該計画案の起案者に対して修正又は廃案を指示します。財務部長は、上記に従いコンプライアンス・オフィサー又はコンプライアンス委員会の承認を得た計画案を運用会議に提出し、運用会議は、かかる計画案を審議し、決議します。なお、運用会議の決議は、コンプライアンス・オフィサーの賛成が要件とされていますので、コンプライアンス・オフィサーが法令・諸規則の遵守状況その他コンプライアンス上の問題があると判断して議案に反対した場合には、決議は成立しません。以上の手続に従い運用会議の承認が得られることによって、当該提出計画案は、資産運用会社の意思決定となります。

(ニ) 運用資産の運営管理の決定プロセス

本投資法人の資産の運営管理に関する事項は、運用管理部が所管します。運用管理部が、不動産関連資産の管理、修繕に関する計画案を起案し、コンプライアンス上の問題の有無の確認のためにコンプライアンス・オフィサーに提出します。但し、当該計画案が利害関係者との取引を含む場合又はコンプライアンス・オフィサーがコンプライアンスについて疑義があると判断した場合には、コンプライアンス・オフィサーは、当該計画案についてコンプライアンス委員会の承認を得ます。コンプライアンス・オフィサー又はコンプライアンス委員会の審議の過程においてコンプライアンス上の問題が発見された場合には、コンプライアンス・オフィサーは、当該計画案の起案者に対して修正又は廃案を指示します。運用管理部長は、上記に従いコンプライアンス・オフィサー又はコンプライアンス委員会の承認を得た計画案を運用会議に提出し、運用会議は、かかる計画案を審議し、決議します。なお、運用会議の決議は、コンプライアンス・オフィサーの賛成が要件とされていますので、コンプライアンス・オフィサーが法令・諸規則の遵守状況その他コンプライアンス上の問題があると判断して議案に反対した場合には、決議は成立しません。以上の手続に従い運用会議の承認が

得られることによって、当該計画案は、資産運用会社の意思決定となります。但し、不動産関連資産の運営・管理に関する事項のうち、年度運用計画書に記載されているものであって、かつ、その支出額が50万円を超えないものについては、運用管理部長の承認を得ることによって、運用会議の決議を経ることなく、資産運用会社の意思決定となります。

(ホ) 利害関係者との取引における意思決定プロセス

コンプライアンス委員会は、利害関係者取引規程に基づいて、各事業年度の末日及び事業年度中において随時、利害関係者を特定します。特定された利害関係者については、利害関係者の状況表が作成され、資産運用会社の本社に備え置かれて社内に周知が図られます。かかる利害関係者と本投資法人との取引については、利害関係者との取引における利益相反を排除するために作成されるチェックリストに従って、利害関係者関連取引申請書が作成され、これに基づき資産運用会社のコンプライアンス委員会及び運用会議の承認を経た上で意思決定がなされるものとします。かかるコンプライアンス委員会及び運用会議の決議に関して、当該利害関係者に該当することとなる者又は法人たる当該利害関係者の役員若しくは使用人の地位を現に有する者（兼職の場合を意味し、資産運用会社に転籍又は出向している場合を除きます。）は、当該決議対象となる議案について議決権を有しないものとします。

④ コンプライアンス体制

(イ) 体制

資産運用会社は、投資信託委託業者としての社会的責任と使命を十分に認識し、本投資法人の資産の運用業務を適正かつ公正に遂行するため、コンプライアンスの徹底を経営の基本原則として位置づけ、コンプライアンス規程等の社内規程を定め、コンプライアンス・オフィサー（その詳細については、前記「②投資法人の運用体制 (ハ) コンプライアンス・オフィサー」をご参照下さい。）及びコンプライアンス委員会（その詳細については、前記「②投資法人の運用体制 (ロ) 委員会等 b. コンプライアンス委員会」をご参照下さい。）を設置しています。

(ロ) 社内規程体系

コンプライアンスのために実践すべきコンプライアンス活動の基本的な方針についてはコンプライアンス規程に定められます。さらに、コンプライアンスを実現するための具体的な実践計画としてコンプライアンス・プログラムが、また、役職員によるコンプライアンス実現のための具体的な手引書としてのコンプライアンス・マニュアルが、それぞれコンプライアンス委員会の承認により策定されます。

(ハ) 投資判断におけるコンプライアンス

投資運用規程及び年度運用計画書の決定プロセス、個別の不動産関連資産の取得・売却の決定プロセス、運営管理の決定プロセス等の重要な意思決定手続においては、コンプライアンス委員会又はコンプライアンス・オフィサーが運用会議への提案に先立ち、法令・諸規則その他のコンプライアンス状況を審議します。コンプライアンス・オフィサー又はコンプライアンス委員会の審議の過程においてコンプライアンス上の問題が確認された場合には、当該問題の指摘がなされ、当該案について、修正、再提出又は廃棄が求められます。

(ニ) 内部検査の方法

上記のとおり、コンプライアンス委員会及びコンプライアンス・オフィサーは、法令遵守のため、資産運用会社による内部的意思決定及び実際の資産の管理・運営等につき関与し、法令遵守の観点で問題となる行為が行われないことを確保するために行為します。その他、上記のとおり法令遵守の観点でなされた内部意思決定に基づき、実際にそのような意思決定に従って社内の手続が実践されているか、また個別具体的な事象において法令・規則違反等

の行為がなされていないかの確認及び検査を目的として、資産運用会社は、以下のとおり内部検査体制を確立することとしています。

a. 範囲

資産運用会社では、その社内規程である内部検査規程に従って、業務及び会計の自主的な検査を必要に応じ随時行っています。内部検査においては、会社業務が法令、投資法人規約、定款及び社内の諸規程に従い、適正かつ有効に遂行されているか否か及びリスクの種類・程度に応じた実効性ある内部検査体制（相互牽制機能が働く組織）が構築されているか等を検査します。

b. 主体

内部検査は、コンプライアンス・オフィサーが統括し、その任命するコンプライアンス・チームが行います。また、コンプライアンス・チームは、関係各部長の了承を得て、関係部の担当者に内部検査の補助を行わせることができます。内部検査は、1会計年度毎に1回以上実施するものとし、その時期、項目及び方法はコンプライアンス・オフィサーにより決定されます。

c. 内部検査の結果に基づく是正措置

コンプライアンス・オフィサーは、内部検査終了後、内部検査の実施中に発見した重要な指摘事項及び改善勧告事項を記載した内部検査報告書を作成し、コンプライアンス委員会及び取締役会にその内容を報告します。また、コンプライアンス・オフィサーは、検査対象部門の長に検査結果について通知するとともに、業務運営・内部管理等の有効性・適切性に照らし改善勧告を行うことができ、また、改善計画及び改善状況について報告を求めることができます。当該対象部門は、この勧告に従い改善するよう努めなければなりません。

(5) 【投資法人の出資総額】

本書の日付現在における本投資法人の出資総額、発行可能投資口総口数及び発行済投資口総口数は次のとおりです。

出資総額	34,621百万円
発行可能投資口総口数	2,000,000口
発行済投資口総口数	75,100口

最近5年間における出資総額及び発行済投資口総口数の増減は、以下のとおりです。

年月日	摘要	発行済投資口数 (口)		出資総額 (百万円)		備考
		増減	残高	増減	残高	
平成17年4月22日	私募設立	402	402	201	201	(注1)
平成17年7月12日	公募増資	74,698	75,100	34,420	34,621	(注2)

(注1) 1口当たり発行価格500,000円にて本投資法人が設立されました。

(注2) 1口当たり発行価格480,000円(引受価額460,800円)にて物件の取得資金等の調達を目的として公募にて新投資口を発行しました。

(6) 【主要な投資主の状況】

平成19年1月31日現在における主要な投資主は以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	所有投資口数 (口)	発行済投資口の 総口数に対する 所有投資口数の 割合 (%)
ステート ストリート バンク ア ンド トラスト カンパニー 506155	49 AVENUE JF KENNEDY L - 1855 LUXEMBOURG	7,086	9.4
日興シティ信託銀行株式会社 (投信 口)	東京都品川区東品川2丁目3-14	5,039	6.7
モルガン・スタンレーアンドカンパ ニーインク	1585 BROADWAY NEW YORK, NEW YORK 10036, U. S. A.	3,855	5.1
ゴールドマン・サックス・インターナ ショナル	133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB, U. K	3,840	5.1
ジェービー モルガン チェース バ ンク 380084	125 LONDON WALL, LONDON, EC2Y 5AJ, UNITED KINGDOM	3,713	4.9
ルクセンブルグ オフショア ジャス ディック レンディング アカウ ント	WOOLGATE HOUSE COLEMAN STREET LONDON EC2D 2HD ENGLAND	3,208	4.3
シージーエムエルアイビービー カ スタマー コラテラル アカウ ント	CITIGROUP CENTRE, CANADA SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 5LB	2,962	3.9
エイチエスビーシー バンク ピー エルシー クライアント ノンタ ックス トリーティ	8 CANADA SQUARE, LONDON E14 5HQ	1,935	2.6
ザ チェース マンハッタン バンク エヌ エイ ロンドン エス エル オムニバス アカウ ント	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND	1,902	2.5
日本トラスティ・サービス信託銀行株 式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	1,689	2.2
合 計		35,229	46.9

(注1) 発行済投資口の総口数に対する所有投資口数の割合は、小数点第2位未満を四捨五入して記載しています。

(注2) 下記のとおり大量保有報告書の写の送付を受け、投資口所有の旨の報告を受けております。

提出日	氏名又は名称	所有投資口数 (口)	発行済投資口総口 数に対する所有投 資口の比率 (%) (注1)	保有目的
平成19年1月10日	Prospect Asset Management, Inc.	15,215	20.26	投資顧問契約に基づき、顧客資産 の運用
平成19年1月11日	JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社	7,479	9.96	投資一任契約および投資信託によ る純投資
	ジェー・ビー・モルガン・ホワイトフライヤ ーズ・インク	200	0.27	(注2)
	計	7,629	10.23	
平成19年1月19日	日興アセットマネジメント株式会社	5,087	6.77	純投資

(注1) 発行済投資口総口数に対する所有投資口の比率は、本書の日付現在発行済みの75,100口に対する比率です。

(注2) 主としてJ.P.モルガン・グループ会社による投資に際して、いわゆるブックイング・オフィス (裏付けとなるグループ会社間における自己勘定取引に基づき自己の名義で有価証券を保有すること) としての保有。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

① 基本方針

本投資法人は、中長期的な観点から、着実な成長と安定した収益の確保を目指し、運用資産の運用を行うことを基本方針としています（規約第28条）。

本投資法人は、その資産運用を資産運用会社に委託しており、かかる資産運用の委託を受けた資産運用会社は、本投資法人の規約を基に、かつ本投資法人との間で締結した資産運用委託契約の規定に基づいて、本投資法人の規約に定める資産運用に関する投資の基本方針をより具体化させ、その運用方針の具現化のために、資産運用会社内に、本投資法人の運用資産に適用される運用及び管理にかかる方針につき投資運用規程を制定しております。

資産運用会社は、本投資法人による、より良い資産運用を目指して、現在のわが国の経済情勢や金融市場のダイナミズムを踏まえ、特に、金利環境、株式市場、不動産市場といった市場全体の動向に常に配慮し、投資地域・投資物件の選定や入居者獲得のため、大都市に限らず、わが国の地方都市も含めた各地域経済の発展状況を分析し、さらに、地域間の人口移動や世帯構成の推移が賃貸住宅市場に与える影響も考慮しつつ、日本社会のライフスタイルや住環境の変化、住環境における市場ニーズの推移、法令その他の規制環境の変化等にも目を配っています。資産運用会社の社内規程である投資運用規程は、このような様々な要因を分析・考慮し、その時々において本投資法人につき、最適バランスのとれたポートフォリオ（注）を持つ運用を目指すため制定されたものです。従って、かかる投資運用規程は、今後、上述の経済及び不動産を取り巻く諸環境の変化等に伴い、規約に定める本投資法人の投資の方針を最も適切な態様で実現するため、規約及び本投資法人との資産運用委託契約の規定の範囲内で、資産運用会社の判断により機動的に変更されることがあります。

（注）本書の目的において「ポートフォリオ」とは、投資運用のリスクヘッジの一手段として分散投資を行い、ファンド等の資産全体が複数の運用対象から構成される場合に、その組み合わせられた資産の集合体をいいます。

(イ) 本投資法人の基本コンセプト（概念）：投資価値の最大化とテナントの快適性からなる好循環の実現

資産運用会社は、規約及び投資運用規程に基づき、以下のような方針でポートフォリオを構築します。

本投資法人は、その資産運用に当たり、資産利用の最終需要者（顧客）であるテナントの入居満足度の向上が、賃料水準の安定化、稼働率の向上及びポートフォリオNOI（注）の安定向上に好影響を与え、本投資法人の投資価値の最大化へ、そしてこれらが原動力となって資金調達力が強化され、その結果、本投資法人の規模の拡大へと繋がり、さらに規模のメリットを活かしたサービス向上がテナントの入居満足度の向上へ繋がっていくという好循環を実現することを目指します。

（注）ポートフォリオNOIとは、ポートフォリオ全体にかかるNet Operating Incomeの略で、年間賃貸収入から固定資産税・都市計画税・損害保険料・管理費等の諸経費を控除した減価償却額控除前の純収入を指します。

(ロ) 投資家の視点をもつ資産運用

資産運用会社の現在の代表取締役を始め、その経営陣には、過去において有価証券への投資又は有価証券の投資顧問業に従事した経験を有する者がおります。このように、資産運用会社は、証券投資を業とする投資家層を出身母体とする人材の持つ投資ノウハウを活用することにより、投資家としての視点で不動産への資産運用を行うとの特質があります。

(ハ) 企業の系列に属しない、独立性ある資産運用

本投資法人の資産運用を行う資産運用会社は、特定の不動産会社又は企業の系列に属していません。すなわち、資産運用会社の100%株主である株式会社プロスペクトは分散された株主構成を有するため、その子会社である資産運用会社は一定の独立性をもち、これを本投

資法人の資産運用に活かして参ります。このような独立性の長所として、特定の不動産会社又は企業の系列を超えて売却予定物件に関する情報が持ち込まれる点があります。また、このように幅広く持ち込まれる不動産関連資産に関する情報につき、売主やその関係者の属する企業の系列を意識することなく、本投資法人の最適な資産運用の観点で物件の購入の是非を判断することが可能となります。さらに、物件の取得後において、資産の運用管理に当たり、企業の系列を考慮することや、これらに拘束されることなく、最適な資産の運用管理の観点から条件面において偏りのない取引先を選定することが可能となると考えます。

② 本投資法人の成長戦略

(イ) 成長戦略

a. 内部成長

本投資法人は、以下の方針でその内部成長を図ります。

- (i) プロパティ・マネジメント会社との協調関係及びプロパティ・マネジメント会社の管理を通じて、テナントの入居満足度の向上を目指します。

入居者の生活基盤となる賃貸住宅を主たる投資対象とする本投資法人のポートフォリオ管理において、日常の現場レベルでテナント管理及び建物管理に関する種々の施策の実施や提案に関する業務を遂行するプロパティ・マネジメント会社には、とりわけ賃貸住宅のプロパティ・マネジメント業務に精通した高い専門性と、組織的かつ効率的な業務遂行能力が不可欠であると考えています。また、かかる能力を有しかつ地域的に分散化された物件に入居する多数のテナントを対象に、高品質かつ均質なサービスを提供することを可能とするプロパティ・マネジメント会社を選定し、当該業務を委託することは、本投資法人のポートフォリオの維持運営上、最も重要な条件の一つであると考えています。

そこで、本投資法人は、各物件の管理の最適化を目指し、プロパティ・マネジメント会社の特性（当該プロパティ・マネジメント会社の地域的な需要に対する精通の度合いやその顧客層等）を考慮した上でプロパティ・マネジメント会社を選定することにより、当該物件毎の実情に最適なプロパティ・マネジメント業務を行わせる方針です。

また、プロパティ・マネジメント業務を受託するプロパティ・マネジメント会社を集中させることなく数社に分散させて、直接・間接に相互牽制を図ることにより、建物管理コストの削減、サービスの品質の維持、向上を目指します。

- (ii) 資産運用会社は、各物件の維持管理コスト削減、プロパティ・マネジメント会社のサービスの質（クオリティ）の統一化、時代に応じた住環境の快適性を追及し、マーケティング力を向上させ、ひいては収益を拡大することを目的とします。資産運用会社は、一級建築士、一級建築施工管理技師といった建物に関する専門家を内部に有することで、物件の大規模修繕を含めた維持管理や簡易な建物診断を、独自に行うことが可能です。
- (iii) 実際に取得した各物件毎に資産の特性を踏まえ、最適なテナントの確保が必要とされます。そのため、資産運用会社は、テナント情報を含めた当該物件を含む賃貸マーケット情報等のデータを独自に分析して、ポートフォリオ全体及び各物件について最適なマーケティング及び物件管理方針を決定します。また、このようにして確立されたマーケティング及び物件管理方針をプロパティ・マネジメント会社を通じて実践することにより、各物件毎の実情に即した稼働率の向上、テナント退出から新規入居までのタイムラグの最短化等を図り、可能な限り収益力の向上に努めます。

b. 外部成長

本投資法人は、以下の方針でその外部成長を図ります。

(i) 資産運用会社の親会社が保有する不動産に関する情報提供

資産運用会社の100%株主である株式会社プロスペクト（以下「物件提供会社」ということがあります。）は、全国の賃貸住宅を対象とした不動産関連資産の取得・運用に数多くの取引実績を有し、それらの業務経験及びノウハウは資産運用会社に受け継がれております。また、本投資法人及び資産運用会社は、物件提供会社との間で「情報の優先的提供等に関する覚書」を締結しております。本投資法人は、同覚書により、物件提供会社が入手する多くの不動産関連資産に関する情報のうち、本投資法人の投資基準に合致するものについて、その情報の優先的な提供（注）を受け、また、物件提供会社自身又は同社が一定の関係を有する特別目的会社が保有し、又は保有を予定する不動産の購入について優先的に交渉する権利を有しています。

（注）ここに「情報の優先的な提供」とは、物件提供会社が取得した不動産関連資産にかかる情報のうち、本投資法人の投資基準に合致するものを、資産運用会社に対して、遅くとも第三者に通知すると同時に通知することをいいます。

(ii) 物件情報提供会社が保有する不動産に関する情報提供

本投資法人及び資産運用会社は、三井不動産販売株式会社（以下「物件情報提供会社」といいます。）との間で、不動産関連資産に関する情報の提供について、「情報提供に関する覚書」を締結しています。本投資法人は、同覚書により、物件情報提供会社が入手する第三者保有の不動産関連資産に関する売却の情報のうち、本投資法人の投資基準に合致するものについて、速やかな情報提供を受けることができると期待されます。

(iii) 株式会社新日本建物との提携

本投資法人及び資産運用会社は、株式会社新日本建物との間で、同社が開発する賃貸住宅向けマンションの供給を受けることについて平成18年6月1日付で業務提携契約（パイプライン・サポート契約）を締結しています。本投資法人は同契約により、株式会社新日本建物又は第三者が保有し又は開発する不動産関連資産に関して、同社より当該不動産関連資産又はその売却に関する情報の提供を受けます。また、情報提供を受けた後に資産運用会社が本投資法人による当該不動産関連資産の購入を希望する場合には、一定の期間、売買契約の締結に向けて誠実に協議するものとされています。

(ロ) ポートフォリオ構築方針

本投資法人は、中長期的な観点から、着実な成長と安定した収益の確保を目指し、運用資産の運用を行うものとします。このような観点において、本投資法人は以下の方針でポートフォリオを構築します。

- ・ 本投資法人は、全部又は一部が住居の用に供される不動産が本体又は裏付けとなっている不動産関連資産に対して投資します。
- ・ 投資対象地域は、東京圏（東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県をいうものとし、及び政令指定都市、県庁所在地及びそれに準ずる都市並びにそれらの通勤圏とします。

a. 投資対象

本投資法人は、後記「(2) 投資対象 ① 投資対象とする資産の種類 (イ) 不動産等」の a. ないし b. 記載の特定資産（以下「不動産関連資産」といいます。）のうち、全部又は一部が住居の用に供される不動産が本体又は裏付けとなっている不動産関連資産に対して投資します（規約第29条第1項及び第2項）。

b. 投資地域

東京圏や政令指定都市においては、人口の増加若しくは減少の改善又は世帯数の増加が見られ、これは政令指定都市、県庁所在地及びそれに準ずる都市とそれらの通勤圏へも波及すると想定されることから、これに応じた賃貸住宅に対する需要も増加するものと考え

における「ポートフォリオの割合」はかかる基準において判断されるものとします。

タイプ	基準	入居者属性	市場の特徴	周辺環境	ポートフォリオの割合
シングル	35㎡未満	・単身者 ・子供のいない夫婦	人口・世帯数が増加している東京圏や主要地方都市での需要は高く、賃料単価は比較的高めである。	交通利便性や生活利便性が重視される。	35%～65%
ファミリー	35㎡以上	・家族世帯 (子供のいない夫婦を含む)	住宅取得意欲が高い層であるが企業社宅の代替需要等もあり需要は堅調に推移すると見込まれる。また、入居期間は比較的最長期となる傾向がある。	交通利便性や生活利便性の他、周辺環境の快適性も重視される。	35%～65%

③ 投資態度

本投資法人が取得する資産の組入比率は、以下の方針によります（規約第29条第5項）。

特定不動産（本投資法人が取得する特定資産のうち不動産、不動産の賃借権、地上権若しくは地役権又は不動産、土地の賃借権、地上権若しくは地役権を信託する信託の受益権をいいます。）の価額の合計額の本投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合を100分の75以上とします。

④ 投資基準

(イ) 保有期間

原則として5年超の長期保有を目的とします。

(ロ) 取得基準

個別の不動産関連資産の取得基準は、以下のとおりとします。

a. 取得金額

本投資法人は、資産の取得に当たり、競争力ある物件の取得を第一とします。従って、取得金額において一律の制限を設けることはせず、競争力ある物件であると判断される物件の入手機会を得た場合、金額において特段の下限を考慮することなく物件を取得することがあります。都市部又は駅に至近な中小規模の賃貸用住宅物件（一棟当たりの取得金額で数億円程度）等には競争力の高いものが存在することがあります。

b. 区分所有建物

本投資法人は、区分所有建物を取得する場合には、原則として、その全体（全ての専有部分）を取得しますが、例外的に、一棟のうち幾つかの専有部分を取得できない場合でも、他の区分所有者の属性、建物の特徴、資産の価値や希少性、区分所有者としての本投資法人が保有する議決権の割合等を勘案して、一棟全体ではない区分所有建物を取得することがあります。

c. 権利形態

本投資法人は、原則として、建物をその敷地の完全な所有権とともに取得できる場合に投資をします。但し、土地所有者や共有者の属性と権利内容を勘案し、敷地が借地である物件又は敷地を共有する物件の取得を行うことがあります。

d. 耐震構造

本投資法人は、原則として、建築基準法（昭和25年法律第201号、その後の改正を含みます。以下「建築基準法」といいます。）上のいわゆる新耐震基準を満たす物件又はそれと同等と判断した物件にのみ投資します。

e. 賃貸形態

本投資法人は、原則として、通常の賃貸契約関係に立ち、物件を住戸ごとに区分して賃貸する形態を念頭においてテナントとの賃貸借契約を締結します。しかしながら、以下のような賃貸形態をとる不動産関連資産についても、テナントの需要、当該物件の特性、地域特性、賃貸条件等を勘案し、これを本投資法人の投資対象とすることがあります。

- ・社宅又は寮については、既存のテナントが退去した後に、新たなテナントを通常の賃貸借契約に基づき入居させて管理運営できる場合に、取得を検討します。
- ・いわゆるサービス・アパートメント（家具や電化製品が一定程度設置されているもの、又はフロントサービス等居住者の利便性に配慮した内部的な役務提供が行われる特約付きの賃貸借契約により賃貸されているもの）については、通常の賃貸借契約に基づく運営形態に切り替えることが可能な場合に、取得を検討します。
- ・主として高齢者を対象として、家事補助サービス、食事の提供又は介護・医療サービスの提供を行うための設備があり、かつ、かかるサービスが住戸の賃貸と一体をなすものとして提供されている物件については、今後の市場環境を精査しつつ、本投資法人による資産運用の一環として、着実な成長と中長期的に安定した収益をもたらすと判断できる場合には取得を検討することがありますが、現時点では、このような資産の取得につき、更に市場環境を慎重に分析の上、検討することとします。

f. 開発物件

本投資法人は、開発中の不動産への投資は原則として行わないものとします。但し、建物が建設中の物件であっても引渡・竣工リスクが回避できると判断され、竣工後のテナント確保が十分に可能であると判断される場合には、建物竣工後の取得を条件として物件取得のための契約を締結できるものとします。

(ハ) デューデリジェンスの基準

本投資法人は、投資対象とする個々の不動産関連資産を選定するに当たり、当該不動産関連資産の予想収益、物件の立地エリアの将来性、建築仕様、耐震性能、権利関係、建築管理状況、環境・地質、遵法性等を総合的に検討し、次頁の基準に従って十分な経済的調査、物理的調査及び法的調査を実施するものとします。また、不動産関連資産の取得に当たり、建物調査、環境調査、鑑定評価については専門性・客観性・透明性の観点から本投資法人又は資産運用会社と利害関係を有しない独立した外部業者へ調査の委託を行った上で、投資適格性の判断を行います。

調査項目		調査事項
経済的調査	市場調査	①物件所在地の現在の市場賃料と中長期予想 ②周辺賃貸物件の成約状況と需要動向 ③物件所在地周辺の開発計画の動向 ④商圈人口、世帯数、年齢構成
	入居テナント調査	①既入居テナントの信用度 ②既入居テナントの賃料支払状況 ③既入居テナントの業種、賃借目的、契約内容、世帯状況、用途等 ④現在の稼働率、平均入居期間及びその将来見通し ⑤既入居テナントからのクレームの状況及び紛争の有無
	収益関係	①運営経費の現況及び改善余地 ②賃貸更新時の賃料変更の可能性 ③中長期修繕計画の策定及び予想される将来の費用負担の可能性 ④運営方法変更による価値向上の可能性 ⑤公租公課 ⑥鑑定評価
物理的調査	立地	①最寄り駅からの利便性、最寄り駅の乗降客数 ②利便施設、教育施設、官公署、娯楽施設等の配置、近接性 ③隣地との境界・越境の現況 ④都市計画及び地域計画 ⑤日照、眺望、騒音、通風等の環境状況 ⑥公共サービスの状況
	建築・設備・仕様概要	①主要構造、築年数、意匠、設計・施工業者等 ②内外装の部材の状況（間取り、使用資材、天井高、空調設備、衛生設備、防犯設備、放送受信設備、インターネット配備状況、給排水設備、昇降機設備、駐車場、駐輪場、エントランス等その他共用設備の状況等）
	耐震性能診断	①新耐震基準（昭和56年改正後の建築基準法に基づく建物等の耐震基準を指します。）又はそれと同水準以上の性能の確保 ②地震につき予想損失率の算出
	環境・地質	①アスベスト等の有害物質の使用状況 ②土地利用履歴、土壌汚染調査
	建物・管理	①関係法規（建築基準法、都市計画法（昭和43年法律第100号、その後の改正を含みます。以下「都市計画法」といいます。）、国土利用計画法（昭和49年法律第92号、その後の改正を含みます。以下「国土法」といいます。）、消防法（昭和23年法律第186号、その後の改正を含みます。以下「消防法」といいます。）、その他建築法規及び自治体による指導要綱等）の遵守状況等 ②建物管理状況の良否、管理規約の内容、管理会社へのヒアリング ③施工業者からの保証内容及びアフターサービス内容

調査項目		調査事項
法的調査	権利関係への対応	前所有者等の権利の確実性を検討します。特に共有物件・区分所有物件・借地物件等、本投資法人が物件の一部につき所有権を有しないか又は単独では所有権を有しない等権利関係が複雑な物件について、以下の点を含めその権利関係について慎重に検討します。
		①借地物件につき、借地権に関する対抗要件具備の有無及び借地権に優先する他の権利の有無
		②区分所有物件につき、敷地権登記の有無、建物と敷地権の分離処分の制限及びその登記の有無、持分割合の状況
		③敷金保全措置、長期修繕計画に基づく積立金の方針・措置
		④共有物件につき、共有物不分割特約及びその登記の有無、共有物分割請求及び共有持分売却等に関する適切な措置の有無並びに共有者間における債権債務関係
		⑤区分所有物件につき、本投資法人が区分所有者として保有することとなる議決権の全ての区分所有者の議決権に対する割合等
		⑥本投資法人による取得前に設定された担保の設定状況や契約の内容とその承継の有無
		⑦借地権設定者、区分所有者及び共有者等と締結された規約・特約等の内容（特に優先譲渡条項の有無とその内容）
		⑧借地権設定者、区分所有者及び共有者等の法人・個人の別等の属性
	⑨不動産を信託財産とする信託受益権については信託契約の内容	
境界調査	①境界確定の状況、越境物の有無とその状況	

⑤ 運営管理方針

前記までの基準と方針に従い取得した資産につき、資産運用会社はさらに収益の最大化を目指してその管理運営を行います。その際、最も重視する点は良質のテナントの確保と賃料の維持向上であり、そのためには前記「② 本投資法人の成長戦略 (イ) 成長戦略 a. 内部成長」に記載のとおり、物件の維持管理だけではなく、テナント誘致と入居者の満足度の向上を達成する力量のあるプロパティ・マネジメント会社の存在が不可欠であると考えます。

このような見地より、本投資法人は、プロパティ・マネジメント業務並びにこれを行うプロパティ・マネジメント会社との協調関係及びプロパティ・マネジメント会社の管理を重視しており、また、プロパティ・マネジメント会社の選定及び管理、プロパティ・マネジメント業務の重要な部分を占めるテナント・リーシングその他資産の運用管理については、次のような方針及び基準を設けています。

(イ) プロパティ・マネジメント会社の管理方針

a. プロパティ・マネジメント会社の選定基準

資産運用会社は、入居者の満足度を向上させ、ひいては運用収益の安定的な成長を実現するため、以下の観点から最適と判断されるプロパティ・マネジメント会社を選定します。

- ・ 各物件の賃貸需要に対する精通度合い
- ・ 各物件に関する知識・経験の豊富さ
- ・ 新規テナント募集に関する募集能力の高さ及び各物件の近隣の地元仲介業者とのネットワーク構築度
- ・ 物件に関する報告書作成能力及び事業計画能力
- ・ 経験、実績及び組織体制
- ・ 財務基盤

- ・ エンド・テナントからの要望への対応における迅速性、正確性、適切性
 - ・ 建物及び設備管理の保全能力
 - ・ 報酬手数料の水準
- b. プロパティ・マネジメント会社の管理・監督方針
- 資産運用会社は、プロパティ・マネジメント会社から月次で收受する以下の報告等を踏まえ、個別資産管理計画（後記「⑥ 資産管理計画」に定義します。）の検証を行うとともに、プロパティ・マネジメント会社に対してそれぞれの物件の個別資産管理計画書に沿った運営管理を実行するよう指導・監督を行います。
- ・ 収支実績状況と予算との対比
 - ・ テナントからの入金状況及び延滞がある場合はその回収状況
 - ・ テナントからの要望事項・苦情事項
 - ・ テナントとの賃貸契約更新状況及び退去状況
 - ・ 新規テナント募集のための営業活動状況
 - ・ 各物件周辺の賃貸住宅市場の状況
 - ・ 修繕工事の実施状況及び修繕計画の必要性の検討
 - ・ 各物件の遵法性（法定定期検査の実施状況等）
 - ・ その他、資産運用会社において協議が必要と考える事項

c. プロパティ・マネジメント会社の評価

資産運用会社は、前記 a. 及び b. の各項目を遵守し、またどの程度まで実践し達成したかの管理・運営実績について、各プロパティ・マネジメント会社のパフォーマンスを定期的に（原則として一年毎に）評価し、次の営業期間にさらなる実績の向上を目指します。また、場合により、その評価結果如何によっては、プロパティ・マネジメント会社の変更を検討することがあります。

(ロ) テナント審査基準

本投資法人は、新たなエンド・テナントについては、以下の項目を審査基準としており、リーシングを担当するプロパティ・マネジメント会社に、物件を賃貸するに当たっては、賃借人になろうとする者が法人であるか個人であるかにより、これらの点について審査をすることを求めています。

a. 法人への賃貸

- ・ 業種、業績等（財務内容の健全性）
- ・ 賃貸使用目的、賃貸期間、入居人数
- ・ 連帯保証人の有無とその属性

b. 個人への賃貸

- ・ 年収及び年収に占める賃料総額の割合
- ・ 勤務先及び勤続年数
- ・ 賃貸使用目的、賃貸期間、入居人数
- ・ 連帯保証人の有無とその属性

(ハ) 付保方針

- a. 損害保険の付保に関しては、各物件の特性に応じて適正と判断される内容の火災保険及び賠償責任保険を付保します。
- b. 地震保険の付保に関しては、物件の予想損失率が20%以上である場合には、当該物件について地震保険を付保することを検討し、当該物件を除外したポートフォリオ全体の予想損失率が20%を超えないようにします。

⑥ 資産管理計画

資産運用会社は、本投資法人の営業期間毎に不動産関連資産全体について「資産管理計画」を、各不動産関連資産毎に「個別資産管理計画」を策定し、計画的な資産の運用を行います。

(イ) 資産管理計画

本投資法人の保有するポートフォリオの運営管理について各営業年度毎に「資産管理計画書」を策定し、計画的な運用管理を実施します。資産管理計画は、各営業期間開始時点のポートフォリオ全体の月次及び営業期間の収支予算及び個別資産管理計画により構成するものとし、各営業期間の開始時まで運用会議の決議により決定されます。

(ロ) 個別資産管理計画

個別の物件における内部成長の実現のため、営業期間毎に策定される個別資産管理計画は、物件毎に、当営業期間の収支予算、運営計画、修繕計画、プロパティ・マネジメント会社の選定等の項目から構成されます。

(ハ) 資産管理計画の検証

a. 月次での検証

資産運用会社は、各物件及びポートフォリオ全体での月次収支実績を検証します。月次収支予算と実績に乖離がある場合等、資産管理計画の見直しが必要と判断される場合には、速やかに修正資産管理計画を策定します。

なお、期中に不動産関連資産の取得・売却を行った場合も同様とします。

b. 各営業期間毎の検証

資産運用会社は、各物件及びポートフォリオ全体の運用状況を分析し、これらを踏まえ翌営業期間の資産管理計画を策定します。

⑦ 売却方針

本投資法人は、不動産関連資産を、中長期的観点から保有するものとし、短期的にこれらを売却しないものとします。但し、不動産関連資産の効率的運用には、単なる長期的な保有のみならず、適切な時期及び機会において資産を売却することにより売却益を得ることや、より拡大する可能性のある将来の損失を回避することも重要な戦略であります。賃貸住宅は物件毎の規模が小さいため、物件を売却することにより資金回収等を図りポートフォリオの柔軟な組替えが比較的容易であるため、不動産市場の動向、周辺の開発予測、収益性の見通し、個別物件の状況、ポートフォリオ全体の構成等を考慮の上、総合的に判断の上個々の不動産関連資産を売却するものとします。

⑧ 財務方針

(イ) 基本方針

本投資法人のために、財務活動の機動性と資金繰りの安定及び金利収支の改善の諸点に注意しながら最適な資金調達構造を維持し、それにより物件取得による本投資法人の外部成長を図ります。

(ロ) 借入れ及び投資法人債発行

a. 基本方針

短期又は長期、変動金利又は固定金利及び有担保又は無担保等のバランスをとりながら、本投資法人の借入れ又は投資法人債の発行を行います。

b. 総資産に対する負債比率

本投資法人の保有する資産の総額に対する借入金（投資法人債を含みます。）残高の割合（以下「LTV」といいます。）の上限は、60%を目途とします。

但し、資産の取得状況や投資口の追加発行のタイミング等により一時的に上記数値を超えることがあります。

c. 借入先の選定

借入先の選定に当たっては、借入期間、金利、担保提供の要否、手数料等の諸条件につき複数の金融機関と交渉し、市場条件とも比べながら、その内容を総合的に考慮してこれを選定します。なお、借入先は、証券取引法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家に限ります。

(ハ) 投資口の追加発行

本投資法人の資産の長期的かつ安定的な成長を目指し、金融環境を的確に把握した上で、投資口の希薄化（新規投資口の追加発行による投資口の持分割合の低下及び投資口1口当たりの純資産額又は分配金の減少）に配慮しつつ、投資口の追加発行を行います。

⑨ 開示方針

(イ) 投信法、証券取引法、東京証券取引所、投資信託協会等がそれぞれ要請する内容及び様式に従って開示を行います。

(ロ) 投資家に対して可能な限り迅速かつ正確な情報開示ができる環境を整えることに努めます。

(2) 【投資対象】

① 投資対象とする資産の種類（規約第30条）

以下、本投資法人による投資対象を示します。

(イ) 不動産等

本投資法人はその規約で、主として以下に掲げる特定資産に投資するものとしています（規約第30条第1項）。

a. 不動産

b. 次に掲げる各資産（以下併せて「不動産同等物」と総称します。）

(i) 不動産の賃借権

(ii) 地上権

(iii) 地役権

(iv) 不動産、土地の賃借権、地上権又は地役権を信託する信託の受益権（不動産に付随する金銭と併せて信託する包括契約を含みますが、有価証券に該当するものを除きます。）

(v) 信託財産を主として不動産、不動産の賃借権、地上権又は地役権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（有価証券に該当するものを除きます。）

(vi) 当事者の一方が相手方の行う(a)不動産又は(b)上記(i)ないし(v)に掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約にかかる出資の持分（以下「不動産に関する匿名組合出資持分」といいます。）

(vii) 信託財産を主として不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（有価証券に該当するものを除きます。）

c. 裏付けとなる資産の2分の1を超える額を不動産等に投資することを目的とする次に掲げるもの（以下併せて「不動産対応証券」と総称します。）

(i) 優先出資証券（資産流動化法第2条第9項に定める優先出資証券をいいます。）

(ii) 受益証券（投信法第2条第12項に定める受益証券をいいます。）

- (iii) 投資証券（投信法第2条第22項に定める投資証券をいいます。）
 - (iv) 特定目的信託の受益証券（資産流動化法第2条第15項に定める特定目的信託の受益証券（上記b. (iv)、(v)又は(vii)に掲げる資産に該当するものを除きます。）
- (ロ) その他

本投資法人は、前項に掲げる特定資産の他、以下の特定資産により運用します（規約第28条第2項及び第3項）。

a. 次に掲げる特定資産

- (i) 預金
- (ii) 国債証券（証券取引法第2条第1項第1号で定めるものをいいます。）
- (iii) 地方債証券（証券取引法第2条第1項第2号で定めるものをいいます。）
- (iv) 特別の法律により法人の発行する債券（証券取引法第2条第1項第3号で定めるものをいいます。）
- (v) 株券
- (vi) 譲渡性預金
- (vii) コマーシャル・ペーパー（証券取引法第2条第1項第8号に定めるものをいいます。）
- (viii) 資産流動化法に規定する特定社債券（資産流動化法第2条第9項に定める特定社債券をいいます。）
- (ix) 金銭債権（投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号、その後の改正を含みます。以下「投信法施行令」といいます。）第3条第11号に定めるものをいいます。）
- (x) 信託財産を主として本a. (i)ないし(ix)に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（有価証券に該当するものを除きます。）

b. 金融デリバティブ取引に関する権利（投信法施行令第3条第14号に定めるものをいいます。）

c. 本投資法人は、a. 及びb. に定める特定資産のほか、以下に掲げる資産に投資することができます。

- (i) 商標法（昭和34年法律第127号、その後の改正を含みます。）に基づく商標権等（商標権又はその専門使用権若しくは通常使用権をいいます。）
- (ii) 温泉法（昭和23年法律第125号、その後の改正を含みます。）に定める温泉の源泉を利用する権利及び当該温泉に関する設備
- (iii) 民法（明治29年法律第89号、その後の改正を含み、以下「民法」といいます。）上の動産等（設備、備品その他の構造上若しくは利用上不動産に付加された物件、又は、不動産、不動産の賃借権、地上権若しくは地役権の取得に付随して取得する物件等をいいます。）
- (iv) 民法上の組合（不動産、不動産の賃借権、地上権若しくは地役権を出資することにより設立され、その賃貸・運営・管理を目的としたもの、又は、不動産、不動産の賃借権、地上権若しくは地役権の取得に付随するもの（区分所有者の団体を含みます。）をいいます。）の出資持分
- (v) 東京証券取引所が定める「不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例」に定める「不動産関連資産」

② 投資基準及び種類別、地域別、用途別等による投資割合

(イ) 投資基準については、前記「(1) 投資方針 ④ 投資基準」をご参照下さい。

(ロ) 種類別、地域別、用途別等による投資割合については、前記「(1) 投資方針 ② 本投資法人の成長戦略 (ロ) ポートフォリオ構築方針」をご参照下さい。

(3) 【分配方針】

本投資法人は、毎決算期最終の投資主名簿（実質投資主名簿を含みます。以下同じとします。）に記載又は記録された投資主又は登録投資口質権者に対して、以下の方針に従って金銭の分配を行うものとします。

① 利益の分配

(イ) 本投資法人は、利益（投信法第136条に規定される、本投資法人の貸借対照表上の純資産額から出資総額等の合計額を控除して算出した金額をいい、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って計算されるものとします。下記②において同じです。）の額に相当する金額の全額又はその一部を金銭により投資主に分配します（規約第36条第1項第(1)号）。

(ロ) 分配金額は、租税特別措置法第67条の15第1項（以下「投資法人にかかる課税の特例規定」といいます。）に規定される本投資法人の配当可能所得の金額（以下「配当可能所得金額」といいます。）の100分の90に相当する金額を超えて分配するものとして、本投資法人が決定する金額とします。なお、本投資法人は資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金及びこれらに類する積立金等を積み立てることができ（規約第36条第1項第(2)号）。

(ハ) 利益の金額のうち、分配金に充当せず留保したものについては、本投資法人の資産運用の対象及び方針に基づき運用を行うものとします（規約第36条第1項第(3)号）。

② 利益を超えた金銭の分配

本投資法人は、利益の金額が配当可能所得金額の100分の90に相当する金額に満たない場合又は経済環境、不動産市場、賃貸市場等の動向により本投資法人が適切と判断する場合、上記①(ロ)で定める分配金額に、決算期に計上する減価償却額に相当する金額を限度として、本投資法人が決定した額を加算した額を、利益の金額を超えて、投資主に金銭で分配することができます。また、この場合において金銭の分配金額が投資法人にかかる課税の特例規定における要件を満たさない場合には、当該要件を満たす目的をもって本投資法人が決定した金額をもって金銭の分配をすることができます（規約第36条第1項第(4)号）。利益を超えて投資主に分配される金額は、まず出資剰余金から控除し、控除しきれない額は出資総額から控除します。

本投資法人は、安定的な分配金の支払いを重視しますが、利益を超えた金銭の分配に関して、かかる分配を受けた個人投資主がその分配の都度税務上の譲渡損益の算定を自己において行うことが必要とされる限りにおいては、投資主に対して利益を超えた金銭の分配は行わないものとします。但し、本投資法人が投資法人にかかる課税の特例規定における要件を満たすことを目的とする場合等で、利益を超えた金銭の分配を行うことが必要であると本投資法人の役員会において判断される場合には、上記の分配方針に従い利益を超えた金銭の分配を行うことがあります。

③ 金銭の分配の制限

本投資法人が借入れを行う場合、その財務状況により、金銭の分配を制限又は停止すると契約上の制約に服することがあります。

④ 分配金の支払方法

分配金は、金銭により分配するものとし、決算期における最終の投資主名簿に記載又は記録のある投資主又は登録投資口質権者を対象に、原則として決算期から3ヶ月以内に投資口の所有口数に応じて分配します（規約第36条第1項第(5)号）。

⑤ 金銭の分配の時効等

分配金は、その支払開始の日から満3年を経過したときは、本投資法人はその支払いの義務を免れるものとします。なお、未払分配金には利息を付さないものとします（規約第36条第2項）。

⑥ 本投資法人は、上記①から⑤の他、金銭の分配にあたっては、投資信託協会の定める規則等に従うものとします。

(4) 【投資制限】

① 規約に基づく投資制限

本投資法人の規約に基づく投資制限は以下のとおりです。

(イ) 前記「(2) 投資対象 ① 投資対象とする資産の種類（規約第30条）（ロ）その他」に定める有価証券及び金銭債権等は、積極的に投資を行うものではなく、安全性及び換金性又は前記「(2) 投資対象 ① 投資対象とする資産の種類（規約第30条）（イ）不動産等」に掲げる特定資産との関連性を勘案した運用を図るものとします（規約第31条第1項）。

(ロ) 前記「(2) 投資対象 ① 投資対象とする資産の種類（規約第30条）（ロ）その他」に掲げる金融デリバティブ取引に関するかかる権利は、本投資法人にかかる負債から生じる金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的とした運用に限るものとします（規約第31条第2項）。

(ハ) 本投資法人は、運用資産の着実な成長並びに効率的な運用及び運用の安定性に資するため、資産の取得、修繕費若しくは分配金の支払い、本投資法人の運営に要する資金、又は債務の返済（敷金・保証金並びに借入金及び投資法人債の債務の返済を含みます。）等の資金の手当てを目的として、資金を借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）又は投資法人債を発行することができます。なお、資金を借入れる場合は、証券取引法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家からの借入れに限り（規約第37条第1項）。その場合には、本投資法人は運用資産を担保として提供することができます（規約第37条第2項）。借入金及び投資法人債発行の限度額は、それぞれ1兆円とし、その合計額が1兆円を超えることはできません（規約第37条第3項）。

② 投信法による制限

本投資法人は投信法による投資制限に従います。主なものは次のとおりです。

(イ) 資産運用会社による運用制限

登録を行った投資法人は、投資信託委託業者（資産運用会社）にその資産の運用にかかる業務の委託をしなければなりません。資産運用会社は、本投資法人の資産の運用にかかる業務に関して一定の行為を行うことが禁止されており、結果的に、投資法人が一定の投資制限に服することになります。かかる禁止行為のうち、後記「第二部 投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 2 利害関係人等との取引制限」に記載される利害関係人等との取引制限を除く主なものは次のとおりです。

a. 投資法人相互間の取引

資産運用会社が資産の運用を行う投資法人相互間において取引を行うこと（投信法第34

条の3第1項第5号)。但し、双方の投資法人の投資主の保護に欠けるおそれが少ないと認められる以下の場合を除きます(投信法施行令第33条)。

(i) 次に掲げる要件の全てを満たす取引

(a) 次に掲げるいずれかの場合に該当するものであること。

I 資産運用委託契約の終了に伴うものである場合

II 投資口の払戻しに伴う払戻金の支払いに応じるために行うものである場合

III その資産について、法令の規定又は規約に定められている投資の割合を超えるおそれがある場合において、その割合を超えることを避けるために行うものである場合

IV 投資法人相互間で取引を成立させる意図をもって行うものでない場合

(b) 有価証券の売買その他の「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」(平成12年総理府令第129号。その後の改正を含みます。以下「投信法施行規則」といいます。)で定める取引であって、同規則で定めるところにより公正な価額により行うものであること。

(ii) 個別の取引毎に双方の投資法人の全ての投資主の同意を得て行う取引

(iii) その他投資主の保護に欠けるおそれのないものとして監督官庁の承認を受けて行う取引

b. 投資信託財産と投資法人の取引

資産運用会社が投資信託委託業者として運用指図を行う投資信託財産と資産の運用を行う投資法人との間において取引を行うことを受託会社に指図すること(投信法第15条第1項第3号)。但し、投資信託財産にかかる受益者又は投資法人の投資主の保護に欠けるおそれが少ないと認められる以下の取引を除きます(投信法施行令第18条)。

(i) 投資信託財産について、次に掲げる要件の全てを満たす取引

(a) 次に掲げるいずれかの場合に該当するものであること。

I 投資信託契約の終了に伴うものである場合

II 投資信託契約の一部解約に伴う解約金の支払いに応ずるために行うものである場合

III 法令の規定又は投資信託約款に定められている投資の割合を超えるおそれがある場合において、その割合を超えることを避けるために行うものである場合

IV 投資法人との間で取引を成立させる意図をもって行うものでない場合

(b) 有価証券の売買その他の投信法施行規則で定める取引であって、投信法施行規則で定めるところにより公正な価額により行うものであること。

(ii) 投資法人について、次に掲げる要件の全てを満たす取引

(a) 次に掲げるいずれかの場合に該当するものであること。

I 資産運用委託契約の終了に伴うものである場合

II 投資口の払戻しに伴う払戻金の支払いに応ずるために行うものである場合

III その資産について、法令の規定又は規約に定められている投資の割合を超えるおそれがある場合において、その割合を超えることを避けるために行うものである場合

IV 投資信託財産との間で取引を成立させる意図をもって行うものでない場合

(b) 有価証券の売買その他の投信法施行規則で定める取引であって、投信法施行規則で定めるところにより公正な価額により行うものであること。

(iii) 個別の取引毎に全ての受益者及び全ての投資主の同意を得て行う取引

(iv) その他受益者及び投資主の保護に欠けるおそれのないものとして監督官庁の承認を受

けて行う取引

c. 第三者の利益を図る取引

資産運用会社が特定の有価証券等に関し、当該投資法人の資産の運用としての取引に基づく価格、指数、数値又は対価の額の変動を利用して自己又は当該投資法人以外の第三者の利益を図る目的をもって、正当な根拠を有しない取引を行うこと（投信法第34条の3第1項第6号）。

d. 投資法人の利益を害する取引

資産運用会社が通常の実行の条件と異なる条件で、かつ、当該条件での取引が当該投資法人の利益を害することとなる条件での取引を行うこと（投信法第34条の3第1項第7号）。

e. その他投信法施行規則で定める取引

上記の他、資産運用会社が行う行為のうち、投資主の保護に欠け、若しくは投資法人の資産の運用の適正を害し、又は投資法人の信用を失墜させるおそれのあるものとして投信法施行規則で定める以下の行為（投信法第34条の3第1項第8号、投信法施行規則第52条）。

- (i) 資産の運用の範囲及びその実行に関する事項、報酬の額又は支払いの時期その他の資産運用委託契約の内容の重要な部分の変更を、投信法第34条の7において準用する有価証券にかかる投資顧問業の規制等に関する法律（昭和61年法律第74号、その後の改正を含みます。以下「投資顧問業法」といいます。）第15条第1項に規定する書面に準ずる書面を交付しないで行うこと（当該書面の交付に代えて、電磁的方法により当該書面に記載すべき事項を提供する場合にあっては、当該事項を提供しないで行うこと。）
- (ii) 資産運用会社が資産運用委託契約を締結した投資法人以外の者の利益を図るため、当該投資法人の利益を害することとなる取引を行うこと（投信法第34条の3第1項第6号及び第7号並びに第2項第1号乃至第3号までに掲げる取引に該当するものを除きます。）
- (iii) 他人から不当な制限又は拘束を受けて投資法人の資産の売買その他の取引を行い、又は行わないこと。
- (iv) 特定の銘柄の有価証券等について、不当に売買高若しくは取引高を増加させ、又は作為的に値付けを行うことを目的とした取引を行うこと。
- (v) 投資法人のために投資顧問業法第2条第13項に規定する証券取引行為を行う場合において、当該証券取引行為の相手方の代理人となること（但し、資産運用会社が証券業を営んでいる場合（資産運用会社が証券取引法第2条第12項に定める証券仲介業者又は外国証券業者に関する法律（昭和46年法律第5号。その後の改正を含みます。）第2条第2号の2に定める許可外国証券業者である場合は除きます。）はこの限りではありません。）

(ロ) 同一株式の取得制限

登録投資法人は、同一の法人の発行する株式にかかる議決権を、保有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数の100分の50を超えることとなる場合には、当該株式を取得することができません（投信法第194条、投信法施行規則第221条）。

(ハ) 自己投資口の取得及び質受けの制限

投資法人は、当該投資法人の投資口を取得し、又は質権の目的として受けることができません。但し、次に掲げる場合において自らが発行した投資口を取得するときは、この限りではありません（投信法第80条第1項）。

- a. 合併後消滅する投資法人から当該投資口を承継する場合。

- b. 投信法の規定により当該投資口の買取りをする場合。
- c. その他投信法施行規則で定めるとき。

(ニ) 子法人による親法人投資口の取得制限

他の投資法人（子法人）の発行済投資口数の総口数の過半数に当たる投資口を有する投資法人（親法人）の投資口については、次に掲げる場合を除く他、当該子法人は、取得することができません（投信法第81条第1項）。なお、他の投資法人の発行済投資口数の総口数の過半数の投資口を、親法人及び子法人又は子法人が有するときは、当該他の投資法人はその親法人の子法人とみなされます。

- a. 合併後消滅する投資法人から親法人投資口を承継する場合。
- b. その他投信法施行規則で定めるとき。

(ホ) その他の投資制限

- a. 有価証券の引受け及び信用取引

有価証券の引受け及び信用取引は行いません。

- b. 集中投資

集中投資について法令上制限はありません。なお、不動産の用途・所在地域による分散投資に関する方針について、前記「(1) 投資方針 ② 本投資法人の成長戦略 (ロ) ポートフォリオ構築方針」をご参照下さい。

- c. 他のファンドへの投資

他のファンド（投資証券及び投資信託の受益証券）への投資について、規約上の制限はありません。

3【投資リスク】

(1) リスク要因

以下には、本投資証券への投資に関してリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しています。但し、以下は本投資証券への投資に関する全てのリスクを網羅したのではなく、記載されたリスク以外のリスクも存在します。また、本投資法人が保有している個別の不動産及び信託の受益権の信託財産である不動産特有のリスクについては、後記「5 運用状況 (2) 投資資産 ③ その他投資資産の主要なもの (ハ) 個別資産の概要」を併せてご参照下さい。

本投資法人は、可能な限りこれらリスクの発生の回避及びリスクが発生した場合の対応に努める方針ですが、回避及び対応が結果的に十分であるとの保証はありません。

以下に記載するリスクが現実化した場合、本投資証券の市場価格は下落すると考えられ、その結果、元本の欠損が生じる可能性があります。また、本投資法人の純資産額の低下その他財務状況の悪化により、分配率の低下が生じる可能性があります。

各投資家は、自らの責任において、本「3 投資リスク」を含む本書の記載事項を慎重に検討した上で本投資証券に関する投資判断を行う必要があります。

本「3 投資リスク」に記載されているリスク項目は、以下のとおりです。

① 一般的なリスク

- (イ) 投資口及び投資証券の商品性に関するリスク
- (ロ) 本投資証券の払戻しができないことに関するリスク
- (ハ) 本投資証券の市場性に関するリスク
- (ニ) 本投資証券の価格変動に関するリスク
- (ホ) 投資口の希薄化に関するリスク
- (ヘ) 金銭の分配に関するリスク
- (ト) LTVに関するリスク
- (チ) 投資法人の法律上、税制上、その他諸制度上の取扱いに関するリスク
- (リ) 本投資法人の登録が取消されるリスク

② 商品設計及び関係者に関するリスク

- (イ) 収入及び費用、キャッシュ・フローの変動に関するリスク
- (ロ) 借入れ及び投資法人債に関するリスク
- (ハ) 本投資法人以外の関係者への依存に関するリスク
- (ニ) 資産運用会社に関するリスク
- (ホ) プロパティ・マネジメント会社に関するリスク
- (ヘ) 役員の職務遂行にかかるリスク
- (ト) 本投資法人の運営に関与する法人の利益相反等に関するリスク
- (チ) 本投資法人や資産運用会社の歴史が浅いことによるリスク
- (リ) インサイダー取引規制等が存在しないことによるリスク
- (ヌ) 敷金・保証金の利用に関するリスク
- (ル) 投資対象を主として住居用の不動産及び信託不動産としていることによるリスク
- (ヲ) 本投資法人の投資方針の変更に関するリスク

③ 不動産関連資産－不動産に関するリスク

- (イ) 不動産の流動性、取引コスト等に関するリスク
- (ロ) 物件取得の競争に関するリスク
- (ハ) テナントの獲得競争に関するリスク

- (ニ) 不動産の物的及び法的な欠陥・瑕疵に関するリスク
- (ホ) 土地の境界紛争等に関するリスク
- (ヘ) 不動産にかかる行政法規・条例等に関するリスク
- (ト) 法令等の変更に関するリスク
- (チ) 区分所有物件に関するリスク
- (リ) 共有物件に関するリスク
- (ヌ) 借地物件に関するリスク
- (ル) 専門家報告書等に関するリスク
- (ヲ) わが国における賃貸借契約に関するリスク
- (ワ) 賃料の減額に関するリスク
- (カ) 不動産の運用費用の増加に関するリスク
- (ヨ) 入居者の建物使用態様に関するリスク
- (タ) 不動産の毀損等に関するリスク
- (レ) 災害等による建物の毀損、滅失及び劣化のリスク
- (ソ) 不動産にかかる所有者責任に関するリスク
- (ツ) 有害物質にかかるリスク
- (ネ) 投資対象とする不動産の偏在に関するリスク
- (ナ) テナントの支払能力に関するリスク
- (ラ) 売主の倒産等の影響を受けるリスク
- (ム) 転貸に関するリスク
- (ウ) 借家物件に関するリスク
- (キ) 開発物件に関するリスク
- ④ 不動産関連資産－信託受益権特有のリスク
 - (イ) 信託受益者として負うリスク
 - (ロ) 信託の受益権の流動性にかかるリスク
 - (ハ) 信託受託者にかかるリスク
 - (ニ) 不動産信託受益権の準共有にかかるリスク
- ⑤ 税制に関するリスク
 - (イ) 導管性要件にかかるリスク
 - (ロ) 税務調査等による更正処分のため、導管性要件が事後的に満たされなくなるリスク
 - (ハ) 不動産の取得に伴う軽減税制が適用されないリスク
 - (ニ) 一般的な税制の変更にかかるリスク
- ⑥ その他
 - (イ) 取得予定資産の取得及び売却予定資産の売却を実行することができないリスク
 - (ロ) 過去の収支状況が将来の本投資法人の収支状況と一致しないリスク

① 一般的なリスク

- (イ) 投資口及び投資証券の商品性に関するリスク

投資口又は投資証券は、株式会社における株式又は株券に類似する性質（いわゆるエクイティ証券としての性質）を持ち、投資金額の回収や利回りの如何は本投資法人の業務又は財産の状況に影響されるものであり、譲渡による換価時に投資金額以上の回収を図ることができるとの保証はありません。また、本投資法人にかかる通常の清算又は倒産手続の下における清算においては、エクイティ証券として最劣後の地位となり、元本すなわち投資額の全部又は一部の支払いが行われない可能性があります。本投資証券は、元本の保証が行われる商

品ではなく、金融機関の預金と異なり預金保険等の対象ではありません。

(ロ) 本投資証券の払戻しができないことに関するリスク

本投資証券は、投資主からの請求による投資口の払戻しを行わないクローズド・エンド型です。従って、投資主が本投資証券を換価する手段は、投資主総会での決議に基づき本投資法人が解散し清算された場合の残余財産分配請求権等を除き、第三者に対する売却（証券取引所に上場されている場合には取引市場を通じた売却を含みます。）に限られます。本投資証券の第三者に対する売却が困難又は不可能となった場合、投資主は、本投資証券を希望する時期及び条件で換価できないこととなります。

(ハ) 本投資証券の市場性に関するリスク

本投資証券は、本投資法人の資産総額の減少、投資口の売買高の減少その他により、東京証券取引所の定める「不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例」に規定される上場廃止基準に抵触する場合には、本投資証券の上場が廃止されます。

本投資証券の上場が廃止された場合、又はその他の理由で本投資証券の東京証券取引所における売却が困難若しくは不可能となった場合には、投資主は、相対取引による売却によって換価する他なく、換価の機会は制限されます。これらの場合はもとより、投資主は、本投資証券を希望する時期又は条件で換価できるとは限らず、また、全く換価できない可能性があり、これにより損害を被る可能性があります。

上記に加えて、本書の日付現在では、不動産投資信託の将来の市場規模を予測することはできず、本投資証券がどの程度活発に取引されるかも予測できません。さらに、不動産投資信託の上場市場の存続も保証されていません。

(ニ) 本投資証券の価格変動に関するリスク

本投資証券の市場価格は、取引所における需給関係や、不動産関連資産への投資の動向、他の資産への投資との比較、エクイティ市場の状況、金利情勢、経済情勢等、市場を取り巻く様々な要因の影響を受けます。また、地震等の天災や構造計算書偽装問題等の不動産取引の信用性に悪影響を及ぼす社会的事象その他の事象を契機として、不動産への投資とそれ以外の資産への投資との比較により、不動産投資信託全般の需給が崩れないとの保証はありません。

本投資証券が取引所において一時的に大量に売却される場合、本投資証券の市場価格が大幅に下落する可能性があります。本投資法人は、不動産及び不動産を主たる信託財産とする信託受益権（以下「不動産信託受益権」といいます。）を主な投資対象としていますが、不動産の価格及び不動産信託受益権の価格は、不動産市況、社会情勢等の影響を特に受け易いといえます。さらに、不動産及び不動産信託受益権の流動性は一般に低いので、望ましい時期及び価格で売却することができない可能性があり、そのために実際の売却時までには価格が下落する可能性等もあります。これらの要因により本投資法人の保有する資産の価値が下落すれば、本投資証券の市場価格の下落をもたらす可能性があります。

また、東京証券取引所の不動産投資信託証券市場の将来的な規模及び同市場における流動性の不確実性、法制や税制の変更等が本投資証券の価格形成に影響を及ぼす可能性があります。

(ホ) 投資口の希薄化に関するリスク

本投資法人は、資産の取得若しくは修繕等、本投資法人の運営に要する資金、又は債務の返済（敷金・保証金並びに借入金及び投資法人債の債務の返済を含みます。）等の資金の手当てを随時必要としています。かかる資金の手当てを目的として投資口を随時追加発行する予定です。投資口が追加発行された場合、既存の投資主が有する投資口の本投資法人の発行済投資口総数に対する割合は希薄化する可能性があります。また、期中において追加発行さ

れた投資口に対して、その期の保有期間が異なるにもかかわらず、既存の投資主が有する投資口と同額の金銭の分配を行う予定であり、既存の投資主が有する投資口への分配額に影響を与える可能性があります。さらに、追加発行の結果、本投資法人の投資口1口当たりの純資産額や市場における需給バランスが影響を受けることがあります。

(へ) 金銭の分配に関するリスク

本投資法人は前記の分配方針に従い、投資主に対して金銭の分配を行う予定ですが、分配の有無、金額及びその支払いは、いかなる場合においても保証されるものではありません。

(ト) LTVに関するリスク

本投資法人のLTVの上限は、資産運用会社の投資運用規程により60%を目途としますが、資産の取得状況や投資口の追加発行のタイミング等により一時的にこの数値を超えることがあります。LTVの値が高まれば高まるほど、一般的に、分配可能金額が金利変動の影響を受け易くなり、その結果投資主への分配額が減少するおそれがあります。

(チ) 投資法人の法律上、税制上、その他諸制度上の取扱いに関するリスク

投資法人に関する法律上、税制上その他諸制度上の取扱い若しくは解釈が大幅に変更され、又は新たな法律が制定又は施行された場合、それに伴い、本投資法人の現在の運用方針、運営形態等の変更が必要となる可能性があります。その結果、本投資法人の存続、収益等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(リ) 本投資法人の登録が取消されるリスク

本投資法人は、投信法の下で投資法人としての登録を受けており、将来にわたりこれを維持する方針ですが、一定の事由が発生した場合、登録を取消される可能性があります。その場合、本投資証券の上場が廃止されるとともに、本投資法人は解散すべきものとされ、清算手続に入ることになります。

② 商品設計及び関係者に関するリスク

(イ) 収入及び費用、キャッシュ・フローの変動に関するリスク

本投資法人の収益は、主として本投資法人が取得する不動産関連資産又はその裏付けとなる不動産及び信託不動産からの賃料収入に依存しています。不動産関連資産にかかる賃料収入は、物件の稼働率の低下、賃料水準の低下（賃料水準に関しては、後記③ 不動産関連資産－不動産に関するリスク（ワ）わが国における賃貸借契約に関するリスク及び（フ）賃料の減額に関するリスクも併せてご参照下さい。）、テナントによる賃料の支払債務の不履行・遅延等により、大きく減少する可能性があります。テナントの入居時に支払能力又は信用状態を審査しますが、これらは入居後に悪化する可能性もあります。また、当該物件に関して締結される賃貸借契約に基づく賃料が、一般的な賃料水準に比して適正な水準にあるとは限りません。

本投資法人は、資産運用会社を通じて、良質のテナントを確保すべく努力しますが、その目的が達成されるとは限りません。

また、収入の減少だけでなく、退去するテナントへの敷金・保証金の返還、多額の資本的支出、未稼働の物件の取得等は、キャッシュ・フローを減ずる効果をもたらし、投資主への分配金額に悪影響を及ぼす可能性があります。

賃料収入の他、不動産関連資産の売却に伴い収入が発生する可能性があります。不動産関連資産の売却に伴う収入は、恒常的に発生するものではなく、本投資法人の運用方針や不動産市場の環境に左右されるものであって、安定的に得られる性格のものではありません。また、売却に伴い損失が発生する場合があります。

他方、不動産関連資産に関する費用としては、減価償却費、不動産に関して課される公租

公課、不動産に関して付保された保険の保険料、管理組合費、水道光熱費、不動産管理費用、清掃衛生業務、保安警備業務及び設備管理業務等の建物管理業務にかかる費用、維持修繕費用、借地借家料並びにテナント誘致費用（媒介手数料、広告料等）等があります。かかる費用の額は状況により増大する可能性があります（費用の増加リスクに関しては、後記③(カ)も併せてご参照下さい。）。

このように、不動産関連資産からの収入が減少する可能性がある一方で、不動産関連資産に関する費用が増大する可能性があり、これら双方又はいずれか一方の事由が生じた場合、投資主への分配金額の減少その他の悪影響を及ぼす可能性があります。

(ロ) 借入れ及び投資法人債に関するリスク

本投資法人は、本書記載の投資方針に従い、継続的に適格機関投資家からの借入れ及び投資法人債の発行による資金調達を行うことを予定しています。本投資法人は規約において、その上限を、借入れについては1兆円、投資法人債については1兆円（但し、合計して1兆円を超えないものとします。）としています。

借入れ及び投資法人債の発行の可能性及び条件は、金利情勢その他の要因による影響を受けるため、今後、本投資法人の希望する時期及び条件で借入れ及び投資法人債の発行を行うことができるという保証はありません。借入れ及び投資法人債の金利は、借入れ時及び投資法人債発行時の市場動向に左右され、変動金利の場合、その後の市場動向にも左右されます。一般的に、市場金利が上昇傾向にある場合、本投資法人の利払額は増加します。金利が上昇しても本投資法人の受け取る賃料収入等が連動して上昇するわけではないので、分配可能金額は減少する可能性があります。

税法上、導管性要件のうち、投資法人による借入金の借入先を適格機関投資家に限定するという要件により、本投資法人が資金調達を行うに際して、借入先が限定され資金調達が機動的に行えない場合があります。追加の借入れを行おうとする際には、担保提供等の条件について制約が課され、本投資法人が希望する条件での借入れができなくなる可能性もあります。

また、本投資法人が借入れ又は投資法人債の発行を行う場合において、LTV等に応じて投資主への金銭の分配を制約する等の財務制限条項が設けられたり、修繕費用や敷金・保証金に対応した現金の積立てを強制される場合もあり、また物件の取得に一定の制約が課され、規約等の変更が制限される場合もあります。このような制約が本投資法人の運営に支障をもたらす他、これらの制約により投資主への金銭の分配が制限され、導管性要件（後記「⑤ 税制に関するリスク (イ)導管性要件にかかるリスク」をご参照下さい。）を満たせなくなる等、投資主への金銭の分配に重大な悪影響を及ぼす場合があります。

借入れ又は投資法人債の発行において不動産関連資産に担保を設定した場合（当初は無担保の借入れ又は投資法人債であっても、一定の条件の下に担保設定を要求される場合もあります。）、本投資法人が担保の設定された不動産関連資産の売却を希望したとしても、借入先による担保の解除手続の遅延その他の事情により、希望どおりの時期に売却できず、又は希望する価格で売却できない可能性があります。また、収益性の悪化等により不動産関連資産の評価額が借入先によって引下げられた場合又は他の借入れを行う場合等、一定の条件の下に不動産関連資産に対して追加して担保を設定することを要求される可能性もあります。特に、不動産関連資産からのキャッシュ・フローが減少したり、その評価額が引下げられたりした場合には、借入先より借入金の早期返済を強制され、本投資法人の希望しない条件で借換え資金を調達せざるを得なくなったり、借入先より不動産関連資産の売却による返済を強制され、本投資法人の希望しない時期及び条件で不動産関連資産を処分せざるを得なくなる状況も想定され、その結果本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。

借換えや不動産関連資産の売却等によって借入金の期限前返済を行う場合には、違約金等の返済又は償還コストがその時点の金利情勢によって決定されることがあり、予測しがたい経済状況の変動が投資主に損害を与える可能性もあります。

さらに、本投資法人が返済期の到来した借入れ又は投資法人債の借換えを行うことができないことにより、本投資法人のキャッシュ・フロー、金利情勢その他の理由により、不動産関連資産を処分しなければ借入れ及び投資法人債の返済ができなくなる可能性があります。この場合、本投資法人の希望しない時期及び条件で不動産関連資産を処分せざるを得ない状況も想定され、その結果、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。

本投資法人が借入れ又は投資法人債について債務不履行となった場合、それらの債権者により本投資法人の資産に対して仮差押え等の保全処分や差押え等の強制執行が行われることがあるとともに、本投資法人に対して破産等の倒産手続の申立が行われる可能性があります。

(ハ) 本投資法人以外の関係者への依存に関するリスク

本投資法人は、投信法に基づき、資産の運用を資産運用会社に、資産の保管を資産保管会社に、一般事務を一般事務受託者に委託しています。本投資法人の円滑な業務遂行の実現のためにはこれらの者の能力、経験及びノウハウによるところが大きいと考えられますが、これらの者が業務遂行に必要な人的・財政的基礎等を必ずしも維持できるとの保証はありません。資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者は、委託を受けた業務の執行につき投信法上の善良な管理者としての注意義務（以下「善管注意義務」といいます。）を負い、また、法令、規約及び投資主総会の決議を遵守し投資法人のため忠実に職務を遂行する義務

（以下「忠実義務」といいます。）を負っていますが、これらの者による業務の懈怠その他義務違反があった場合には本投資法人の存続及び収益等に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、一定の場合には、資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者との委託契約が解約又は解除されることがあります。投信法上、資産の運用、資産の保管及び一般事務に関しては第三者への委託が必須のものとされているため、委託契約が解約又は解除された場合には、本投資法人は新たな資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者を選任する必要があります。しかし、新たな資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者を速やかに選任できるとの保証はなく、速やかに選任できない場合には本投資法人の存続及び収益等に悪影響を及ぼす可能性がある他、場合によっては本投資証券が上場廃止になる可能性もあります。さらに、資産運用会社、資産保管会社又は一般事務受託会社が破産等により投信法における認可又は業務遂行能力を喪失する場合には、新たな資産運用会社、資産保管会社又は一般事務受託会社への委託が必要となり、上記と同様のリスクがあります。

(ニ) 資産運用会社に関するリスク

本投資法人が適切な不動産関連資産を確保し、これを適切に運用するためには、特に資産運用会社の能力、経験及びノウハウによるところが大きいと考えられますが、資産運用会社においてかかる業務遂行に必要な人的・財政的基礎が常に維持されるとの保証はありません。

本投資法人は、投資主総会の承認を得て資産運用会社との資産運用委託契約を解約することができます。また、本投資法人は、投信法及び資産運用委託契約の規定に基づいて、資産運用会社が職務上の義務に違反した場合その他一定の場合に資産運用会社との資産運用委託契約を解約又は解除することができる他、資産運用会社が投信法上の投資信託委託業者でなくなったときその他一定の場合には資産運用会社との資産運用委託契約を解約又は解除しなければならないとされています。資産運用会社との資産運用委託契約が解約又は解除された場合、現在の資産運用会社との資産運用委託契約においては一定の手当てがなされていますが、一般的には上記(ハ)に記載のリスクがあてはまります。また、資産運用会社の変更は、本投資法人の借入金債務及び投資法人債の期限の利益の喪失事由となる可能性があります。

(ホ) プロパティ・マネジメント会社に関するリスク

本投資法人は、個別の不動産及び信託不動産毎にプロパティ・マネジメント会社を選定しております。その場合、プロパティ・マネジメント会社は、当該関連する不動産及び信託不動産につきプロパティ・マネジメント業務を行います。

一般に、テナント・リーシング、建物の保守管理を含めたプロパティ・マネジメント業務全般の成否は、管理会社の能力、経験、ノウハウによるところが大きく、本投資法人は、各不動産の管理については、管理を委託するプロパティ・マネジメント会社の業務遂行能力に強く依拠することになります。プロパティ・マネジメント会社においてかかる業務遂行に必要な人的・財政的基礎が維持される保証はありません。よってプロパティ・マネジメント会社の業務遂行が円滑になされない場合又は業務の懈怠その他義務違反があった場合には、本投資法人の収益等に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。さらに、プロパティ・マネジメント会社が破産及びその他の法的倒産手続等により業務遂行能力を喪失する場合には、本投資法人の日常の業務遂行に影響を及ぼすことになり、投資主への金銭の分配に影響を与える可能性があります。

(ヘ) 役員職務遂行にかかるリスク

投信法上、投資法人を代表しその業務執行を行う執行役員及び執行役員の業務の監督等を行う監督役員は、投資法人からの受任者として善管注意義務及び忠実義務を負っています。本投資法人の執行役員又は監督役員が、職務遂行上、善管注意義務又は忠実義務に反する行為を行った場合、結果として投資主が損害を受ける可能性があります。

(ト) 本投資法人の運営に関する法人の利益相反等に関するリスク

投信法上、資産運用会社は、本投資法人のため忠実に、かつ善良な管理者の注意をもって、本投資法人の資産の運用にかかる業務を遂行することが義務づけられている他（投信法第34条の2）、資産運用会社の利害関係人等の利益を図るため本投資法人の利益を害することとなる取引を行うことが明示的に禁止されています（投信法第34条の3第2項）。

しかしながら、資産運用会社は、他の投資法人等の資産運用会社となる可能性があり、その場合、上記の善管注意義務や忠実義務等の存在にもかかわらず、本投資法人に不利益となる意思決定を行う可能性を否定できません。

また、資産運用会社は、本投資法人に対し、善管注意義務と忠実義務を負いますが、さらに投信法において業務遂行に関して行為準則が詳細に規定され、さらに社内規程に基づく自主的なルールも定めています。資産運用会社の100%親会社である株式会社プロスペクト

（以下「親会社」ということがあります。）は、資産運用会社を介して本投資法人が行う取引について、自己又は第三者の利益を図ることが可能な立場にあります。加えて、親会社は、自ら不動産投資、運用業務を行っており又は将来行うことがある他、資産運用業務を行う他の会社に出資を将来行う可能性があります。そのため、第一に、資産運用会社が、親会社に有利な条件で、本投資法人にかかる資産を取得させることにより、親会社の利益を図るおそれがあり、第二に、本投資法人と親会社が特定の資産の取得若しくは処分又は特定の資産の賃貸借若しくは管理委託に関して競合する場合、資産運用会社が本投資法人の利益を優先せず、親会社又はその顧客の利益を優先し、その結果本投資法人の利益を害することとなるおそれがあります。

投信法では、損害が生じた場合に資産運用会社の責任を追及できるよう、資産運用会社や投資法人の帳簿等が公正な手続で作成され、証拠として蓄積されるような体制を充実させています。さらに、資産運用会社は、特定資産の価格等の調査を一定の専門家に行わせることで、価格の公正さを確保し、投資判断の決定プロセス等に客観性・公明性を持たせる体制をとっています。

しかし、資産運用会社が上記の行為準則に反したり法定の措置を適正にとらない場合には、投資主に損害が発生する可能性があります。

(チ) 本投資法人や資産運用会社の歴史が浅いことによるリスク

本投資法人及び資産運用会社は、それぞれ平成17年4月及び平成16年9月に設立されたばかりであり、未だ実績が乏しく、過去の実績を的確に評価することは難しいものと思われます。このことは、将来の運用成果等を予測することが難しいことを意味します。

(リ) インサイダー取引規制等が存在しないことによるリスク

本書の日付現在、上場投資証券は、上場株式等と異なり、証券取引法第166条に定める会社関係者の禁止行為（いわゆる「インサイダー取引規制」）の対象ではありません。従って、本投資法人の関係者が本投資法人にかかる一定の重要な事実を立場上知り、その重要事実の公表前に本投資証券の取引を行った場合であっても証券取引法上はインサイダー取引規制に抵触いたしません。しかし、本投資法人の関係者が証券取引法で禁じられているインサイダー取引に類似する取引を行った場合には、取引市場における本投資証券に対する投資家の信頼を害し、ひいては本投資証券の流動性の低下や市場価格の下落等の悪影響をもたらす可能性があります。なお、資産運用会社は、社内規程においてインサイダー取引の類似取引の防止規程を設けています。但し、かかる社内規程は証券取引法の定めるインサイダー取引規則と一致するとは限らず、かつ、法令に基づかない社内規程の場合には刑事罰は科されないため、法令と同じ程度の実効性が確保されないおそれがあります。なお、本投資法人が借入れを行っている場合において、借入先である適格機関投資家は、融資の条件として、本投資法人に対し公表されていない重要事実の開示を要求できる立場に立つことがあります。

(ル) 敷金・保証金の利用に関するリスク

本投資法人は、不動産及び信託不動産の賃借人が賃貸人に対し無利息又は低利で預託した敷金又は保証金を投資資金として利用する場合があります。しかし、そのような場合において賃貸借契約の中途解約により想定外の時期に予想外の金額の敷金又は保証金の返還義務が生じたときは、本投資法人は、敷金又は保証金の返還資金をその投資利回りよりも調達コストの高い借入れ等により調達せざるを得なくなることもあります。また、敷金又は保証金の投資運用が失敗に終わり損失が生じる可能性もあります。その結果、本投資法人の収益に悪影響をもたらす可能性があります。

(ロ) 投資対象を主として住居用の不動産及び信託不動産としていることによるリスク

本投資法人は、主として住居の用に供されている不動産及び信託不動産を投資対象としています。従って、景気動向、人口動向、不動産及び信託不動産の立地条件等、賃貸住宅市場の状況を左右する要因の影響を大きく受けます。かかる要因の変動により、意図したとおりに賃貸住宅につきテナントを獲得できない可能性があります。また、他の用途の不動産及び信託不動産に比べてテナントの財務基盤が弱いことが多く、また比較的短期でテナントが交替する可能性が高い（従って、新テナント入居までに期間が空く）というリスクがあります。本投資法人は賃貸住宅の将来における安定需要及び賃貸住宅による収益の将来的安定性を見込んでいますが、そのような見込みが現実化する保証はありません。

(ヲ) 本投資法人の投資方針の変更に関するリスク

本投資法人の規約に記載されている資産運用の対象及び方針等の基本的な事項の変更には、投資主総会の承認が必要ですが、資産運用会社がこれを具体化するために制定した投資運用規程については、投資主総会の承認を得ることなく、変更することが可能です。そのため、本投資法人の投資主の意思が反映されないまま、投資方針の詳細が変更される可能性があります。

③ 不動産関連資産—不動産に関するリスク

本投資法人の主たる運用資産は、前記の不動産関連資産等です。本投資法人は、不動産及び不動産信託受益権を取得しております。不動産信託受益権その他不動産を裏付けとする資産の所有者は、その信託財産である不動産又は裏付けとなる不動産を直接所有する場合と、経済的には、ほぼ同様の利益状況に置かれます。従って、以下に記載する不動産に関するリスクは、不動産信託受益権その他不動産を裏付けとする資産についても、ほぼ同様にあてはまります。

なお、信託の受益権特有のリスクについては、後記「④ 不動産関連資産—信託受益権特有のリスク」をご参照下さい。

また、本投資法人は不動産を直接取得しております。この場合、以下のリスクは直接あてはまることとなります。

(イ) 不動産の流動性、取引コスト等に関するリスク

一般に、不動産の有する特徴として、特に地理的位置の固定性、不動性（非移動性）、永続性（不変性）、個別性（非同質性、非代替性）等が挙げられます。また、上記の特性の他に、取引当事者の属性や取引動機等の取引事情等によってもその価格が影響される等の特性もあります。これらの特性のために、不動産は、国債等の金融商品等に比べ一般的に流動性が相対的に低い資産として理解されています。そして、それぞれの不動産の個別性が強いいため、売買において一定の時間と費用を要しますし、その時間や費用の見積りが難しく、予想よりも多くの時間と費用が費やされ、その結果、不動産を取得又は売却できない可能性があり、さらに、不動産が共有物件又は区分所有物件である場合、土地と建物が別個の所有者に属する場合等、権利関係の態様が単純ではないことがあり、かかる場合、以上の流動性等に関するリスクが増幅されます。

経済環境や不動産需給関係の影響によっては、取得を希望する物件を希望どおりの時期・条件で取得できず、又は売却を希望する物件を希望どおりの時期・条件で売却できない可能性もあります。これらの結果、本投資法人はその投資方針に従った運用ができず、本投資法人の収益等が悪影響を受ける可能性があります。

(ロ) 物件取得の競争に関するリスク

本投資法人は、その規約において、不動産関連資産を主たる投資対象として、中長期的な観点から、着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行うことをその投資の基本方針としています。しかしながら、不動産投資信託その他のファンド、大小の投資家等による不動産投資は今後活発化する可能性があり、その場合、物件取得の競争が激化し、物件取得がそもそもできず、又は投資採算の観点から希望した価格での物件取得ができない等の事情により、本投資法人が利回りの向上や収益の安定化等のために最適と考えるポートフォリオを実現できない可能性があります。

(ハ) テナントの獲得競争に関するリスク

通常、特定の不動産は、他の類似の不動産とのテナント獲得競争にさらされているため、競合する不動産の新築、リニューアル等の競争条件の変化や、競合不動産の募集賃料水準の引下げ等により、賃料引下げや稼働率の低下を余儀なくされ、本投資法人の収益が悪化する場合があります。特に、立地条件や建物仕様等の点で本投資法人の保有物件に優る競合不動産がある場合、その傾向は顕著になるものと予想されます。

(ニ) 不動産の物的及び法的な欠陥・瑕疵に関するリスク

一般に、不動産には地盤地質、構造、材質等に関して欠陥、瑕疵等（隠れたるものを含みます。）が存在している可能性があります。また、適用される法令上の規制との関係や、周辺の土地利用状況等によって、その瑕疵や欠陥となる可能性となるものが含まれています。そこで、資産運用会社が不動産又は不動産信託受益権の取得の判断を行うに当たっては、対

象となる不動産について利害関係のない第三者の建設会社等の専門業者から建物状況評価報告書等を取得し、かつ、原則として当該不動産関連資産の売主から売買契約等において譲渡の時点における一定の表明及び保証を取得するとともに、一定の瑕疵担保責任を負担させることとしています。

しかし、建物状況評価報告書等の作成にかかる専門業者の調査には、提供される資料の内容やその調査範囲及び時間的な制約等から一定の限界があり、不動産に関する欠陥・瑕疵について完全に報告が行われるとは限りません。さらに、建物状況評価報告書等で指摘されなかった事項であっても、本投資法人が不動産関連資産を取得した後に欠陥、瑕疵等の存在が判明する可能性があります。

また、不動産関連資産の売主の表明及び保証の内容が真実かつ正確であるとは限らず、本投資法人の取得後に欠陥、瑕疵等の存在が判明する可能性がある一方、表明及び保証の期間及び責任額は一定範囲に限定されることもあります。さらに、不動産関連資産の売主が表明及び保証を全く行わず、若しくは制限的にしか行わない場合、又は瑕疵担保責任を全く負担せず、若しくは制限的にしか負担しない場合であっても、本投資法人が当該不動産関連資産を取得する可能性があります（なお、強制競売で購入した物件については、瑕疵担保責任の追及はできません（民法第570条但書））。

不動産に欠陥、瑕疵等が存在する場合、その程度によっては、当該不動産関連資産の資産価値が減少する可能性があります。又は、これを防ぐために、買主である本投資法人が当該欠陥、瑕疵等の補修その他にかかる予定外の費用を負担せざるを得ない可能性があります。そして、これらに関し売主に対して表明及び保証違反を理由とする損害賠償責任や瑕疵担保責任を追及することが法的には可能であっても、売主が特別目的会社や経済的に破綻した会社である等のためその資力が十分でなかったり、解散等により存在しなくなっている等の事情により、責任追及に実効性がなく本投資法人に費用負担が発生するおそれがあります。

また、本投資法人が不動産を売却する場合、本投資法人は、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。その後改正を含みます。）（以下「宅建業法」といいます。）上、宅地建物取引業者とみなされるため、同法に基づき、売却の相手方が宅地建物取引業者である場合を除いて、不動産の売買契約において、瑕疵担保責任に関し、買主に不利となる特約をすることが制限されています。従って、本投資法人が不動産を売却する場合は、売却した不動産の欠陥、瑕疵等の修補その他に係る予定外の費用を負担せざるを得なくなることがあり、投資主に損害を与える可能性があります。

加えて、不動産をめぐる権利義務関係の複雑さゆえに、不動産に関する権利が第三者の権利や行政法規等により制限を受けたり、第三者の権利を侵害していることが後になって判明する可能性があります。その結果、本投資法人の収益等に悪影響をもたらす可能性があります。

不動産をめぐる権利義務関係も、その特殊性や複雑性のゆえに種々の問題を引き起こす可能性があります。本投資法人は不動産関連資産を取得するに当たって、不動産登記簿を確認する等売主の所有権の帰属に関する調査を行います。が、不動産登記にいわゆる公信力がない一方で、実際の取引において売主の権利帰属を確実に知る方法が必ずしもあるとはいえないため、本投資法人の取得後に、当初より売主が所有権を取得し得なかったことが判明する可能性があります。また、本投資法人が取得した権利が第三者の権利の対象になっていることや第三者の権利を侵害していることが、本投資法人の取得後になって判明する可能性があります。これらの問題が発生した場合、前述した欠陥や瑕疵等と同様、法律上又は契約上の瑕疵担保責任や表明保証責任を追及できることもありますが、そのような責任追及には実効性がないおそれもあります。

(ホ) 土地の境界紛争等に関するリスク

わが国では、隣接地権者からの境界確定同意が取得できず又は境界標の確認ができないまま、不動産を取得する事例が一般に少なからず見られ、本投資法人において今後取得する物件についてもその可能性は小さくありません。従って、状況次第では、後日当該物件を処分するときに事実上の障害が発生し、また保有中においても境界に関して紛争が発生して、所有敷地の面積の減少、損害賠償責任の負担を余儀なくされる等、不動産について予定外の費用又は損失を負担する可能性があります。同様に、越境物の存在により、不動産の利用が制限され賃料に悪影響を与える可能性や、越境物の除去等のために追加費用を負担する可能性もあります。これらの結果、本投資法人の収益等が悪影響を受ける可能性があります。

(ヘ) 不動産にかかる行政法規・条例等に関するリスク

不動産のうち建物は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する基準等を定める建築基準法の規制に服します。その建築時点（正確には建築確認取得時点）においては、建築基準法上及び関連法令上適格であった建物でも、その後の建築基準法等の改正に基づく規制の変更により、変更後の規制の下では不適格になることがあります。たとえば、建築基準法は、耐震基準について昭和56年にいわゆる新耐震基準を採用し、それ以降に建築されるべき建物にはそれ以前とは異なる耐震基準が適用されています。

その他、不動産は、様々な規制の下にあり、国の法令の他、各地方公共団体の条例や行政規則等による規制があることもあります。例えば、駐車場の付置義務、住宅の付置義務、福祉施設の付置義務等の他、これらの義務に関連して、建物の新築・増築に際して地方公共団体等と協議する義務等を課されることがあります。また、敷地の一部が道路として指定されることにより敷地面積が減少し、その結果、建ぺい率・容積率の規制において悪影響が生ずることもあります。そして、これらの規制も、随時改正・変更されています。

法規制の変化によりかつて法令に適合しながら後日適合しなくなった建物を「既存不適格」と呼ぶことがあります。既存不適格の建物は、これを改築したり、建替えたりしようとする際に、従前の建物と同等の建ぺい率・容積率・高度・設備等を維持できなくなり、追加の設備が必要とされ、又は建替え自体が事実上困難となる可能性があります。このような場合には、不動産の資産価値や譲渡価格が下がり、その結果、投資主に損害を与える可能性があります。

また、本投資法人が取得した資産のうちには、地方公共団体の定める条例上の駐車場の付置義務を満たしていないものが幾つか存在します。本投資法人としては、少なくとも上記義務違反がテナント及び近隣の居住者の迷惑とならないよう配慮しています。

以上の他、土地収用法や土地区画整理法のような私有地の収用・制限を定めた法律の改正等により、不動産の利用や用途に規制が加えられ、収用、再開発若しくは区画整理等が行われ、又は不動産の保有、管理、処分その他の権利関係等に制限が加えられることがあり、その結果、関連する費用等が増加し、又は不動産の価値が減殺される可能性があります。

(ト) 法令等の変更に関するリスク

消防法等その他不動産の建築・運営・管理に影響する関係法令や条例の改正等により、将来的に不動産の管理費用等が増加する可能性があります。また、建築基準法、都市計画法等の不動産に関する行政法規の改正等、新たな法令等の制定及びその改廃、又は、収用、再開発、区画整理等の事業により、不動産に関する権利が制限される可能性があります。さらに、環境保護を目的とする法令等が制定・施行され、不動産について、大気、土壌、地下水等の汚染にかかる調査義務、除去義務、損害賠償義務、所有者としての無過失責任等が課される可能性もあります。このように、法令又は条例の制定・改廃等が本投資法人の収益等に悪影響をもたらす可能性があります。

(チ) 区分所有物件に関するリスク

区分所有建物とは建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。その後の改正を含みます。以下「区分所有法」といいます。）の適用を受ける建物で、単独所有の対象となる専有部分（居室等）と共有となる共用部分（建物の躯体、エントランス部分等）から構成されます。不動産及び信託不動産が区分所有物件である場合には、その管理及び運営は区分所有法及び区分所有者間で定められる管理規約等に服します。この管理規約等は、原則として区分所有者及びその議決権の各4分の3以上の多数決によらなければ変更できません（区分所有法第31条）。なお、建替え決議等においてはさらに多数決の要件が加重されています。また、区分所有者の議決権数は、必ずしも区分所有割合（専有部分の床面積割合）に比例するわけではありません。従って、本投資法人又は信託受託者が議決権の4分の3を有していない場合はもとより、これを保有している場合でも頭数において劣るため、区分所有物件の管理及び運営について本投資法人の意向を十分に反映させることができない可能性があります。

区分所有者は、自己の専有部分を原則として自由に処分することができます。従って、本投資法人の意向にかかわらず区分所有者が変更される可能性があります。この場合、新区分所有者の資力、数、属性等の如何によっては、不動産の価値や収益が減少する可能性があります。これに対し、管理規約等において当該不動産の区分所有権（敷地の共有持分を含みます。）を処分する場合に他の区分所有者の先買権又は優先交渉権、処分における一定の手続の履践義務等が課されている場合があります。この場合は、本投資法人が区分所有権を処分する際に事前に他の区分所有者と優先的に売却交渉を行う等の制約を受ける可能性があります。

また、区分所有者は自己の専有部分を原則として自由に賃貸その他使用収益することができます。その結果、本投資法人の不動産関連資産の価値や収益は、他の区分所有者による使用収益の状況によって影響を受ける可能性があります。

加えて、他の区分所有者が自己の負担すべき公租公課、修繕費、保険料等の支払い又は積立てを履行しない場合、本投資法人が不動産関連資産の劣化を避けるため、その立替払を余儀なくされるおそれがあります。これらの場合、本投資法人は、他の区分所有者にかかる立替払金の償還を請求することができ、かかる請求権については区分所有法第7条により担保権（先取特権）が与えられていますが、当該他の区分所有者の資力の如何によっては、償還を受けることができない可能性があります。

なお、区分所有建物では、専有部分と敷地利用権（区分所有建物の専有部分を所有するために区分所有者が敷地に関して有する権利をいいます。不動産登記の実務では「敷地権」ということもあります。）の一体性を保持するために、区分所有法第22条で、専有部分と敷地利用権を分離して処分することが禁止されています（但し、管理規約で別段の定めをすることはできます。）。そして、敷地権の登記がなされている場合（敷地利用権が専有部分の登記事項として登記されていることをいいます。）には、専有部分とは別に敷地利用権だけが分離されて善意の第三者に処分されても、当該分離処分は無効となります。しかし、敷地権の登記がなされていない場合には、分離処分の無効を善意の第三者に主張することができません。その結果、敷地利用権を有しない専有部分の所有者が出現する可能性があります。そのような場合には、区分所有建物と敷地の権利関係が複雑になるため、不動産の鑑定評価及び市場での売買価格の決定等において、減価要因が増加する可能性があります。

(リ) 共有物件に関するリスク

不動産が第三者との間で共有されている場合、その保存・利用・処分等について単独で所有する場合には存在しない種々の問題が生じる可能性があります。

まず、共有物の管理は、共有者間で別段の定めをした場合を除き、共有者の持分の過半数で行うものとされているため、持分の過半数を有していない場合には、当該不動産及び信託不動産の管理及び運営について本投資法人の意向を反映させることができない可能性があります。また、共有者はその持分の割合に応じて共有物の全体を利用することができるため、他の共有者によるこれらの権利行使によって、本投資法人の当該不動産及び信託不動産の保有又は利用が妨げられるおそれがあります。

共有者は、法令上、共有物の分割を請求する権利があり、これにより分割後の不動産の単独の処分又は使用収益を行うことが可能ですが、現物分割が不可能である場合は、裁判所により共有物全体の競売を命じられる可能性があります。また、本投資法人が分割を請求できる反面、本投資法人が分割を望まないときでも、他の共有者からの請求にも服さなければならない可能性があります。共有者間で不分割の合意をすることは可能ですが（民法256条第1項但書）、その場合であっても、合意の有効期間（同条により5年が最長ですが、5年を限度に更新することも可能です。）が満了していたり、その合意が未登記であるために第三者に対抗できないことがあります。また、共有者について破産手続、会社更生手続又は民事再生手続が開始された場合は共有物の分割が行われる可能性があります（但し、共有者は、破産手続、会社更生手続又は民事再生手続の対象となった他の共有者の有する共有持分を相当の対価で取得することができます（破産法（平成16年法律第75号、その後の改正を含みます。以下「破産法」といいます。）第52条、会社更生法（平成14年法律第154号、その後の改正を含みます。）第60条、民事再生法（平成11年法律第225号、その後の改正を含みます。）第48条）。）。共有不動産の分割がなされた場合、当該不動産にかかる賃料収入等に大幅な変動が生じる可能性がある他、現物分割又は価額償還の方法により分割がなされ、本投資法人が共有不動産の一部又は全部を取得する場合において、他の共有者が分割前にその共有持分に設定していた担保権に服することを余儀なくされる可能性もあります。

共有物全体を一括処分する際には、全共有者の合意が必要です。従って、本投資法人は共有物を希望する時期及び価格で売却できないおそれがあります。他方、共有持分については、共有者は自己の持分を原則として自由に処分することができます。従って、本投資法人の意向にかかわらず他の共有者が変更される可能性があります。この場合、新共有者の資力、数、属性等の如何によっては、不動産関連資産の価値や収益が減少する可能性があります。これに対し、共有者間の協定書又は規約等において、当該不動産の持分を処分するに際し、他の共有者の先買権又は優先交渉権、事前同意の取得その他処分における一定の手續の履践等が課されている場合があります。この場合は、本投資法人が持分を処分する際に事前に他の共有者と優先的に売却交渉を行う等の制約を受ける可能性があります。

共有不動産を賃貸に供する場合、賃貸人の賃料債権は不可分債権となり敷金返還債務は不可分債務になると一般的には解されています。従って、他の共有者（賃貸人）の債権者により当該他の共有者の持分を超えて賃料債権全部が差し押えられたり、賃借人からの敷金返還債務を他の共有者がその持分等に応じて履行しない場合に、敷金全部の返還債務を負わされる可能性があります。これらの場合、本投資法人は、自己の持分に応じた賃料債権相当額や他の共有者のために負担抛出した敷金返還債務相当額の償還を当該他の共有者に請求することができますが、当該他の共有者の資力の如何によっては、償還を受けることができないおそれがあります。

また、他の共有者が自ら負担すべき公租公課、修繕費、保険料等の支払い又は積立てを履行しない場合、当該不動産やその持分が法的手続の対象となり、又は劣化する等の可能性があります。

共有不動産については、上記のような制約やリスクがあるため、不動産の鑑定評価及び市

場での売買価格の決定等において、単独所有の場合には存在しない減価要因が加わる可能性があります。

(ヌ) 借地物件に関するリスク

本投資法人は、借地権（土地の賃借権、地上権及び地役権）と借地権設定地上の建物に投資することがありますが、このような物件は、土地建物ともに所有する場合に比べ、特有のリスクがあります。

まず、借地権は、土地の賃借権、地上権及び地役権のいずれの場合も、永久に存続するものではなく、期限の到来により消滅し、借地権設定者側に正当な事由がある場合には更新を拒絶され、又は借地権者側に地代不払等の債務不履行があれば解除により終了することもあります。本投資法人が借地権者である場合には、借地権が消滅すれば、建物買取請求権が確保されている場合を除き、建物を取り壊して土地を返還しなければなりません。仮に、建物買取請求が認められても本投資法人が希望する価格で買い取られる保証はありません。

さらに、敷地が売却され、又は抵当権の実行により処分されることがありますが、この場合に、本投資法人が借地権について民法、建物保護ニ関スル法律（明治42年法律第40号、その後の改正を含みます。）又は借地借家法（平成3年法律第90号、その後の改正を含みます。）以下「借地借家法」といいます。）等の法令に従い対抗要件を具備しておらず、又は競売等が先順位の対抗要件を具備した担保権の実行によるものである場合、本投資法人は、譲受人又は買受人に自己の借地権を主張できないこととなります。

また、借地権が土地の賃借権である場合には、これを取得し、又は譲渡する場合には、賃貸人の承諾が必要です。かかる承諾が適時に得られる保証はなく、また、得られたとしても承諾料の支払いを要求されることがあります。その結果、本投資法人が希望する時期及び条件で建物を処分することができないおそれがあります。

また、本投資法人が借地権を取得するに際して保証金を支払うことがありますが、借地を明渡す際に、敷地所有者の資力が保証金返還に足りないときは、保証金の全部又は一部の返還を受けられないおそれがあります。

(ル) 専門家報告書等に関するリスク

不動産の鑑定評価額又は不動産価格調査の調査価格は、個々の不動産鑑定士等による地域分析、個別分析等の分析の結果に基づく、ある一定時点における不動産鑑定士等の判断や意見を示したものととどまります。同一物件について鑑定評価又は価格調査を行った場合でも、個々の不動産鑑定士等によって、その適用する評価方法又は調査の方法若しくは時期、収集した資料等の範囲等によって鑑定評価額又は調査価格が異なる可能性があります。また、かかる鑑定又は不動産価格調査の結果が現在及び将来において当該鑑定評価額又は調査価格による売買を保証又は約束するものではなく、不動産及び信託不動産が将来売却される場合であっても鑑定評価額又は調査価格をもって売却されるとは限りません。

建物状況評価報告書及び地震リスク分析にかかる報告書は、建物の評価に関する専門家が、設計図書等の確認、現況の目視調査及び施設管理者への聞き取り等を行うことにより、現在又は将来発生することが予想される建物の不具合、必要と考えられる修繕又は更新工事の抽出及びそれらに要する概算費用及び再調達価格の算出並びに建物の耐震性能及び地震による損失リスク等を検討した結果を記載するものであり、また、提供される資料の内容や時間的制約等から一定の限界があり、不動産及び信託不動産に欠陥、瑕疵等が存在しないことを保証又は約束するものではありません。

また、不動産及び信託不動産に関して算出されるPML値も個々の専門家の分析に基づく予想値にすぎません。PML値は、予想損失額の再調達価格に対する比率で示されますが、将来地震が発生した場合、予想以上に多額の復旧費用が必要となる可能性があります。

(ワ) わが国における賃貸借契約に関するリスク

わが国における賃貸用住居その他の建物賃貸借契約では、契約期間を2年とし、その後別段の意思表示がない限り自動的に更新されるとするものが多く見られます。しかし、契約期間が満了する際、常に契約が更新されるとの保証はありません。また、契約期間の定めにかかわらず、テナントが一定期間前の通知を行うことにより契約を解約できることとされている場合が多く見受けられます。賃貸借契約が更新されず又は契約期間中に解約された場合、すぐに新たなテナントが入居するとの保証はなく、その結果、賃料収入が減少する可能性があります。

なお、賃貸人からの賃貸借契約の更新拒絶及び解除は、正当事由の存在が認められる場合を除いて困難であることが多いのが実情です。

(ウ) 賃料の減額に関するリスク

不動産及び信託不動産のテナントが支払うべき賃料は、賃貸借契約の更新時であるか、契約期間中であるかを問わず、賃貸人とテナントの合意により減額される可能性があります。さらに、テナントが賃貸人に対し、借地借家法第32条（又は借家法（大正10年法律第50号、その後の改正を含みます。）第7条）に基づく賃料減額請求権を行使する可能性もあります。また、本投資法人が保有する不動産及び信託不動産と競合すると思われる不動産の賃料水準が全般的に低下した場合には、新たに入居するテナントとの間で締結される賃貸借契約における賃料の額が従前の賃料の額と比較して低下するとともに、上記のような賃料減額の可能性もより増大することになり、本投資法人の賃料収入の減少をもたらす可能性があります。

上記のような通常の建物賃貸借に対して、借地借家法第38条に定める定期建物賃貸借は、一定の要件を満たすことにより、契約有効期間中、借地借家法第32条の賃料増減額請求権に服さないものとすることができます。なお、定期建物賃貸借においてテナントが契約期間の定めにかかわらず早期解約した場合、契約上の当然の権利として又は違約金条項に基づく権利として、残期間の賃料全てについて必ずテナントに対して請求できるかどうかは、未だ事例の蓄積が乏しいため定かではありません。特に、残期間の途中で新たなテナントが見つかり、賃料収入が得られることとなった場合には、その効力が制限される可能性があります。さらに、そもそも契約上、違約金の額が一定期間の賃料に対応する分だけに限られている場合もあり得ます。また、賃貸人にとって、定期建物賃貸借には、通常の賃貸借に比べ契約期間中の賃料収入の安定が期待できるという有利な面がある一方で、賃料が低く抑えられがちであったり、特約の定め方によっては一般的な賃料水準が上昇する場合でもそれに応じた賃料収入の増加を期待することができない等、不利益な面もあります。

なお、本投資法人又は信託受託者が賃貸している不動産及び信託不動産を賃借人が転貸している場合には、転貸条件が必ずしも賃貸条件と同一ではなく、何らかの理由で本投資法人又は信託受託者が転借人と直接の賃貸借契約関係を有することとなったとき、低額の賃料を甘受せざるを得ない可能性があります。

(カ) 不動産の運用費用の増加に関するリスク

経済全般のインフレーション、人件費や水道光熱費の高騰、不動産管理や建物管理にかかる費用又は備品調達等の管理コストの上昇、修繕費の負担、各種保険料の値上げ、公租公課の増大その他の理由により、不動産及び信託不動産の運用に関する費用が増加する可能性があります。一方で、不動産及び信託不動産からの収入がこれに対応して増加するとの保証はありません。

(コ) 入居者の建物使用態様に関するリスク

建物そのものが法令や条例等の基準を満たす場合であっても、入居者による建物への変更工事、内装の変更、入居者所有資産の設置、その他の入居者による建物の使用方法により、

建築基準法、消防法その他の法令や条例等に違反する状態となり、本投資法人が、その改善のための費用を負担する可能性があります。なお、資産の種類又は設置の経緯により、建物所有者の資産であるか、入居者の資産であるか不明なものもあるため、入居者の建物使用による違反と思われるものであっても、実際は建物所有者による違反とみなされる可能性もあります。

また、賃貸借契約における規定の如何にかかわらず、入居者による転貸や賃借権の譲渡が本投資法人又は信託受託者の関与なしに行われる可能性があります。その他、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号、その後の改正を含みます。）に定める暴力団の入居や、入居者による「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号、その後の改正を含みます。）に定める風俗営業の開始等入居者の建物使用態様により不動産及び信託不動産のテナント属性が悪化し、これに起因して建物全体の賃料水準が低下する可能性があります。

(タ) 不動産の毀損等に関するリスク

不動産につき滅失、毀損又は劣化等が生じ、修繕が必要となることがあります。かかる修繕に多額の費用を要する場合があります。また、修繕工事の内容やその実施の仕方によっては、テナントの使用収益に影響を与えたり、テナントの館内移転が必要となったりするため、賃料収入等が減少し又は少なからぬ付帯費用が発生する場合があります。他方、かかる修繕が困難若しくは不可能な場合には、将来的に不動産及び信託不動産から得られる賃料収入等が減少するおそれがあります。これらの結果、本投資法人の収益等に悪影響をもたらす可能性があります。

(レ) 災害等による建物の毀損、滅失及び劣化のリスク

火災、地震、暴風雨、洪水、破裂爆発、落雷、風ひょう雪災、電氣的事故、機械的事故、戦争、暴動、騒乱、テロ等（以下「災害等」といいます。）により、不動産及び信託不動産が滅失、劣化又は毀損し、その価値が消滅、減少する可能性があります。このような場合には、滅失、劣化又は毀損した個所を修復するため一定期間建物が不稼働を余儀なくされることにより賃料収入が減少し、又は当該不動産及び信託不動産の価値が下落する結果、投資主に損害を与える可能性があります。また、これらの災害等によりテナントの支払能力等が悪影響を受ける可能性もあります。

本投資法人は、災害等による損害を補填する火災保険や包括賠償責任保険等を付保する方針です。しかし、不動産及び信託不動産の個別事情等により、保険契約が締結されない可能性、保険契約で支払われる上限額を上回る損害が発生する可能性、保険契約でカバーされない災害等（例えば、故意によるもの、戦争やテロ行為等に基づくものは必ずしも全て保険でカバーされるものとは限りません。）が発生する可能性又は保険契約に基づく支払いが保険会社により行われず若しくは遅れる可能性も否定できません。また、保険金が支払われた場合でも、行政上の規制その他の理由により不動産及び信託不動産を事故発生前の状態に回復させることができない可能性があります。

(ソ) 不動産にかかる所有者責任に関するリスク

本投資法人又は信託受託者の保有する不動産の瑕疵等を原因として、第三者の生命、身体又は財産その他法律上保護に値する利益が侵害された場合に、損害賠償義務が発生し、結果的に本投資法人が予期せぬ損失を被る可能性があります。特に、土地の工作物の所有者は、民法上、占有者に過失がない場合は無過失責任を負うこととされています（民法第717条）。

本投資法人は、不動産及び信託不動産に関しては、施設賠償責任保険等の適切な保険を付保しており、また、今後も付与する予定です。しかし、不動産及び信託不動産の個別事情等により、保険契約が締結されない可能性、保険契約で支払われる上限額を上回る損害が発生

する可能性又は保険契約に基づく支払いが保険会社により行われず若しくは遅れる可能性は否定できません。

(ツ) 有害物質にかかるリスク

取得した土地について産業廃棄物等の有害物質が埋蔵され又は地下水が汚染されている場合、当該敷地及び建物の価値に悪影響を及ぼす可能性があります。また、かかる有害物質を除去するために土壌の入替えや洗浄が必要となって予想外の費用や時間が必要となる可能性があります。本投資法人は、取得を検討する物件については専門家に依頼して環境調査を行います。土地や地下水に有害物質が含まれているか否かは、当該土地の使用歴の確認、土壌や地下水のサンプリング等で調査しますが、調査が完全であるとの保証はなく、例えば、環境調査にて汚染の可能性がない、又は低いと報告された場合でも、後日汚染の存在が判明することがあります。

また、取得した建物の建材等にアスベストその他の有害物質を含む建材等が使用されているか、若しくは使用されている可能性がある場合やP C Bが保管されている場合等には、状況によって当該建物及びその敷地の価値に悪影響を及ぼす可能性があります。さらに、かかる有害物質を除去するために建材等の全面的又は部分的交換や、保管・撤去費用等が必要となって予想外の費用や時間が必要となる可能性があります。本書の日付現在、本投資法人が保有している不動産等には、アスベスト等を使用している若しくは使用している可能性のある建物が含まれています。また、かかる有害物質によって第三者が損害を受けた場合には、不動産の所有者に損害を賠償する義務が発生する可能性があります。

(ネ) 投資対象とする不動産の偏在に関するリスク

本投資法人は、前記「2 投資方針 (1) 投資方針」に記載された投資方針に基づき資産の運用を行います。その投資対象とする不動産及び信託不動産が一定の地域に偏在する場合、当該地域における地震その他の災害、市況の低迷による稼働率の低下、賃料水準の下落等が、本投資法人の収益等又は存続に著しい悪影響を及ぼす可能性があります。

さらに、テナント獲得に際し賃貸市場において投資対象とする不動産相互間で競合し、結果として賃料収入が減少し、本投資法人の収益に影響を与える可能性があります。

また、一般に、資産総額に占める個別の投資対象とする不動産及び信託不動産の割合は、資産総額の規模が拡大する過程で低下していくと予想されるものの、資産総額に占める割合が大きい不動産及び信託不動産に関して、地震その他の災害、稼働率の低下、賃料水準の下落等の事情が発生した場合には、本投資法人の収益等又は存続に著しい悪影響をもたらす可能性があります。

(ナ) テナントの支払能力に関するリスク

賃借人（テナント）の財務状況が悪化した場合又はテナントが破産手続、会社更生手続、民事再生手続その他の倒産手続の対象となった場合には、賃料の支払いが滞る可能性があります。このような延滞された賃料等（場合により原状回復費用その他の損害金を含みます。）の合計額が敷金及び保証金で担保される範囲を超えると、投資主に損害を与える可能性があります。特に、全賃料収入のうち特定のテナントからの賃料収入が占める割合が小さい場合においては、当該テナントが賃料の支払能力を失った場合には、当該不動産及び信託不動産の賃料収入に与える影響が大きくなります。本投資法人では、かかるリスクを低減するために、テナント信用力を勘案したテナント選定及び賃料支払状況等の管理体制の整備を行い、また、投資対象の適切な分散を図りますが、かかるリスクが現実化しないという保証はありません。

(ラ) 売主の倒産等の影響を受けるリスク

一般に、不動産を売却した後に売主が倒産手続に入った場合、当該不動産の売買又は売買

についての対抗要件具備が当該売主の管財人等により否認される可能性があります。また、財産状態が健全でない売主が不動産を売却した場合、当該不動産の売買が当該売主の債権者により詐害行為を理由に取消される可能性があります。不動産信託受益権の売買についても同様と考えられます。

また、売買取引を担保付融資取引であると法的に性格づけることにより、依然としてその目的物が売主（又は倒産手続における管財人ないし財団）に属すると解される可能性があり、特に担保権の行使に対する制約が、破産手続等に比較して相対的に大きい会社更生手続においては深刻な問題となり得ます。

(ム) 転貸に関するリスク

本投資法人は、その保有する不動産及び信託不動産につき、転貸を目的として貸借人に一括して賃貸することがあります。このように、借借人に投資対象不動産及び信託不動産の一部又は全部を転貸させる権限を与えた場合、本投資法人又は信託受託者は、投資対象不動産及び信託不動産に入居するテナントを自己の意志により選択できなくなったり、退去させられなくなる可能性がある他、借借人の賃料が、転借人から借借人に対する賃料に連動する場合、転借人の信用状態等が、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。また、賃貸人が賃貸借契約上の債務の履行を怠った場合には、テナントは賃料不払を以ってこれに対抗することができるため、テナントが賃貸人側の何らかの落ち度を理由に意図的な賃料不払を以って対抗する可能性もあり、その場合には当該不動産及び信託不動産から得られる賃料収入にも影響を及ぼすこととなるため、投資主に損害を与える可能性があります。

また、賃貸借契約が合意解約された場合、又は債務不履行を理由に解除された場合であっても、賃貸借契約上、賃貸借契約終了の場合に転貸人の転借人に対する敷金等の返還義務が賃貸人に承継される旨規定されている場合には、かかる敷金等の返還義務が賃貸人に承継される可能性があります。かかる事態に備え、賃貸借契約上、賃貸借契約終了時に、転貸人が賃貸人に対し、受け入れた敷金等を引き渡すよう定められることがあります。しかし、かかる義務が定められない場合やかかる引渡義務が完全に履行されなかった場合には、敷金等の返還原資は賃貸人の負担となり、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。

(ウ) 借家物件に関するリスク

本投資法人は、建物を第三者から賃借の上又は（信託受益権の場合は）信託受託者に賃借させた上、当該賃借部分を直接若しくは信託受託者を通じて保有する建物と一体的に又は当該賃借部分を単独で、テナントへ転貸することがあります。

この場合、建物の賃貸人の資力の悪化や倒産等により、建物の賃貸人に差し入れた敷金・保証金等の全額又は一部が返還されない可能性があることは、前記の借地物件の場合と同じです。

加えて、民法上、本投資法人が第三者との間で直接又は信託受託者を通じて結んだ賃貸借契約が何らかの理由により終了した場合、原則として、本投資法人又は信託受託者とテナントの間の転貸借契約も終了するとされていますので、テナントから、転貸借契約の終了に基づく損害賠償請求等がなされる恐れがあります。

(エ) 開発物件に関するリスク

本投資法人は、竣工前の未稼働不動産の取得は原則として行わない予定です。しかし、将来、規約に定める投資方針に従って、竣工後の物件を取得するために予め開発段階で売買契約を締結する可能性があります。かかる場合、既に完成した物件につき売買契約を締結して取得する場合に比べて、次に例示するような固有のリスクが加わります。a) 開発途中において、地中障害物、埋蔵文化財、土壌汚染等が発見されることがあり、これらが開発の遅延、変更又は中止の原因となり売買契約どおりの引渡しを受けられない可能性 b) 工事請負業

者の倒産又は請負契約の不履行により、開発が遅延、変更又は中止され、売買契約どおりの引渡しを受けられない可能性 c) 開発コストが当初の計画を大きく上回ることになり、売買契約どおりの引渡しを受けられない可能性 d) 天変地異により、開発が遅延、変更又は中止され、売買契約どおりの引渡しを受けられない可能性 e) 行政上の許認可手続きにより、開発が遅延、変更又は中止され、売買契約どおりの引渡しを受けられない可能性 f) 開発過程において事故が生じ、売買契約どおりの引渡しを受けられない可能性 g) 竣工後のテナントの確保が当初の期待を下回り、見込みどおりの賃貸事業収入を得られない可能性 h) その他予期せぬ事情により開発が遅延、変更又は中止され、売買契約どおりの引渡しを受けられない可能性。この結果、開発物件からの収益等が本投資法人の予想を大きく下回る可能性がある他、予定された時期に収益等が得られなかったり、収益等が全く得られなかったり、予定されていない費用、損害又は損失を本投資法人が被る可能性があり、その結果本投資法人の収益等が重大な悪影響を受ける可能性があります。

④ 不動産関連資産－信託受益権特有のリスク

(イ) 信託受益者として負うリスク

信託受益者とは信託の利益を享受するものですが（信託法（大正11年法律第62号、その後の改正を含みます。以下「信託法」といいます。）第7条）、他方で信託受託者が信託事務の処理上発生した信託財産に関する租税、信託受託者の報酬、信託財産に瑕疵があることを原因として第三者が損害を被った場合の賠償費用等の信託費用については、最終的に受益者が負担することになっています。すなわち、信託受託者が信託財産としての不動産を所有し管理するのは受益者のためであり、その経済的利益と損失は、最終的には全て受益者に帰属することになります。従って、本投資法人が不動産、土地の賃借権、地上権又は地役権を信託する信託の受益権を取得する場合には、信託財産に関する十分なデューデリジェンスを実施し、保険金支払能力に優れる保険会社を保険者、受託者を被保険者とする損害保険を付保すること等、本投資法人自ら不動産を取得する場合と同等の注意をもって取得する必要がありますし、一旦不動産信託受益権を保有するに至った場合には、信託受託者を介して、原資産が不動産である場合と実質的にほぼ同じリスクを受益者たる本投資法人が負担することになり、その結果、投資主に損害を与える可能性があります。

(ロ) 信託の受益権の流動性にかかるリスク

本投資法人が信託の受益権を保有運用資産とする場合、信託受託者を通じて信託財産としての不動産を処分するときは、既に述べた不動産の流動性リスクが存在します。また信託の受益権を譲渡しようとする場合には、信託受託者の承諾を契約上要求されるのが通常です。さらに、不動産信託受益権については証券取引法上の有価証券としての性格を有していませんので、債権譲渡と同様の譲渡方法によって譲渡することになり、有価証券ほどの流動性があるわけではありません。また、平成16年12月の信託業法（平成16年法律第154号、その後の改正を含みます。）の改正に伴い、信託受益権販売業が新たに規定され、信託の受益権の明確な仲介業務ルールが定められており、かかる法令改正により、信託の受益権の流動性が従来より高まる可能性があります。有価証券と比較すると相対的に流動性が低いというリスクが存在します。また、信託受託者は原則として瑕疵担保責任を負っての信託不動産の売却を行わないため、本投資法人の意思にかかわらず信託財産である不動産の売却ができなくなる可能性があります。

なお、信託業法に基づき、信託の受益権の販売又はその代理若しくは媒介を行う営業については、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、営むことができないとされています。

(ハ) 信託受託者にかかるリスク

a 信託受託者の破産・会社更生等にかかるリスク

信託法上、受託者が破産手続、会社更生手続その他の倒産手続の対象となった場合に、信託財産が破産財団又は更生会社の財産その他受託者の固有財産に属するか否かに関しては明文の規定はないものの、信託法の諸規定、とりわけ信託財産の独立性という観点から、登記等により信託財産の公示が行われている限り、信託財産が信託受託者の破産財団又は更生会社の財産その他信託受託者の固有財産に帰属するリスクは極めて低いと判断されます。すなわち、信託受託者が破産した場合、信託法第42条第1項に基づき信託受託者の任務は終了し、信託法第50条に基づき信託財産の名義人でもなくなることから、信託財産は破産財団に属しないと説明する向きもあります。また、信託法第16条によれば、信託財産に対する信託受託者自身の債権者による差押えは禁止されており、信託財産は受託者の債権者との関係では信託受託者自身の債務の引当財産にならないと考えられ、信託財産は管財人等による取戻リスクにさらされないものと考えられます。但し、不動産が信託財産であることを破産管財人等の第三者に対抗するためには、信託された不動産に信託設定登記をする必要がありますので、不動産信託受益権については、この信託設定登記がなされるものに限り本投資法人は取得する方針です。しかしながら、必ずこのような取扱いがなされるとの保証はありません。

b 信託受託者の債務負担に伴うリスク

信託財産の受託者が、信託目的に反して信託財産である不動産を処分した場合、又は信託財産である不動産を引当てとして、何らかの債務を負うことにより、不動産信託受益権を財産とする本投資法人が不測の損害を被る可能性があります。かかるリスクに備え、信託法は信託の本旨に反した信託財産の処分行為の取消権を受益者に認めています。本投資法人は、常にかかる権利の行使により損害を免れることができるとは限りません。

不動産信託受益権を取得するに際しては、十分なデューデリジェンスを実施し、①信託契約上、当該信託の目的が受益者のために信託財産を管理処分することであることが明確にされていること、②信託財産の処分や信託財産に属する金銭の運用等についても、信託受託者に厳しい制約を課されていること、との要件が満たされているもののみを投資対象とすることで、信託財産が勝手に処分されたり、信託財産が新たに債務を負担して、その結果として本投資法人が不利益を被る可能性は回避されることが考えられますが、常にそのようなことを回避できるとの保証はありません。

(ニ) 不動産信託受益権の準共有等のリスク

不動産信託受益権が準共有されている場合、単独で保有する場合には存在しない種々の問題が生じる可能性があります。

準共有者は、不動産信託受託者の承諾を得ることを条件として、自己の準共有持分を自己の判断で処分することができ、この点につき不動産の準共有の場合と同様のリスクがあります。また、準共有者間で別段の定めをした場合を除き、当該不動産の管理及び運営についての信託受益権者の指図に本投資法人の意向を反映させることができない可能性があります。

不動産信託受益権の準共有者が不動産信託受益権者に対して有する信託交付金の請求権及び不動産信託受託者に対して負担する信託費用等の支払い義務は、別段の合意のない限り、この点につき不動産が共有されている場合と同様のリスクがあります。

⑤ 税制に関するリスク

(イ) 導管性要件にかかるリスク

税法上、「投資法人にかかる課税の特例規定」により一定の要件（以下「導管性要件」と

います。)を満した投資法人に対しては、投資法人と投資主との間の二重課税を排除するため、投資法人による利益の配当等を投資法人の損金に算入することが認められています。本投資法人は、導管性要件を満たすよう努めますが、今後、下記に記載した要因あるいはその他の要因により導管性要件を満たすことができない可能性があります。本投資法人が、導管性要件を満たすことができなかった場合、利益の配当等を損金算入できなくなり、本投資法人の税負担が増大する結果、投資主への分配額等に悪影響をもたらす、本投資証券の市場価格に影響を及ぼす可能性があります。なお、導管性要件に関しては、後記「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い ②投資法人の税務 (イ)利益配当等の損金算入」をご参照ください。

a 会計処理と税務処理との取扱いの差異によるリスク

導管性要件のひとつに配当等の額が配当可能所得の90%超(又は金銭の分配の額が配当可能額の90%超)であることという要件(以下「支払配当要件」といいます。)があり、投資法人の会計上の利益と税務上の所得との比較により支払配当要件の判定を行うこととされています。従って、会計処理と税務上の取扱いの差異により、この要件を満たすことが困難となる場合があります。

b 資金不足により計上された利益の配当等の金額が制限されるリスク

導管性要件に基づく借入先等の制限や資産の処分の遅延等により機動的な資金調達ができない場合には、配当の原資となる資金の不足により支払配当要件を満たせない可能性が生じる場合もあります。かかる場合、利益の配当等を損金算入できなくなるにより本投資法人の税負担が増大する結果、投資主への分配額や純資産が減少する可能性があります。

c 借入れにかかる導管性要件に関するリスク

導管性要件のひとつに適格機関投資家(証券取引法第2条第3項第1号)以外の者から借入れを行っていないことという要件があります。従って、本投資法人が何らかの理由により適格機関投資家以外からの借入れを行わざるを得ない場合、又はこの要件の下における借入金の定義が税法上において不明確であるためテナント等からの入金等が借入金に該当すると解釈された場合においては、導管性要件を満たせないこととなる可能性があります。

d 投資主の異動について本投資法人のコントロールが及ばないリスク

導管性要件として事業年度の終了時において同族会社に該当していないこと(発行済投資口総数の50%超が3人以下の投資主グループにより保有されていないこと)とする要件そして事業年度の終了時において発行済の投資口が50人以上の者によって所有されていることとする要件があります。本投資証券が市場で流通することにより、本投資法人のコントロールの及ばないところで、結果としてこれらの要件が満たされなくなる可能性があります。

(ロ) 税務調査等による更正処分のため、導管性要件が事後的に満たされなくなるリスク

本投資法人に対して税務調査が行われ、導管性要件に関する取扱いに関して、税務当局との見解の相違により税務否認等の更正処分を受けた場合には、過年度における導管性要件が事後的に満たされなくなる可能性があります。このような場合には、本投資法人が過年度において損金算入した配当金が税務否認される結果、本投資法人の税負担が増大し、投資主への分配額等に悪影響をもたらす可能性があります。

(ハ) 不動産の取得に伴う軽減税制が適用されないリスク

投資法人が、直接に不動産を取得する際において、税法上の要件を充足することにより、不動産流通税の軽減措置(後記「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い ②投資法人

の税務（ロ）不動産流通税の軽減措置」をご参照下さい。）の適用を受けることができます。しかし、本投資法人がかかる軽減措置の要件を満たしているとして取り扱われない場合、又は軽減措置の要件が変更され若しくは軽減措置が廃止された場合において、軽減措置の適用を受けることができない可能性があります。

(二) 一般的な税制の変更にかかるリスク

不動産、不動産信託受益権その他本投資法人の運用資産に関する税制若しくは本投資法人に関する税制又はかかる税制に関する解釈・運用・取扱いが変更された場合、公租公課の負担が増大し、その結果本投資法人の収益に悪影響をもたらす可能性があります。また、投資証券にかかる利益の配当、出資の払戻し、譲渡等に関する税制又はかかる税制に関する解釈・運用・取扱いが変更された場合、本投資証券の保有又は売却による投資主の手取金の額が減少し、又は、税務申告等の税務上の手続面での負担が投資主に生じる可能性があります。

⑥ その他のリスク

(イ) 取得予定資産の取得及び売却予定資産の売却を実行することができないリスク

経済環境等が著しく変わる等の事由が生じた場合においては、有価証券届出書、有価証券報告書等において開示した取得予定資産の取得及び売却予定資産の売却を実行することができない可能性があります。この場合、本投資法人は、代替資産の取得又は売却のための努力を行う予定ですが、取得予定資産に関しては、短期間に投資に適した物件を取得することができる保証はなく、短期間に物件を取得することができず、かつかかる資金を有利に運用することができない場合には、投資主に損害を与える可能性があります。また、売却予定資産に関しては、同様の条件で他の売却先に売却することができない場合には、投資主に大きな損害を与える可能性があります。

(ロ) 過去の収支状況が将来の本投資法人の収支状況と一致しないリスク

本投資法人が取得する個別投資資産の過去の収支状況を開示する場合、不動産又は不動産信託受益権に係る不動産の前所有者又は現所有者における賃貸事業収支をあくまで参考として記載することとしています。これらは不動産又は不動産信託受益権に係る不動産の前所有者又は現所有者から提供を受けた未監査の情報を基礎としているため、すべてが正確であり、かつ完全な情報であるとの保証はありません。また、これらの情報は本投資法人に適用される会計原則と同じ基準に基づいて作成されたとの保証もありません。

したがって、当該資産を取得した後の本投資法人の収支はこれと大幅に異なるおそれがあります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

本投資法人は、上記に記載した各々のリスクに関し、本投資法人自らが投信法及び関連法規に定められた規則を遵守すると共に、資産運用会社においては適切な社内規程の整備を行い、併せて必要な組織体制を敷き、役職員に対する遵法精神を高めるための教育等の対策を講じています。具体的な取り組みは、以下のとおりです。

① 本投資法人の体制

本投資法人は、3か月に1回以上役員会を開催し、資産運用会社の運用状況の報告を受ける他、執行役員は適宜資産運用会社の運用状況を聴取及び関係書類の閲覧・調査を実施し、資産運用会社の管理・監督を行います。

② 資産運用会社の体制

(イ) 資産運用会社は、各種リスクを適切に管理するために、社内規程としてリスク管理規程を制定し、リスクの種類毎に管理部門を定めてリスク管理を行います。

(ロ) 資産運用会社は、利害関係者との本投資法人の間の物件の購入、売却、仲介、賃貸、管理等の取引については、コンプライアンス委員会による法令遵守の確認を経た上で資産運用会社の運用会議に付されこの決議により議案を決するものとされています。かつ、利害関係者取引に関する自主ルールを定めており、これを遵守することにより利益相反にかかるリスク管理を行います。

(ハ) 資産運用会社は、内部者取引の未然防止についての社内規程を定め、役職員のインサイダー取引の類似取引防止に努めています。

(ニ) 資産運用会社は、コンプライアンスを所管するコンプライアンス・オフィサーが委員長となるコンプライアンス委員会を設け、コンプライアンス委員会規則に定める重要な法令遵守に関する事項は運用会議による審議の前にこれを開催し法令遵守の状況を監視します。

(ホ) 資産運用会社は、コンプライアンスに関する社内体制を整備し、コンプライアンス上の問題の発生についての対応を講じています。また、コンプライアンス規程に法令遵守を実現させるための具体的な手引を定め、役職員による法令遵守の徹底を図るとともに、法令遵守を実現させるための具体的な実践計画であるコンプライアンス・プログラムを策定し、これに従って法令遵守の実践に努めます。

以上のように、本投資法人及び資産運用会社は投資リスクに関する管理体制を整備していますが、このような体制が常に有効に機能する保証はありません。管理体制が有効に機能しないことによりリスクが顕在化した場合、本投資法人又は投資主に損失が生ずる恐れがあります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

該当事項はありません。

(2)【買戻し手数料】

本投資法人は、投資主（証券保管振替制度に関する実質投資主を含みます。）の請求による投資口の払戻しを行わないため（規約第5条）、該当事項はありません。

(3)【管理報酬等】

以下は、本書の日付現在の状況です。

① 役員報酬

本投資法人の執行役員及び監督役員の報酬の支払基準及び支払時期は、次のとおりとします（規約第19条）。

(イ) 執行役員の報酬は、1人当たり月額80万円を上限として役員会で決定する金額とし、当該金額を、当該月の末日までに執行役員が指定する口座へ振込む方法により支払います。

(ロ) 監督役員の報酬は、1人当たり月額30万円を上限として役員会で決定する金額とし、当該金額を、当該月の末日までに監督役員が指定する口座へ振込む方法により支払います。

(注) 本投資法人は、投信法の規定に従い、役員会の決議をもって執行役員又は監督役員の責任を法令の限度において免除することができるものとしています。

② 資産運用会社への支払報酬

本投資法人は、資産運用会社と締結した資産運用委託契約に従い、資産運用会社に対して委託業務報酬を支払います。当該報酬は、運用報酬1ないし4からなり、その計算方法及び支払いの時期は以下のとおりです。その支払いに際しては、当該報酬にかかる消費税及び地方消費税相当額を別途本投資法人が負担するものとし、本投資法人は、当該支払いにかかる委託業務報酬に、それにかかる消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を、運用会社の指定する銀行口座へ振込（振込手数料並びに当該振込手数料金額にかかる消費税及び地方消費税は本投資法人の負担とします。）又は口座振替の方法により支払います。

(イ) 運用報酬1（規約第38条第1号）

本投資法人が不動産等（前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ① 投資対象とする資産の種類（規約第30条） (イ) 不動産等」に掲げる不動産及び不動産同等物を総称していいます。下記(ロ)において同じです。）の特定資産を取得した場合において、その取得価額（但し、消費税及び地方消費税並びに取得に伴う費用を除きます。）に1.0%を上限として本投資法人及び資産運用会社が別途合意する料率を乗じた金額（1円未満は切り捨てます。）を運用報酬1とします。

運用報酬1は、本投資法人が当該特定資産を取得した日が属する月の翌月末日までに支払うものとし、

(ロ) 運用報酬2（規約第38条第2号）

各決算期（営業期間の末日をいいます。）に本投資法人が保有する不動産等の特定資産の取得額の総額（但し、消費税及び地方消費税並びに取得に伴う費用を除きます。）に年率0.5%（1年を365日とする日割計算によるものとし、1円未満は切り捨てます。）を上限として本投資法人及び資産運用会社が別途合意する料率を乗じた金額を運用報酬2とします。なお、本(ロ)において各不動産等の「取得額」とは、当該決算期にかかる営業期間中に本投資法人が取得した不動産等については、取得時の当該不動産等にかかる鑑定評価額を、そ

れ以外の不動産等については、直前の決算期を調査の時点として鑑定評価と同様の手法を用いて行われる価格調査等による価格を意味します。

運用報酬2は、各決算期が属する月の翌月末日までに支払うものとします。

(ハ) 運用報酬3 (規約第38条第3号)

本投資法人の営業期間毎に算定される運用報酬3控除前の処分可能金額に3.0%を上限として本投資法人及び資産運用会社が別途合意する料率を乗じた金額(1円未満は切り捨てます。)を運用報酬3とします。なお、「処分可能金額」とは、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算される税引前当期純利益の金額(繰越欠損金があるときはその金額を填補した後の金額)を意味します。

運用報酬3は、当該営業期間にかかる計算書類の承認後1ヶ月以内に支払うものとします。

(ニ) 運用報酬4 (規約第38条第4号)

各営業期間にかかる運用報酬4は、下記の計算式により算出される運用報酬4基準額に20%を上限として本投資法人及び資産運用会社が別途合意する料率を乗じた金額(1円未満は切り捨てます。)とします。

記

(各営業期間にかかる運用報酬4基準額) = $B \times E \times F$

A = (当該営業期間にかかる決算期の東京証券取引所における本投資法人の投資証券の終値)

B = (当該営業期間の初日の東京証券取引所における本投資法人の投資証券の終値)

C = (当該営業期間にかかる決算期における東証REIT指数)

D = (当該営業期間の初日における東証REIT指数)

E = (当該営業期間の初日における本投資法人の発行済投資口総数)

$$F = \frac{A - B}{B} - \frac{C - D}{D}$$

但し、(イ) $B \times E \times 0.005$ を各営業期間にかかる運用報酬4の上限額とし、(ロ)第1回営業期間及び $F \leq 0$ となる営業期間については、運用報酬4は発生しないものとします。

なお、「東証REIT指数」とは、当該日において東京証券取引所が公表した最終の東証REIT指数を意味します。また、本投資法人の投資証券の終値又は東証REIT指数が当該日において公表されない場合は、当該日の直前に公表された終値又は東証REIT指数を、それぞれ当該日の終値又は東証REIT指数とみなします。

運用報酬4は、各決算期が属する月の翌月末日までに支払うものとします。

③ 一般事務受託者への支払報酬

本投資法人は、一般事務受託者である住友信託銀行株式会社に対して以下の業務を委託しています。

(イ) 計算に関する事務(本投資法人と投資主名簿等管理人であるみずほ信託銀行株式会社の間で本投資法人の成立時に締結した事務委託契約書(投資口名義書換事務受託契約書)(以下本③において「投資口事務代行委託契約書」といいます。)に基づき投資主名簿等管理人に委託される業務を除きます。)

(ロ) 会計帳簿の作成に関する事務

(ハ) 納税に関する事務

(ニ) 本投資法人の役員会、投資主総会の運営に関する事務(投資口事務代行委託契約書に基づき投資主名簿等管理人に委託される業務を除きます。)

(ホ) 上記(イ)ないし(ニ)に掲げる事務の他、これらに付随する業務

上記の業務に対して以下のとおり、報酬を支払います。

- a. 手数料金額は、以下の計算式により計算した月額手数料の合計金額を上限として、本投資法人の資産構成に応じて算出した金額です。

計算期末月（1月、7月）	各月末時点における本投資法人の貸借対照表上の資産の部の合計額 ×0.09%÷12
計算期末月を除く各月	各月末時点における本投資法人の合計残高試算表上の資産の部の合計額×0.09%÷12

なお、計算対象月における一般事務受託者の委託業務日数が1ヶ月に満たない月の月額手数料については、当該月における一般事務受託者の委託業務日数に対する当該月の日数に基づき日割計算して算出します。一般事務受託者の委託業務日に当該月の末日が含まれない場合は、前月末の貸借対照表上又は合計残高試算表上の資産の部の合計額に対して上記計算式を用いて計算します。

上記計算により算出された手数料金額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。

- b. 一般事務受託者は、本投資法人の計算期間毎に、前項に基づき業務手数料並びに当該業務手数料金額にかかる消費税及び地方消費税相当額を計算の上、これを本投資法人に請求し、本投資法人は、請求を受けた月の翌月末日（銀行休業日の場合は前営業日）までに、当該金額を一般事務受託者の指定する銀行口座に振り込む方法（振込手数料並びに当該振込手数料金額にかかる消費税及び地方消費税は本投資法人の負担とします。）により支払います。
- c. 経済事情の変動又は本投資法人及び一般事務受託者の一方若しくは双方の事情の変化により不適当になったときは、本投資法人及び一般事務受託者による協議の上これを変更することができます。

④ 投資主名簿等管理人への支払報酬

本投資法人は、投資主名簿等管理人であるみずほ信託銀行株式会社に対して以下の業務を委託しています。

(イ) 投資口の名義書換に関する事務

- a. 投資主名簿及び実質投資主名簿の作成、管理及び備置に関する事務
- b. 投資口の名義書換、質権の登録又はその抹消及び信託財産の表示又はその抹消に関する事務
- c. 投資証券不所持の取扱いに関する事務
- d. 投資主、実質投資主及び登録投資口質権者又はこれらの者の代理人等の氏名、住所及び印鑑の登録に関する事務
- e. 実質投資主通知及び実質投資主の登録又はその抹消に関する事項
- f. 投資主、実質投資主等が委託者に対して提出する届出の受理に関する事務
- g. 投資主及び実質投資主の名寄せに関する事務

(ロ) 投資証券の発行に関する事務

- a. 新投資証券の発行（投資口の併合又は分割に際しての投資証券の発行を含む。）に関する事務（募集に関する事務を含むが、これに限らない。）
- b. 新投資証券の交付に関する事務及び未交付投資証券の保管及び交付に関する事務

(ハ) 投資主総会の招集通知、決議通知及びこれらに付随する参考書類等の送付、議決権行使書（又は委任状）の作成、並びに投資主総会受付事務補助に関する事務

(ニ) 投資主に対して分配する金銭の計算及び支払いに関する事務

- a. 投信法第137条に定める金銭の分配（以下「配当金」といいます。）の計算及びその支払いのための手続に関する事務
 - b. 配当金支払事務取扱銀行等（郵便局を含む。）における支払期間経過後の未払配当金の確定及びその支払いに関する事務
- (ホ) 投資口に関する照会への応答、各種証明書の発行及び事故届出の受理に関する事務
- (ヘ) 受託事務を処理するために使用した本投資法人に帰属する書類及び未達郵便物の整理・保管に関する事務
- (ト) 法令又は本契約により本投資法人が必要とする投資口統計資料の作成に関する事務
- (チ) 上記(イ)ないし(ト)に掲げる委託事務にかかる印紙税の代理納付
- (リ) 上記(イ)ないし(チ)に掲げる事務の他、これらに付随する業務
- 上記の業務に対して以下のとおり、報酬を支払います。
- a. 本投資法人は委託事務手数料として、別表により計算した金額を上限として別途合意する金額を支払います。但し、上記(ロ)に基づく委託事務その他本投資法人が臨時に委託する事務については、その都度本投資法人と投資主名簿等管理人の協議のうえその手数料を定めます。

[別表]

項目	対象事務の内容	計算単位及び計算方法 (消費税別)
基本料	1. 投資主名簿の管理 投資主名簿の維持管理 期末投資主の確定 2. 期末統計資料の作成 (所有者別、所有数別、地域別分布状況) 投資主一覧表の作成 (全投資主、大投資主) 但し、いずれも1部のみ 3. 除籍投資主名簿の整理 4. 新規投資主の登録	1. 毎月の基本料は、各月末現在の投資主数につき下記段階に応じ区分計算したものの合計額の6分の1。但し、月額最低基本料を200,000円とする。 (投資主数) (投資主1名当たりの基本料) 投資主数のうち最初の5,000名について……………480円 5,000名超 10,000名以下の部分について ……………420円 10,000名超 30,000名以下の部分について ……………360円 30,000名超 50,000名以下の部分について ……………300円 50,000名超 100,000名以下の部分について ……………260円 100,000名を超える部分について……………225円 2. 月中に除籍となった投資主1名につき……………70円
名義書換料	投資主の名義書換、質権の登録又はその抹消、信託財産の表示又はその抹消並びに投資証券の表示変更に関し投資証券及び投資主名簿への記載	名義書換料は、下記料率により計算した金額の合計額。 (1) 受付投資証券の売買1単位につき ……………110円 (2) 受付投資証券の枚数1枚につき ……………120円
投資証券管理料	1. 予備投資証券の保管 2. 予備投資証券の廃棄 3. 除権判決、毀損、汚損、分割、併合、満欄、引換等の事由による投資証券の回収並びに交付 4. 未引換及び未交付投資証券の管理 5. 未引換及び未交付投資証券の交付	1. 予備投資証券の廃棄1枚につき……………15円 2. 回収投資証券1枚につき……………80円 交付投資証券1枚につき……………80円 3. 交付1件につき……………80円
不所持取扱手数料	1. 不所持申し出受理 2. 不所持投資証券の交付	1. 不所持申し出について下記により計算した金額の合計 受付投資証券の売買単位1単位につき……………60円 2. 不所持投資証券の交付について下記により計算した金額の合計 交付投資証券の売買1単位につき……………60円
分配金支払管理料	1. 分配金支払原簿、分配金領収書(又は郵便振替支払通知書)、指定口座振込票、払込通知書の作成、支払済分配金領収証等による記帳整理、未払分配金確定及び支払調書の作成、印紙税納付の手続き。 2. 銀行取扱期間(又は日本郵政公社簡易払取扱期間)経過後の分配金等の支払及び支払原簿の管理。	1. 分配金等を受領する投資主数につき、下記段階に応じ区分計算したものの合計額。 但し、1回の対象事務の最低管理料を350,000円とする。 (投資主数) (投資主1名当たりの管理料) 投資主数のうち最初の5,000名について……………120円 5,000名超 10,000名以下の部分について ……………110円 10,000名超 30,000名以下の部分について ……………100円 30,000名超 50,000名以下の部分について……………80円 50,000名超 100,000名以下の部分について……………60円 100,000名を超える部分について ……………50円 2. 指定口座振込分については1件につき130円を加算。 3. 各支払基準日現在の未払い対象投資主に対する支払1件につき ……………450円
諸届管理料	1. 住所変更届、改印届、分配金受領方法指定書等の諸届の受理。 電話による所有投資証券、印影、諸届受理有無及び投資口数の確認依頼に対する回答。 2. 相続等による投資主名簿記載事項の調査、税務関係の調査及び分配金支払証明書、投資主名簿登録証明書等諸証明書の発行。 分配金振込指定銀行への口座確認。	1. 諸届受理1件、又は回答1件につき ……………600円 2. 調査、発行又は確認1件につき ……………600円 但し、調査・証明事項は名義人1名につき1件とする。

項目	対象事務の内容	計算単位及び計算方法 (消費税別)
投資主総会関係手数料	1. 議決権行使書用紙(委任状用紙)の作成並びに返送 議決権行使書(委任状)の受理、集計。 2. 投資主総会当日出席投資主の受付、議決権個数集計の記録等の事務。	1. 議決権行使書用紙(委任状用紙)の作成1通につき……15円 議決権行使書用紙(委任状用紙)の集計1通につき……30円 2. 派遣者1名につき……10,000円
郵便物関係手数料	投資主総会の招集通知状、同決議通知状、営業報告書、分配金領収証(又は指定口座振込通知書)等投資主総会、決算関係書類の封入・発送事務。但し、宛名印書、照合作業を含む。	1. 封入物2種まで 期末、基準日現在投資主1名につき…35円 封入物3種まで 期末、基準日現在投資主1名につき…35円 ハガキ 期末、基準日現在投資主1名につき…23円
実質投資主管理料	1. 実質投資主名簿の管理 2. 実質投資主間及び一般投資主と実質投資主間の名寄せ管理	1. 毎月の実質投資主管理料は、各月末現在の投資主数(実質投資主間名寄せ後)につき、下記段階に応じ区分計算したものの合計額。 但し、月額最低管理料を50,000円とする。 (実質投資主数) (実質投資主1名当たりの基本料) 実質投資主数のうち最初の5,000名について ……45円 5,000名超 10,000名以下の部分について ……40円 10,000名超 30,000名以下の部分について ……35円 30,000名超 50,000名以下の部分について ……30円 50,000名超 の部分について ……25円 2. 除籍となった実質投資主1名につき ……55円 3. 参加者から提出された実質投資主票1件につき ……200円
データ管理料	実質投資主データの受付及び管理	データ1件につき ……150円

- b. 投資主名簿等管理人は、手数料を毎月末に締切り、翌月20日までに本投資法人に請求し、本投資法人はその月末までにこれを支払います。支払日が、銀行休業日の場合、前営業日を支払日とします。
- c. 委託事務手数料は、経済情勢の変動その他相当の事由がある場合は、その都度本投資法人及び投資主名簿等管理人による協議のうえ合意によりこれを変更することができます。

⑤ 資産保管会社への支払報酬

本投資法人は、資産保管会社である住友信託銀行株式会社に対して、以下の業務を委託しています。

(イ) 資産保管業務

(ロ) 金銭出納管理業務

上記の業務に対して本投資法人は、以下のとおり資産保管会社に報酬を支払います。

- a. 上記の業務にかかる報酬(以下「資産保管業務報酬」といいます。)は、以下の計算式により計算した月額手数料の合計金額を上限として、その資産構成に応じて算出した金額です。

計算期末月(1月、7月)	各月末時点における本投資法人の貸借対照表上の資産の部の合計額 ×0.03%÷12
計算期末月を除く各月	各月末時点における本投資法人の合計残高試算表上の資産の部の合計額 ×0.03%÷12

なお、計算対象月における資産保管会社の委託業務日数が1ヶ月に満たない月の月額手数料については、当該月における資産保管会社の委託業務日数に対する当該月の日数に基づき日割計算して算出します。資産保管会社の委託業務日に当該月の末日が含まれない場合は、前月末の貸借対照表上又は合計残高試算表上の資産の部の合計額に対して上記計算

式を用いて計算します。

上記計算により算出された手数料金額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。

- b. 資産保管会社は、本投資法人の計算期間毎に、前項に基づき業務手数料並びに当該業務手数料金額にかかる消費税及び地方消費税相当額を計算の上、これを本投資法人に請求し、本投資法人は、請求を受けた月の翌月末日（銀行休業日の場合は前営業日）までに、当該金額を資産保管会社の指定する銀行口座に振り込む方法（振込手数料並びに当該振込手数料金額にかかる消費税及び地方消費税は本投資法人の負担とします。）により支払います。
- c. 経済事情の変動又は本投資法人及び資産保管会社の一方若しくは双方の事情の変化により不適当になったときは、本投資法人及び資産保管会社による協議の上これを変更することができます。

⑥ 会計監査人報酬

会計監査人の報酬額は、1営業期間1,500万円を上限として役員会で決定する金額とし、当該金額を、当該営業期間の決算期から3ヵ月以内に会計監査人が指定する口座へ振込む方法により支払います（規約第26条）。

（注）本投資法人は、投信法の規定に従い、役員会の決議をもって会計監査人の責任を法令の限度において免除することができるものとしています。

(4) 【その他の手数料等】

本投資法人は、資産運用に関する租税及び資産運用会社が本投資法人から委託を受けた事務を処理するに際し要する費用並びに資産運用会社が立て替えた立替金の遅延利息又は損害金の請求があった場合は、かかる遅延利息又は損害金を負担します（規約第40条第1項）。

上記に加え、本投資法人は、以下に掲げる費用を負担します（規約第40条第2項）。

- (イ) 投資証券の発行及び上場に関する費用（券面の作成、印刷及び交付にかかる費用を含みます。）
- (ロ) 有価証券届出書、有価証券報告書及び臨時報告書の作成、印刷及び提出にかかる費用
- (ハ) 目論見書及び証券取引法第13条第5項に定める有価証券の募集又は売出しのための資料の作成及び交付にかかる費用
- (ニ) 法令に定める財務諸表、資産運用報告等の作成、印刷及び交付にかかる費用（監督官庁等に提出する場合の提出費用を含みます。）
- (ホ) 本投資法人の公告にかかる費用及び広告宣伝等に関する費用
- (ヘ) 専門家等に対する報酬又は費用（法律顧問、鑑定評価、資産精査及び司法書士等を含みます。）
- (ト) 執行役員、監督役員にかかる実費、保険料、立替金等並びに投資主総会及び役員会等の開催に伴う費用
- (チ) 運用資産の取得又は管理・運営に関する費用（媒介手数料、管理委託費用、損害保険料、維持・修繕費用、水道光熱費等を含みます。）
- (リ) 借入金及び投資法人債にかかる利息
- (ヌ) 本投資法人の運営に要する費用
- (ル) その他前各号に類する本投資法人が負担すべき費用

(5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者又は日本法人である投資主及び投資法人に関する課税上の一般的な取扱いは、下記のとおりです。なお、税法等の改正、税務当局等による解釈・運用の変更により、以下の

内容は変更されることがあります。また、個々の投資主の固有の事情によっては、異なる取扱いが行われることがあります。

① 投資主の税務

(イ) 個人投資主の税務

a. 利益の分配にかかる税務

個人投資主が投資法人から受取る利益の分配は、配当所得として取り扱われ、原則20%の税率により所得税が源泉徴収された後、総合課税の対象となります。配当控除の適用はありません。但し、上場投資法人である本投資法人の投資口（以下「本上場投資口」といいます。）の利益の分配は特例の対象となり、個人投資主は金額にかかわらず源泉徴収だけで納税手続を終了させる確定申告不要の選択が可能となります。また、利益の分配にかかる源泉税率は、特例により平成21年3月31日までに支払を受けるべきものに関しては10%（所得税7%、住民税3%）、そして平成21年4月1日以後に支払を受けるべきものに関しては20%（所得税15%、住民税5%）となります。なお、大口個人投資主（発行済投資口総数の5%以上を保有）はこれらの特例の対象とはならず、原則どおり20%の税率により所得税が源泉徴収され、総合課税による確定申告が要求されます。

b. 利益を超えた金銭の分配にかかる税務

個人投資主が本投資法人から受取る利益を超えた金銭の分配は、出資の払戻しとして取り扱われ、この出資の払戻し額のうち払戻しを行った本投資法人の出資金等に相当する額を超える金額がある場合には、みなし配当（注1）として上記 a. における利益の分配と同様の課税関係が適用されます。また、出資の払戻し額のうちみなし配当以外の金額は、投資口の譲渡にかかる収入金額（注2）として取扱われます。各投資主は、この譲渡収入に対応する譲渡原価（注3）を算定し、投資口の譲渡損益の額（注4）を計算します。この譲渡損益の取扱いは、下記 c. の投資口の譲渡における本上場投資口を証券会社等を通じて譲渡等する場合と原則同様になります。

c. 投資口の譲渡にかかる税務

個人投資主が投資口を譲渡した際の譲渡益は、株式等の譲渡所得等として原則20%（所得税15%、住民税5%）の税率による申告分離課税の対象となります。譲渡損が生じた場合は、他の株式等の譲渡所得等との相殺は認められますが、株式等の譲渡所得等の合計額が損失となった場合には、その損失は他の所得と相殺することはできません。但し、本上場投資口を証券会社等を通じて譲渡等した場合は、以下の特例の対象となります。

(i) 申告分離課税の上記20%の税率は、平成20年12月31日までの譲渡等に関しては10%（所得税7%、住民税3%）となります。

(ii) 本上場投資口の譲渡等により損失が生じた場合において、その損失をその譲渡日の属する年度における他の株式等の譲渡所得等の金額から控除しきれない結果株式等の譲渡所得等の合計が損失となった場合は、申告を要件にこの損失を翌年以降3年間にわたり、株式等の譲渡所得等の金額から繰越控除を行うことが認められます。

(iii) 証券会社等における特定口座の源泉徴収選択口座（源泉徴収を選択した特定口座）内において譲渡等した場合の所得に関しては源泉徴収による申告不要の選択が認められます。源泉税率は、平成20年12月31日までの譲渡等に対しては10%（所得税7%、住民税3%）、平成21年1月1日以後の譲渡等に対しては税率は20%（所得税15%、住民税5%）となります。

(ロ) 法人投資主の税務

a. 利益の分配にかかる税務

法人投資主が投資法人から受取る利益の分配は受取配当等として取り扱われ、原則20%

の税率により所得税が源泉徴収されます。但し、本上場投資口の利益の分配は特例の対象となり、この所得税の源泉税率は平成21年3月31日までに支払を受けるべきものに関しては7%、平成21年4月1日以後に支払を受けるべきものに関しては15%となります。この源泉税は、利子配当等に対する所得税として所得税額控除の対象となります。なお、受取配当等の益金不算入の規定の適用はありません。

b. 利益を超えた金銭の分配にかかる税務

法人投資主が本投資法人から受取る利益を超えた金銭の分配は、出資の払戻しとして取り扱われ、この出資の払戻し額のうち払戻しを行った本投資法人の出資金等に相当する額を超える金額がある場合には、みなし配当（注1）として上記 a. における利益の分配と同様の課税関係が適用されます。また、出資の払戻しのうち、みなし配当以外の金額は、投資口の譲渡にかかる収入金額（注2）として取扱われます。各投資主はこの譲渡収入に対応する譲渡原価（注3）を算定し、投資口の譲渡損益の額（注4）を計算します。

c. 投資口の譲渡にかかる税務

法人投資主が投資口を譲渡した際の取扱いについては、有価証券の譲渡として、原則約定日の属する事業年度に譲渡損益を計上します。

（注1）みなし配当の金額は次のように計算されます。なお、この金額は、本投資法人からお知らせします。

$$\text{みなし配当の金額} = \text{出資の払戻し額} - \text{投資主の所有投資口に相当する投資法人の出資金等の額}$$

（注2）投資口の譲渡にかかる収入金額は、以下のとおり算定されます。

$$\text{投資口の譲渡にかかる収入金額} = \text{出資の払戻し額} - \text{みなし配当金額（注1）}$$

（注3）投資主の譲渡原価は、次の算式により計算されます。

$$\text{出資払戻し直前の取得価額} \times \frac{\text{投資法人の出資払戻し総額}}{\text{投資法人の前期末の簿価純資産価額}} \quad ※$$

※この割合は、小数点第3位未満の端数がある時は切り上げとなります。この割合に関しては、本投資法人からお知らせします。

（注4）投資口の譲渡損益は、次のように計算されます。

$$\text{投資口の譲渡損益の額} = \text{譲渡収入金額（注2）} - \text{譲渡原価の額（注3）}$$

② 投資法人の税務

(イ) 利益配当等の損金算入

税法上、投資法人にかかる課税の特例規定により一定の要件を満たした投資法人に対しては、投資法人と投資主との間の二重課税を排除するため、利益の配当等を損金に算入することが認められています。利益の配当等を損金算入するために留意すべき主要な要件（導管性要件）は以下のとおりです。

- a. 配当等の額が配当可能所得の90%超（又は金銭の分配の額が配当可能額の90%超）であること
 - b. 他の法人の株式又は出資の50%以上を有していないこと
 - c. 適格機関投資家（証券取引法第2条第3項第1号）以外の者から借入れを行っていないこと
 - d. 事業年度の終了時において同族会社に該当していない（発行済投資口総数の50%超が3人以下の投資主あるいはその特殊関係者により保有されていない）こと
 - e. 発行する投資口の発行価額の総額のうち国内において募集される投資口の発行価額の占める割合が50%を超える旨が投資法人の規約に記載・記録されていること
 - f. 事業年度の終了時において発行済の投資口が50人以上の者によって所有されていること
- (ロ) 不動産流通税の軽減措置
- a. 登録免許税

不動産を取得した際の所有権の移転登記に対しては、原則として登録免許税が課税標準

額に対して2%の税率により課されますが、土地に対しては平成18年4月1日から平成20年3月31日までは1%とされています。但し、規約において、資産運用の方針として、本投資法人が取得する特定資産のうち特定不動産（不動産、不動産の賃借権、地上権又は不動産、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいいます。）の価格の合計額が本投資法人の有する特定資産の価格の合計額に占める割合を100分の75以上とする旨の記載があること、借入れは適格機関投資家からのものであること等の要件を満たす投資法人が、平成18年4月1日から平成20年3月31日までに取得する不動産に対しては、登録免許税の税率が特例により0.8%に軽減されます。

b. 不動産取得税

不動産を取得した際には、原則として不動産取得税が課税標準額に対して4%の税率により課税されますが、土地及び住宅用の建物に対しては平成18年4月1日から平成21年3月31日までは3%、また住宅用以外の建物に対しては平成18年4月1日から平成20年3月31日までは3.5%とされています。但し、上記 a. の要件を満たす投資法人が平成21年3月31日までに取得する不動産に対しては、特例により不動産取得税の課税標準価格が3分の1に軽減されます（住宅用の土地及び建物に関しては、建物のすべての区画が50㎡以上のものだけに限り適用されます）。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

本投資法人の第3期末（平成19年1月31日）現在における投資状況の概要は以下のとおりです。

資産の種類	用途	地域	第3期	
			保有総額 (百万円) (注1)	対総資産比率(%) (注2)
不動産信託受益権	賃貸住宅	東京23区	39,522	69.6%
		東京圏（東京23区を除く）	3,244	5.7%
		上記以外の地方（注3）	9,363	16.5%
	小計	52,130	91.9%	
不動産	賃貸住宅	東京23区	—	—
		東京圏（東京23区を除く）	—	—
		上記以外の地方（注3）	1,602	2.8%
	小計	1,602	2.8%	
預金等その他資産			3,023	5.3%
資産合計			56,755	100.0%
負債総額			21,387	37.7%
純資産総額			35,368	62.3%

(注1) 保有総額は、貸借対照表計上額（減価償却後の帳簿価額の合計額）によっています。

(注2) 小数点第2位を四捨五入しています。

(注3) 政令指定都市（東京圏に属するものを除きます。）、県庁所在地（東京圏に属するものを除きます。）及びこれに準ずる都市並びにこれらの都市へ通勤可能な市町村をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

該当事項はありません。

② 【投資不動産物件】

本投資法人は、平成19年1月31日現在において、投資資産について、不動産及び信託不動産受益権により保有しています。参照の便宜上、本投資法人が保有する不動産は、下記「③その他投資資産の主要なもの」に含めて記載しております。なお、下記「③その他投資資産の主要なもの」記載の不動産以外に本投資法人による投資不動産物件の投資資産への組入れはありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

(イ) 投資資産の概要

下記の表は、平成19年1月31日時点における本投資法人の保有にかかる投資資産の概要を一覧表にまとめたものです。個々の投資資産については、後記「(ハ) 個別資産の概要」をご参照ください。なお、下記投資資産はS017、F017、F022が不動産の他はいずれも不動産を信託する信託の受益権です。

物件番号	物件名称	取得価格 (百万円) (注1)	投資比率 (%) (注2)	期末評価額 (百万円) (注3)	取得時期
S001	TKフラッツ渋谷	6,399	12.1	6,430	平成17年7月12日
S002	プロスペクト東雲橋	3,353	6.3	3,440	平成17年7月12日
S003	メゾン・ド・ヴィレ麻布台	2,720	5.1	2,720	平成17年7月14日
S004	メゾン・ド・ヴィレ高輪魚らん坂	1,768	3.3	1,810	平成17年7月14日
S005	プロスペクト大森海岸	1,807	3.4	1,790	平成17年7月14日
S006	アprest新大阪	1,826	3.4	1,824	平成17年7月12日
S007	メゾン・ド・ヴィレ中目黒	1,189	2.2	1,220	平成17年7月14日
S008	六本木ライズハウス	1,184	2.2	1,140	平成17年7月12日
S009	プロスペクト日本橋本町	1,070	2.0	1,030	平成17年7月12日
S011	フレグランス川崎	624	1.2	609	平成17年7月12日
S012	アprest桜川	516	1.0	505	平成17年7月12日
S013	ドーム高峯	322	0.6	276	平成17年7月12日
S014	ドーム四ッ谷	275	0.5	240	平成17年7月12日
S015	TKフラッツ田園調布アネックス	249	0.5	224	平成17年7月12日
S016	アprestながせ	209	0.4	200	平成17年7月12日
S017	リビングステージ東仙台	435	0.8	431	平成17年8月31日
S018	プロスペクト豊中服部	396	0.7	452	平成18年2月10日
S019	プロスペクト美章園	376	0.7	382	平成18年2月15日
S020	プロスペクト下鴨	411	0.8	383	平成18年3月15日

物件 番号	物件名称	取得価格 (百万円) (注1)	投資比率 (%) (注2)	期末評価額 (百万円) (注3)	取得時期
F001	プロスペクト清澄庭園	2,780	5.3	2,900	平成17年7月14日
F002	パークテラス恵比寿	2,712	5.1	2,670	平成17年7月14日
F003	BELNOS34	2,534	4.8	2,410	平成17年7月12日
F004	プロスペクト道玄坂	2,294	4.3	2,150	平成17年7月12日
F005	ユーハウス代官町	1,548	2.9	1,434	平成17年7月12日
F006	ユーハウス御器所	1,406	2.7	1,344	平成17年7月12日
F007	エンゼルハイム西六郷第2	1,401	2.6	1,342	平成17年7月14日
F008	プロスペクト恩賜公園	1,196	2.3	1,190	平成17年7月12日
F009	ディム橋本	992	1.9	1,030	平成17年7月14日
F010	SKレジデンス	1,020	1.9	976	平成17年7月12日
F011	オーフォート西葛西	927	1.8	855	平成17年7月12日
F012	ガーデンシティ浦和	878	1.7	868	平成17年7月12日
F013	ガーデンシティ北戸田	731	1.4	675	平成17年7月12日
F014	ユーハウス鶴舞Ⅱ	685	1.3	571	平成17年7月12日
F017	リビングステージ南仙台	275	0.5	284	平成17年8月31日
F019	プロスペクト・グラサ広尾	3,905	7.4	4,310	平成18年2月15日
F020	プロスペクト桂	570	1.1	574	平成18年3月3日
F021	クラウンハイム西田辺	601	1.1	598	平成18年3月3日
F022	高砂関式番館	810	1.5	810	平成18年3月15日
F023	プロスペクト町屋	547	1.0	557	平成18年11月7日
合計		52,941	100.0	52,657	

(注1) 当該不動産及び信託不動産取得のために要した諸費用(不動産売買媒介手数料等)を含まない金額を記載しております。

(注2) 小数点第2位を四捨五入しております。

(注3) 内閣府令「投資法人の計算に関する規則」(平成18年内閣府令第47号)に基づき、不動産鑑定士による価格調査(決算日を価格時点とする不動産鑑定会社の青山リアルティ・アドバイザーズ株式会社、株式会社中央不動産鑑定所及び株式会社谷澤総合鑑定所の不動産鑑定士作成の報告書による)を記載しております。なお、各社別の内訳(物件番号で表示しています。)は下記のとおりです。

青山リアルティ・アドバイザーズ株式会社 : S001~S005、S007~S009、S018~S020

F001、F003、F004、F009、F010、F012、F019~F023

株式会社中央不動産鑑定所 : S006、S011~S017、F005~F007、F011、F013、F014、F017

株式会社谷澤総合鑑定所 : F002、F008

(ロ) 不動産及び信託不動産の概要

不動産及び信託不動産の名称、所在地、敷地面積、賃貸可能面積、賃貸面積、賃貸可能戸数、賃貸戸数、月額賃料、テナント総数及び稼働率(面積ベース及び戸数ベース)は以下のとおりです。

物件番号	物件名称	所在地 (注1)	敷地面積 (㎡) (注2)	賃貸可能 面積 (㎡) (注3)	賃貸面積 (㎡) (注4)	賃貸可能 戸数 (注5)	賃貸戸数 (注6)	月額賃料 (千円) (注7)	テナ ント 総数 (注8)	稼働率 (面積 ベース) (%) (注9)	稼働率 (戸数 ベース) (%) (注10)
S001	TKフラッツ 渋谷	東京都渋谷区円山町 26番地7	1,800.47	6,903.54	6,393.85	194	179	29,064	1	92.6	92.3
S002	プロスペクト 東雲橋	東京都江東区東雲一 丁目1番7号	1,385.45	4,849.20	4,761.14	171	168	17,703	1	98.2	98.2
S003	メゾン・ド・ ヴィレ麻布台	東京都港区麻布台二 丁目3番7号	444.01	2,567.09	2,451.55	91	87	12,152	1	95.5	95.6
S004	メゾン・ド・ ヴィレ高輪魚 らん坂	東京都港区高輪一丁 目5番14号	638.65	1,778.37	1,778.37	70	70	8,612	1	100.0	100.0
S005	プロスペクト 大森海岸	東京都大田区大森北 二丁目12番3号	856.82	2,478.04	2,452.04	89	88	8,810	1	99.0	98.9
S006	アプレスト 新大阪	大阪府大阪市淀川区 宮原五丁目2番25号	766.13	2,984.64	2,610.84	92	81	16,457	51	87.5	88.0
S007	メゾン・ド・ ヴィレ中目黒	東京都目黒区中目黒 二丁目8番23号	275.36	1,275.00	1,224.00	50	48	5,765	1	96.0	96.0
S008	六本木ライズ ハウス	東京都港区六本木三 丁目16番5号	574.65	1,209.87	1,094.03	34	30	4,892	1	90.4	88.2
S009	プロスペクト 日本橋本町	東京都中央区日本橋 本町四丁目6番9号	174.36	1,290.49	1,263.49	50	49	5,467	1	97.9	98.0
S011	フレグランス 川崎	神奈川県川崎市川崎 区宮前町8番10号	228.05	1,065.96	1,041.74	45	44	3,647	1	97.7	97.8
S012	アプレスト 桜川	大阪府大阪市浪速区 桜川一丁目4番28号	361.99	1,009.92	988.92	48	47	2,930	1	97.9	97.9
S013	ドーム高峯	愛知県名古屋市中区 区妙見町75番1号	983.60	946.04	894.08	36	34	1,853	1	94.5	94.4
S014	ドーム四ッ谷	愛知県名古屋市中区 区神村町一丁目31番 1号	812.09	765.90	765.90	36	36	1,734	1	100.0	100.0
S015	TKフラッツ 田園調布 アネックス	東京都大田区田園調 布一丁目11番2号	286.90	429.50	306.02	14	10	1,148	1	71.3	71.4
S016	アプレスト ながせ	大阪府東大阪市横沼 町一丁目8番17号	318.54	532.98	532.98	26	26	1,446	26	100.0	100.0
S017	リビングス テージ東仙台	宮城県仙台市宮城野 区新田二丁目18番25 号	904.00	1,539.41	1,336.56	52	45	2,515	1	86.8	86.5
S018	プロスペクト 豊中服部	大阪府豊中市服部元 町二丁目2番18	352.75	986.34	986.34	34	34	2,448	1	100.0	100.0
S019	プロスペクト 美章園	大阪府大阪市東住吉 区北田辺二丁目2番 20号	313.24	901.15	901.15	26	26	2,258	1	100.0	100.0
S020	プロスペクト 下鴨	京都府京都市左京区 下鴨西本町48番2	234.53	675.51	654.81	31	30	1,905	1	96.9	96.8
F001	プロスペクト 清澄庭園	東京都江東区清澄一 丁目5番18号	1,586.77	5,556.73	5,485.15	77	76	14,640	1	98.7	98.7
F002	パークテラス 恵比寿	東京都渋谷区恵比寿 二丁目29番2号	790.18	2,705.09	2,642.40	51	50	12,018	1	97.7	98.0

物件番号	物件名称	所在地 (注1)	敷地面積 (㎡) (注2)	賃貸可能 面積 (㎡) (注3)	賃貸面積 (㎡) (注4)	賃貸可能 戸数 (注5)	賃貸戸数 (注6)	月額賃料 (千円) (注7)	テナ ント 総数 (注8)	稼働率 (面積 ベース) (%) (注9)	稼働率 (戸数 ベース) (%) (注10)
F003	BELNOS 34	東京都葛飾区東新小 岩三丁目4番16号	3,092.58	5,321.89	4,911.83	100	94	12,942	1	92.3	94.0
F004	プロスペクト 道玄坂	東京都渋谷区道玄坂 一丁目17番6号	274.24	2,058.53	1,898.41	47	43	9,419	1	92.2	91.5
F005	ユーハウス 代官町	愛知県名古屋市中区 代官町15番3号	2,060.52	5,944.44	5,842.38	96	94	9,592	1	98.3	97.9
F006	ユーハウス 御器所	愛知県名古屋市昭和 区石仏町二丁目1番 40	3,113.87	5,127.19	4,668.84	78	75	8,253	1	91.1	96.2
F007	エンゼルハイ ム西六郷第2	東京都大田区西六郷 四丁目13番7号	1,666.28	2,776.64	2,776.64	40	40	6,491	1	100.0	100.0
F008	プロスペクト 恩賜公園	東京都江東区大島一 丁目5番1号	772.00	2,033.77	2,033.77	61	61	6,548	1	100.0	100.0
F009	ディム橋本	神奈川県相模原市橋 本三丁目20番17号	898.13	3,170.41	2,966.11	92	84	6,295	1	93.6	91.3
F010	SK レジデンス	東京都豊島区南大塚 三丁目41番12号	474.55	1,624.49	1,492.38	30	27	5,052	1	91.9	90.0
F011	オーフォート 西葛西	東京都江戸川区西葛 西三丁目10番25号	1,145.71	1,960.00	1,890.00	28	27	4,650	1	96.4	96.4
F012	ガーデン シティ浦和	埼玉県さいたま市浦 和区常盤十丁目17番 16号	1,557.49	2,468.51	2,468.51	30	30	4,965	1	100.0	100.0
F013	ガーデン シティ北戸田	埼玉県戸田市笹目四 丁目40番1号	2,382.00	3,678.83	3,603.96	49	48	5,385	1	98.0	98.0
F014	ユーハウス 鶴舞II	愛知県名古屋市中区 千代田二丁目10番24 号	615.51	2,262.63	2,262.63	34	34	3,892	1	100.0	100.0
F017	リビングス テージ南仙台	宮城県仙台市太白区 西中田四丁目3番5 号	476.23	1,277.10	1,135.05	27	24	1,821	1	88.9	88.9
F019	プロスペク ト・グラサ 広尾	東京都渋谷区広尾一 丁目10番6号	803.31	3,846.27	3,794.99	112	110	19,543	1	98.7	98.2
F020	プロスペクト 桂	京都府京都市左京区 樫原宇治井西町3番	1,345.78	1,769.96	1,708.72	29	28	3,086	1	96.5	96.6
F021	クラウンハイ ム西田辺	大阪府大阪市阿倍野 区西田辺二丁目8番 4号	444.20	1,517.86	1,517.86	22	22	3,092	1	100.0	100.0
F022	高砂関式番館	宮城県仙台市宮城野 区高砂一丁目1番15 号	1,794.83	3,336.52	3,110.73	41	38	5,295	1	93.2	92.7
F023	プロスペクト 町屋	東京都荒川区町屋三 丁目23番20号	251.44	1,169.37	895.17	21	16	2,347	1	76.6	76.2
		合計	37,257.21	93,795.18	89,543.34	2,254	2,153	276,140	114	95.5	95.5

(注1) 「所在地」欄には、住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号、その後の改正を含みます。)に基づく住居表示を記載しています。

(注2) 「敷地面積」欄には、不動産及び信託不動産の敷地全体の面積を記載し、登記簿又は登記記録上の記載に基づいています。なお、登記簿又は登記記録における記載は、当該不動産及び信託不動産の現況とは一致しない場合があります。

(注3) 「賃貸可能面積」欄は、個々の不動産及び信託不動産について本投資法人の取得部分における賃貸が可能な面積を意味します。

(注4) 「賃貸面積」欄は、賃貸可能面積のうち、実際にエンド・テナントとの間で賃貸借契約が締結され、賃貸が行われている面積を意味し、土地の賃貸借面積を含まず、原則として信託受託者又はマスターリース会社とエンド・テナントとの間の賃貸借契約書に表示されている賃貸面積の合計を記載しています。但し、賃貸借契約書の記載に明白な誤謬がある場合は、取得資産の前所有者から提供を受けた情報、竣工図面等に基づき記載しています。

- (注5) 「賃貸可能戸数」欄には、個々の不動産及び信託不動産について本投資法人の取得部分における賃貸が可能な戸数を記載しています。
- (注6) 「賃貸戸数」欄には、賃貸可能戸数のうち、平成19年1月31日時点において実際に信託受託者又はマスターリース会社とエンド・テナントとの間で賃貸借契約が締結され、エンド・テナントに対して賃貸している戸数を記載しています。
- (注7) 「月額賃料」欄には、原則として、平成19年1月31日時点において信託受託者又はマスターリース会社とエンド・テナントとの間で締結されている賃貸借契約書に表示されている月間賃料（共益費を含みますが、月極駐車場やトランクルーム等の付属施設の使用料は除きます。）の合計額を消費税等を含めて記載し、千円未満を切り捨てています。
- (注8) 「テナント総数」欄においては、信託受託者とマスターリース会社との間でマスターリース契約が締結されている場合、テナント数は1として記載しています。その場合、マスターリース会社が賃貸人（転貸人）となることの同意を全てのエンド・テナントより取得したものと想定してテナント数を計算しています。また、1テナントが複数の貸室を賃借している場合には、1テナントとして記載しています。「テナント総数」は、平成19年1月31日時点の情報に基づき記載しています。
- (注9) 「稼働率（面積ベース）」欄には、個々の不動産及び信託不動産の賃貸可能面積に占める賃貸面積の割合を記載しており、小数点第2位を四捨五入しています。なお、「合計」欄における稼働率は、平成19年1月31日現在における賃貸可能面積合計に対する賃貸面積合計の割合を記載しています。
- (注10) 「稼働率（戸数ベース）」欄には、個々の不動産及び信託不動産の賃貸可能戸数に占める賃貸戸数の割合を記載しており、小数点第2位を四捨五入しています。なお、「合計」欄における稼働率は、平成19年1月31日現在において賃貸が開始されている物件について、その賃貸可能戸数合計に対する賃貸戸数合計の割合を記載しています。

(ハ) 個別資産の概要

個別資産の概要は、以下の表のとおりです。各表の記載事項及び使用されている用語の内容は以下のとおりです。

かかる概要は、登記簿謄本及び投資対象不動産及び信託不動産に関して実施された法務調査、境界確認、越境状況等につき実施された物件調査及び建物等に対して実施された建物状況調査等に基づき記載しております。なお、記載内容は、原則として平成19年1月31日時点の情報を基準としております。

a. 「不動産及び信託不動産の名称及び所在地等」欄に関する説明

- (i) 「所在地（住居表示）」欄には、住居表示を記載しています。
- (ii) 「所在地（地番）」欄には、登記簿又は登記記録上表示されている地番を記載しています。
- (iii) 土地の「用途地域」欄には、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる用途地域の種類を記載しています。
- (iv) 土地及び建物の「所有形態」欄には、不動産及び信託不動産に関して信託受託者が保有する権利の種類を記載しています。
- (v) 土地の「面積」欄には、登記簿又は登記記録上表示されている地積を記載しています。
- (vi) 土地の「容積率／建ぺい率（％）」欄には、建築基準法第52条に定める、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合であって、用途地域等に応じて都市計画で定められる数値、及び建築基準法第53条に定める、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合であって、用途地域等に応じて都市計画で定められる数値をそれぞれ百分率で記載しています。
- (vii) 建物の「建築時期」欄には、登記簿又は登記記録上表示されている新築時点を記載しています。
- (viii) 建物の「用途」欄には、登記簿又は登記記録上表示されている種類のうち、主要なものを記載しています。
- (ix) 建物の「延床面積」欄には、登記簿又は登記記録上表示されている不動産及び信託建物の床面積の合計を記載しています。また、不動産及び信託建物が区分所有建物の専有部分である場合には、1棟の建物の床面積に、本投資法人及び信託受託者が所有する専有部分の面積の全専有部分の面積に対する割合（以下「専有面積割合」といいます。）を乗じた数値を記載しています。
- (x) 建物の「構造／階数」欄には、登記簿又は登記記録上表示されている不動産及び信託

建物の構造を記載しています。また、不動産及び信託建物が区分所有建物の専有部分である場合は、所有する専有部分ではなく、1棟の建物全体の構造を記載しています。なお、「構造・階数」欄に記載の略称は、それぞれ以下を表します。

RC：鉄筋コンクリート造、SRC：鉄骨鉄筋コンクリート造、S：鉄骨造、F：階、B：地下

- (x i) 「PM会社」欄には、各不動産及び信託不動産について、プロパティ・マネジメント業務を委託しているプロパティ・マネジメント会社（以下「PM会社」ということがあります。）を記載しています。詳細については、前記「2 投資方針 (1)投資方針 ⑤ 運営管理方針 (イ)プロパティ・マネジメント会社の管理方針」をご参照下さい。なお、PM会社のうち、株式会社長谷工ライブネットは、株式会社プロスペクトの株式を270株（0.44%）保有し、資産運用会社に人員を派遣しています。

(注) 株式会社プロスペクトは、本投資法人の資産運用会社であるプロスペクト・レジデンシャル・アドバイザーズ株式会社の100%株主です。

- (x ii) 「信託受託者」欄、「マスターリース会社」欄及び「マスターリース種別」欄は、本書の日付現在の情報を基に記載しています。
- (x iii) 「マスターリース会社」欄には、第三者に転貸することを目的とした建物全体の賃貸借契約（以下「マスターリース契約」といいます。）を本投資法人及び信託受託者との間で締結している賃借人（以下「マスターリース会社」といいます。）を記載しています。

本書の日付現在、各不動産及び信託不動産について、「ガーデンシティ浦和」、「アプレスト新大阪」、及び「アプレストながせ」を除き（これらの物件では、各エンド・テナントは、不動産信託の受託者と直接賃貸借契約を締結しています。）、いずれかのマスターリース会社との間でマスターリース契約が締結されています。

本投資法人は、資産にかかる各不動産及び信託不動産の全戸につき、各エンド・テナントの同意を得た上、マスターリース会社が各エンド・テナントに転貸する仕組みを用いて、資産運用を実行する意向です。平成19年1月31日現在、賃貸面積の少なくとも85.9%及び月額賃料（後記 c. において定義します。）の少なくとも86.5%にかかるエンド・テナントについては、上記のマスターリース会社を通じた転貸がなされています。従前の所有者（又は賃貸人）と直接の賃貸借契約を締結していた一部のエンド・テナントについては、賃貸人の変更に対する同意を取得していないため、上記のマスターリース会社からかかるエンド・テナントへの転貸ではなく、信託受託者とかかるエンド・テナントの間で直接の賃貸借契約が維持されています。なお、本書において「エンド・テナント」とは、マスターリース会社から転貸を受けている転借人及び信託受託者との間で直接の賃貸借契約が締結されている賃借人（マスターリース会社を除きます。）を意味します。

不動産及び信託不動産にかかるマスターリース契約において、マスターリース契約における賃料は、マスターリース会社がエンド・テナントから収受する賃料又はマスターリース会社とエンド・テナントとの間の契約における賃料と同額となっており、賃料は保証されず、また、かかる賃料は、各エンド・テナントから本投資法人及び信託受託者に直接支払われるか、マスターリース会社を経由して支払われるものとされています（後記 x iv. をご参照下さい。）。

これらのマスターリース契約の詳細については、後記「(リ) 主要なテナントの概要及びテナントの全体概要」をご参照下さい。

- (x iv) 「マスターリース種別」欄には、マスターリース契約における賃料の収受方法を記載しています。かかる収受方法には、信託受託者がエンド・テナントの支払う賃料と同額

の賃料を受領することとされている「パススルー型」と、マスターリース会社が固定賃料を支払うこととされている「賃料保証型」があります。なお、「パススルー型」には、賃料がマスターリース会社を経由しないで各エンド・テナントから信託受託者に直接支払われることとされている場合と、マスターリース会社を経由して信託受託者が受領することとされている場合があります。また、前記 x iii のとおり、資産にかかるマスターリース契約は、いずれもパススルー型です。

b. 「物件タイプ内訳」欄に関する説明

- (i) 「シングルタイプ (S)」「ファミリータイプ (F)」欄については、前記記載の分類に従って、各不動産及び信託不動産に含まれる各住居タイプの戸数、賃貸可能面積、面積比率を記載しています。
- (ii) 「その他」欄については、店舗、事務所等の用途として賃貸している戸数、賃貸可能面積、面積比率を記載しています。

c. 「賃貸借の概況」欄に関する説明

- (i) 「テナント総数」欄において、マスターリース会社とマスターリース契約が締結されている場合、テナント数は1として記載しています。その場合、マスターリース会社が賃貸人となることの同意を全てのエンド・テナントより取得したものと想定しています。また、1テナントが複数の貸室を賃借している場合には、1テナントとして記載しています。
- (ii) 「賃貸可能戸数」欄には、個々の不動産及び信託不動産について賃貸が可能な戸数を記載しています。
- (iii) 「賃貸戸数」欄には、賃貸可能戸数のうち、実際に賃貸借契約が締結され、エンド・テナントに対して賃貸している戸数を記載しています。
- (iv) 「賃貸可能面積」は、個々の不動産及び信託不動産について賃貸が可能な面積を意味し、土地（平面駐車場）の賃貸可能面積を含んでいません。
- (v) 「月額賃料」欄には、原則として、信託受託者又はマスターリース会社とエンド・テナントとの間で締結されている賃貸借契約書に表示された月間賃料（共益費を含みますが、月極駐車場やトランクルーム等の付属施設の使用料は除きます。）の合計額を消費税等を含めて記載し、千円未満を切り捨てています。
- (vi) 「敷金・保証金等」欄については、本投資法人及び信託受託者又はマスターリース会社とエンド・テナントとの間で締結されている賃貸借契約書に基づく各賃借人の敷金・保証金等の残高（返還不要な部分がある場合には、当該金額控除後の金額）の合計額を記載し、千円未満を切り捨てています。
- (vii) 「稼働率（面積ベース）」欄には、個々の不動産及び信託不動産の賃貸可能面積に占める賃貸面積（前記「(ロ) 不動産及び信託不動産の概要（注9）」において定義しています。）の割合を記載しており、小数点第二位を四捨五入しています。
- (viii) 「稼働率（戸数ベース）」欄には、個々の不動産及び信託不動産の賃貸可能戸数に占める賃貸戸数の割合を記載しており、小数点第二位を四捨五入しています。

d. 「収益状況等」欄に関する説明

- (i) 「収益状況等」欄における金額は、物件に直接帰属しない収支については含めていません。
- (ii) 金額は、千円未満を切り捨てて記載しています。従って、記載されている金額を足し

合わせても合計値は必ずしも一致しません。

(iii) 「賃貸料収入」欄及び「その他収入」欄については、賃借人がマスターリース会社である場合は、賃料がマスターリース会社を経由しないで各エンド・テナントから信託受託者に直接支払われることとされている場合には信託受託者に入金がされた時点において、また、エンド・テナントの支払う賃料と同額の賃料がマスターリース会社を経由して信託受託者が受領することとされている場合にはマスターリース会社に入金がされた時点において収入として計上しています。

(iv) 収支金額は、税抜金額で計上しています。

(v) 「賃貸事業収入」欄は、以下の「賃料収入」欄及び「その他収入」欄の各金額の合計額を意味します。

「賃貸料収入」欄には、賃料、共益費、駐車場使用料、倉庫賃料、水道光熱費収入、自動販売機収入等の合計額を記載しています。

「その他収入」欄には、賃料収入以外の賃貸事業による収入を記載しています（礼金、更新時手数料、原状回復費用収入等が含まれています）。

(vi) 「賃貸事業費用」欄は、以下の「公租公課」欄、「諸経費」欄、「管理業務費」欄、「水道光熱費」欄、「修繕費」欄、「減価償却費」欄の各金額の合計額を意味します。

「公租公課」欄は、不動産及び信託不動産にかかる固定資産税、都市計画税及び償却資産税等を記載しています。なお、現所有者等が各物件を取得した日を含む期間の収支において、取得時における前所有者との未経過固定資産税、都市計画税及び償却資産税相当額の精算額は附随費用の一部として不動産及び信託不動産等の取得原価に算入されており、賃貸事業費用としては計上されていません。

「諸経費」欄には、信託報酬、銀行手数料、保険料及び弁護士報酬等が含まれています。

「管理業務費」欄は、プロパティ・マネジメントフィー、リーシング・広告宣伝費、契約事務手数料等を記載しています。

「修繕費」欄は、年度による差異が大きいこと及び定期的に発生する金額でないこと等から、対象期間における修繕費が、本投資法人が取得予定資産を長期にわたり継続して保有する場合の修繕費の金額と大きく異なる可能性があります。

(vii) 「賃貸事業損益」とは、賃貸事業収入から賃貸事業費用を差し引いた金額を意味します。

(viii) 「資本的支出」欄は、年度による差異が大きいこと及び定期的に発生する金額でないこと等から、対象期間における資本的支出が、本投資法人が取得予定資産を長期にわたり継続して保有する場合の資本的支出の金額と大きく異なる可能性があります。

e. 「不動産鑑定評価書」欄に関する説明

(i) 「不動産鑑定評価書」欄の記載は、不動産鑑定会社が各信託不動産に関して作成した鑑定評価書の記載に基づいて記載しています。

(ii) 不動産の鑑定評価額は、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号、その後の改正を含みます。）及び不動産鑑定評価基準等に従って鑑定評価を行った不動産鑑定士が、価格時点における評価対象不動産の価格に関する意見を示したものととまります。

(iii) 同じ不動産について再度鑑定評価を行った場合でも、鑑定評価を行う不動産鑑定士、鑑定評価の方法又は時期によって鑑定評価額が異なる可能性があります。

(iv) 不動産の鑑定評価は、現在及び将来において当該鑑定評価額による売買の可能性を保

証又は約束するものではありません。

(v) 各不動産鑑定会社と本投資法人との間に、利害関係はありません。

f. 「物件特性／地域特性」欄に関する説明

(i) 「物件特性／地域特性」欄の記載は、原則として各不動産及び信託不動産にかかる鑑定評価書の記載に基づき作成しています。

(ii) 駅からの徒歩による所要時間は、「不動産の表示に関する公正競争規約」（平成17年公正取引委員会告示第23号）に基づき、道路距離80メートルにつき1分間を要するものとして算出した数値を記載しています。なお、端数が生ずる場合は切り上げています。

(iii) 間取りの略称は、それぞれ次を表します。

1R	: 主たる居室1部屋のみで構成される住戸
1R+S	: 主たる居室1部屋と、1つの納戸（サービスルーム）で構成される住戸
1(2)K	: 主たる居室1（2）部屋と、部屋とは別に区切られ独立した台所で構成される住戸
1(2)DK	: 主たる居室1（2）部屋と、部屋とは別に区切られ独立した台所で構成される住戸
2DK+S	: 主たる居室2部屋と、部屋とは別に区切られ独立した台所に加え、1つの納戸（サービスルーム）で構成される住戸
1(2、3、4、5)LDK	: 主たる居室1（2、3、4、5）部屋と、部屋とは別に区切られ独立した台所と居間で構成される住戸
2LDK+S	: 主たる居室2部屋と、部屋とは別に区切られ独立した台所と居間に加え、1つの納戸（サービスルーム）で構成される住戸

g. 「特記事項」欄に関する説明

「特記事項」欄の記載については、不動産及び信託不動産の権利関係や利用等及び評価額、収益性、処分性への影響度を考慮して重要と考えられる事項を記載しています。

物件名称：TKフラッツ渋谷

❖ 信託不動産の名称及び所在地等 ❖		❖ 物件タイプ内訳 ❖				
所在地	(住居表示) 東京都渋谷区円山町26番地 7 (地番) 東京都渋谷区円山町83番 6 他		戸数	面積 (㎡)	面積比率 (%)	
		シングルタイプ (S)	106	2,989.66	43.3	
土地	用途地域	商業地域	ファミリータイプ (F)	87	3,630.16	52.6
	所有形態	所有権	その他	1	283.72	4.1
	面積	1,800.47㎡				
	容積率/建ぺい率 (%) (用途地域指定)	500%/80% (注)	取得年月日	平成17年 7月12日		
			取得価格 (百万円)	6,399		
建物	建築時期	平成14年11月	❖ 賃貸借の概況 (平成19年 1月31日現在) ❖			
	用途	共同住宅、店舗、駐車場	テナント総数	1		
	所有形態	所有権	賃貸可能戸数	194		
	延床面積	10,012.82㎡	賃貸戸数	179		
	構造/階数	SRC/14F・B2	賃貸可能面積 (㎡)	6,903.54		
PM会社	株式会社長谷工ライブネット	月額賃料 (共益費含む) (千円)	29,064			
信託受託者	中央三井信託銀行株式会社	敷金・保証金等 (千円)	80,374			
マスターリース会社	株式会社長谷工ライブネット	稼働率 (面積ベース) %	92.6			
マスターリース種別	パススルー	稼働率 (戸数ベース) %	92.3			
❖ 収益状況等 (金額単位は千円) ❖						
運用期間	自 平成18年 8月 1日 至 平成19年 1月31日		❖ 取得時の不動産鑑定評価書 (金額単位は百万円) ❖			
(A) 賃貸事業収益 小計	195,357	価格時点	平成17年 3月31日			
賃貸料収入	187,412	鑑定評価額	6,220			
その他収入	7,945	❖ 不動産価格調査の概要 (金額単位は百万円) ❖				
(B) 賃貸事業費用 小計	76,413	調査の基準となる時点	平成19年 1月31日			
公租公課	7,544	期末評価価格	6,430			
諸経費	16,769					
管理業務費	10,347					
水道光熱費	5,773					
修繕費	3,323					
減価償却費	32,655					
(C) 賃貸事業損益 = (A) - (B)	118,944					
❖ 物件特性/地域特性 ❖						
<p>当該物件は京王井の頭線「神泉」駅から徒歩約3分に位置し、周辺地域は、同駅の南方の高層共同住宅及び事務所ビルを中心としてビジネスホテル等も混在する地域です。「渋谷」駅からも徒歩圏 (徒歩約11分) にあり、「神泉」駅から京王井の頭線で「渋谷」駅まで約2分、「渋谷」駅から東京メトロ半蔵門線で「大手町」駅まで約16分、JR山手線で「新宿」駅まで約7分と交通利便性及び都心へのアクセスに優れています。</p> <p>当該物件は、1階に店舗を有する地下2階・地上14階建 (間取り 1R (70戸)、1LDK (35戸)、1K (71戸)、1DK (16戸)、2LDK+S (1戸)、その他 (1戸)) の単身者向けを中心とした賃貸住宅です。</p>						
❖ 特記事項 ❖						
特記すべき事項はありません。						

(注) 建ぺい率について、本物件の所在地が商業地域内に属するため本来80%であるところ、防火地域における耐火建築物であることから割増を受け、適用建ぺい率は100%となっています。

物件名称：プロスペクト東雲橋

❖ 信託不動産の名称及び所在地等 ❖			❖ 物件タイプ内訳 ❖			
所在地	(住居表示) 東京都江東区東雲一丁目1番7号 (地番) 東京都江東区東雲一丁目12番11			戸数	面積 (㎡)	面積比率 (%)
			シングルタイプ (S)	171	4,849.20	100
土地	用途地域	準工業地域	ファミリータイプ (F)	0	0	0
	所有形態	所有権	その他	0	0	0
	面積	1,385.45㎡				
	容積率/建ぺい率 (%) (用途地域指定)	400%・300% (注) /60%	取得年月日	平成17年7月12日		
			取得価格 (百万円)	3,353		
建物	建築時期	平成16年3月	❖ 賃貸借の概況 (平成19年1月31日現在) ❖			
	用途	共同住宅	テナント総数	1		
	所有形態	所有権	賃貸可能戸数	171		
	延床面積	5,576.40㎡	賃貸戸数	168		
	構造/階数	RC/10F	賃貸可能面積 (㎡)	4,849.20		
PM会社	株式会社長谷工ライブネット		月額賃料 (共益費含む) (千円)	17,703		
信託受託者	中央三井信託銀行株式会社		敷金・保証金等 (千円)	32,701		
マスターリース会社	株式会社長谷工ライブネット		稼働率 (面積ベース) %	98.2		
マスターリース種別	パススルー		稼働率 (戸数ベース) %	98.2		
❖ 収益状況等 (金額単位は千円) ❖						
運用期間	自 平成18年8月1日 至 平成19年1月31日		❖ 取得時の不動産鑑定評価書 (金額単位は百万円) ❖			
(A) 賃貸事業収益 小計	113,922		価格時点	平成17年3月31日		
賃料収入	101,859		鑑定評価額	3,230		
その他収入	12,062		❖ 不動産価格調査の概要 (金額単位は百万円) ❖			
(B) 賃貸事業費用 小計	44,283		調査の基準となる時点	平成19年1月31日		
公租公課	1,966		期末評価価格	3,440		
諸経費	6,943					
管理業務費	8,731					
水道光熱費	1,351					
修繕費	1,905					
減価償却費	23,385					
(C) 賃貸事業損益 = (A) - (B)	69,638					
❖ 物件特性/地域特性 ❖						
<p>当該物件は東京メトロ有楽町線・東京臨海新交通臨海線 (ゆりかもめ) 「豊洲」駅から徒歩約9分に位置し、周辺地域は、同駅の南東の再開発等により既存の工業・倉庫等の用途から複合商業施設・共同住宅等の用途へ移行しつつある地域です。大規模商業施設 (「ジャスコ東雲店」) も徒歩約2分と近距離にあり生活利便性に優れています。</p> <p>当該物件は、地上10階建 (間取り 1K (171戸)) の単身者向け賃貸住宅です。</p>						
❖ 特記事項 ❖						
特記すべき事項はありません。						

(注) 容積率について、本物件の土地のうち東雲橋端から50m以内の部分は400%、50m超の部分は300%となっており、面積割合に応じて加重平均された数値が適用されます。

物件名称：メゾン・ド・ヴィレ麻布台

❖ 信託不動産の名称及び所在地等 ❖		❖ 物件タイプ内訳 ❖				
所在地	(住居表示) 東京都港区麻布台二丁目3番7号 (地番) 東京都港区麻布台二丁目26番1		戸数	面積 (㎡)	面積比率 (%)	
		シングルタイプ (S)	71	1,811.08	70.5	
土地	用途地域	商業地域	ファミリータイプ (F)	20	756.01	29.5
	所有形態	所有権	その他	0	0	0
	面積	444.01㎡				
	容積率/建ぺい率 (%) (用途地域指定)	600%/80% (注)	取得年月日	平成17年7月14日		
			取得価格 (百万円)	2,720		
建物	建築時期	平成13年5月	❖ 賃貸借の概況 (平成19年1月31日現在) ❖			
	用途	居宅	テナント総数	1		
	所有形態	区分所有権	賃貸可能戸数	91		
	延床面積	3,418.80㎡	賃貸戸数	87		
	構造/階数	SRC/15F・B1	賃貸可能面積 (㎡)	2,567.09		
PM会社	三井不動産住宅リース株式会社	月額賃料 (共益費含む) (千円)	12,152			
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	敷金・保証金等 (千円)	25,015			
マスターリース会社	三井不動産住宅リース株式会社	稼働率 (面積ベース) %	95.5			
マスターリース種別	パススルー	稼働率 (戸数ベース) %	95.6			
❖ 収益状況等 (金額単位は千円) ❖						
運用期間	自平成18年8月1日 至平成19年1月31日		❖ 取得時の不動産鑑定評価書 (金額単位は百万円) ❖			
(A) 賃貸事業収益 小計	79,786	価格時点	平成17年3月31日			
賃料収入	74,775	鑑定評価額	2,690			
その他収入	5,010	❖ 不動産価格調査の概要 (金額単位は百万円) ❖				
(B) 賃貸事業費用 小計	31,640	調査の基準となる時点	平成19年1月31日			
公租公課	2,953	期末評価価格	2,720			
諸経費	4,633					
管理業務費	6,169					
水道光熱費	1,088					
修繕費	4,455					
減価償却費	12,341					
(C) 賃貸事業損益 = (A) - (B)	48,145					
❖ 物件特性/地域特性 ❖						
<p>当該物件は東京メトロ日比谷線「神谷町」駅から徒歩約6分に位置し、周辺地域は、同駅の南西の「桜田通り」沿いの主に高層事務所ビル、高層共同住宅等により構成される地域です。都営地下鉄大江戸線「赤羽橋」駅 (徒歩約7分) 等複数駅を徒歩圏とする利便性により事務所利用が多く、また、中小規模の画地が比較的多いこと等により共同住宅も見られます。</p> <p>当該物件は、地下1階・地上15階建 (間取り 1R (87戸)、1R+ロフト (2戸)、1R+S (2戸)) の単身者向けの賃貸住宅です。</p>						
❖ 特記事項 ❖						
特記すべき事項はありません。						

(注) 建ぺい率について、本物件の所在地が商業地域内に属するため本来80%であるところ、防火地域における耐火建築物であることから割増を受け、適用建ぺい率は100%となっています。

物件名称：メゾン・ド・ヴィレ高輪魚らん坂

❖ 信託不動産の名称及び所在地等 ❖			❖ 物件タイプ内訳 ❖			
所在地	(住居表示) 東京都港区高輪一丁目5番14号 (地番) 東京都港区高輪一丁目204番1			戸数	面積 (㎡)	面積比率 (%)
			シングルタイプ (S)	70	1,778.37	100
土地	用途地域	近隣商業地域、第1種中高層住居専用地域	ファミリータイプ (F)	0	0	0
	所有形態	所有権	その他	0	0	0
	面積	638.65㎡				
	容積率/建ぺい率 (%) (用途地域指定)	300%/80%・60% (注)	取得年月日	平成17年7月14日		
			取得価格 (百万円)	1,768		
建物	建築時期	平成11年3月	❖ 賃貸借の概況 (平成19年1月31日現在) ❖			
	用途	居宅、駐輪場	テナント総数	1		
	所有形態	区分所有権	賃貸可能戸数	70		
	延床面積	1,932.63㎡	賃貸戸数	70		
	構造/階数	SRC/9F・B1	賃貸可能面積 (㎡)	1,778.37		
PM会社	三井不動産住宅リース株式会社		月額賃料 (共益費含む) (千円)	8,612		
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		敷金・保証金等 (千円)	16,290		
マスターリース会社	三井不動産住宅リース株式会社		稼働率 (面積ベース) %	100		
マスターリース種別	パススルー		稼働率 (戸数ベース) %	100		
❖ 収益状況等 (金額単位は千円) ❖						
運用期間	自平成18年8月1日 至平成19年1月31日		❖ 取得時の不動産鑑定評価書 (金額単位は百万円) ❖			
(A) 賃貸事業収益 小計	54,741	価格時点	平成17年3月31日			
賃貸料収入	51,845	鑑定評価額	1,740			
その他収入	2,895	❖ 不動産価格調査の概要 (金額単位は百万円) ❖				
(B) 賃貸事業費用 小計	17,020	調査の基準となる時点	平成19年1月31日			
公租公課	1,940	期末評価価格	1,810			
諸経費	3,876					
管理業務費	3,249					
水道光熱費	456					
修繕費	985					
減価償却費	6,512					
(C) 賃貸事業損益 = (A) - (B)	37,720					
❖ 物件特性/地域特性 ❖						
<p>当該物件は、東京メトロ南北線・都営地下鉄三田線「白金高輪」駅から徒歩約6分に位置し、周辺地域は、同駅南東の高層共同住宅を中心とする地域です。交通利便性のほか、日用品店舗・各種学校・区役所(支所)等も比較的近接し生活利便性も良好なことから、今後、この地域に対する高層共同住宅地としての需要は安定的に推移するものと予想されます。</p> <p>当該物件は、地下1階・地上9階建(間取り1R(70戸))の単身者向け賃貸住宅です。</p>						
❖ 特記事項 ❖						
<p>本物件の北東側道路は、昭和21年4月25日に計画決定を受けた都市計画道路(事業開始時期は未定です。)です。そのため、当該道路が建設された場合には、本物件と当該道路の境界線が本物件側に約2m後退する予定です。</p>						

(注) 建ぺい率について、本物件の土地のうち東側道路から20m以内の部分は80%、20m超の部分は60%となっており、面積割合に応じて加重平均された数値が適用されます。

物件名称：プロスペクト大森海岸

❖ 信託不動産の名称及び所在地等 ❖			❖ 物件タイプ内訳 ❖			
所在地	(住居表示) 東京都大田区大森北二丁目12番3号 (地番) 東京都大田区大森北二丁目12番3			戸数	面積 (㎡)	面積比率 (%)
			シングルタイプ (S)	86	2,342.20	94.5
土地	用途地域	第1種住居地域	ファミリータイプ (F)	3	135.84	5.5
	所有形態	所有権	その他	0	0	0
	面積	856.82㎡				
	容積率/建ぺい率 (%) (用途地域指定)	300%/60%	取得年月日	平成17年7月14日		
			取得価格 (百万円)	1,807		
建物	建築時期	平成15年2月	❖ 賃貸借の概況 (平成19年1月31日現在) ❖			
	用途	共同住宅、駐車場、駐輪場	テナント総数	1		
	所有形態	所有権	賃貸可能戸数	89		
	延床面積	2,846.30㎡	賃貸戸数	88		
	構造/階数	RC/8F	賃貸可能面積 (㎡)	2,478.04		
PM会社	三井不動産住宅リース株式会社		月額賃料 (共益費含む) (千円)	8,810		
信託受託者	中央三井信託銀行株式会社		敷金・保証金等 (千円)	17,772		
マスターリース会社	三井不動産住宅リース株式会社		稼働率 (面積ベース) %	99.0		
マスターリース種別	パススルー		稼働率 (戸数ベース) %	98.9		
❖ 収益状況等 (金額単位は千円) ❖						
運用期間	自 平成18年8月1日 至 平成19年1月31日		❖ 取得時の不動産鑑定評価書 (金額単位は百万円) ❖			
(A) 賃貸事業収益 小計	57,559		価格時点	平成17年3月31日		
賃貸料収入	55,168		鑑定評価額	1,770		
その他収入	2,390		❖ 不動産価格調査の概要 (金額単位は百万円) ❖			
(B) 賃貸事業費用 小計	19,864		調査の基準となる時点	平成19年1月31日		
公租公課	1,170		期末評価価格	1,790		
諸経費	4,436					
管理業務費	3,185					
水道光熱費	659					
修繕費	1,056					
減価償却費	9,357					
(C) 賃貸事業損益 = (A) - (B)	37,694					
❖ 物件特性/地域特性 ❖						
<p>当該物件は京浜急行線「大森海岸」駅から徒歩約3分に位置し、周辺地域は、同駅の南西の中高層共同住宅を中心とする地域です。北側に隣接する地域は、事務所、商業施設、共同住宅からなる大規模複合施設となっています。また、新幹線の停車駅であり、周辺に再開発ビルの竣工が相次いでいるJR「品川」駅へのアクセスに優れ（「大森海岸」駅から京浜急行線で約13分）、この地域には、共同住宅に対する個人需要に加えて法人需要も認められます。</p> <p>当該物件は、地上8階建（間取り 1R（6戸）、1K（63戸）、1K+ロフト（4戸）、1DK（12戸）、1DK+ロフト（1戸）、2K（3戸））の単身者向け賃貸住宅です。</p>						
❖ 特記事項 ❖						
特記すべき事項はありません。						

物件名称：アブレスト新大阪

❖ 信託不動産の名称及び所在地等 ❖		❖ 物件タイプ内訳 ❖			
所在地	(住居表示) 大阪府大阪市淀川区宮原五丁目2番25号 (地番) 大阪府大阪市淀川区宮原五丁目2番7他		戸数	面積 (㎡)	面積比率 (%)
		シングルタイプ (S)	88	2,735.76	91.7
土地	用途地域	商業地域	ファミリータイプ (F)	4	248.88
	所有形態	所有権	その他	0	0
	面積	766.13㎡			
	容積率/建ぺい率 (%) (用途地域指定)	600%・400% (注1) / 80% (注2)	取得年月日	平成17年7月12日	
			取得価格 (百万円)	1,826	
建物	建築時期	平成8年3月	❖ 賃貸借の概況 (平成19年1月31日現在) ❖		
	用途	共同住宅、駐車場	テナント総数	52	
	所有形態	所有権	賃貸可能戸数	92	
	延床面積	4,269.71㎡	賃貸戸数	81	
	構造/階数	SRC・RC/10F	賃貸可能面積 (㎡)	2,984.64	
PM会社	株式会社コアパルン	月額賃料 (共益費含む) (千円)	16,457		
信託受託者	中央三井信託銀行株式会社	敷金・保証金等 (千円)	104,800		
マスターリース会社	—	稼働率 (面積ベース) %	87.5		
マスターリース種別	—	稼働率 (戸数ベース) %	88.0		
❖ 収益状況等 (金額単位は千円) ❖					
運用期間	自 平成18年8月1日 至 平成19年1月31日		❖ 取得時の不動産鑑定評価書 (金額単位は百万円) ❖		
(A) 賃貸事業収益 小計	100,948	価格時点	平成17年3月31日		
賃貸料収入	97,740	鑑定評価額	1,763		
その他収入	3,207	❖ 不動産価格調査の概要 (金額単位は百万円) ❖			
(B) 賃貸事業費用 小計	70,054	調査の基準となる時点	平成19年1月31日		
公租公課	3,734	期末評価価格	1,824		
諸経費	2,998				
管理業務費	35,993				
水道光熱費	5,348				
修繕費	2,232				
減価償却費	19,747				
(C) 賃貸事業損益 = (A) - (B)	30,893				
❖ 物件特性/地域特性 ❖					
<p>当該物件は「新大阪」駅から徒歩約9分に位置し、周辺地域は、JR東海道線・東海道新幹線「新大阪」駅の北方の中層の事務所ビル・店舗付共同住宅の建ち並ぶ地域で、低層階に店舗、事務所が入居し、上層階を住宅とする形態の物件利用が比較的多く見られます。</p> <p>当該物件は、地上10階建 (間取り 1R (92戸)) の単身者向けを中心とした賃貸住宅です。</p>					
❖ 特記事項 ❖					
本物件は、「大阪市共同住宅の駐車施設に関する指導要綱」に基づく駐車場の確保台数を2台満たしていません。					

(注1) 容積率について、本物件の土地のうち東側道路から25m以内の部分は600%、25m超の部分は400%となっており、面積割合に応じて加重平均された数値が適用されます。

(注2) 建ぺい率について、本物件の所在地が商業地域内に属するため本来80%であるところ、防火地域における耐火建築物であることから割増を受け、適用建ぺい率は100%となっています。

物件名称：メゾン・ド・ヴィレ中目黒

❖ 信託不動産の名称及び所在地等 ❖		❖ 物件タイプ内訳 ❖			
所在地	(住居表示) 東京都目黒区中目黒二丁目8番23号 (地番) 東京都目黒区中目黒二丁目645番10		戸数	面積 (㎡)	面積比率 (%)
		シングルタイプ (S)	50	1,275.00	100
土地	用途地域	商業地域	ファミリータイプ (F)	0	0
	所有形態	所有権	その他	0	0
	面積	275.36㎡			
	容積率/建ぺい率 (%) (用途地域指定)	500%/80% (注)	取得年月日	平成17年7月14日	
		取得価格 (百万円)	1,189		
建物	建築時期	平成11年2月	❖ 賃貸借の概況 (平成19年1月31日現在) ❖		
	用途	居宅、駐車場、駐輪場	テナント総数	1	
	所有形態	区分所有権	賃貸可能戸数	50	
	延床面積	1,633.00㎡	賃貸戸数	48	
	構造/階数	SRC/11F	賃貸可能面積 (㎡)	1,275.00	
PM会社	三井不動産住宅リース株式会社	月額賃料 (共益費含む) (千円)	5,765		
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	敷金・保証金等 (千円)	11,930		
マスターリース会社	三井不動産住宅リース株式会社	稼働率 (面積ベース) %	96.0		
マスターリース種別	パススルー	稼働率 (戸数ベース) %	96.0		
❖ 収益状況等 (金額単位は千円) ❖					
運用期間	自 平成18年8月1日 至 平成19年1月31日		❖ 取得時の不動産鑑定評価書 (金額単位は百万円) ❖		
(A) 賃貸事業収益 小計	37,803	価格時点	平成17年3月31日		
賃貸料収入	35,311	鑑定評価額	1,170		
その他収入	2,491	❖ 不動産価格調査の概要 (金額単位は百万円) ❖			
(B) 賃貸事業費用 小計	13,584	調査の基準となる時点	平成19年1月31日		
公租公課	1,425	期末評価価格	1,220		
諸経費	2,576				
管理業務費	2,180				
水道光熱費	504				
修繕費	1,698				
減価償却費	5,200				
(C) 賃貸事業損益 = (A) - (B)	24,218				
❖ 物件特性/地域特性 ❖					
<p>当該物件は東急東横線・東京メトロ日比谷線「中目黒」駅から徒歩約9分に位置し、周辺地域は、同駅の南東にある「山手通り」に面した地域です。商業繁華性はさほど高くなく、中高層の共同住宅及び店舗併用事務所ビル等が混在する地域です。一方、同駅や日用品店舗等の利便施設へのアクセスが良好なため、生活利便性を重視する単身者向け共同住宅が比較的多く見られます。「中目黒」駅から東急東横線で「渋谷」駅まで約4分と中心部へのアクセスも良好であり、今後、中高層の共同住宅を中心とした住宅地としても熟成していくものと予想されます。</p> <p>当該物件は、地上11階建 (間取り 1R (50戸)) の単身者向けの賃貸住宅です。</p>					
❖ 特記事項 ❖					
特記すべき事項はありません。					

(注) 建ぺい率について、本物件の所在地が商業地域内に属するため本来80%であるところ、防火地域における耐火建築物であることから割増を受け、適用建ぺい率は100%となっています。

物件名称：六本木ライズハウス

❖ 信託不動産の名称及び所在地等 ❖		❖ 物件タイプ内訳 ❖				
所在地	(住居表示) 東京都港区六本木三丁目16番5号 (地番) 東京都港区六本木三丁目112番2		戸数	面積 (㎡)	面積比率 (%)	
		シングルタイプ (S)	30	866.10	71.6	
土地	用途地域	第2種住居地域	ファミリータイプ (F)	4	343.77	28.4
	所有形態	所有権	その他	0	0	0
	面積	574.65㎡				
	容積率/建ぺい率 (%) (用途地域指定)	400% (注1) / 60% (注2)	取得年月日	平成17年7月12日		
			取得価格 (百万円)	1,184		
建物	建築時期	平成15年3月	❖ 賃貸借の概況 (平成19年1月31日現在) ❖			
	用途	共同住宅、駐輪場	テナント総数	1		
	所有形態	所有権	賃貸可能戸数	34		
	延床面積	1,691.36㎡	賃貸戸数	30		
	構造/階数	RC/9F	賃貸可能面積 (㎡)	1,209.87		
PM会社	株式会社長谷工ライブネット	月額賃料 (共益費含む) (千円)	4,892			
信託受託者	中央三井信託銀行株式会社	敷金・保証金等 (千円)	10,572			
マスターリース会社	株式会社長谷工ライブネット	稼働率 (面積ベース) %	90.4			
マスターリース種別	パススルー	稼働率 (戸数ベース) %	88.2			
❖ 収益状況等 (金額単位は千円) ❖						
運用期間	自 平成18年8月1日 至 平成19年1月31日		❖ 取得時の不動産鑑定評価書 (金額単位は百万円) ❖			
(A) 賃貸事業収益 小計	32,727	価格時点	平成17年3月31日			
賃料収入	30,806	鑑定評価額	1,140			
その他収入	1,921	❖ 不動産価格調査の概要 (金額単位は百万円) ❖				
(B) 賃貸事業費用 小計	12,384	調査の基準となる時点	平成19年1月31日			
公租公課	734	期末評価価格	1,140			
諸経費	2,370					
管理業務費	2,919					
水道光熱費	373					
修繕費	693					
減価償却費	5,292					
(C) 賃貸事業損益 = (A) - (B)	20,343					
❖ 物件特性/地域特性 ❖						
<p>当該物件は東京メトロ南北線「六本木一丁目」駅から徒歩約5分、東京メトロ日比谷線・都営大江戸線「六本木」駅から徒歩約8分に位置し、周辺地域は、「六本木一丁目」駅の南方の中高層の共同住宅や事務所が混在する地域です。また、「六本木一丁目」駅から南北線で「永田町」駅まで3分、「六本木」駅から大江戸線で「新宿」駅まで約10分と、主要都心中心部へのアクセスも良好です。</p> <p>当該物件は、地上9階建 (間取り 1R (30戸)、1LDK (1戸)、2LDK (2戸)、3LDK (1戸)) の単身者向けを中心とした賃貸住宅です。</p>						
❖ 特記事項 ❖						
特記すべき事項はありません。						

(注1) 本物件にかかる土地の容積率は本来400%ですが、前面道路幅員による制限により容積率は237.6%となっています。

(注2) 建ぺい率について、本物件の所在地が第2種住居地域内に属するため本来60%であるところ、防火地域における耐火建築物であることから割増を受け、適用建ぺい率は70%となっています。

物件名称：プロスペクト日本橋本町

❖ 信託不動産の名称及び所在地等 ❖		❖ 物件タイプ内訳 ❖				
所在地	(住居表示) 東京都中央区日本橋本町四丁目6番9号 (地番) 東京都中央区日本橋本町四丁目5番2		戸数	面積 (㎡)	面積比率 (%)	
		シングルタイプ (S)	44	1,003.09	77.7	
土地	用途地域	商業地域	ファミリータイプ (F)	6	287.40	22.3
	所有形態	所有権	その他	0	0	0
	面積	174.36㎡				
	容積率/建ぺい率 (%) (用途地域指定)	800%/80% (注)	取得年月日	平成17年7月12日		
			取得価格 (百万円)	1,070		
建物	建築時期	平成16年11月	❖ 賃貸借の概況 (平成19年1月31日現在) ❖			
	用途	共同住宅	テナント総数	1		
	所有形態	所有権	賃貸可能戸数	50		
	延床面積	1,492.20㎡	賃貸戸数	49		
	構造/階数	SRC/15F	賃貸可能面積 (㎡)	1,290.49		
PM会社	株式会社明豊プロパティーズ	月額賃料 (共益費含む) (千円)	5,467			
信託受託者	中央三井信託銀行株式会社	敷金・保証金等 (千円)	11,276			
マスターリース会社	株式会社明豊プロパティーズ	稼働率 (面積ベース) %	97.9			
マスターリース種別	パススルー	稼働率 (戸数ベース) %	98.0			
❖ 収益状況等 (金額単位は千円) ❖						
運用期間	自 平成18年8月1日 至 平成19年1月31日		❖ 取得時の不動産鑑定評価書 (金額単位は百万円) ❖			
(A) 賃貸事業収益 小計	35,218	価格時点	平成17年3月31日			
賃料収入	32,198	鑑定評価額	1,030			
その他収入	3,019	❖ 不動産価格調査の概要 (金額単位は百万円) ❖				
(B) 賃貸事業費用 小計	13,276	調査の基準となる時点	平成19年1月31日			
公租公課	900	期末評価価格	1,030			
諸経費	2,198					
管理業務費	2,867					
水道光熱費	466					
修繕費	369					
減価償却費	6,475					
(C) 賃貸事業損益 = (A) - (B)	21,941					
❖ 物件特性/地域特性 ❖						
<p>当該物件は東京メトロ銀座線「三越前」駅から徒歩約7分、JR総武本線「新日本橋」駅から徒歩約2分に位置し、周辺地域は、同駅の北東の昭和通り沿いに中高層共同住宅や事務所ビル等が混在する地域です。「新日本橋」駅からJR総武線快速で「東京」駅まで約3分、「三越前」駅から東京メトロ銀座線で「日本橋」駅まで約2分と都心部にあって交通利便性も良好です。</p> <p>当該物件は、地上15階建 (間取り 1R (44戸)、1LDK (6戸)) の単身者向けの賃貸住宅です。</p>						
❖ 特記事項 ❖						
特記すべき事項はありません。						

(注) 建ぺい率について、本物件の所在地が商業地域内に属するため本来80%であるところ、防火地域における耐火建築物であることから割増を受け、適用建ぺい率は100%となっています。

物件名称：フレグランス川崎

❖ 信託不動産の名称及び所在地等 ❖		❖ 物件タイプ内訳 ❖			
所在地	(住居表示) 神奈川県川崎市川崎区宮前町8番10号 (地番) 神奈川県川崎市川崎区宮前町8番7		戸数	面積 (㎡)	面積比率 (%)
		シングルタイプ (S)	45	1,065.96	100
土地	用途地域	商業地域	ファミリータイプ (F)	0	0
	所有形態	所有権	その他	0	0
	面積	228.05㎡			
	容積率/建ぺい率 (%) (用途地域指定)	500%/80% (注)	取得年月日	平成17年7月12日	
			取得価格 (百万円)	624	
建物	建築時期	平成15年9月	❖ 賃貸借の概況 (平成19年1月31日現在) ❖		
	用途	共同住宅	テナント総数	1	
	所有形態	所有権	賃貸可能戸数	45	
	延床面積	1,348.22㎡	賃貸戸数	44	
	構造/階数	RC/10F	賃貸可能面積 (㎡)	1,065.96	
PM会社	株式会社長谷工ライブネット	月額賃料 (共益費含む) (千円)	3,647		
信託受託者	中央三井信託銀行株式会社	敷金・保証金等 (千円)	7,294		
マスターリース会社	株式会社長谷工ライブネット	稼働率 (面積ベース) %	97.7		
マスターリース種別	パススルー	稼働率 (戸数ベース) %	97.8		
❖ 収益状況等 (金額単位は千円) ❖					
運用期間	自平成18年8月1日 至平成19年1月31日		❖ 取得時の不動産鑑定評価書 (金額単位は百万円) ❖		
(A) 賃貸事業収益 小計	22,850	価格時点	平成17年3月31日		
賃貸料収入	21,535	鑑定評価額	600		
その他収入	1,314	❖ 不動産価格調査の概要 (金額単位は百万円) ❖			
(B) 賃貸事業費用 小計	11,169	調査の基準となる時点	平成19年1月31日		
公租公課	1,162	期末評価価格	609		
諸経費	1,711				
管理業務費	1,463				
水道光熱費	279				
修繕費	1,111				
減価償却費	5,441				
(C) 賃貸事業損益 = (A) - (B)	11,680				
❖ 物件特性/地域特性 ❖					
<p>当該物件はJR東海道本線・南武線・京浜東北線「川崎」駅から徒歩約11分に位置し、周辺地域は、川崎区役所に至近（徒歩約2分）で川崎市役所・法務局・裁判所等の公的機関にも比較的近接し、従来から事務所・店舗が多く見られる地域ですが、近年は「川崎」駅までの利便性が高いこと、生活利便施設へのアクセスの良さ等から高層共同住宅地としての需要が認められ、この地域は徐々に共同住宅地域へと移行することが予想されます。</p> <p>当該物件は、地上10階建（間取り 1R（45戸））の単身者向けの賃貸住宅です。</p>					
❖ 特記事項 ❖					
<p>本物件の建物は、建築当時、適式に建築確認を受け、かつ竣工検査についても検査済証の交付を受けていますが、建物竣工後に隣地との境界を確定したところ、本物件の土地が、建物建築時の面積から約0.7㎡減少しました。そのため、建物の容積率算定対象面積が約2㎡建築基準法による基準を上回っています。</p>					

(注) 建ぺい率について、本物件の所在地が商業地域内に属するため本来80%であるところ、防火地域における耐火建築物であることから割増を受け、適用建ぺい率は100%となっています。

物件名称：アブレスト桜川

❖ 信託不動産の名称及び所在地等 ❖			❖ 物件タイプ内訳 ❖			
所在地	(住居表示) 大阪府大阪市浪速区桜川一丁目4番28号 (地番) 大阪府大阪市浪速区桜川一丁目4番22他			戸数	面積 (㎡)	面積比率 (%)
			シングルタイプ (S)	48	1,009.92	100
土地	用途地域	準工業地域	ファミリータイプ (F)	0	0	0
	所有形態	所有権	その他	0	0	0
	面積	361.99㎡				
	容積率/建ぺい率 (%) (用途地域指定)	300%/60%	取得年月日	平成17年7月12日		
			取得価格 (百万円)	516		
建物	建築時期	平成12年8月	❖ 賃貸借の概況 (平成19年1月31日現在) ❖			
	用途	共同住宅	テナント総数	1		
	所有形態	所有権	賃貸可能戸数	48		
	延床面積	1,129.50㎡	賃貸戸数	47		
	構造/階数	RC/9F	賃貸可能面積 (㎡)	1,009.92		
PM会社	株式会社長谷工ライブネット	月額賃料 (共益費含む) (千円)	2,930			
信託受託者	中央三井信託銀行株式会社	敷金・保証金等 (千円)	4,883			
マスターリース会社	株式会社長谷工ライブネット	稼働率 (面積ベース) %	97.9			
マスターリース種別	パススルー	稼働率 (戸数ベース) %	97.9			
❖ 収益状況等 (金額単位は千円) ❖						
運用期間	自 平成18年8月1日 至 平成19年1月31日		❖ 取得時の不動産鑑定評価書 (金額単位は百万円) ❖			
(A) 賃貸事業収益 小計	19,390	価格時点	平成17年3月31日			
賃料収入	18,390	鑑定評価額	497			
その他収入	1,000	❖ 不動産価格調査の概要 (金額単位は百万円) ❖				
(B) 賃貸事業費用 小計	11,490	調査の基準となる時点	平成19年1月31日			
公租公課	936	期末評価価格	505			
諸経費	2,319					
管理業務費	1,315					
水道光熱費	751					
修繕費	666					
減価償却費	5,501					
(C) 賃貸事業損益 = (A) - (B)	7,899					
❖ 物件特性/地域特性 ❖						
<p>当該物件はJR関西本線「難波」駅から徒歩約3分に位置し、周辺地域は、同駅の西方の中高層共同住宅、戸建住宅のほか、営業所、事務所等も混在する地域です。この地域は、大阪を代表する地下街「なんばウォーク」に連絡し、地下鉄四つ橋線及び御堂筋線「なんば」駅をはじめ、「ミナミ」の繁華街へのアクセスも容易であるなど大阪の中心商業地域へのアクセスに優れた立地であることから、事務所等の跡地が中高層共同住宅へと転用されるケースが、近年、比較的多く見られます。</p> <p>当該物件は、地上9階建（間取り1K（48戸））の単身者向けの賃貸住宅です。</p>						
❖ 特記事項 ❖						
本物件は、「大阪市共同住宅の駐車施設に関する指導要綱」に基づく駐車場の確保台数を4台満たしていません。						

物件名称：ドーム高峯

❖ 信託不動産の名称及び所在地等 ❖			❖ 物件タイプ内訳 ❖			
所在地	(住居表示) 愛知県名古屋市中区妙見町75番1号 (地番) 愛知県名古屋市中区妙見町75番1			戸数	面積 (㎡)	面積比率 (%)
			シングルタイプ (S)	36	946.04	100
土地	用途地域	第1種低層住居専用地域	ファミリータイプ (F)	0	0	0
	所有形態	所有権	その他	0	0	0
	面積	983.60㎡				
	容積率/建ぺい率 (%) (用途地域指定)	100%/30%	取得年月日	平成17年7月12日		
			取得価格 (百万円)	322		
建物	建築時期	平成1年3月	❖ 賃貸借の概況 (平成19年1月31日現在) ❖			
	用途	共同住宅	テナント総数	1		
	所有形態	所有権	賃貸可能戸数	36		
	延床面積	943.98㎡	賃貸戸数	34		
	構造/階数	RC/4F	賃貸可能面積 (㎡)	946.04		
PM会社	株式会社長谷工ライブネット		月額賃料 (共益費含む) (千円)	1,853		
信託受託者	中央三井信託銀行株式会社		敷金・保証金等 (千円)	3,608		
マスターリース会社	株式会社長谷工ライブネット		稼働率 (面積ベース) %	94.5		
マスターリース種別	パススルー		稼働率 (戸数ベース) %	94.4		
❖ 収益状況等 (金額単位は千円) ❖						
運用期間	自平成18年8月1日 至平成19年1月31日		❖ 取得時の不動産鑑定評価書 (金額単位は百万円) ❖			
(A) 賃貸事業収益 小計	12,330	価格時点	平成17年3月31日			
賃料収入	12,050	鑑定評価額	309			
その他収入	280	❖ 不動産価格調査の概要 (金額単位は百万円) ❖				
(B) 賃貸事業費用 小計	7,028	調査の基準となる時点	平成19年1月31日			
公租公課	688	期末評価価格	276			
諸経費	1,414					
管理業務費	663					
水道光熱費	423					
修繕費	1,913					
減価償却費	1,925					
(C) 賃貸事業損益 = (A) - (B)	5,302					
❖ 物件特性/地域特性 ❖						
<p>当該物件は地下鉄名城線「八事日赤」駅から徒歩約3分に位置し、周辺地域は、同駅の東方の戸建住宅、低層共同住宅のほか寺院、大規模医療機関、駐車場等も散見される閑静な住宅地域です。また、名古屋大学等の文教施設が集中立地する地域にも近接するため、学生向けの賃貸住宅の需要が根強いほか、今後は、交通利便性の高さから、ファミリー向け賃貸住宅の需要も高まることが予想されます。</p> <p>当該物件は、地上4階建（間取り 1R (36戸)）の単身者向けの賃貸住宅です。</p>						
❖ 特記事項 ❖						
特記すべき事項はありません。						

物件名称：ドーム四ッ谷

❖ 信託不動産の名称及び所在地等 ❖			❖ 物件タイプ内訳 ❖			
所在地	(住居表示) 愛知県名古屋市中区神村町一丁目31番1号 (地番) 愛知県名古屋市中区神村町一丁目31番1			戸数	面積 (㎡)	面積比率 (%)
			シングルタイプ (S)	36	765.90	100
土地	用途地域	第1種低層住居専用地域	ファミリータイプ (F)	0	0	0
	所有形態	所有権	その他	0	0	0
	面積	812.09㎡				
	容積率/建ぺい率 (%) (用途地域指定)	100%/50%	取得年月日	平成17年7月12日		
			取得価格 (百万円)	275		
建物	建築時期	昭和63年2月	❖ 賃貸借の概況 (平成19年1月31日現在) ❖			
	用途	共同住宅	テナント総数	1		
	所有形態	所有権	賃貸可能戸数	36		
	延床面積	776.50㎡	賃貸戸数	36		
	構造/階数	RC/3F	賃貸可能面積 (㎡)	765.90		
PM会社	株式会社長谷工ライブネット		月額賃料 (共益費含む) (千円)	1,734		
信託受託者	中央三井信託銀行株式会社		敷金・保証金等 (千円)	2,617		
マスターリース会社	株式会社長谷工ライブネット		稼働率 (面積ベース) %	100		
マスターリース種別	パススルー		稼働率 (戸数ベース) %	100		
❖ 収益状況等 (金額単位は千円) ❖						
運用期間	自 平成18年8月1日 至 平成19年1月31日		❖ 取得時の不動産鑑定評価書 (金額単位は百万円) ❖			
(A) 賃貸事業収益 小計	11,162	価格時点	平成17年3月31日			
賃料収入	10,682	鑑定評価額	263			
その他収入	479	❖ 不動産価格調査の概要 (金額単位は百万円) ❖				
(B) 賃貸事業費用 小計	5,849	調査の基準となる時点	平成19年1月31日			
公租公課	560	期末評価価格	240			
諸経費	1,012					
管理業務費	837					
水道光熱費	387					
修繕費	1,606					
減価償却費	1,445					
(C) 賃貸事業損益 = (A) - (B)	5,312					
❖ 物件特性/地域特性 ❖						
<p>当該物件は地下鉄東山線「本山」駅から徒歩約13分に位置し、周辺地域は、同駅の南西の戸建住宅、低層共同住宅が建ち並ぶ閑静な住宅地域です。また、名古屋大学や南山大学に比較的近いことから学生向けのアパートが多く、住環境の良さからファミリー向けの共同住宅も多く見られます。</p> <p>当該物件は、地上3階建（間取り 1R（36戸））の単身者向けの賃貸住宅です。</p>						
❖ 特記事項 ❖						
本物件の土地と、北側隣地との間の境界に関し、境界確認書の締結が未了です。						

物件名称：TKフラッツ田園調布アネックス

❖ 信託不動産の名称及び所在地等 ❖			❖ 物件タイプ内訳 ❖			
所在地	(住居表示) 東京都大田区田園調布一丁目11番2号 (地番) 東京都大田区田園調布一丁目11番3他			戸数	面積 (㎡)	面積比率 (%)
			シングルタイプ (S)	14	429.50	100
土地	用途地域	準住居地域、第1種住居地域	ファミリータイプ (F)	0	0	0
	所有形態	所有権	その他	0	0	0
	面積	286.90㎡				
	容積率/建ぺい率 (%) (用途地域指定)	300%・200% (注1) / 60% (注2)	取得年月日	平成17年7月12日		
			取得価格 (百万円)	249		
建物	建築時期	平成11年3月	❖ 賃貸借の概況 (平成19年1月31日現在) ❖			
	用途	共同住宅	テナント総数	1		
	所有形態	所有権	賃貸可能戸数	14		
	延床面積	468.21㎡	賃貸戸数	10		
	構造/階数	RC/5F	賃貸可能面積 (㎡)	429.50		
PM会社	株式会社長谷工ライブネット	月額賃料 (共益費含む) (千円)	1,148			
信託受託者	中央三井信託銀行株式会社	敷金・保証金等 (千円)	2,296			
マスターリース会社	株式会社長谷工ライブネット	稼働率 (面積ベース) %	71.3			
マスターリース種別	パススルー	稼働率 (戸数ベース) %	71.4			
❖ 収益状況等 (金額単位は千円) ❖						
運用期間	自 平成18年8月1日 至 平成19年1月31日		❖ 取得時の不動産鑑定評価書 (金額単位は百万円) ❖			
(A) 賃貸事業収益 小計	9,043	価格時点	平成17年3月31日			
賃料収入	8,648	鑑定評価額	240			
その他収入	394	❖ 不動産価格調査の概要 (金額単位は百万円) ❖				
(B) 賃貸事業費用 小計	5,485	調査の基準となる時点	平成19年1月31日			
公租公課	454	期末評価価格	224			
諸経費	1,525					
管理業務費	361					
水道光熱費	175					
修繕費	964					
減価償却費	2,005					
(C) 賃貸事業損益 = (A) - (B)	3,558					
❖ 物件特性/地域特性 ❖						
<p>当該物件は東急東横線・目黒線・多摩川線「多摩川」駅から徒歩約4分に位置し、周辺地域は、同駅の南の中層共同住宅と戸建住宅が建ち並ぶ住宅地域です。周辺一体が南西に緩やかに傾斜しているため日照環境が良好です。「多摩川」駅から「大手町」駅まで都営地下鉄三田線(直通)で35分程度であり都心部へのアクセスも良好です。</p> <p>当該物件は、地上5階建(間取り1R(14戸))の女性専用の賃貸住宅です。</p>						
❖ 特記事項 ❖						
本物件の土地とその南西側を除く隣地との間の境界に関し、境界確認書の締結が未了です。						

(注1) 容積率について、本物件の土地のうち中原街道から30m以内の部分は300%、30m超の部分は200%となっており、面積割合に応じて加重平均された数値が適用されます。

(注2) 本物件にかかる土地の建ぺい率は本来60%ですが、第2種風致地区による制限により適用建ぺい率は40%となっています。

物件名称：アブレストながせ

❖ 信託不動産の名称及び所在地等 ❖			❖ 物件タイプ内訳 ❖			
所在地	(住居表示) 大阪府東大阪市横沼町一丁目8番17号 (地番) 大阪府東大阪市横沼町一丁目30番2			戸数	面積 (㎡)	面積比率 (%)
			シングルタイプ (S)	26	532.98	100
土地	用途地域	第1種中高層住居専用地域	ファミリータイプ (F)	0	0	0
	所有形態	所有権	その他	0	0	0
	面積	318.54㎡				
	容積率/建ぺい率 (%) (用途地域指定)	200%/60%	取得年月日	平成17年7月12日		
			取得価格 (百万円)	209		
建物	建築時期	平成11年3月	❖ 賃貸借の概況 (平成19年1月31日現在) ❖			
	用途	共同住宅、車庫	テナント総数	26		
	所有形態	所有権	賃貸可能戸数	26		
	延床面積	598.09㎡	賃貸戸数	26		
	構造/階数	RC/5F、RC/4F	賃貸可能面積 (㎡)	532.98		
PM会社	株式会社学生情報センター	月額賃料 (共益費含む) (千円)	1,446			
信託受託者	中央三井信託銀行株式会社	敷金・保証金等 (千円)	0			
マスターリース会社	—	稼働率 (面積ベース) %	100			
マスターリース種別	—	稼働率 (戸数ベース) %	100			
❖ 収益状況等 (金額単位は千円) ❖						
運用期間	自 平成18年8月1日 至 平成19年1月31日		❖ 取得時の不動産鑑定評価書 (金額単位は百万円) ❖			
(A) 賃貸事業収益 小計	8,974	価格時点	平成17年3月31日			
賃料収入	8,920	鑑定評価額	200			
その他収入	53	❖ 不動産価格調査の概要 (金額単位は百万円) ❖				
(B) 賃貸事業費用 小計	4,984	調査の基準となる時点	平成19年1月31日			
公租公課	480	期末評価価格	200			
諸経費	409					
管理業務費	1,248					
水道光熱費	210					
修繕費	145					
減価償却費	2,490					
(C) 賃貸事業損益 = (A) - (B)	3,989					
❖ 物件特性/地域特性 ❖						
<p>当該物件は近鉄大阪線「長瀬」駅から徒歩約6分に位置し、周辺地域は、同駅の北方の戸建住宅が連たんする地域です。また、周辺には近畿大学や短大が立地し、かつ、「長瀬」駅からJR線「大阪」駅まで近鉄大阪線及びJR大阪環状線（「鶴橋」駅にて乗換え）を利用して約25分と大阪市内各方面への通勤及び通学の利便性も良好です。</p> <p>当該物件は、地上5階建（間取り1K（26戸））の学生及び単身者向けの賃貸住宅です。</p>						
❖ 特記事項 ❖						
本物件は、「東大阪市共同住宅の駐車施設の付置等に関する指導要綱」に基づく駐車場の確保台数を2台満たしていません。						

物件名称：リビングステージ東仙台

❖ 不動産の名称及び所在地等 ❖			❖ 物件タイプ内訳 ❖			
所在地	(住居表示) 宮城県仙台市宮城野区新田二丁目18番25号 (地番) 宮城県仙台市宮城野区新田二丁目3番4			戸数	面積 (㎡)	面積比率 (%)
			シングルタイプ (S)	52	1,539.41	100
土地	用途地域	第一種住居地域	ファミリータイプ (F)	0	0	0
	所有形態	所有権	その他	0	0	0
	面積	904.00㎡				
	容積率/建ぺい率 (%) (用途地域指定)	200%/60%	取得年月日	平成17年8月31日		
			取得価格 (百万円)	435		
建物	建築時期	平成8年7月	❖ 賃貸借の概況 (平成19年1月31日現在) ❖			
	用途	共同住宅・駐車場	テナント総数	1		
	所有形態	所有権	賃貸可能戸数	52		
	延床面積	1,679.80㎡	賃貸戸数	45		
	構造/階数	RC/6F	賃貸可能面積 (㎡)	1,539.41		
PM会社	株式会社東急コミュニティー		月額賃料 (共益費含む) (千円)	2,515		
信託受託者	-		敷金・保証金等 (千円)	5,253		
マスターリース会社	株式会社東急コミュニティー		稼働率 (面積ベース) %	86.8		
マスターリース種別	パススルー		稼働率 (戸数ベース) %	86.5		
❖ 収益状況等 (金額単位は千円) ❖						
運用期間	自平成18年8月1日 至平成19年1月31日		❖ 取得時の不動産鑑定評価書 (金額単位は百万円) ❖			
(A) 賃貸事業収益 小計	19,003	価格時点	平成17年8月1日			
賃貸料収入	17,921	鑑定評価額	455			
その他収入	1,082	❖ 不動産価格調査の概要 (金額単位は百万円) ❖				
(B) 賃貸事業費用 小計	11,286	調査の基準となる時点	平成19年1月31日			
公租公課	1,182	期末評価価格	431			
諸経費	2,407					
管理業務費	839					
水道光熱費	803					
修繕費	1,124					
減価償却費	4,928					
(C) 賃貸事業損益 = (A) - (B)	7,717					
❖ 物件特性/地域特性 ❖						
当該物件は、JR東北本線「東仙台」駅から徒歩約4分に位置し、仙台市中心市街地へ通勤するサラリーマンのベッドタウンとして成熟した地域です。当該物件は、地上6階建 (間取り1K及び2K (52戸))、30平方メートル前後を中心とした主に単身者向けの賃貸住宅です。						
❖ 特記事項 ❖						
特記すべき事項はありません。						

物件名称：プロスペクト豊中服部

❖ 信託不動産の名称及び所在地等 ❖			❖ 物件タイプ内訳 ❖			
所在地	(住居表示) 大阪府豊中市服部元町二丁目2番18 (地番) 大阪府豊中市服部元町二丁目1番2			戸数	面積 (㎡)	面積比率 (%)
			シングルタイプ (S)	34	986.34	100
土地	用途地域	近隣商業地域 第1種住居地域	ファミリータイプ (F)	0	0	0
	所有形態	所有権	その他	0	0	0
	面積	352.75㎡				
	容積率/建ぺい率 (%) (用途地域指定)	300%/80% (注1)、 200%/60% (注2)	取得年月日	平成18年2月10日		
			取得価格 (百万円)	396		
建物	建築時期	平成17年12月	❖ 賃貸借の概況 (平成19年1月31日現在) ❖			
	用途	共同住宅・車庫	テナント総数	1		
	所有形態	所有権	賃貸可能戸数	34		
	延床面積	1,340.63㎡	賃貸戸数	34		
	構造/階数	RC/8F	賃貸可能面積 (㎡)	986.34		
PM会社	近藤プロパティ株式会社	月額賃料 (共益費含む) (千円)	2,448			
信託受託者	住友信託銀行株式会社	敷金・保証金等 (千円)	3,000			
マスターリース会社	近藤プロパティ株式会社	稼働率 (面積ベース) %	100.0			
マスターリース種別	パススルー	稼働率 (戸数ベース) %	100.0			
❖ 収益状況等 (金額単位は千円) ❖						
運用期間	自 平成18年8月1日 至 平成19年1月31日		❖ 取得時の不動産鑑定評価書 (金額単位は百万円) ❖			
(A) 賃貸事業収益 小計	15,048	価格時点	平成17年12月5日			
賃貸料収入	15,048	鑑定評価額	439			
その他収入	—	❖ 不動産価格調査の概要 (金額単位は百万円) ❖				
(B) 賃貸事業費用 小計	6,651	調査の基準となる時点	平成19年1月31日			
公租公課	—	期末評価価格	452			
諸経費	1,369					
管理業務費	300					
水道光熱費	352					
修繕費	—					
減価償却費	4,628					
(C) 賃貸事業損益 = (A) - (B)	8,396					
❖ 物件特性/地域特性 ❖						
<p>当該物件は大阪府豊中市に所在の最新新築された建物です。阪急宝塚線「服部」駅から徒歩5分。「服部」駅から阪急「梅田」駅まで約15分と中心部へのアクセスも良好で便利施設への接近性も恵まれています。約30㎡弱の1Kタイプ34戸で主に単身者向けの賃貸用共同住宅です。本物件は、エンドテナントと一括借り約5年間の定期借家契約が締結されております。</p>						
❖ 特記事項 ❖						
特記すべき事項はありません。						

(注1) 容積率について、本物件の土地のうち東側道路から25mまでの近隣商業地域の部分は300%、東側道路から25m超のうち第1種住居地域の部分は200%となっており、面積割合に応じて加重平均された数値が適用されます。

(注2) 建ぺい率について、本物件の土地のうち東側道路から25mまでの部分は80%、25m超の部分は60%となっており、面積割合に応じて加重平均された数値が適用されます。

物件名称：プロスペクト美章園

❖ 信託不動産の名称及び所在地等 ❖			❖ 物件タイプ内訳 ❖			
所在地	(住居表示) 大阪府大阪市東住吉区北田辺二丁目2番20号 (地番) 大阪府大阪市東住吉区北田辺二丁目6番3			戸数	面積 (㎡)	面積比率 (%)
			シングルタイプ (S)	25	763.70	84.7
土地	用途地域	第1種住居地域	ファミリータイプ (F)	0	0	0
	所有形態	所有権	その他	1	137.45	15.3
	面積	313.24㎡				
	容積率/建ぺい率 (%) (用途地域指定)	300%/80% (注)	取得年月日	平成18年2月15日		
			取得価格 (百万円)	376		
建物	建築時期	平成17年10月	❖ 賃貸借の概況 (平成19年1月31日現在) ❖			
	用途	共同住宅・店舗	テナント総数	1		
	所有形態	所有権	賃貸可能戸数	26		
	延床面積	961.93㎡	賃貸戸数	26		
	構造/階数	RC/6F	賃貸可能面積 (㎡)	901.15		
PM会社	近藤プロパティ株式会社		月額賃料 (共益費含む) (千円)	2,258		
信託受託者	住友信託銀行株式会社		敷金・保証金等 (千円)	4,137		
マスターリース会社	近藤プロパティ株式会社		稼働率 (面積ベース) %	100		
マスターリース種別	パススルー		稼働率 (戸数ベース) %	100		
❖ 収益状況等 (金額単位は千円) ❖						
運用期間	自 平成18年8月1日 至 平成19年1月31日		❖ 取得時の不動産鑑定評価書 (金額単位は百万円) ❖			
(A) 賃貸事業収益 小計	13,533	価格時点	平成17年12月5日			
賃貸料収入	13,233	鑑定評価額	395			
その他収入	300	❖ 不動産価格調査の概要 (金額単位は百万円) ❖				
(B) 賃貸事業費用 小計	5,412	調査の基準となる時点	平成19年1月31日			
公租公課	—	期末評価価格	382			
諸経費	1,487					
管理業務費	403					
水道光熱費	145					
修繕費	17					
減価償却費	3,357					
(C) 賃貸事業損益 = (A) - (B)	8,121					
❖ 物件特性/地域特性 ❖						
当該物件は大阪府大阪市東住吉区に所在の最近新築された建物です。JR阪和線「美章園」駅から徒歩約3分。「美章園」駅から「天王寺」駅まで約3分と大阪中心部へのアクセスも良好で生活利便施設にも優れています。約30㎡の1Kタイプで、主に単身者向けの賃貸用共同住宅です。						
❖ 特記事項 ❖						
特記すべき事項はありません。						

(注) 本物件の土地の建ぺい率は本来80%ですが、角地による緩和により適用建ぺい率は90%となっています。

物件名称：プロスペクト下鴨

❖ 信託不動産の名称及び所在地等 ❖			❖ 物件タイプ内訳 ❖			
所在地	(住居表示)	京都府京都市左京区下鴨西本町48番2	戸数	面積 (㎡)	面積比率 (%)	シングルタイプ (S)
	(地番)	京都府京都市左京区下鴨西本町48番2、48番3、49番				
土地	用途地域	近隣商業地域	ファミリータイプ (F)	0	0	0
	所有形態	所有権	その他	1	43.46	6.4
	面積	234.53㎡				
	容積率/建ぺい率 (%) (用途地域指定)	300%/80% (注)	取得年月日	平成18年3月15日		
			取得価格 (百万円)	411		
建物	建築時期	平成18年2月	❖ 賃貸借の概況 (平成19年1月31日現在) ❖			
	用途	共同住宅・店舗	テナント総数	1		
	所有形態	所有権	賃貸可能戸数	31		
	延床面積	732.93㎡	賃貸戸数	30		
	構造/階数	RC/6F	賃貸可能面積 (㎡)	675.51		
PM会社	株式会社東急コミュニティー	月額賃料 (共益費含む) (千円)	1,905			
信託受託者	住友信託銀行株式会社	敷金・保証金等 (千円)	2,710			
マスターリース会社	株式会社東急コミュニティー	稼働率 (面積ベース) %	96.9			
マスターリース種別	パススルー	稼働率 (戸数ベース) %	96.8			
❖ 収益状況等 (金額単位は千円) ❖						
運用期間	自 平成18年8月1日 至 平成19年1月31日		❖ 取得時の不動産鑑定評価書 (金額単位は百万円) ❖			
(A) 賃貸事業収益 小計	11,456	価格時点	平成18年3月4日			
賃料収入	11,088	鑑定評価額	423			
その他収入	368	❖ 不動産価格調査の概要 (金額単位は百万円) ❖				
(B) 賃貸事業費用 小計	6,013	調査の基準となる時点	平成19年1月31日			
公租公課	—	期末評価価格	383			
諸経費	1,452					
管理業務費	538					
水道光熱費	576					
修繕費	57					
減価償却費	3,389					
(C) 賃貸事業損益 = (A) - (B)	5,442					
❖ 物件特性/地域特性 ❖						
当該物件は京都市左京区下鴨に所在の新築建物です。市営地下鉄烏丸線「北大路」・「北山」駅徒歩約13分に位置し、「北大路」駅から「四条」駅まで約10分、「京都」駅まで約13分と京都中心部へのアクセスも良好です。周辺は有名社寺、各種の大学等が多い地域です。本物件は21㎡前後のワンルームタイプ30戸で、主に学生向けの賃貸用共同住宅です。						
❖ 特記事項 ❖						
特記すべき事項はありません。						

(注) 本物件の土地の建ぺい率は本来80%ですが、角地による緩和により適用建ぺい率は90%となっています。

物件名称：プロスペクト清澄庭園

❖ 信託不動産の名称及び所在地等 ❖		❖ 物件タイプ内訳 ❖				
所在地	(住居表示) 東京都江東区清澄一丁目5番18号 (地番) 東京都江東区清澄一丁目3番2		戸数	面積 (㎡)	面積比率 (%)	
		シングルタイプ (S)	0	0	0	
土地	用途地域	準工業地域	ファミリータイプ (F)	77	5,556.73	100
	所有形態	所有権	その他	0	0	0
	面積	1,586.77㎡				
	容積率/建ぺい率 (%) (用途地域指定)	300%・400% (注) /60%	取得年月日	平成17年7月14日		
			取得価格 (百万円)	2,780		
建物	建築時期	平成14年2月	❖ 賃貸借の概況 (平成19年1月31日現在) ❖			
	用途	共同住宅	テナント総数	1		
	所有形態	所有権	賃貸可能戸数	77		
	延床面積	6,203.85㎡	賃貸戸数	76		
	構造/階数	SRC/14F	賃貸可能面積 (㎡)	5,556.73		
PM会社	三井不動産住宅リース株式会社	月額賃料 (共益費含む) (千円)	14,640			
信託受託者	中央三井信託銀行株式会社	敷金・保証金等 (千円)	30,260			
マスターリース会社	三井不動産住宅リース株式会社	稼働率 (面積ベース) %	98.7			
マスターリース種別	パススルー	稼働率 (戸数ベース) %	98.7			
❖ 収益状況等 (金額単位は千円) ❖						
運用期間	自 平成18年8月1日 至 平成19年1月31日		❖ 取得時の不動産鑑定評価書 (金額単位は百万円) ❖			
(A) 賃貸事業収益 小計	97,919	価格時点	平成17年3月31日			
賃料収入	91,682	鑑定評価額	2,730			
その他収入	6,237	❖ 不動産価格調査の概要 (金額単位は百万円) ❖				
(B) 賃貸事業費用 小計	41,115	調査の基準となる時点	平成19年1月31日			
公租公課	4,136	期末評価価格	2,900			
諸経費	6,978					
管理業務費	5,542					
水道光熱費	1,293					
修繕費	5,312					
減価償却費	17,852					
(C) 賃貸事業損益 = (A) - (B)	56,804					
❖ 物件特性/地域特性 ❖						
<p>当該物件は東京メトロ半蔵門線、都営地下鉄大江戸線「清澄白河」駅から徒歩約7分に位置し、周辺地域は、同駅の西方の高層共同住宅を中心に配送センター・事務所・工場等も混在する地域です。従来は倉庫・工場用地としての利用が中心の地域でしたが、同駅から「大手町」駅まで東京メトロ半蔵門線で約7分と都心へのアクセスが良好なことから共同住宅を中心とする地域へと移行する過程にあるものと認められます。</p> <p>当該物件は、地上14階建 (間取り 1DK (2戸)、1LDK (2戸)、2LDK (15戸)、3LDK (57戸)、4LDK (1戸)) のファミリー向けを中心とした賃貸住宅です。</p>						
❖ 特記事項 ❖						
特記すべき事項はありません。						

(注) 容積率について、本物件の土地のうち北側都道から30m以内の部分は400%、30m超の部分は300%となっており、面積割合に応じて加重平均された数値が適用されます。

物件名称：パークテラス恵比寿

❖ 信託不動産の名称及び所在地等 ❖			❖ 物件タイプ内訳 ❖			
所在地	(住居表示) 東京都渋谷区恵比寿二丁目29番2号 (地番) 東京都渋谷区恵比寿二丁目50番1他			戸数	面積 (㎡)	面積比率 (%)
			シングルタイプ (S)	0	0	0
土地	用途地域	第1種住居地域、第2種住居地域、 近隣商業地域	ファミリータイプ (F)	50	2,574.78	95.2
	所有形態	所有権	その他	1	130.31	4.8
	面積	790.18㎡				
	容積率/建ぺい率 (%) (用途地域指定)	400%・300% (注1) 80%・60% (注2)	取得年月日	平成17年7月14日		
			取得価格 (百万円)	2,712		
建物	建築時期	平成12年10月	❖ 賃貸借の概況 (平成19年1月31日現在) ❖			
	用途	共同住宅、店舗、車庫	テナント総数	1		
	所有形態	所有権	賃貸可能戸数	51		
	延床面積	3,078.09㎡	賃貸戸数	50		
	構造/階数	SRC/12F・B1	賃貸可能面積 (㎡)	2,705.09		
PM会社	三井不動産住宅リース株式会社		月額賃料 (共益費含む) (千円)	12,018		
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		敷金・保証金等 (千円)	38,531		
マスターリース会社	三井不動産住宅リース株式会社		稼働率 (面積ベース) %	97.7		
マスターリース種別	パススルー		稼働率 (戸数ベース) %	98.0		
❖ 収益状況等 (金額単位は千円) ❖						
運用期間	自 平成18年8月1日 至 平成19年1月31日		❖ 取得時の不動産鑑定評価書 (金額単位は百万円) ❖			
(A) 賃貸事業収益 小計	78,517	価格時点	平成17年3月31日			
賃貸料収入	74,598	鑑定評価額	2,670			
その他収入	3,918	❖ 不動産価格調査の概要 (金額単位は百万円) ❖				
(B) 賃貸事業費用 小計	28,019	調査の基準となる時点	平成19年1月31日			
公租公課	3,346	期末評価価格	2,670			
諸経費	4,207					
管理業務費	4,258					
水道光熱費	654					
修繕費	1,758					
減価償却費	13,793					
(C) 賃貸事業損益 = (A) - (B)	50,498					
❖ 物件特性/地域特性 ❖						
<p>当該物件は東京メトロ日比谷線「広尾」駅へ徒歩約9分、東京メトロ日比谷線・JR山手線「恵比寿」駅へ徒歩約13分に立地しており、周辺地域は、「広尾」駅南方の中高層の店舗付共同住宅が建ち並ぶ地域です。「広尾」駅から「銀座」駅まで東京メトロ日比谷線で約12分と都心へのアクセスが良好なうえ、日用品店舗等の生活利便施設への接近性も良好です。</p> <p>当該物件は、幹線道路に面する、1階にコンビニエンスストアを有する地下1階付地上12階建 (間取り 1K (8戸)、1LDK (12戸)、2LDK (30戸)、その他 (1戸)) のファミリー及び単身者向けの住戸が混在する賃貸住宅です。</p>						
❖ 特記事項 ❖						
<p>本物件の東側道路は、昭和21年3月26日に計画決定を受けた都市計画道路 (事業開始時期は未定です。) で、かつ、南側道路も、平成15年9月18日に事業決定を受けた都市計画道路です。南側道路が拡幅された場合には、本物件の土地は約95㎡減少します。</p>						

- (注1) 容積率について、本物件の土地のうち東側道路から30m以内と30m超のうち第2種住居地域の部分は400%、東側道路から30m超のうち第1種住居地域の部分は300%となっており、面積割合に応じて加重平均された数値が適用されます。
- (注2) 建ぺい率について、本物件の土地のうち東側道路から30m以内の部分は80%、30m超の部分は60%となっており、面積割合に応じて加重平均された数値が適用されます。

物件名称：BELNOS34

❖ 信託不動産の名称及び所在地等 ❖			❖ 物件タイプ内訳 ❖			
所在地	(住居表示) 東京都葛飾区東新小岩三丁目4番16号 (地番) 東京都葛飾区東新小岩三丁目551番1他			戸数	面積 (㎡)	面積比率 (%)
			シングルタイプ (S)	6	179.77	3.4
土地	用途地域	準工業地域	ファミリータイプ (F)	90	4,435.04	83.3
	所有形態	所有権	その他	4	707.08	13.3
	面積	3,092.58㎡				
	容積率/建ぺい率 (%) (用途地域指定)	400%・200% (注) /60%	取得年月日	平成17年7月12日		
			取得価格 (百万円)	2,534		
建物	建築時期	平成3年5月	❖ 賃貸借の概況 (平成19年1月31日現在) ❖			
	用途	店舗、事務所、共同住宅、車庫	テナント総数	1		
	所有形態	区分所有権	賃貸可能戸数	100		
	延床面積	7,728.36㎡	賃貸戸数	94		
	構造/階数	SRC/10F・B1	賃貸可能面積 (㎡)	5,321.89		
PM会社	トータルハウジング株式会社	月額賃料 (共益費含む) (千円)	12,942			
信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社	敷金・保証金等 (千円)	39,725			
マスターリース会社	トータルハウジング株式会社	稼働率 (面積ベース) %	92.3			
マスターリース種別	パススルー	稼働率 (戸数ベース) %	94.0			
❖ 収益状況等 (金額単位は千円) ❖						
運用期間	自平成18年8月1日 至平成19年1月31日		❖ 取得時の不動産鑑定評価書 (金額単位は百万円) ❖			
(A) 賃貸事業収益 小計	89,318	価格時点	平成17年3月31日			
賃料収入	85,833	鑑定評価額	2,450			
その他収入	3,485	❖ 不動産価格調査の概要 (金額単位は百万円) ❖				
(B) 賃貸事業費用 小計	56,471	調査の基準となる時点	平成19年1月31日			
公租公課	7,165	期末評価価格	2,410			
諸経費	6,376					
管理業務費	5,456					
水道光熱費	4,184					
修繕費	6,376					
減価償却費	26,912					
(C) 賃貸事業損益 = (A) - (B)	32,846					
❖ 物件特性/地域特性 ❖						
<p>当該物件はJR総武線「新小岩」駅から徒歩約8分に位置し、周辺地域は、同駅の北東の中高層店舗併用共同住宅、ロードサイド店舗等が建ち並ぶ地域で、同駅周辺の商業施設による利便性や同駅利用による都心部へのアクセス (JR総武線快速で「東京」駅まで約14分) に優れています。</p> <p>当該物件は、低層階に店舗事務所、中上層階にファミリー向け住戸を中心に単身者向け住戸が混在する地下1階付地上10階建 (間取り 1K (14戸)、1DK (2戸)、2DK (65戸)、2DK+S (13戸)、2LDK+S (1戸)、4LDK (1戸)、その他 (4戸)) の賃貸住宅です。</p>						
❖ 特記事項 ❖						
特記すべき事項はありません。						

(注) 容積率について、本物件の土地のうち蔵前橋通りから30m以内の部分は400%、30m超の部分は200%となっており、面積割合に応じて加重平均された数値が適用されます。

物件名称：プロスペクト道玄坂

❖ 信託不動産の名称及び所在地等 ❖		❖ 物件タイプ内訳 ❖				
所在地	(住居表示) 東京都渋谷区道玄坂一丁目17番6号 (地番) 東京都渋谷区道玄坂一丁目27番2他		戸数	面積 (㎡)	面積比率 (%)	
		シングルタイプ (S)	10	300.10	14.6	
土地	用途地域	商業地域	ファミリータイプ (F)	36	1,583.84	76.9
	所有形態	所有権	その他	1	174.59	8.5
	面積	274.24㎡				
	容積率/建ぺい率 (%) (用途地域指定)	800%/80% (注)	取得年月日	平成17年7月12日		
			取得価格 (百万円)	2,294		
建物	建築時期	平成17年2月	❖ 賃貸借の概況 (平成19年1月31日現在) ❖			
	用途	共同住宅、居宅、店舗	テナント総数	1		
	所有形態	区分所有権	賃貸可能戸数	47		
	延床面積	2,284.90㎡	賃貸戸数	43		
	構造/階数	SRC/14F・B1	賃貸可能面積 (㎡)	2,058.53		
PM会社	株式会社長谷工ライブネット	月額賃料 (共益費含む) (千円)	9,419			
信託受託者	中央三井信託銀行株式会社	敷金・保証金等 (千円)	25,256			
マスターリース会社	株式会社長谷工ライブネット	稼働率 (面積ベース) %	92.2			
マスターリース種別	パススルー	稼働率 (戸数ベース) %	91.5			
❖ 収益状況等 (金額単位は千円) ❖						
運用期間	自 平成18年8月1日 至 平成19年1月31日		❖ 取得時の不動産鑑定評価書 (金額単位は百万円) ❖			
(A) 賃貸事業収益 小計	59,699	価格時点	平成17年3月31日			
賃料収入	56,312	鑑定評価額	2,230			
その他収入	3,387	❖ 不動産価格調査の概要 (金額単位は百万円) ❖				
(B) 賃貸事業費用 小計	18,998	調査の基準となる時点	平成19年1月31日			
公租公課	1,220	期末評価価格	2,150			
諸経費	3,229					
管理業務費	3,250					
水道光熱費	608					
修繕費	1,448					
減価償却費	9,242					
(C) 賃貸事業損益 = (A) - (B)	40,701					
❖ 物件特性/地域特性 ❖						
<p>当該物件はJR山手線・東京メトロ銀座線及び半蔵門線・京王電鉄井の頭線「渋谷」駅から徒歩約6分に位置し、周辺地域は、同駅の西方の高層の店舗兼事務所ビル、共同住宅、ホテル等が混在する地域であり、都心に近接し、生活利便性に優れています。</p> <p>当該物件は、単身者や共働きで子供のいない夫婦向けの地下1階付地上14階建 (間取り 1R (20戸)、1LDK (24戸)、2LDK (1戸)、3LDK (1戸)、その他 (1戸)) の店舗併用の賃貸住宅です。</p>						
❖ 特記事項 ❖						
特記すべき事項はありません。						

(注) 建ぺい率について、本物件の所在地が商業地域内に属するため本来80%であるところ、防火地域における耐火建築物であることから割増を受け、適用建ぺい率は100%となっています。

物件名称：ユーハウス代官町

❖ 信託不動産の名称及び所在地等 ❖			❖ 物件タイプ内訳 ❖			
所在地	(住居表示) 愛知県名古屋市中区代官町15番3号 (地番) 愛知県名古屋市中区代官町1501番			戸数	面積 (㎡)	面積比率 (%)
			シングルタイプ (S)	0	0	0
土地	用途地域	商業地域、近隣商業地域	ファミリータイプ (F)	90	5,450.60	91.7
	所有形態	所有権	その他	6	493.84	8.3
	面積	2,060.52㎡				
	容積率/建ぺい率 (%) (用途地域指定)	400%・300% (注) /80%	取得年月日	平成17年7月12日		
			取得価格 (百万円)	1,548		
建物	建築時期	昭和61年3月	❖ 賃貸借の概況 (平成19年1月31日現在) ❖			
	用途	共同住宅、店舗	テナント総数	1		
	所有形態	所有権	賃貸可能戸数	96		
	延床面積	6,434.20㎡	賃貸戸数	94		
	構造/階数	SRC/16F	賃貸可能面積 (㎡)	5,944.44		
PM会社	株式会社長谷工ライブネット	月額賃料 (共益費含む) (千円)	9,592			
信託受託者	中央三井信託銀行株式会社	敷金・保証金等 (千円)	23,791			
マスターリース会社	株式会社長谷工ライブネット	稼働率 (面積ベース) %	98.3			
マスターリース種別	パススルー	稼働率 (戸数ベース) %	97.9			
❖ 収益状況等 (金額単位は千円) ❖						
運用期間	自 平成18年8月1日 至 平成19年1月31日		❖ 取得時の不動産鑑定評価書 (金額単位は百万円) ❖			
(A) 賃貸事業収益 小計	61,961	価格時点	平成17年3月31日			
賃料収入	60,981	鑑定評価額	1,520			
その他収入	979	❖ 不動産価格調査の概要 (金額単位は百万円) ❖				
(B) 賃貸事業費用 小計	25,821	調査の基準となる時点	平成19年1月31日			
公租公課	3,476	期末評価価格	1,434			
諸経費	2,970					
管理業務費	2,575					
水道光熱費	936					
修繕費	4,969					
減価償却費	10,893					
(C) 賃貸事業損益 = (A) - (B)	36,139					
❖ 物件特性/地域特性 ❖						
<p>当該物件は市営地下鉄桜通線「高岳」駅から徒歩約10分に位置し、周辺地域は、同駅の北東の低層店舗、事務所ビル、中高層共同住宅等が建ち並ぶ地域です。「高岳」駅から「名古屋」駅まで市営地下鉄桜通線で6分と名古屋中心部へのアクセスに優れ、中高層共同住宅に適した地域であり、周辺にはファミリー向けの共同住宅が多く見られます。</p> <p>当該物件は、低層階に店舗事務所を有する地上16階建 (間取り 2LDK (34戸)、3LDK (46戸)、4LDK (7戸)、5LDK (3戸)、その他 (6戸)) のファミリー向けの賃貸住宅です。</p>						
❖ 特記事項 ❖						
特記すべき事項はありません。						

(注) 容積率について、本物件の土地のうち西側道路から20m以内の部分は400%、20m超の部分は300%となっており、面積割合に応じて加重平均された数値が適用されます。

物件名称：ユーハウス御器所

❖ 信託不動産の名称及び所在地等 ❖		❖ 物件タイプ内訳 ❖				
所在地	(住居表示) 愛知県名古屋市中区石仏町二丁目1番40 (地番) 愛知県名古屋市中区石仏町二丁目1番40他		戸数	面積 (㎡)	面積比率 (%)	
		シングルタイプ (S)	15	484.03	9.4	
土地	用途地域	第1種住居地域	ファミリータイプ (F)	61	4,183.82	81.6
	所有形態	所有権	その他	2	459.34	9.0
	面積	3,113.87㎡				
	容積率/建ぺい率 (%) (用途地域指定)	200%/60%	取得年月日	平成17年7月12日		
			取得価格 (百万円)	1,406		
建物	建築時期	平成3年2月	❖ 賃貸借の概況 (平成19年1月31日現在) ❖			
	用途	共同住宅、駐車場、事務所	テナント総数	1		
	所有形態	所有権	賃貸可能戸数	78		
	延床面積	6,428.41㎡	賃貸戸数	75		
	構造/階数	SRC・RC/13F・B1	賃貸可能面積 (㎡)	5,127.19		
PM会社	株式会社長谷工ライブネット	月額賃料 (共益費含む) (千円)	8,253			
信託受託者	中央三井信託銀行株式会社	敷金・保証金等 (千円)	16,282			
マスターリース会社	株式会社長谷工ライブネット	稼働率 (面積ベース) %	91.1			
マスターリース種別	パススルー	稼働率 (戸数ベース) %	96.2			
❖ 収益状況等 (金額単位は千円) ❖						
運用期間	自平成18年8月1日 至平成19年1月31日		❖ 取得時の不動産鑑定評価書 (金額単位は百万円) ❖			
(A) 賃貸事業収益 小計	56,540	価格時点	平成17年3月31日			
賃料収入	54,654	鑑定評価額	1,378			
その他収入	1,886	❖ 不動産価格調査の概要 (金額単位は百万円) ❖				
(B) 賃貸事業費用 小計	33,467	調査の基準となる時点	平成19年1月31日			
公租公課	4,334	期末評価価格	1,344			
諸経費	4,659					
管理業務費	4,061					
水道光熱費	1,901					
修繕費	6,431					
減価償却費	12,079					
(C) 賃貸事業損益 = (A) - (B)	23,073					
❖ 物件特性/地域特性 ❖						
<p>当該物件は市営地下鉄鶴舞線・桜通線「御器所」駅から徒歩約5分に位置し、周辺地域は、同駅の南東の中高層共同住宅を中心として従来からの戸建住宅と店舗等併用住宅等も混在する地域です。「御器所」駅から「名古屋」駅まで桜通線で14分と名古屋中心部へのアクセスに優れ、日用雑貨店等も多く生活利便性も高いことから、ファミリー向けの共同住宅に対する需要が高い地域です。</p> <p>当該物件は、地下1階・地上13階建 (間取り 1K (24戸)、2LDK (6戸)、3LDK (30戸)、4LDK (15戸)、5LDK (1戸)、その他 (2戸)) の1階には店舗・事務所を有する、ファミリー向け住戸を中心とする単身者向け住戸も混在する賃貸住宅です。</p>						
❖ 特記事項 ❖						
特記すべき事項はありません。						

物件名称：エンゼルハイム西六郷第2

❖ 信託不動産の名称及び所在地等 ❖			❖ 物件タイプ内訳 ❖			
所在地	(住居表示) 東京都大田区西六郷四丁目13番7号 (地番) 東京都大田区西六郷四丁目44番4他			戸数	面積 (㎡)	面積比率 (%)
			シングルタイプ (S)	0	0	0
土地	用途地域	工業地域	ファミリータイプ (F)	40	2,776.64	100
	所有形態	所有権	その他	0	0	0
	面積	1,666.28㎡				
	容積率/建ぺい率 (%) (用途地域指定)	200%/60%	取得年月日	平成17年7月14日		
			取得価格 (百万円)	1,401		
建物	建築時期	平成9年5月	❖ 賃貸借の概況 (平成19年1月31日現在) ❖			
	用途	共同住宅、駐車場	テナント総数	1		
	所有形態	所有権	賃貸可能戸数	40		
	延床面積	3,177.14㎡	賃貸戸数	40		
	構造/階数	RC/9F	賃貸可能面積 (㎡)	2,776.64		
PM会社	三井不動産住宅リース株式会社		月額賃料 (共益費含む) (千円)	6,491		
信託受託者	住友信託銀行株式会社		敷金・保証金等 (千円)	12,588		
マスターリース会社	三井不動産住宅リース株式会社		稼働率 (面積ベース) %	100.0		
マスターリース種別	パススルー		稼働率 (戸数ベース) %	100.0		
❖ 収益状況等 (金額単位は千円) ❖						
運用期間	自平成18年8月1日 至平成19年1月31日		❖ 取得時の不動産鑑定評価書 (金額単位は百万円) ❖			
(A) 賃貸事業収益 小計	52,818	価格時点	平成17年3月31日			
賃貸料収入	52,235	鑑定評価額	1,347			
その他収入	583	❖ 不動産価格調査の概要 (金額単位は百万円) ❖				
(B) 賃貸事業費用 小計	21,751	調査の基準となる時点	平成19年1月31日			
公租公課	3,213	期末評価価格	1,342			
諸経費	5,778					
管理業務費	1,954					
水道光熱費	393					
修繕費	446					
減価償却費	9,965					
(C) 賃貸事業損益 = (A) - (B)	31,067					
❖ 物件特性/地域特性 ❖						
<p>当該物件は京浜急行線「六郷土手」駅から徒歩約3分に位置し、周辺地域は、同駅の北西の高層共同住宅、戸建住宅、小規模工場等が混在している地域ですが、徐々に共同住宅を中心とする地域へ移行しつつあるものと推測されます。また、小学校等の教育施設、公園、多摩川河川敷にも近接し、住宅地としての利便性は比較的良好です。都心へのアクセスも、同駅から途中「京急蒲田」駅で快速特急に乗り換えて「品川」駅まで約15分と良好です。</p> <p>当該物件は、地上9階建（間取り 3LDK（24戸）、4LDK（16戸））のファミリー向けの賃貸住宅です。なお、敷地内には立体駐車場が存します。</p>						
❖ 特記事項 ❖						
本物件の駐車場については、その過半が南側隣地所在のパチンコ店に対して賃貸されています。						

物件名称：プロスペクト恩賜公園

❖ 信託不動産の名称及び所在地等 ❖		❖ 物件タイプ内訳 ❖			
所在地	(住居表示) 東京都江東区大島一丁目5番1号 (地番) 東京都江東区大島一丁目221番85他		戸数	面積 (㎡)	面積比率 (%)
		シングルタイプ (S)	30	823.61	40.5
土地	用途地域	準工業地域	ファミリータイプ (F)	31	1,210.16
	所有形態	所有権	その他	0	0
	面積	772.00㎡			
	容積率/建ぺい率 (%) (用途地域指定)	300%/60% (注)	取得年月日	平成17年7月12日	
			取得価格 (百万円)	1,196	
建物	建築時期	平成17年2月	❖ 賃貸借の概況 (平成19年1月31日現在) ❖		
	用途	共同住宅	テナント総数	1	
	所有形態	所有権	賃貸可能戸数	61	
	延床面積	2,468.28㎡	賃貸戸数	61	
	構造/階数	RC/8F	賃貸可能面積 (㎡)	2,033.77	
PM会社	株式会社明豊プロパティーズ	月額賃料 (共益費含む) (千円)	6,548		
信託受託者	中央三井信託銀行株式会社	敷金・保証金等 (千円)	13,234		
マスターリース会社	株式会社明豊プロパティーズ	稼働率 (面積ベース) %	100		
マスターリース種別	パススルー	稼働率 (戸数ベース) %	100		
❖ 収益状況等 (金額単位は千円) ❖					
運用期間	自平成18年8月1日 至平成19年1月31日		❖ 取得時の不動産鑑定評価書 (金額単位は百万円) ❖		
(A) 賃貸事業収益 小計	41,115	価格時点	平成17年3月31日		
賃料収入	40,224	鑑定評価額	1,180		
その他収入	890	❖ 不動産価格調査の概要 (金額単位は百万円) ❖			
(B) 賃貸事業費用 小計	17,614	調査の基準となる時点	平成19年1月31日		
公租公課	614	期末評価価格	1,190		
諸経費	3,680				
管理業務費	1,556				
水道光熱費	454				
修繕費	189				
減価償却費	11,120				
(C) 賃貸事業損益 = (A) - (B)	23,500				
❖ 物件特性/地域特性 ❖					
<p>当該物件は都営新宿線「西大島」駅から徒歩約6分に位置し、周辺地域は、一般戸建住宅、共同住宅等が建ち並ぶ住宅地域です。「西大島」駅から「市ヶ谷」駅まで都営新宿線で17分と都心へのアクセスも比較的良く、生活利便性・住環境も良好であるため、都心通勤者や若年単身者による賃貸住宅需要が比較的高い地域です。</p> <p>当該物件は、単身者や共働きで子どものいない夫婦向けの地上8階建 (間取り 1R (12戸)、1K (9戸)、1DK (10戸)、1LDK (25戸)、1LDK+S (1戸)、2LDK (4戸)) の賃貸住宅です。</p>					
❖ 特記事項 ❖					
特記すべき事項はありません。					

(注) 本物件の土地の建ぺい率は本来60%ですが、角地による緩和により適用建ぺい率は70%となっています。

物件名称：ディム橋本

❖ 信託不動産の名称及び所在地等 ❖			❖ 物件タイプ内訳 ❖			
所在地	(住居表示) 神奈川県相模原市橋本三丁目20番17号 (地番) 神奈川県相模原市橋本三丁目105番35他			戸数	面積 (㎡)	面積比率 (%)
			シングルタイプ (S)	39	818.10	25.8
土地	用途地域	商業地域	ファミリータイプ (F)	51	2,146.08	67.7
	所有形態	所有権	その他	2	206.23	6.5
	面積	898.13㎡				
	容積率/建ぺい率 (%) (用途地域指定)	400%/80% (注)	取得年月日	平成17年7月14日		
			取得価格 (百万円)	992		
建物	建築時期	昭和62年8月	❖ 賃貸借の概況 (平成19年1月31日現在) ❖			
	用途	店舗、共同住宅	テナント総数	1		
	所有形態	所有権	賃貸可能戸数	92		
	延床面積	3,316.99㎡	賃貸戸数	84		
	構造/階数	SRC/10F	賃貸可能面積 (㎡)	3,170.41		
PM会社	株式会社長谷工ライブネット		月額賃料 (共益費含む) (千円)	6,295		
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		敷金・保証金等 (千円)	19,386		
マスターリース会社	株式会社長谷工ライブネット		稼働率 (面積ベース) %	93.6		
マスターリース種別	パススルー		稼働率 (戸数ベース) %	91.3		
❖ 収益状況等 (金額単位は千円) ❖						
運用期間	自 平成18年8月1日 至 平成19年1月31日		❖ 取得時の不動産鑑定評価書 (金額単位は百万円) ❖			
(A) 賃貸事業収益 小計	41,275		価格時点	平成17年3月31日		
賃料収入	39,575		鑑定評価額	975		
その他収入	1,700		❖ 不動産価格調査の概要 (金額単位は百万円) ❖			
(B) 賃貸事業費用 小計	17,720		調査の基準となる時点	平成19年1月31日		
公租公課	2,168		期末評価価格	1,030		
諸経費	2,843					
管理業務費	2,533					
水道光熱費	478					
修繕費	2,048					
減価償却費	7,648					
(C) 賃貸事業損益 = (A) - (B)	23,555					
❖ 物件特性/地域特性 ❖						
<p>当該物件はJR横浜線・相模原線・京王相模原線「橋本」駅から徒歩約5分に位置し、周辺地域は、同駅の北東の小売店舗が散在し店舗付高層共同住宅が多い商業地域です。「橋本」駅への近接性や生活利便性の良さから、引き続き、店舗付高層共同住宅地への需要は安定的に推移するものと予想されます。</p> <p>当該物件は、地上10階建 (間取り 1R (36戸)、1DK (3戸)、1LDK (8戸)、2DK (43戸)、その他 (2戸)) の1階に店舗を有するファミリー向けを中心とした賃貸住宅です。</p>						
❖ 特記事項 ❖						
本物件の土地と西側隣地との間の境界に関し、境界確認書の締結が未了です。						

(注) 建ぺい率について、本物件の所在地が商業地域内に属するため本来80%であるところ、防火地域における耐火建築物であることから割増を受け、適用建ぺい率は100%となっています。

物件名称：SKレジデンス

❖ 信託不動産の名称及び所在地等 ❖		❖ 物件タイプ内訳 ❖				
所在地	(住居表示) 東京都豊島区南大塚三丁目41番12号 (地番) 東京都豊島区南大塚三丁目41番1他		戸数	面積 (㎡)	面積比率 (%)	
		シングルタイプ (S)	0	0	0	
土地	用途地域	商業地域	ファミリータイプ (F)	28	1,258.64	77.5
	所有形態	所有権	その他	2	365.85	22.5
	面積	474.55㎡				
	容積率/建ぺい率 (%) (用途地域指定)	500%/80% (注)	取得年月日	平成17年7月12日		
			取得価格 (百万円)	1,020		
建物	建築時期	平成2年2月	❖ 賃貸借の概況 (平成19年1月31日現在) ❖			
	用途	店舗、事務所、共同住宅	テナント総数	1		
	所有形態	所有権	賃貸可能戸数	30		
	延床面積	2,019.37㎡	賃貸戸数	27		
	構造/階数	SRC/9F・B1	賃貸可能面積 (㎡)	1,624.49		
PM会社	株式会社コスモスイニシア	月額賃料 (共益費含む) (千円)	5,052			
信託受託者	中央三井信託銀行株式会社	敷金・保証金等 (千円)	24,790			
マスターリース会社	株式会社コスモスイニシア	稼働率 (面積ベース) %	91.9			
マスターリース種別	パススルー	稼働率 (戸数ベース) %	90.0			
❖ 収益状況等 (金額単位は千円) ❖						
運用期間	自平成18年8月1日 至平成19年1月31日		❖ 取得時の不動産鑑定評価書 (金額単位は百万円) ❖			
(A) 賃貸事業収益 小計	35,484	価格時点	平成17年3月31日			
賃料収入	31,228	鑑定評価額	983			
その他収入	4,255	❖ 不動産価格調査の概要 (金額単位は百万円) ❖				
(B) 賃貸事業費用 小計	18,225	調査の基準となる時点	平成19年1月31日			
公租公課	1,948	期末評価価格	976			
諸経費	4,248					
管理業務費	2,140					
水道光熱費	680					
修繕費	3,585					
減価償却費	5,621					
(C) 賃貸事業損益 = (A) - (B)	17,258					
❖ 物件特性/地域特性 ❖						
<p>当該物件はJR山手線「大塚」駅から徒歩約4分、東京メトロ丸の内線「新大塚」駅から徒歩約5分に位置し、周辺地域は、「大塚」駅の南の店舗付共同住宅、中小規模の店舗付事務所ビルや事務所ビルが建ち並ぶ地域です。都心へのアクセスは、「新大塚」駅から東京メトロ丸の内線「東京」駅まで約13分と良好であることから、引き続き、この地域における店舗付共同住宅への需要は安定的に推移するものと予想されます。</p> <p>当該物件は、地下1階・地上9階建 (間取り 1LDK (1戸)、2DK (27戸)、その他 (2戸)) の低層階に店舗事務所等を有する子供のない夫婦向け中心の賃貸住宅です。なお、敷地内には立体駐車場が存します。</p>						
❖ 特記事項 ❖						
特記すべき事項はありません。						

(注) 建ぺい率について、本物件の所在地が商業地域内に属するため本来80%であるところ、防火地域における耐火建築物であることから割増を受け、適用建ぺい率は100%となっています。

物件名称：オーフォート西葛西

❖ 信託不動産の名称及び所在地等 ❖			❖ 物件タイプ内訳 ❖			
所在地	(住居表示) 東京都江戸川区西葛西三丁目10番25号 (地番) 東京都江戸川区西葛西三丁目10番21他			戸数	面積 (㎡)	面積比率 (%)
			シングルタイプ (S)	0	0	0
土地	用途地域	準工業地域	ファミリータイプ (F)	28	1,960.00	100
	所有形態	所有権	その他	0	0	0
	面積	1,145.71㎡				
	容積率/建ぺい率 (%) (用途地域指定)	300%/60%	取得年月日	平成17年7月12日		
			取得価格 (百万円)	927		
建物	建築時期	平成14年1月	❖ 賃貸借の概況 (平成19年1月31日現在) ❖			
	用途	共同住宅	テナント総数	1		
	所有形態	所有権	賃貸可能戸数	28		
	延床面積	2,152.63㎡	賃貸戸数	27		
	構造/階数	RC/7F	賃貸可能面積 (㎡)	1,960.00		
PM会社	株式会社長谷工ライブネット	月額賃料 (共益費含む) (千円)	4,650			
信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社	敷金・保証金等 (千円)	11,536			
マスターリース会社	株式会社長谷工ライブネット	稼働率 (面積ベース) %	96.4			
マスターリース種別	パススルー	稼働率 (戸数ベース) %	96.4			
❖ 収益状況等 (金額単位は千円) ❖						
運用期間	自 平成18年8月1日 至 平成19年1月31日		❖ 取得時の不動産鑑定評価書 (金額単位は百万円) ❖			
(A) 賃貸事業収益 小計	31,070	価格時点	平成17年3月31日			
賃料収入	29,703	鑑定評価額	889			
その他収入	1,366	❖ 不動産価格調査の概要 (金額単位は百万円) ❖				
(B) 賃貸事業費用 小計	11,993	調査の基準となる時点	平成19年1月31日			
公租公課	1,411	期末評価価格	855			
諸経費	2,515					
管理業務費	1,535					
水道光熱費	560					
修繕費	667					
減価償却費	5,303					
(C) 賃貸事業損益 = (A) - (B)	19,077					
❖ 物件特性/地域特性 ❖						
<p>当該物件は東京メトロ東西線「西葛西」駅から徒歩約7分に位置し、周辺地域は、同駅北側の中高層マンション、戸建住宅、事務所等が混在する地域であり、大型店舗等に近接していることから高い生活利便性が認められます。また、同駅から「大手町」駅まで東京メトロ東西線で約14分と都心へのアクセスが良好です。</p> <p>当該物件は、地上7階建 (間取り 2LDK+S (21戸)、3LDK (7戸)) のファミリータイプの賃貸住宅です。</p>						
❖ 特記事項 ❖						
本物件の土地と東側道路との間の境界に関し、境界確認書の取得が未了です。						

物件名称：ガーデンシティ浦和

❖ 信託不動産の名称及び所在地等 ❖			❖ 物件タイプ内訳 ❖			
所在地	(住居表示) 埼玉県さいたま市浦和区常盤十丁目17番16号 (地番) 埼玉県さいたま市浦和区常盤十丁目115番1 他			戸数	面積 (㎡)	面積比率 (%)
			シングルタイプ (S)	0	0	0
土地	用途地域	第1種住居地域	ファミリータイプ (F)	30	2,468.51	100
	所有形態	所有権	その他	0	0	0
	面積	1,557.49㎡				
	容積率/建ぺい率 (%) (用途地域指定)	200%/60%	取得年月日	平成17年7月12日		
			取得価格 (百万円)	878		
建物	建築時期	平成5年2月	❖ 賃貸借の概況 (平成19年1月31日現在) ❖			
	用途	共同住宅	テナント総数	1		
	所有形態	所有権	賃貸可能戸数	30		
	延床面積	2,468.51㎡	賃貸戸数	30		
	構造/階数	RC/6F、RC/5F	賃貸可能面積 (㎡)	2,468.51		
PM会社	楽天リアルティマネジメント株式会社		月額賃料 (共益費含む) (千円)	4,965		
信託受託者	中央三井信託銀行株式会社		敷金・保証金等 (千円)	19,860		
マスターリース会社	—		稼働率 (面積ベース) %	100.0		
マスターリース種別	—		稼働率 (戸数ベース) %	100.0		
❖ 収益状況等 (金額単位は千円) ❖						
運用期間	自平成18年8月1日 至平成19年1月31日		❖ 取得時の不動産鑑定評価書 (金額単位は百万円) ❖			
(A) 賃貸事業収益 小計	29,790		価格時点	平成17年3月31日		
賃貸料収入	29,790		鑑定評価額	855		
その他収入	—		❖ 不動産価格調査の概要 (金額単位は百万円) ❖			
(B) 賃貸事業費用 小計	11,795		調査の基準となる時点	平成19年1月31日		
公租公課	1,924		期末評価価格	868		
諸経費	676					
管理業務費	834					
水道光熱費	—					
修繕費	1,598					
減価償却費	6,763					
(C) 賃貸事業損益 = (A) - (B)	17,994					
❖ 物件特性/地域特性 ❖						
<p>当該物件はJR京浜東北線「北浦和」駅から徒歩約8分に位置し、周辺地域は、同駅の西の中層共同住宅、法人社宅・社員寮等が多い住宅地域です。同駅への利便性の良さに加えて、同駅から当該物件への経路には商店街が形成され生活利便性にも優れています。</p> <p>当該物件は、地上6階建及び地上5階建 (間取り 2LDK (5戸)、2LDK+S (10戸)、3LDK (15戸)) の2棟からなるファミリー向けの賃貸住宅であり、本書作成日現在、法人社宅として当該法人に一括して賃貸されています。</p>						
❖ 特記事項 ❖						
特記すべき事項はありません。						

物件名称：ガーデンシティ北戸田

❖ 信託不動産の名称及び所在地等 ❖			❖ 物件タイプ内訳 ❖			
所在地	(住居表示)	埼玉県戸田市笹目四丁目40番1号	戸数	面積 (㎡)	面積比率 (%)	0
	(地番)	埼玉県戸田市笹目四丁目40番1				
土地	用途地域	第1種中高層住居専用地域	ファミリータイプ (F)	49	3,678.83	100
	所有形態	所有権	その他	0	0	0
	面積	2,382.00㎡				
	容積率/建ぺい率 (%) (用途地域指定)	200%/60% (注)	取得年月日	平成17年7月12日		
			取得価格 (百万円)	731		
建物	建築時期	平成5年6月	❖ 賃貸借の概況 (平成19年1月31日現在) ❖			
	用途	共同住宅	テナント総数	1		
	所有形態	所有権	賃貸可能戸数	49		
	延床面積	4,438.27㎡	賃貸戸数	48		
	構造/階数	RC/5F	賃貸可能面積 (㎡)	3,678.83		
PM会社	株式会社コスモスイニシア	月額賃料 (共益費含む) (千円)	5,385			
信託受託者	中央三井信託銀行株式会社	敷金・保証金等 (千円)	10,772			
マスターリース会社	株式会社コスモスイニシア	稼働率 (面積ベース) %	98.0			
マスターリース種別	パススルー	稼働率 (戸数ベース) %	98.0			
❖ 収益状況等 (金額単位は千円) ❖						
運用期間	自平成18年8月1日 至平成19年1月31日		❖ 取得時の不動産鑑定評価書 (金額単位は百万円) ❖			
(A) 賃貸事業収益 小計	35,701	価格時点	平成17年3月31日			
賃貸料収入	34,030	鑑定評価額	697			
その他収入	1,671	❖ 不動産価格調査の概要 (金額単位は百万円) ❖				
(B) 賃貸事業費用 小計	18,300	調査の基準となる時点	平成19年1月31日			
公租公課	2,694	期末評価価格	675			
諸経費	3,182					
管理業務費	2,333					
水道光熱費	727					
修繕費	2,089					
減価償却費	7,274					
(C) 賃貸事業損益 = (A) - (B)	17,401					
❖ 物件特性/地域特性 ❖						
<p>当該物件はJR埼京線「北戸田」駅から徒歩約18分に位置し、周辺地域は、同駅の北東の戸建住宅を中心として中層の共同住宅も混在する住宅地域です。同駅から同線でターミナル駅である「新宿」駅まで約25分、「東京」駅までは「赤羽」駅乗り換えで約40分と都心へのアクセスは、概ね良好です。</p> <p>当該物件は、地上5階建 (間取り 3LDK (49戸)) のファミリー向けの賃貸住宅です。</p>						
❖ 特記事項 ❖						
特記すべき事項はありません。						

(注) 本物件の土地の建ぺい率は本来は60%ですが、角地による緩和により適用建ぺい率は70%となっています。

物件名称：ユーハウス鶴舞Ⅱ

❖ 信託不動産の名称及び所在地等 ❖		❖ 物件タイプ内訳 ❖				
所在地	(住居表示) 愛知県名古屋市中区千代田二丁目10番24号 (地番) 愛知県名古屋市中区千代田二丁目1014番他		戸数	面積 (㎡)	面積比率 (%)	
		シングルタイプ (S)	0	0	0	
土地	用途地域	商業地域	ファミリータイプ (F)	34	2,262.63	100
	所有形態	所有権	その他	0	0	0
	面積	615.51㎡				
	容積率/建ぺい率 (%) (用途地域指定)	500%/80% (注)	取得年月日	平成17年7月12日		
			取得価格 (百万円)	685		
建物	建築時期	平成3年2月	❖ 賃貸借の概況 (平成19年1月31日現在) ❖			
	用途	居宅、共同住宅	テナント総数	1		
	所有形態	区分所有権	賃貸可能戸数	34		
	延床面積	2,377.82㎡	賃貸戸数	34		
	構造/階数	SRC/12F	賃貸可能面積 (㎡)	2,262.63		
PM会社	株式会社長谷工ライブネット	月額賃料 (共益費含む) (千円)	3,892			
信託受託者	中央三井信託銀行株式会社	敷金・保証金等 (千円)	6,785			
マスターリース会社	株式会社長谷工ライブネット	稼働率 (面積ベース) %	100			
マスターリース種別	パススルー	稼働率 (戸数ベース) %	100			
❖ 収益状況等 (金額単位は千円) ❖						
運用期間	自 平成18年8月1日 至 平成19年1月31日		❖ 取得時の不動産鑑定評価書 (金額単位は百万円) ❖			
(A) 賃貸事業収益 小計	26,602	価格時点	平成17年3月31日			
賃料収入	25,946	鑑定評価額	667			
その他収入	656	❖ 不動産価格調査の概要 (金額単位は百万円) ❖				
(B) 賃貸事業費用 小計	16,742	調査の基準となる時点	平成19年1月31日			
公租公課	2,030	期末評価価格	571			
諸経費	2,501					
管理業務費	1,511					
水道光熱費	267					
修繕費	2,920					
減価償却費	7,511					
(C) 賃貸事業損益 = (A) - (B)	9,859					
❖ 物件特性/地域特性 ❖						
<p>当該物件はJR中央本線及び地下鉄鶴舞線「鶴舞」駅から徒歩約5分に位置し、周辺地域は、同駅の北西の事務所ビル、中高層共同住宅を中心として駐車場等も混在する地域です。「名古屋」駅まで「鶴舞」駅からJR中央本線又は市営地下鉄鶴舞線及び東山線で約7分と名古屋中心部へのアクセスは良好であり、中高層共同住宅に適した立地で、周辺には単身者向け及びファミリー向けの賃貸住宅が多く見られます。</p> <p>当該物件は、地上12階建 (間取り 2LDK (12戸)、3LDK (22戸)) のファミリー向けの賃貸住宅です。敷地内には、立体駐車場が存します。</p>						
❖ 特記事項 ❖						
特記すべき事項はありません。						

(注) 建ぺい率について、本物件の所在地が商業地域内に属するため本来80%であるところ、防火地域における耐火建築物であることから割増を受け、適用建ぺい率は100%となっています。

物件名称：リビングステージ南仙台

❖ 不動産の名称及び所在地等 ❖			❖ 物件タイプ内訳 ❖			
所在地	(住居表示) 宮城県仙台市太白区西中田四丁目3番5号 (地番) 宮城県仙台市太白区西中田四丁目3番2			戸数	面積 (㎡)	面積比率 (%)
			シングルタイプ (S)	0	0	0
土地	用途地域	近隣商業施設	ファミリータイプ (F)	27	1,277.10	100
	所有形態	所有権	その他			
	面積	476.23㎡				
	容積率/建ぺい率 (%) (用途地域指定)	300%/80%	取得年月日	平成17年8月31日		
			取得価格 (百万円)	275		
建物	建築時期	平成7年4月	❖ 賃貸借の概況 (平成19年1月31日現在) ❖			
	用途	共同住宅	テナント総数	1		
	所有形態	所有権	賃貸可能戸数	27		
	延床面積	1,385.37㎡	賃貸戸数	24		
	構造/階数	SRC/10F	賃貸可能面積 (㎡)	1,277.10		
PM会社	株式会社東急コミュニティー	月額賃料 (共益費含む) (千円)	1,821			
信託受託者	—	敷金・保証金等 (千円)	4,911			
マスターリース会社	株式会社東急コミュニティー	稼働率 (面積ベース) %	88.9			
マスターリース種別	パススルー	稼働率 (戸数ベース) %	88.9			
❖ 収益状況等 (金額単位は千円) ❖						
運用期間	自平成18年8月1日 至平成19年1月31日		❖ 取得時の不動産鑑定評価書 (金額単位は百万円) ❖			
(A) 賃貸事業収益 小計	12,540	価格時点	平成17年8月1日			
賃貸料収入	11,854	鑑定評価額	286			
その他収入	686	❖ 不動産価格調査の概要 (金額単位は百万円) ❖				
(B) 賃貸事業費用 小計	7,998	調査の基準となる時点	平成19年1月31日			
公租公課	1,080	期末評価価格	284			
諸経費	1,891					
管理業務費	693					
水道光熱費	571					
修繕費	567					
減価償却費	3,194					
(C) 賃貸事業損益 = (A) - (B)	4,541					
❖ 物件特性/地域特性 ❖						
<p>当該物件は、JR東北本線「南仙台」駅から徒歩約3分に位置し、周辺にはスーパーなどもあり生活利便性が高い地域です。JR東北本線で仙台へ2駅という立地の良さから仙台中心部へ通勤するサラリーマンの社宅として需要のあるエリアです。当該物件は、地上10階建（間取り 2DK (27戸)）のファミリー向け賃貸住宅です。</p>						
❖ 特記事項 ❖						
特記すべき事項はありません。						

物件名称：プロスペクト・グラサ広尾

❖ 信託不動産の名称及び所在地等 ❖			❖ 物件タイプ内訳 ❖			
所在地	(住居表示) 東京都渋谷区広尾一丁目10番6号 (地番) 東京都渋谷区広尾一丁目69番1			戸数	面積 (㎡)	面積比率 (%)
			シングルタイプ (S)	68	1,522.51	39.6
土地	用途地域	商業地域	ファミリータイプ (F)	43	2,266.74	58.9
	所有形態	所有権	その他	1	57.02	1.5
	面積	803.31㎡				
	容積率/建ぺい率 (%) (用途地域指定)	500%/80% (注)	取得年月日	平成18年2月15日		
			取得価格 (百万円)	3,905		
建物	建築時期	平成17年11月	❖ 賃貸借の概況 (平成19年1月31日現在) ❖			
	用途	共同住宅・駐車場・駐輪場・店舗	テナント総数	1		
	所有形態	所有権	賃貸可能戸数	112		
	延床面積	4,716.05㎡	賃貸戸数	110		
	構造/階数	SRC/14F・B1F	賃貸可能面積 (㎡)	3,846.27		
PM会社	アール・エー・アセット・マネジメント株式会社	月額賃料 (共益費含む) (千円)	19,543			
信託受託者	中央三井信託銀行株式会社	敷金・保証金等 (千円)	45,646			
マスターリース会社	アール・エー・アセット・マネジメント株式会社	稼働率 (面積ベース) %	98.7			
マスターリース種別	パススルー	稼働率 (戸数ベース) %	98.2			
❖ 収益状況等 (金額単位は千円) ❖						
運用期間	自 平成18年8月1日 至 平成19年1月31日		❖ 取得時の不動産鑑定評価書 (金額単位は百万円) ❖			
(A) 賃貸事業収益 小計	120,985	価格時点	平成17年12月6日			
賃貸料収入	118,490	鑑定評価額	4,110			
その他収入	2,494	❖ 不動産価格調査の概要 (金額単位は百万円) ❖				
(B) 賃貸事業費用 小計	41,330	調査の基準となる時点	平成19年1月31日			
公租公課	—	期末評価価格	4,310			
諸経費	5,198					
管理業務費	4,983					
水道光熱費	770					
修繕費	419					
減価償却費	29,957					
(C) 賃貸事業損益 = (A) - (B)	79,655					
❖ 物件特性/地域特性 ❖						
当該物件は、渋谷区所在の新築賃貸用住宅です。東京メトロ日比谷線「広尾」駅へ徒歩約8分、JR山手線「恵比寿」駅へ徒歩約9分と東京、新宿方面へのアクセスが良好であり、人気の住居環境のエリアに位置します。21~75平方メートル前後の1K、1LDK、2LDKを中心としており、主に単身者や子供のいない夫婦向けの住宅です。						
❖ 特記事項 ❖						
特記すべき事項はありません。						

(注) 建ぺい率について、本物件の所在地が商業地域内に属するため本来80%であるところ、防火地域における耐火建築物であることから割増を受け、適用建ぺい率は100%となっています。

物件名称：プロスペクト桂

❖ 信託不動産の名称及び所在地等 ❖		❖ 物件タイプ内訳 ❖				
所在地	(住居表示) 京都府京都市西京区榎原宇治井西町3番地 (地番) 京都府京都市西京区榎原宇治井西町3番地		戸数	面積 (㎡)	面積比率 (%)	
		シングルタイプ (S)	0	0	0	
土地	用途地域	第1種中高層住居専用地域 第1種低層住居専用地域 第1種住居地域、第2種住居地域	ファミリータイプ (F)	29	1,769.96	100
	所有形態	所有権	その他	0	0	0
	面積	1,355.69㎡				
	容積率/建ぺい率 (%) (用途地域指定)	200%/60%、80%/50% 200%/60%、300%/60% (注)	取得年月日	平成18年3月3日		
			取得価格 (百万円)	570		
建物	建築時期	平成8年3月	❖ 賃貸借の概況 (平成19年1月31日現在) ❖			
	用途	共同住宅	テナント総数	1		
	所有形態	所有権	賃貸可能戸数	29		
	延床面積	1,933.83㎡	賃貸戸数	28		
	構造/階数	RC/5F	賃貸可能面積 (㎡)	1,769.96		
PM会社	株式会社東急コミュニティー	月額賃料 (共益費含む) (千円)	3,086			
信託受託者	住友信託銀行株式会社	敷金・保証金等 (千円)	9,650			
マスターリース会社	株式会社東急コミュニティー	稼働率 (面積ベース) %	96.5			
マスターリース種別	パススルー	稼働率 (戸数ベース) %	96.6			
❖ 収益状況等 (金額単位は千円) ❖						
運用期間	自 平成18年8月1日 至 平成19年1月31日		❖ 取得時の不動産鑑定評価書 (金額単位は百万円) ❖			
(A) 賃貸事業収益 小計	23,444	価格時点	平成17年12月16日			
賃貸料収入	22,229	鑑定評価額	572			
その他収入	1,215	❖ 不動産価格調査の概要 (金額単位は百万円) ❖				
(B) 賃貸事業費用 小計	10,194	調査の基準となる時点	平成19年1月31日			
公租公課	—	期末評価価格	574			
諸経費	2,496					
管理業務費	887					
水道光熱費	1,059					
修繕費	832					
減価償却費	4,917					
(C) 賃貸事業損益 = (A) - (B)	13,250					
❖ 物件特性/地域特性 ❖						
当該物件は京都府京都市所在の建物です。本物件は阪急京都線「桂」駅徒歩15分に所在する建物です。大阪中心部、京都へのアクセスが良好な落ち着いた住環境にあり、2LDK/3LDKのファミリー向け賃貸用共同住宅です。企業の社宅として最適エリア、環境です。						
❖ 特記事項 ❖						
特記すべき事項はありません。						

(注) 本件にかかる土地の容積率及び建ぺい率については、複数の用途地域にまたがり、面積割合に応じて加重平均した結果、容積率167.5%、建ぺい率57.1%となっています。

物件名称：クラウンハイム西田辺

❖ 信託不動産の名称及び所在地等 ❖			❖ 物件タイプ内訳 ❖			
所在地	(住居表示) 大阪府大阪市阿倍野区西田辺二丁目8番4号 (地番) 大阪府大阪市阿倍野区西田辺二丁目41番2			戸数	面積 (㎡)	面積比率 (%)
			シングルタイプ (S)	0	0	0
土地	用途地域	商業地域 第1種住居地域	ファミリータイプ (F)	22	1,517.86	100
	所有形態	所有権	その他	0	0	0
	面積	444.20㎡				
	容積率/建ぺい率 (%) (用途地域指定)	400%/80% 200%/80% (注)	取得年月日	平成18年3月3日		
			取得価格 (百万円)	601		
建物	建築時期	平成16年1月	❖ 賃貸借の概況 (平成19年1月31日現在) ❖			
	用途	共同住宅	テナント総数	1		
	所有形態	所有権	賃貸可能戸数	22		
	延床面積	1,719.64㎡	賃貸戸数	22		
	構造/階数	RC/11F、B1F	賃貸可能面積 (㎡)	1,517.86		
PM会社	株式会社東急コミュニティー		月額賃料 (共益費含む) (千円)	3,092		
信託受託者	住友信託銀行株式会社		敷金・保証金等 (千円)	3,530		
マスターリース会社	株式会社東急コミュニティー		稼働率 (面積ベース) %	100		
マスターリース種別	パススルー		稼働率 (戸数ベース) %	100		
❖ 収益状況等 (金額単位は千円) ❖						
運用期間	自平成18年8月1日 至平成19年1月31日		❖ 取得時の不動産鑑定評価書 (金額単位は百万円) ❖			
(A) 賃貸事業収益 小計	21,224		価格時点	平成17年12月15日		
賃料収入	17,952		鑑定評価額	601		
その他収入	3,271		❖ 不動産価格調査の概要 (金額単位は百万円) ❖			
(B) 賃貸事業費用 小計	9,328		調査の基準となる時点	平成19年1月31日		
公租公課	—		期末評価価格	598		
諸経費	2,506					
管理業務費	1,359					
水道光熱費	382					
修繕費	1,692					
減価償却費	3,386					
(C) 賃貸事業損益 = (A) - (B)	11,895					
❖ 物件特性/地域特性 ❖						
<p>当該物件は大阪市阿倍野区所在の建物です。本物件は地下鉄御堂筋線「西田辺」駅より徒歩約5分、JR阪和線「鶴が丘」駅徒歩約4分に位置します。大阪中心部へのアクセスも良好で3LDK/4LDK/5LDKの合計22戸です。</p> <p>ファミリー向けの生活利便性に優れた賃貸用共同住宅です。</p>						
❖ 特記事項 ❖						
特記すべき事項はありません。						

(注) 容積率について、本物件の土地のうち東側都市計画道路から25mまでの部分は400%、25m超の部分は200%となっており、面積割合に応じて加重平均された数値が適用されます。

物件名称：高砂関式番館

❖ 不動産の名称及び所在地等 ❖		❖ 物件タイプ内訳 ❖				
所在地	(住居表示) 宮城県仙台市宮城野区高砂一丁目1番15号 (地番) 宮城県仙台市宮城野区高砂一丁目1番9、1番15		戸数	面積 (㎡)	面積比率 (%)	
		シングルタイプ (S)	0	0	0	
土地	用途地域	商業地域	ファミリータイプ (F)	28	2,063.60	61.8
	所有形態	所有権	その他	13	1,272.92	38.2
	面積	1,794.83㎡ (別途賃借土地面積910.12㎡)				
	容積率/建ぺい率 (%) (用途地域指定)	400%/80% (注)	取得年月日	平成18年3月15日		
			取得価格 (百万円)	810		
建物	建築時期	平成7年2月	❖ 賃貸借の概況 (平成19年1月31日現在) ❖			
	用途	店舗・事務所・共同住宅	テナント総数	1		
	所有形態	所有権	賃貸可能戸数	41		
	延床面積	3,940.88㎡	賃貸戸数	38		
	構造/階数	S/10F	賃貸可能面積 (㎡)	3,336.52		
PM会社	株式会社東急コミュニティー	月額賃料 (共益費含む) (千円)	5,295			
信託受託者	—	敷金・保証金等 (千円)	21,059			
マスターリース会社	株式会社東急コミュニティー	稼働率 (面積ベース) %	93.2			
マスターリース種別	パススルー	稼働率 (戸数ベース) %	92.7			
❖ 収益状況等 (金額単位は千円) ❖						
運用期間	自 平成18年8月1日 至 平成19年1月31日		❖ 取得時の不動産鑑定評価書 (金額単位は百万円) ❖			
(A) 賃貸事業収益 小計	36,592	価格時点	平成18年2月22日			
賃貸料収入	35,939	鑑定評価額	810			
その他収入	652	❖ 不動産価格調査の概要 (金額単位は百万円) ❖				
(B) 賃貸事業費用 小計	16,553	調査の基準となる時点	平成19年1月31日			
公租公課	—	期末評価価格	810			
諸経費	3,723					
管理業務費	1,154					
水道光熱費	1,318					
修繕費	1,133					
減価償却費	9,223					
(C) 賃貸事業損益 = (A) - (B)	20,038					
❖ 物件特性/地域特性 ❖						
当該物件は宮城県仙台市に所在する建物です。JR仙石線「陸前高砂」駅から徒歩約5分に位置し、「陸前高砂」駅から「仙台」駅までは約16分と中心部へのアクセスも良好。1階から3階部分が店舗・事務所、4階以上がファミリータイプの住戸からなる総戸数41戸の店舗・事務所付の賃貸用共同住宅です。						
❖ 特記事項 ❖						
特記すべき事項はありません。						

(注) 本物件の土地の建ぺい率は本来80%ですが、角地による緩和により適用建ぺい率は90%となっています。

物件名称：プロスペクト町屋

❖ 信託不動産の名称及び所在地等 ❖			❖ 物件タイプ内訳 ❖			
所在地	(住居表示) 東京都荒川区町屋三丁目23番20号 (地番) 東京都荒川区町屋三丁目1504番15			戸数	面積 (㎡)	面積比率 (%)
			シングルタイプ (S)	0	0	0
土地	用途地域	商業地域	ファミリータイプ (F)	21	1,169.37	100
	所有形態	所有権	その他	0	0	0
	面積	251.44㎡				
	容積率/建ぺい率 (%) (用途地域指定)	500%/100% (注)	取得年月日	平成18年11月7日		
			取得価格 (百万円)	547		
建物	建築時期	平成18年8月	❖ 賃貸借の概況 (平成19年1月31日現在) ❖			
	用途	共同住宅	テナント総数	1		
	所有形態	所有権	賃貸可能戸数	21		
	延床面積	1,256.34㎡	賃貸戸数	16		
	構造/階数	RC/13F	賃貸可能面積 (㎡)	1,169.37		
PM会社	株式会社明豊プロパティーズ		月額賃料 (共益費含む) (千円)	2,347		
信託受託者	住友信託銀行株式会社		敷金・保証金等 (千円)	6,085		
マスターリース会社	株式会社明豊プロパティーズ		稼働率 (面積ベース) %	76.6		
マスターリース種別	パススルー		稼働率 (戸数ベース) %	76.2		
❖ 収益状況等 (金額単位は千円) ❖						
運用期間	自 平成18年8月1日 至 平成19年1月31日		❖ 取得時の不動産鑑定評価書 (金額単位は百万円) ❖			
(A) 賃貸事業収益 小計	8,534		価格時点	平成18年7月31日		
賃貸料収入	3,560		鑑定評価額	556		
その他収入	4,974		❖ 不動産価格調査の概要 (金額単位は百万円) ❖			
(B) 賃貸事業費用 小計	11,296		調査の基準となる時点	平成19年1月31日		
公租公課	—		期末評価価格	557		
諸経費	1,018					
管理業務費	6,640					
水道光熱費	136					
修繕費	50					
減価償却費	3,449					
(C) 賃貸事業損益 = (A) - (B)	△2,761					
❖ 物件特性/地域特性 ❖						
<p>当該物件は、荒川区町屋に所在の新築物件です。東京メトロ千代田線、京成本線「町屋」駅から徒歩約9分へ位置し、駅からの商店街通り沿いにあるため利便施設に恵まれています。千代田線「町屋」駅から「大手町」駅まで約14分と東京中心部へのアクセスも良好です。当該物件は地上13階建 (間取り2LDK (12戸)、3DK (9戸) の主にファミリー及びDINKS向けの賃貸住宅です。</p>						
❖ 特記事項 ❖						
特記すべき事項はありません。						

(注) 建ぺい率について、本物件の所在地が商業地域に属するため本来80%であるところ、防火地域における耐火建築物であることから割増を受け、適用建ぺい率は100%となっています。

(二) 運用資産の資本的支出

a. 資本的支出の予定（1百万円以上）

不動産等の名称	目的	予定期間	工事予定金額（百万円）		
			総額	当期 支払額	既支払 総額
メゾン・ド・ヴィレ麻布台	地上デジタル対応CATV	平成19年6月下旬	2.1	—	—
メゾン・ド・ヴィレ高輪魚らん坂	地上デジタル対応CATV	平成19年6月下旬	1.6	—	—
メゾン・ド・ヴィレ高輪魚らん坂	玄関キーの交換	平成19年4月下旬	1.7	—	—
アprest新大阪	PBX交換（電話）	平成19年4月中旬	3.0	—	—
メゾン・ド・ヴィレ中目黒	玄関キーの交換	平成19年4月下旬	1.1	—	—
六本木ライズハウス	防犯カメラ新設	平成19年3月下旬	1.0	—	—
ドーム高峯	防犯カメラ新設	平成19年5月下旬	1.3	—	—
ドーム高峯	地上デジタル対応CATV	平成19年6月下旬	1.0	—	—
ドーム四ツ谷	防犯カメラ新設	平成19年5月下旬	1.3	—	—
ドーム四ツ谷	地上デジタル対応CATV	平成19年6月下旬	1.0	—	—
TKフラッツ田園調布アネックス	防犯カメラ新設	平成19年3月下旬	1.0	—	—
パークテラス恵比寿	玄関キーの交換	平成19年4月下旬	1.5	—	—
ユーハウス代官町	防犯カメラ新設	平成19年5月下旬	1.5	—	—
ユーハウス代官町	地上デジタル対応CATV	平成19年7月下旬	1.3	—	—
ユーハウス御器所	大規模修繕工事	平成19年6月下旬	48.3	—	—
ユーハウス御器所	地上デジタル対応CATV	平成19年4月下旬	1.5	—	—
ガーデンシティ浦和	インターフォン交換	平成19年3月下旬	4.0	—	—
ユーハウス鶴舞Ⅱ	防犯カメラ新設	平成19年5月下旬	1.3	—	—
ユーハウス鶴舞Ⅱ	地上デジタル対応CATV	平成19年6月下旬	1.3	—	—

b. 今期中に行った資本的支出

不動産等の名称	目的	実施期間	支出金額（百万円）
BELNOS34	駐車場屋根取り付け工事	自 平成18年8月17日 至 平成18年8月26日	2.8
BELNOS34	専有部リノベーション工事	自 平成18年10月7日 至 平成18年11月6日	4.4
ユーハウス代官町	ガス警報機取替工事	自 平成19年1月13日 至 平成19年1月31日	1.1
ユーハウス御器所	専有部リノベーション工事	自 平成18年9月3日 至 平成18年9月30日	2.6
ユーハウス御器所	専有部リノベーション工事	自 平成18年9月3日 至 平成18年11月9日	4.4
ユーハウス御器所	専有部リノベーション工事	自 平成18年11月16日 至 平成18年12月29日	2.9
ユーハウス御器所	防犯カメラ設置工事	自 平成19年1月13日 至 平成19年1月31日	1.6
エンゼルハイム西六郷第2	シリンダー交換工事	自 平成18年9月20日 至 平成18年12月28日	1.3
クラウンハイム西田辺	自転車置場・壁増設工事	自 平成18年11月20日 至 平成18年12月20日	1.0
その他の不動産等	給湯器交換工事・電気温水器工事等		3.2
合 計			25.6

c. 修繕費の積み立て

項目	営業期間	第2期	第3期
		自 平成18年2月1日 至 平成18年7月31日	自 平成18年8月1日 至 平成19年1月31日
前期末積立金残高（百万円）		194	309
当期積立額（百万円）		115	69
当期積立金取崩額（百万円）		—	2
次期繰越額（百万円）		309	376

(ホ) 建物エンジニアリング・レポートにおける数値

建物劣化診断調査、短期・長期修繕費用の策定、建築基準法の法令遵守状況調査、建物有害物質含有調査、土壌環境調査等の建物状況評価は各投資対象不動産及び信託不動産ごとに調査業者に委託し報告を受けております。但し、報告内容については、調査業者の意見に過ぎず内容の正確性については保証されておりません。

a. エンジニアリング・レポートの担当調査委託業者、報告書日付及び長期修繕の費用見積合計は以下のとおりです。

物件名	委託調査業者	報告書日付	長期修繕の 費用見積 合計 (千円)	平均値 (1年あたり)	
S001	TKフラッツ渋谷	株式会社竹中工務店	平成17年4月27日	184,420	15,368
S002	プロスペクト東雲橋	株式会社東京建築検査機構	平成17年4月15日	10,180	848
S003	メゾン・ド・ヴィレ 麻布台	株式会社東京建築検査機構	平成17年4月13日	31,550	2,629
S004	メゾン・ド・ヴィレ高輪魚らん坂	株式会社東京建築検査機構	平成17年4月13日	47,800	3,983
S005	プロスペクト大森海岸	株式会社東京建築検査機構	平成17年4月14日	6,830	569
S006	アプレスト新大阪	株式会社東京建築検査機構	平成17年5月11日	94,760	7,896
S007	メゾン・ド・ヴィレ中目黒	株式会社東京建築検査機構	平成17年4月13日	37,070	3,089
S008	六本木ライズハウス	株式会社東京建築検査機構	平成17年2月22日	3,570	297
S009	プロスペクト日本橋本町	株式会社東京建築検査機構	平成17年4月15日	3,830	319
S011	フレグランス川崎	株式会社東京建築検査機構	平成17年4月14日	2,990	249
S012	アプレスト桜川	株式会社東京建築検査機構	平成17年5月11日	11,570	964
S013	ドーム高峯	株式会社竹中工務店	平成17年4月1日	49,760	4,146
S014	ドーム四ッ谷	株式会社竹中工務店	平成17年4月1日	49,250	4,104
S015	TKフラッツ田園調布アネックス	株式会社東京建築検査機構	平成17年4月20日	21,040	1,753
S016	アプレストながせ	株式会社東京建築検査機構	平成17年5月11日	21,200	1,766
S017	リビングステージ東仙台	株式会社東京建築検査機構	平成17年8月17日	46,660	3,888
S018	プロスペクト豊中服部	株式会社竹中工務店	平成17年12月15日	18,490	1,540
S019	プロスペクト美章園	株式会社竹中工務店	平成17年12月15日	8,360	696
S020	プロスペクト下鴨	株式会社東京建築検査機構	平成18年3月14日	2,460	205
F001	プロスペクト清澄庭園	株式会社竹中工務店	平成17年3月31日	238,790	19,899
F002	パークテラス恵比寿	株式会社東京建築検査機構	平成17年4月20日	41,750	3,479
F003	BELNOS34	株式会社東京建築検査機構	平成17年4月15日	174,670	14,555

物件名	委託調査業者	報告書日付	長期修繕の 費用見積 合計 (千円)	平均値 (1年あたり)	
F004	プロスペクト道玄坂	株式会社東京建築検査機構	平成17年2月16日	4,130	344
F005	ユーハウス代官町	株式会社竹中工務店	平成17年3月29日	260,200	21,683
F006	ユーハウス御器所	株式会社竹中工務店	平成17年3月29日	204,980	17,081
F007	エンゼルハイム西六郷第2	株式会社竹中工務店	平成17年3月31日	108,540	9,045
F008	プロスペクト恩賜公園	株式会社東京建築検査機構	平成17年2月16日	4,980	415
F009	ディム橋本	株式会社東京建築検査機構	平成17年4月12日	38,280	3,190
F010	S Kレジデンス	株式会社東京建築検査機構	平成17年4月12日	52,560	4,380
F011	オーフォート西葛西	株式会社竹中工務店	平成17年3月31日	72,820	6,068
F012	ガーデンシティ浦和	株式会社東京建築検査機構	平成17年4月12日	54,830	4,569
F013	ガーデンシティ北戸田	株式会社東京建築検査機構	平成17年4月20日	68,340	5,695
F014	ユーハウス鶴舞Ⅱ	株式会社竹中工務店	平成17年4月1日	125,540	10,461
F017	リビングステージ南仙台	株式会社東京建築検査機構	平成17年8月15日	36,750	3,062
F019	プロスペクト・グラサ広尾	株式会社東京建築検査機構	平成17年12月19日	16,680	1,390
F020	プロスペクト桂	株式会社東京建築検査機構	平成18年3月7日	41,620	3,468
F021	クラウンハイム西田辺	株式会社東京建築検査機構	平成18年3月7日	7,070	589
F022	高砂関式番館	株式会社東京建築検査機構	平成18年2月7日	80,220	6,685
F023	プロスペクト町屋	株式会社東京建築検査機構	平成18年10月25日	2,680	223

b. 地震リスク調査報告書の概要

本投資法人が投資する不動産及び信託不動産については株式会社東京建築検査機構に委託し地震リスク調査報告書を取得しております。但し、本地震リスク調査報告書については、その内容を保証するものではなく、意見に過ぎません。

物件名	PML値	委託調査業者	報告書日付	
S001	TKフラッツ渋谷	8%	株式会社東京建築検査機構	平成19年1月31日
S002	プロスペクト東雲橋	19%	株式会社東京建築検査機構	平成19年1月31日
S003	メゾン・ド・ヴィレ麻布台	10%	株式会社東京建築検査機構	平成19年1月31日
S004	メゾン・ド・ヴィレ高輪魚らん坂	12%	株式会社東京建築検査機構	平成19年1月31日
S005	プロスペクト大森海岸	10%	株式会社東京建築検査機構	平成19年1月31日
S006	アプレスト新大阪	12%	株式会社東京建築検査機構	平成19年1月31日
S007	メゾン・ド・ヴィレ中目黒	7%	株式会社東京建築検査機構	平成19年1月31日
S008	六本木ライズハウス	15%	株式会社東京建築検査機構	平成19年1月31日
S009	プロスペクト日本橋本町	12%	株式会社東京建築検査機構	平成19年1月31日
S011	フレグランス川崎	13%	株式会社東京建築検査機構	平成19年1月31日
S012	アプレスト桜川	15%	株式会社東京建築検査機構	平成19年1月31日
S013	ドーム高峯	6%	株式会社東京建築検査機構	平成19年1月31日
S014	ドーム四ッ谷	5%	株式会社東京建築検査機構	平成19年1月31日
S015	TKフラッツ田園調布アネックス	10%	株式会社東京建築検査機構	平成19年1月31日
S016	アプレストながせ	12%	株式会社東京建築検査機構	平成19年1月31日
S017	リビングステージ東仙台	7%	株式会社東京建築検査機構	平成19年1月31日
S018	プロスペクト豊中服部	9%	株式会社東京建築検査機構	平成19年1月31日
S019	プロスペクト美章園	14%	株式会社東京建築検査機構	平成19年1月31日
S020	プロスペクト下鴨	5%	株式会社東京建築検査機構	平成19年1月31日
F001	プロスペクト清澄庭園	15%	株式会社東京建築検査機構	平成19年1月31日
F002	パークテラス恵比寿	11%	株式会社東京建築検査機構	平成19年1月31日
F003	BELNOS34	12%	株式会社東京建築検査機構	平成19年1月31日
F004	プロスペクト道玄坂	9%	株式会社東京建築検査機構	平成19年1月31日
F005	ユーハウス代官町	11%	株式会社東京建築検査機構	平成19年1月31日
F006	ユーハウス御器所	10%	株式会社東京建築検査機構	平成19年1月31日
F007	エンゼルハイム西六郷第2	11%	株式会社東京建築検査機構	平成19年1月31日

物件名		PML値	委託調査業者	報告書日付
F008	プロスペクト恩賜公園	25%	株式会社東京建築検査機構	平成19年1月31日
F009	ディム橋本	13%	株式会社東京建築検査機構	平成19年1月31日
F010	S Kレジデンス	11%	株式会社東京建築検査機構	平成19年1月31日
F011	オーフォート西葛西	12%	株式会社東京建築検査機構	平成19年1月31日
F012	ガーデンシティ浦和	5%	株式会社東京建築検査機構	平成19年1月31日
F013	ガーデンシティ北戸田	12%	株式会社東京建築検査機構	平成19年1月31日
F014	ユーハウス鶴舞Ⅱ	17%	株式会社東京建築検査機構	平成19年1月31日
F017	リビングステージ南仙台	7%	株式会社東京建築検査機構	平成19年1月31日
F019	プロスペクト・グラサ広尾	7%	株式会社東京建築検査機構	平成19年1月31日
F020	プロスペクト桂	7%	株式会社東京建築検査機構	平成19年1月31日
F021	クラウンハイム西田辺	11%	株式会社東京建築検査機構	平成19年1月31日
F022	高砂関式番館	11%	株式会社東京建築検査機構	平成19年1月31日
F023	プロスペクト町屋	14%	株式会社東京建築検査機構	平成19年1月31日
ポートフォリオPML		8.1%		

(へ) テナント等の概要

a. 個別不動産及び信託不動産に関する賃貸状況の概要

(平成19年1月31日現在)

物件番号	物件名	総賃貸可能面積 (㎡)	総賃貸面積 (㎡)	テナントの総数	不動産賃貸事業収益 (百万円)	対総不動産賃貸事業収益比率 (%)
S001	TKフラッツ渋谷	6,903.54	6,393.85	1	195	10.3
S002	プロスペクト東雲橋	4,849.20	4,761.14	1	113	6.0
S003	メゾン・ド・ヴィレ麻布台	2,567.09	2,451.55	1	79	4.2
S004	メゾン・ド・ヴィレ高輪魚らん坂	1,778.37	1,778.37	1	54	2.9
S005	プロスペクト大森海岸	2,478.04	2,452.04	1	57	3.0
S006	アブレスト新大阪	2,984.64	2,610.84	51	100	5.3
S007	メゾン・ド・ヴィレ中目黒	1,275.00	1,224.00	1	37	2.0
S008	六本木ライズハウス	1,209.87	1,094.03	1	32	1.7
S009	プロスペクト日本橋本町	1,290.49	1,263.49	1	35	1.8
S010	プロスペクト代々木	—	—	—	9	0.5
S011	フレグランス川崎	1,065.96	1,041.74	1	22	1.2
S012	アブレスト桜川	1,009.92	988.92	1	19	1.0
S013	ドーム高峯	946.04	894.08	1	12	0.6
S014	ドーム四ッ谷	765.90	765.90	1	11	0.6
S015	TKフラッツ田園調布アネックス	429.50	306.02	1	9	0.5
S016	アブレストながせ	532.98	532.98	26	8	0.5
S017	リビングステージ東仙台	1,539.41	1,336.56	1	19	1.0
S018	プロスペクト豊中服部	986.34	986.34	1	15	0.8
S019	プロスペクト美章園	901.15	901.15	1	13	0.7
S020	プロスペクト下鴨	675.51	654.81	1	11	0.6
F001	プロスペクト清澄庭園	5,556.73	5,485.15	1	97	5.1
F002	パークテラス恵比寿	2,705.09	2,642.40	1	78	4.1
F003	BELNOS34	5,321.89	4,911.83	1	89	4.7
F004	プロスペクト道玄坂	2,058.53	1,898.41	1	59	3.1
F005	ユーハウス代官町	5,944.44	5,842.38	1	61	3.3
F006	ユーハウス御器所	5,127.19	4,668.84	1	56	3.0
F007	エンゼルハイム西六郷第2	2,776.64	2,776.64	1	52	2.8
F008	プロスペクト恩賜公園	2,033.77	2,033.77	1	41	2.2
F009	ディム橋本	3,170.41	2,966.11	1	41	2.2
F010	SKレジデンス	1,624.49	1,492.38	1	35	1.9

物件番号	物件名	総賃貸可能面積 (㎡)	総賃貸面積 (㎡)	テナントの総数	不動産賃貸事業収益 (百万円)	対総不動産賃貸事業収益比率 (%)
F011	オーフォート西葛西	1,960.00	1,890.00	1	31	1.6
F012	ガーデンシティ浦和	2,468.51	2,468.51	1	29	1.6
F013	ガーデンシティ北戸田	3,678.83	3,603.96	1	35	1.9
F014	ユーハウス鶴舞Ⅱ	2,262.63	2,262.63	1	26	1.4
F015	プロスペクト麴町	—	—	—	29	1.6
F016	プロスペクト半蔵門	—	—	—	16	0.9
F017	リビングステージ南仙台	1,277.10	1,135.05	1	12	0.7
F018	プロスペクト御茶ノ水	—	—	—	36	1.9
F019	プロスペクト・グラース広尾	3,846.27	3,794.99	1	120	6.4
F020	プロスペクト桂	1,769.96	1,708.72	1	23	1.2
F021	クラウンハイム西田辺	1,517.86	1,517.86	1	21	1.1
F022	高砂関式番館	3,336.52	3,110.73	1	36	1.9
F023	プロスペクト町屋	1,169.37	895.17	1	8	0.4
合計		93,795.18	89,543.34	114	1,905	100.0

注：F023プロスペクト町屋は、平成18年11月からの運用です。また、S010プロスペクト代々木、F015プロスペクト麴町及びF016プロスペクト半蔵門は平成18年10月まで、F018プロスペクト御茶ノ水は平成18年11月までの運用です。

b. 稼働率推移

(%)

物件番号	物件名	平成18年 7月末日	平成18年 8月末日	平成18年 9月末日	平成18年 10月末日	平成18年 11月末日	平成18年 12月末日	平成19年 1月末日
S001	T Kフラッツ渋谷	96.2	95.1	94.4	93.6	95.1	95.5	92.6
S002	プロスペクト東雲橋	90.7	88.4	93.1	95.0	95.8	98.1	98.2
S003	メゾン・ド・ヴィレ麻布台	96.6	95.1	98.5	97.9	98.0	97.9	95.5
S004	メゾン・ド・ヴィレ高輪魚らん坂	95.8	98.6	97.2	100.0	98.5	100.0	100.0
S005	プロスペクト大森海岸	99.6	100.0	100.0	97.7	98.8	100.0	99.0
S006	アブレスト新大阪	90.6	89.6	87.5	84.4	84.4	85.4	87.5
S007	メゾン・ド・ヴィレ中目黒	98.0	100.0	98.0	100.0	100.0	98.0	96.0
S008	六本木ライズハウス	90.5	83.1	100.0	97.6	97.6	95.2	90.4
S009	プロスペクト日本橋本町	87.6	96.2	98.3	96.7	94.6	94.6	97.9
S010	プロスペクト代々木	95.4	91.0	86.9	—	—	—	—
S011	フレグランス川崎	98.0	95.7	93.7	96.0	98.0	97.7	97.7
S012	アブレスト桜川	100.0	100.0	97.9	95.8	97.9	95.8	97.9
S013	ドーム高峯	100.0	100.0	100.0	100.0	97.3	94.5	94.5
S014	ドーム四ッ谷	91.5	91.5	97.1	100.0	97.4	97.4	100.0
S015	T Kフラッツ田園調布アネックス	100.0	100.0	100.0	100.0	85.5	71.3	71.3
S016	アブレストながせ	96.2	96.2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
S017	リビングステージ東仙台	96.3	96.3	96.3	92.6	90.7	88.7	86.8
S018	プロスペクト豊中服部	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
S019	プロスペクト美章園	96.6	100.0	100.0	100.0	96.6	100.0	100.0
S020	プロスペクト下鴨	93.6	93.6	90.5	90.5	90.5	87.4	96.9
F001	プロスペクト清澄庭園	96.1	98.6	98.8	97.4	100.0	100.0	98.7
F002	パークテラス恵比寿	96.6	98.7	100.0	100.0	100.0	97.7	97.7
F003	B E L N O S 34	87.0	84.7	88.2	88.0	87.9	90.4	92.3
F004	プロスペクト道玄坂	88.4	92.7	95.5	95.5	91.8	94.1	92.2
F005	ユーハウス代官町	98.9	97.9	98.9	97.9	96.1	97.2	98.3
F006	ユーハウス御器所	84.7	84.1	86.2	86.9	88.8	90.3	91.1
F007	エンゼルハイム西六郷第2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
F008	プロスペクト恩賜公園	98.1	100.0	100.0	98.7	100.0	100.0	100.0
F009	ディム橋本	95.4	98.1	98.1	97.5	94.8	94.2	93.6
F010	S Kレジデンス	91.8	91.9	86.7	83.8	86.0	91.9	91.9
F011	オーフォート西葛西	92.9	92.9	92.9	89.3	96.4	96.4	96.4
F012	ガーデンシティ浦和	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

物件番号	物件名	平成18年 7月末日	平成18年 8月末日	平成18年 9月末日	平成18年 10月末日	平成18年 11月末日	平成18年 12月末日	平成19年 1月末日
F013	ガーデンシティ北戸田	100.0	98.0	93.9	100.0	100.0	95.9	98.0
F014	ユーハウス鶴舞Ⅱ	94.4	95.0	97.5	97.5	100.0	100.0	100.0
F015	プロスペクト麴町	94.0	91.1	88.0	—	—	—	—
F016	プロスペクト半蔵門	100.0	100.0	100.0	—	—	—	—
F017	リビングステージ南仙台	81.4	81.4	81.5	85.2	88.9	88.9	88.9
F018	プロスペクト御茶ノ水	97.2	98.6	97.7	98.9	—	—	—
F019	プロスペクト・グラサ広尾	97.5	97.5	98.0	96.6	95.9	98.1	98.7
F020	プロスペクト桂	96.5	96.5	96.5	100.0	100.0	96.5	96.5
F021	クラウンハイム西田辺	92.9	88.7	88.7	95.7	95.7	95.7	100.0
F022	高砂関式番館	97.7	97.7	95.4	95.4	95.4	95.4	93.2
F023	プロスペクト町屋	—	—	—	—	9.7	62.5	76.6

(注) 稼働率は、「総賃貸面積」÷「総賃貸可能面積」の式によります。なお、小数点第2位を四捨五入しております。

(ト) 主要な不動産及び信託不動産の物件に関する情報

本投資法人の保有にかかる不動産及び信託不動産のうち、第3期の不動産賃貸事業収益の合計額の1割以上（不動産賃貸事業収益の合計の10%以上）を占める該当物件は以下のとおりです。

（平成19年1月31日現在）

<TKフラッツ渋谷>

テナント総数	1	
不動産賃貸事業収益	195百万円	
不動産賃貸事業収益の合計に占める割合	10.3%	
総賃貸面積	6,393.85㎡	
総賃貸可能面積	6,903.54㎡	
最近5年間の稼働率の推移（注）	平成19年1月末	92.6%
	平成18年7月末	96.2%
	平成18年1月末	91.6%
	平成17年7月末	88.9%

（注）本投資法人の上場は平成17年7月のため、稼働率の推移は平成17年7月からとなっております。

(チ) ポートフォリオの分散状況

保有資産のa. 地域別、b. 築年数別及びc. 住居タイプ別の分散状況は以下のとおりです。

a. 地域別

地域	物件数	取得価格 (百万円) (注2)	価格比率 (%) (注3)	賃貸可能面積 (㎡) (注4)	面積比率 (%) (注3)
東京23区	19	39,055	73.8	51,833.88	55.3
東京圏（東京23区を除きます。）	4	3,225	6.1	10,383.71	11.1
上記以外の地方（注1）	16	10,661	20.1	31,577.59	33.7
合計	39	52,941	100.0	93,795.18	100.0

（注1）政令指定都市（東京圏に属するものを除きます。）、県庁所在地（東京圏に属するものを除きます。）及びこれに準ずる都市並びにこれらの都市へ通勤可能な市町村をいいます。

（注2）売買契約に記載された売買代金（消費税を除きます。）を記載しています。なお、百万円未満については切り捨てています。

（注3）全ての取得資産の取得価格に対する地域毎の取得価格の総額の比率、及び総賃貸可能面積に対する地域毎の総賃貸可能面積の比率をそれぞれ記載しており、小数点第2位を四捨五入しています。

（注4）個々の不動産及び信託不動産について本投資法人の保有部分における賃貸が可能な面積を意味し、土地（平面駐車場）の賃貸可能面積を含みません。

b. 築年数別

築年数	物件数	取得価格 (百万円) (注1)	価格比率 (%) (注2)	賃貸可能面積 (㎡) (注3)	面積比率 (%) (注2)
1年以下	2	958	1.8	1,844.88	2.0
1年超5年以下	13	25,985	49.1	34,697.75	37.0
5年超10年以下	9	11,691	22.1	15,034.59	16.0
10年超	15	14,307	27.0	42,217.96	45.0
合計	39	52,941	100.0	93,795.18	100.0

(注1) 売買契約に記載された売買代金(消費税を除きます。)に記載しています。なお、百万円未満については切り捨てています。

(注2) 全ての取得資産の取得価格に対する築年数毎の取得価格の総額の比率、及び総賃貸可能面積に対する築年数毎の総賃貸可能面積の比率をそれぞれ記載しており、小数点第2位を四捨五入しています。

(注3) 個々の不動産及び信託不動産について本投資法人の保有部分における賃貸が可能な面積を意味し、土地(平面駐車場)の賃貸可能面積を含みません。

c. 住居タイプ別

以下の表は、保有資産の住居タイプによる分散状況を示すものです。この表の「物件数」欄、「価格」欄及び「価格比率」欄では、資産を一棟の建物毎にシングルタイプとファミリータイプに分類した上で、各タイプの資産の数、その価格の合計額及び価格比率を記載しています。資産の住居タイプの分類については、前記「2. 投資方針 (1) 投資方針 ② 本投資法人の成長戦略 (二) 物件タイプ」をご参照ください。また、「賃貸可能面積」欄及び「面積比率」欄では、一棟の建物ではなく、個別の賃貸借契約の対象となる住戸毎に住居タイプを分類して、各タイプの住戸の賃貸可能面積の合計と面積比率を記載しています。

住居タイプ (注1)	物件数	取得価格 (百万円) (注2)	価格比率 (%) (注3)	賃貸可能面積 (㎡) (注4)	面積比率 (%) (注3)
シングルタイプ	19	25,129	47.5	34,188.95	36.5
ファミリータイプ	20	27,812	52.5	59,606.23	63.5
合計	39	52,941	100.0	93,795.18	100.0

(注1) 前記「2. 投資方針 (1) 投資方針 ② 本投資法人の成長戦略 (二) 物件タイプ」記載の分類に従って記載しています。なお、「その他」は、居住以外の目的で賃貸される貸室を示します。

(注2) 売買契約に記載された売買代金(消費税を除きます。)に記載しています。なお、百万円未満については切り捨てています。

(注3) 全ての取得資産の取得価格に対する、一棟の建物毎に判断した各住居タイプの取得価格の総額の比率、及び全ての取得資産の総賃貸可能面積に対する住戸別に判断した各住居タイプの住戸の総賃貸可能面積の比率をそれぞれ記載しており、小数点第2位を四捨五入しています。

(注4) 個々の不動産及び信託不動産について本投資法人の取得部分における賃貸が可能な面積を意味し、土地(平面駐車場)の賃貸可能面積を含みません。

(リ) 主要なテナントの概要及びテナントの全体概要

a. 主要なテナントの一覧

第3期末保有資産にかかる不動産及び信託不動産における主要なテナント毎の賃貸面積と月額賃料総額は下表のとおりです。なお、ここで「主要なテナント」とは、当該テナントへの賃貸面積が、ポートフォリオ全体の総賃貸面積の合計の10%以上を占めるものをいいます。かかるテナントはいずれもマスターリース会社です。

テナント名	業種	賃貸面積 (㎡)	総賃貸面積に占める当該テナントの賃貸面積の比率 (%) (注2)	月額賃料総額 (千円) (注3)	月額賃料総額に占める当該テナントの月額賃料総額の比率 (%) (注4)
株式会社長谷工ライブネット	不動産業	35,774.05	40.0	105,074	38.1
三井不動産住宅リース株式会社 (注1)	不動産業	18,810.15	21.0	68,490	24.8
株式会社東急コミュニティー	不動産業	9,463.73	10.6	17,714	6.4
主要テナントの合計		64,047.93	71.5	191,278	69.3
全体ポートフォリオの合計		89,543.34	100.0	276,140	100.0

(注1) 三井不動産住宅リース株式会社は、平成15年4月1日の三井不動産販売株式会社の会社分割により、同社のリースマンション事業を承継しています。そのため、マスターリース契約書上の賃借人名が三井不動産販売株式会社となっているものがあります。

(注2) 総賃貸面積に占める当該テナントの賃貸面積の比率につきましては、小数点第2位を四捨五入して記載しています。

(注3) 「月額賃料総額」とは、当該テナントが賃借しているすべての不動産及び信託不動産について、当該信託不動産を所有する信託受託者が、マスターリース契約に基づいて収受する月額賃料の総額をいいます。

(注4) 月額賃料総額に占める当該テナントの月額賃料総額の比率につきましては、小数点第2位を四捨五入して記載しています。

b. 主要なテナントへの賃貸条件

前記 a. に記載の主要なテナントはいずれもマスターリース会社であり、これらのテナントとの間の賃貸借契約は、いずれも第三者に転貸することを目的とした賃貸借契約（マスターリース契約）です。これらのマスターリース会社から収受する賃料は、各マスターリース会社が転借人（エンド・テナント）から収受する賃料と同額となっており、賃料の保証はされていません。かかるマスターリース会社へ賃貸している物件名、賃貸借契約の契約期間その他の主要な条件は、それぞれ以下のとおりです。但し、月額賃料は平成19年1月31日現在の情報に基づいており、千円未満を切り捨てています。

マスターリース会社：株式会社長谷工ライブネット

物件名	TKフラッツ渋谷	プロスペクト東雲橋	六本木ライズハウス	フレグランズ川崎
契約期間	平成18年12月1日から 平成19年11月30日まで	平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで	平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで	平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで
契約更改の方法	契約期間満了の1ヶ月前までに賃貸人又は賃借人から何らの申出がない場合には、同一の条件にてさらに1年間更新します。	契約期間満了の3ヶ月前までに賃貸人又は賃借人から何らの申出がない場合には、同一の条件にてさらに1年間更新します。	契約期間満了の3ヶ月前までに賃貸人又は賃借人から何らの申出がない場合には、同一の条件にてさらに1年間更新します。	契約期間満了の3ヶ月前までに賃貸人又は賃借人から何らの申出がない場合には、同一の条件にてさらに1年間更新します。
月額賃料(千円)	29,064	17,703	4,892	3,647
賃貸借契約に関して特記すべき事項等	特段ありません。	特段ありません。	特段ありません。	特段ありません。

物件名	アprest桜川	ドーム高峯	ドーム四ッ谷	TKフラッツ田園調布 アネックス
契約期間	平成18年9月1日から 平成19年8月31日まで	平成18年5月1日から 平成19年4月30日まで	平成18年11月1日から 平成19年10月31日まで	平成18年12月1日から 平成19年11月30日まで
契約更改の方法	契約期間満了の3ヶ月前までに賃貸人又は賃借人から何らの申出がない場合には、同一の条件にてさらに1年間更新します。	契約期間満了の3ヶ月前までに賃貸人又は賃借人から何らの申出がない場合には、同一の条件にてさらに1年間更新します。	契約期間満了の3ヶ月前までに賃貸人又は賃借人から何らの申出がない場合には、同一の条件にてさらに1年間更新します。	契約期間満了の1ヶ月前までに賃貸人又は賃借人から何らの申出がない場合には、同一の条件にてさらに1年間更新します。
月額賃料(千円)	2,930	1,853	1,734	1,148
賃貸借契約に関して特記すべき事項等	特段ありません。	特段ありません。	特段ありません。	特段ありません。

物件名	プロスペクト道玄坂	ユーハウス代官町	ユーハウス御器所	ディム橋本
契約期間	平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで	平成18年5月11日から 平成19年4月30日まで	平成18年11月1日から 平成19年10月31日まで	平成18年7月3日から 平成24年9月30日まで
契約更改の方法	契約期間満了の3ヶ月前までに賃貸人又は賃借人から何らの申出がない場合には、同一の条件にてさらに1年間更新します。	契約期間満了の3ヶ月前までに賃貸人又は賃借人から何らの申出がない場合には、同一の条件にてさらに1年間更新します。	契約期間満了の3ヶ月前までに賃貸人又は賃借人から何らの申出がない場合には、同一の条件にてさらに1年間更新します。	特段の定めはありません。
月額賃料(千円)	9,419	9,592	8,253	6,295
賃貸借契約に関して特記すべき事項等	特段ありません。	特段ありません。	特段ありません。	特段ありません。

物件名	オーフォート西葛西	ユーハウス鶴舞Ⅱ
契約期間	平成18年10月1日から 平成19年9月30日まで	平成18年5月1日から 平成19年4月30日まで
契約更改の方法	契約期間満了の3ヶ月前までに賃貸人又は賃借人から何らの申出がない場合には、同一の条件にてさらに1年間更新します。	契約期間満了の3ヶ月前までに賃貸人又は賃借人から何らの申出がない場合には、同一の条件にてさらに1年間更新します。
月額賃料(千円)	4,650	3,892
賃貸借契約に関して特記すべき事項等	特段ありません。	特段ありません。

マスターリース会社：三井不動産住宅リース株式会社

物件名	メゾン・ド・ヴィレ 麻布台	メゾン・ド・ヴィレ 高輪魚らん坂	プロスペクト 大森海岸	メゾン・ド・ヴィレ 中目黒
契約期間	平成18年10月1日から 平成19年9月30日まで	平成18年10月1日から 平成19年9月30日まで	平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで	平成18年10月1日から 平成19年9月30日まで
契約更改の方法	契約期間満了の3ヶ月前までに賃貸人又は賃借人から何らの申出がない場合には、同一の条件にてさらに1年間更新します。	契約期間満了の3ヶ月前までに賃貸人又は賃借人から何らの申出がない場合には、同一の条件にてさらに1年間更新します。	契約期間満了の3ヶ月前までに賃貸人又は賃借人から何らの申出がない場合には、同一の条件にてさらに1年間更新します。	契約期間満了の3ヶ月前までに賃貸人又は賃借人から何らの申出がない場合には、同一の条件にてさらに1年間更新します。
月額賃料(千円)	12,152	8,612	8,810	5,765
賃貸借契約に関して特記すべき事項等	特段ありません。	特段ありません。	特段ありません。	特段ありません。

物件名	プロスペクト 清澄庭園	パークテラス 恵比寿	エンゼルハイム 西六郷第2
契約期間	平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで	平成18年10月1日から 平成19年9月30日まで	平成14年3月28日から 平成24年3月31日まで
契約更改の方法	契約期間満了の3ヶ月前までに賃貸人又は賃借人から何らの申出がない場合には、同一の条件にてさらに1年間更新します。	契約期間満了の3ヶ月前までに賃貸人又は賃借人から何らの申出がない場合には、同一の条件にてさらに1年間更新します。	特段の定めはありません。
月額賃料(千円)	14,640	12,018	6,491
賃貸借契約に関して特記すべき事項等	特段ありません。	特段ありません。	特段ありません。

マスターリース会社：株式会社東急コミュニティー

物件名	リビングステージ 東仙台	プロスペクト下鴨	リビングステージ 南仙台	プロスペクト桂
契約期間	平成18年9月1日から 平成19年8月31日まで	平成18年3月15日から 平成19年3月31日まで	平成18年9月1日から 平成19年8月31日まで	平成18年3月3日から 平成19年3月31日まで
契約更改の方法	契約期間満了の3ヶ月前までに賃貸人又は賃借人から何らの申出がない場合には、同一の条件にてさらに1年間更新します。	契約期間満了の3ヶ月前までに賃貸人又は賃借人から何らの申出がない場合には、同一の条件にてさらに1年間更新します。	契約期間満了の3ヶ月前までに賃貸人又は賃借人から何らの申出がない場合には、同一の条件にてさらに1年間更新します。	契約期間満了の1ヶ月前までに賃貸人又は賃借人から何らの申出がない場合には、同一の条件にてさらに1年間更新します。
月額賃料(千円)	2,515	1,905	1,821	3,086
賃貸借契約に関して特記すべき事項等	特段ありません。	特段ありません。	特段ありません。	特段ありません。

物件名	クラウンハイム 西田辺	高砂関式番館
契約期間	平成18年3月3日から 平成19年3月31日まで	平成18年3月15日から 平成19年3月31日まで
契約更改の方法	契約期間満了の1ヶ月前までに賃貸人又は賃借人から何らの申出がない場合には、同一の条件にてさらに1年間更新します。	契約期間満了の3ヶ月前までに賃貸人又は賃借人から何らの申出がない場合には、同一の条件にてさらに1年間更新します。
月額賃料(千円)	3,092	5,295
賃貸借契約に関して特記すべき事項等	特段ありません。	特段ありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産等の推移】

本投資法人の総資産額、純資産総額及び1口当たりの純資産額は以下のとおりです。

なお、総資産額、純資産総額及び1口当たりの純資産額について、期中では正確に把握できないため各月末における推移は記載していません。

年月日	総資産額 (千円)	純資産総額 (千円)	1口当たりの純資産額 (円)
第1期計算期間末 (平成18年1月末日)	55,905,784 (55,460,891)	35,066,768 (34,621,876)	466,934
第2期計算期間末 (平成18年7月末日)	63,758,956 (63,119,179)	35,268,958 (34,629,181)	469,626
第3期計算期間末 (平成19年1月末日)	56,755,902 (56,012,337)	35,368,377 (34,624,812)	470,950

(注) 総資産総額及び純資産額は、帳簿価額を使用しています。

(注) 各計算期末に分配を行った後の分配額の額を括弧内に記載しております。

また、本投資証券は、東京証券取引所に平成17年7月12日以降上場されており、同所における本投資証券の取引価格及び売買高の推移は以下のとおりです。

計算期間別最高・ 最低投資口価格	回次	第1期	第2期	第3期
	決算年月	平成18年1月	平成18年7月	平成19年1月
	最高	473,000円	463,000円	438,000円
	最低	415,000円	365,000円	352,000円

当期の月別 最高・最低 投資口価格 及び売買高	月別	平成18年 8月	平成18年 9月	平成18年 10月	平成18年 11月	平成18年 12月	平成19年 1月
	最高(円)	398,000	403,000	421,000	423,000	438,000	431,000
	最低(円)	352,000	378,000	385,000	398,000	397,000	401,000
	売買高(口)	2,908	2,588	3,856	3,423	5,772	7,321

(注1) 最高・最低投資口価格は、東京証券取引所不動産投資信託証券市場の終値によります。

② 【分配の推移】

計算期間		分配総額 (千円)	1口当たり分配金 (円)
第1期	自 平成17年4月22日 至 平成18年1月31日	444,892	5,924
第2期	自 平成18年2月1日 至 平成18年7月31日	639,776	8,519
第3期	自 平成18年8月1日 至 平成19年1月31日	743,565	9,901

③【自己資本利益率（収益率）の推移】

計算期間		自己資本利益率 (注1)	年換算値 (注2)
第1期	自 平成17年4月22日 至 平成18年1月31日	1.3	2.3
第2期	自 平成18年2月1日 至 平成18年7月31日	1.8	3.7
第3期	自 平成18年8月1日 至 平成19年1月31日	2.1	4.2

(注1) 自己資本利益率＝当期純利益／自己資本額×100（少数点第2位以下を四捨五入しています。）

(注2) 第1期は実質的な運用日数である204日間により年換算値を算出しています。第2期は会計計算期間181日、第3期は会計期間184日により年換算した数値です。

第二部【投資法人の詳細情報】

第1【投資法人の追加情報】

1【投資法人の沿革】

平成17年4月19日	設立企画人（プロスペクト・レジデンシャル・アドバイザーズ株式会社）による投信法第69条に基づく設立にかかる届出
平成17年4月22日	投信法第166条に基づく設立の登記、本投資法人の設立
平成17年4月26日	投信法第188条に基づく登録の申請
平成17年5月25日	投信法第187条に基づく内閣総理大臣による登録の実施 （登録番号 関東財務局長 第34号）
平成17年7月12日	東京証券取引所不動産投資信託証券市場に本投資法人の投資口を表象する投資証券を上場
平成19年4月11日	規約の変更

2【役員の状況】

執行役員岡田壮夫は平成19年4月22日付で任期満了により執行役員を退任しました。これに伴い、平成19年4月11日開催の投資主総会において、執行役員西吉健夫1名及び補欠執行役員真木剛1名がそれぞれ選任されました。

本投資法人の本書提出日現在における役員の状況は以下のとおりです。

役職名	氏名	主要略歴		所有投資口数
執行役員	西吉 健夫	昭和63年4月 平成2年4月 平成16年6月 平成19年4月	最高裁判所司法研修所入所 弁護士登録（第二東京弁護士会） 猿山・藤巻法律事務所入所 猿山・西吉・佐々木法律事務所開設（現職） プロスペクト・レジデンシャル投資法人執行役員就任（現職）	0
監督役員	野村 周央	平成4年4月 平成15年4月 平成16年10月 平成17年4月	総務庁入庁 最高裁判所司法研修所入所 弁護士登録（第一東京弁護士会） 堀裕法律事務所入所（現職） （現 堀総合法律事務所） プロスペクト・レジデンシャル投資法人監督役員就任（現職）	0
監督役員	千葉 和彦	昭和57年10月 昭和63年8月 平成12年5月 平成16年4月 平成16年6月 平成17年4月	アーサーアンダーセン公認会計士共同事務所（現あずさ監査法人）入所 公認会計士登録 朝日監査法人（現あずさ監査法人）代表社員 APアウトソーシング株式会社代表取締役（現職） 税理士登録 プロスペクト・レジデンシャル投資法人監督役員就任（現職）	0

（注）執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、平成19年4月11日開催の投資主総会において、補欠執行役員として真木剛を選任しました。真木剛は資産運用会社であるプロスペクト・レジデンシャル・アドバイザーズ株式会社の代表取締役であり、投信法第13条に基づき、平成19年2月27日付で金融庁長官より兼職の承認を受けています。補欠執行役員の真木剛の主要略歴については、後記「第4 関係法人の状況 1 資産運用会社の概況 (4) 役員の状況」をご参照下さい。

3 【その他】

(1) 役員の変更

執行役員及び監督役員は、法令に別段の定めのない限り、投資主総会において選任されます（投信法第72条、第96条、規約第18条第1項）。

執行役員及び監督役員の任期は、就任後2年です（規約第18条第2項）。但し、補欠又は増員のために選任された執行役員又は監督役員の任期は、前任者又は在任者の残存期間と同一とします（規約第18条第2項但書）。

執行役員及び監督役員の解任には、投資主総会において、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、出席した当該投資主の議決権の過半数をもってこれを行う必要があります（投信法第104条、第106条）。執行役員又は監督役員の職務の遂行に関して不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があるにもかかわらず投資主総会において執行役員又は監督役員の解任が否決された場合には、発行済投資口の100分の3以上の口数の投資口を6ヶ月前から引き続き有する投資主は、当該投資主総会の日から30日以内に訴えをもって当該執行役員又は監督役員の解任を請求することができます（投信法第104条第3項、会社法第854条第1項第2号）。

(2) 規約の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

① 規約等の重要事項の変更

本投資法人は、平成19年4月11日開催の第3回投資主総会において、投信法等の投資法人に関わる法令が改正されたことに伴い、字句の変更等、全般にわたって規約の所要の変更を行いました。なお、規約の変更手続については、後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (5) その他 ③ 規約の変更に関する手続」をご参照下さい。

② 事業譲渡又は事業譲受

該当事項はありません。

③ 出資の状況その他の重要事項

該当事項はありません。

(3) 訴訟事件その他投資法人に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

本書の日付現在、訴訟事件その他本投資法人に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

該当事項はありません。

2【買戻し手続等】

本投資法人は、クローズド・エンド型であり、投資主（実質投資主を含みます。）の請求による投資口の払戻しを行いません（規約第5条）。

本投資法人は、東京証券取引所上場されていますので、本投資証券は東京証券取引所を通じて売買することができます。また、証券取引所外で本投資証券を譲渡することもできます。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

① 1口当たりの純資産額の算出

本投資法人が発行する投資口の1口当たりの純資産額は、後記「(4) 計算期間」記載の決算期毎に、以下の算式にて算出します。

1口当たりの純資産額 = (総資産の資産評価額 - 負債総額) ÷ 発行済投資口総数

② 資産評価の方法

本投資法人の資産評価の方法は、投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣布令第47号）（第1計算期間については、投資法人の貸借対照表、損益計算書、資産運用報告書、金銭の分配に係る計算書及び附属明細書に関する規則（平成12年総理府令第134号、その後の改正を含みます。））、投資信託協会制定の不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則、同協会が定めるその他の諸規則及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、次のとおり運用資産の種類毎に定めます（規約第34条第1項）。

(イ) 不動産、不動産の賃借権、地上権及び地役権（規約第30条第1項第1号、第2号①ないし③に定めるもの）

取得価額から減価償却累計額を控除した価額により評価します。なお、減価償却額の算定方法は、建物部分及び設備等部分については定額法により算定します。但し、設備等については、正当な事由により採用した方法による評価が適当ではなくなった場合であり、かつ投資者保護上問題がないと合理的に判断できる場合に限り、他の評価方法に変更することができるものとします。

(ロ) 不動産、土地の賃借権、地上権又は地役権を信託する信託の受益権（規約第30条第1項第2号④に定めるもの）

信託財産が（イ）に掲げる資産の場合は（イ）に従った評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価します。

(ハ) 信託財産を主として不動産、不動産の賃借権、地上権又は地役権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（規約第30条第1項第2号⑤に定めるもの）

信託財産の構成資産が（イ）に掲げる資産の場合は、（イ）に従った評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価します。

(ニ) 不動産に関する匿名組合出資持分（規約第30条第1項第2号⑥に定めるもの）

匿名組合出資持分の構成資産が（イ）ないし（ハ）に掲げる資産の場合は、それぞれに定める方法に従った評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該匿名組合出資の持分相当額を算定した価額により評価します。

(ホ) 不動産に関する匿名組合持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（規約第30条第1項第2号⑦に定めるもの）

信託財産である匿名組合出資持分について（ニ）に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託受益権の持分相当額を算定した価額により評価します。

(ヘ) 有価証券（規約第30条第1項第3号、第2項第1号②ないし⑤、⑦又は⑧に定めるもの）

当該有価証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額（取引所における取引価

格、証券業協会等が公表する価格又はこれらに準じて随時売買換金等を行うことができる取引システムで成立する取引価格をいいます。以下同じ。)により評価します。市場価格がない場合には、合理的な方法により算定された価額により評価します。また、付すべき市場価格又は合理的に算定された価額は、評価の精度を高める場合を除き、毎期同様な方法により入手するものとします。市場価格及び合理的に算定された価格のいずれも入手できない場合には、取得原価で評価することができるものとします。

(ト) 金銭債権（規約第30条第2項第1号⑨に定めるもの）

取得価額から、貸倒引当金を控除した金額により評価します。但し、債権を債権金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得金額と債権金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額から貸倒引当金を控除した価格により評価します。

(チ) 金銭の信託の受益権（規約第30条第2項第1号⑩に定めるもの）

信託財産の構成資産が（ヘ）又は（ト）の場合は、それぞれに定める方法に従って評価し、それらの合計額により評価します。

(リ) 金融デリバティブ取引に関する権利（規約第30条第2項第2号に定めるもの）

a. 取引所に上場しているデリバティブ取引により生じる債権及び債務

基準日における当該取引所の最終価格（終値、終値がなければ気配値（公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値））に基づき算出した価額により評価します。なお、同日において最終価格がない場合には、同日前直近における最終価格に基づき算出した価額により評価します。

b. 取引所の相場がない非上場デリバティブ取引により生じる債権及び債務

市場価格に準ずるものとして合理的な方法により算定された価額。なお、時価評価に当たっては、最善の見積り額を使用するものとしますが、公正な評価額を算定することが極めて困難と認められる場合には、取得価額により評価します。

c. 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準によりヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計が適用できるものとします。

(ヌ) その他

上記に定めがない場合は、投資信託協会の評価規則に準じて付されるべき評価額又は一般に公正妥当と認められる会計基準により付されるべき評価額により評価します。

③ 資産運用報告等に価格を記載する目的で、以下に記載の投資対象資産について、上記②と異なる方法で評価する場合には、それぞれ以下に記載の方法により、評価するものとします（規約第34条第2項）。

(イ) 不動産、不動産の賃借権、地上権及び地役権

原則として、不動産鑑定士による鑑定評価又は調査報告に基づく評価額

(ロ) 不動産、地上権、土地の賃借権又は地役権を信託する信託の受益権及び不動産に関する匿名組合出資持分

信託財産又は匿名組合の構成資産が（イ）に掲げる資産の場合は（イ）に従った評価を、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価をした上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該匿名組合出資持分相当額又は信託受益権の持分相当額を算定した価額

④ 資産評価の基準日は、本投資法人の各営業期間の末日としますが、規約第30条第1項第3号及び第2項に定める資産であって、市場価格に基づく価額で評価できる資産については、毎月末とします（規約第34条第3項）。

⑤ 公表方法及び投資者による照会方法

1口当たりの純資産額については、投資法人の計算に関する規則第57条、第68条により計算書類の注記表に記載されます。貸借対照表を含む計算書類等は、営業期間毎に作成され（投信法第129条）、役員会により承認された場合には遅滞なく投資主に対してその旨が書面にて通知され、承認済みの計算書類等が会計監査報告とともに投資主に提供されます（投信法第131条）。

(2) 【保管】

投資主は、証券会社等との間で保護預り契約を締結し、本投資証券の保管を委託することができます。保護預りの場合、本投資証券は混蔵保管され、投資主に対しては預り証が交付されます（保護預り証券について預り証を省略し、取引の都度、その時点で残高が記載された「取引明細書」を交付する方法によることも可能です。）。

投資主から本投資証券の保管の委託を受けた証券会社等は、当該投資主の承諾を得て、また当該投資主の請求に基づいて、当該投資主から保管の委託を受けた本投資証券を保管振替機構に預託することができます。この場合、保管振替機構は預託された本投資証券について分別管理せず混蔵保管によって集中管理します。保管振替機構は、預託された本投資証券について預託後相当の時期に保管振替機構名義への名義書換えの請求を本投資法人に対して行います。保管振替機構に預託され保管振替機構名義に書き替えられた本投資証券について売買が行われた場合には、その決済のために本投資証券の券面を実際に授受するのではなく、保管振替機構に設けられた口座間の振替によって決済が行われます。保管振替機構に本投資証券を預託した投資主は、本投資証券の保管の委託をした証券会社等に申出ることにより、保管振替機構に預託した本投資証券の券面の交付及び返還を受けることができます。

投資主は、記名式の本投資証券の券面を直接保有することもできます。保護預りを行わず直接保有する場合、本投資証券の券面は、投資主が自らの責任において保管することとなります。

(3) 【存続期間】

本投資法人の規約に存続期間の定めはありません。

(4) 【計算期間】

本投資法人の営業期間は、毎年2月1日から7月末日まで及び8月1日から翌年1月末日までとし、各営業期間の末日をそれぞれ決算期とします（規約第35条）。

(5) 【その他】

① 増減資に関する制限

(イ) 投資口の追加発行

本投資法人の発行可能投資口総口数は、2,000,000口とします（規約第6条第1項）。本投資法人は、かかる発行可能投資口総口数の範囲内において、役員会の承認を得た上で、その発行する投資口を引き受ける者の募集を行うことができます。募集投資口1口当たりの発行価額は、本投資法人の保有する資産の内容に照らして公正な金額として役員会で承認を得た金額とします（規約第6条第3項）。

(ロ) 国内における募集

本投資法人が発行する投資口の払込金額の総額のうち、国内において募集される投資口の払込金額の占める割合は、100分の50を超えるものとします（規約第6条第2項）。

② 解散事由

本投資法人における解散事由は以下のとおりです（投信法第143条）。

- (イ) 規約で定めた存続時期の満了又は解散の事由の発生（なお、本投資法人の規約において存続時期又は解散の事由の定めはありません。）。
- (ロ) 投資主総会の決議
- (ハ) 合併（合併により本投資法人が消滅する場合に限り。）
- (ニ) 破産手続開始の決定
- (ホ) 解散を命ずる裁判
- (ヘ) 投信法第187条の登録の取消し

③ 規約の変更に関する手続

規約を変更するには、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、出席した当該投資主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって、規約の変更に関する議案が可決される必要があります（投信法第140条、第93条の2第2項第3号）。但し、書面による議決権行使及び議決権の代理行使が認められていること、並びに投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときに議案に賛成するものとみなされる場合があることにつき、後記「3 投資主・投資法人債権者の権利 (1) 投資主の権利」をご参照下さい。

投資主総会において規約の変更が決議された場合には、東京証券取引所規則に従ってその旨が開示される他、かかる規約の変更が、運用に関する基本方針、投資制限又は金銭の配分方針に関する重要な変更該当する場合には、証券取引法に基づいて遅滞なく提出する臨時報告書により開示されます。また、変更後の規約は証券取引法に基づいて本投資法人が提出する有価証券報告書の添付書類として開示されます。

本投資法人の登録申請書記載事項が変更された場合には、関東財務局に対し変更内容の届出が行われます（投信法第191条）。

④ 関係法人との契約の更改等に関する手続

本投資法人と各関係法人との間で締結されている契約における当該契約の期間、更新、解約、変更等に関する規定の概要は、以下のとおりです。

(イ) 資産運用会社（プロスペクト・レジデンシャル・アドバイザーズ株式会社）との間の資産運用委託契約

a. 契約期間

資産運用委託契約は、本投資法人が投資法人として投信法第189条に基づき登録がなされた日に効力を生ずるものとし、その有効期間は効力発生の日から1年間とします。但し、期間満了の3ヶ月前までに双方いずれからも書面による別段の申出がないときは、さらに従前と同一条件にて自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

b. 契約期間中の解約に関する事項

(i) 本投資法人又は資産運用会社は、相手方に対し、3ヶ月前までに書面をもって解約の予告をし、本投資法人は投資主総会の承認を得た上で、資産運用会社は本投資法人の同意を得た上で、当該契約を解約することができます。

(ii) 前(i)の記載にかかわらず、本投資法人は、資産運用会社が次に定める事由の一つにでも該当する場合には、役員会の決議により当該契約を解約することができます。

(a) 資産運用会社が職務上の義務に反し、又は職務を怠った場合。

(b) 前(a)に掲げる場合の他、資産の運用にかかる業務を引続き委託することに堪えない重大な事由がある場合。

(iii) 本投資法人は、資産運用会社が次に定める事由の一つにでも該当する場合、当該契約を解約しなければなりません。この場合、資産運用会社は当該契約の解約に同意するものとします。

(a) 投資信託委託業者でなくなった場合。

- (b) 投信法第200条各号のいずれかに該当することとなった場合。
 - (c) 解散した場合。
 - c. 契約の内容の変更に関する事項
資産運用委託契約は、両当事者の書面による合意により変更することができます。
 - d. 解約又は契約の変更の開示方法
資産運用委託契約が解約され、資産運用会社の異動があった場合には、証券取引法に基づいて本投資法人が遅滞なく提出する臨時報告書により開示されます。
また、資産運用委託契約の概要が変更された場合には、関東財務局に変更内容が届け出られます（投信法第191条）。
- (ロ) 一般事務受託者（住友信託銀行株式会社）との間の一般事務委託契約
- a. 契約期間
一般事務委託契約の有効期間は、本投資法人の成立日（平成17年4月22日）から3年間とします。但し、かかる有効期間の満了予定日の6ヶ月前までに、当事者のいずれか一方から文書による別段の申出がなされなかったときは、従前と同一の条件にて当該契約の有効期間は自動的に3年間延長されるものとし、以後も同様とします。
 - b. 契約期間中の解約に関する事項
 - (i) 当事者間の文書による解約の合意。但し、本投資法人の役員会の承認を条件とします。
この場合、当該契約は、両当事者の合意によって指定した日をもって失効するものとします。
 - (ii) 当事者のいずれか一方が当該契約に違反し催告後も違反が是正されず、他方が行う文書による解除の通知があった場合。但し、本投資法人からの解除は役員会の承認を条件とします。この場合、当該契約は、解除通知書において指定された日をもって失効するものとします。なお、本投資法人及び一般事務受託者は当該契約失効後においても当該契約に基づく残存債権を相互に請求することを妨げないものとします。
 - c. 契約の内容の変更に関する事項
一般事務委託契約は、本投資法人の役員会の承認を得た上で、両当事者の合意により変更することができます。変更にあたっては本投資法人の規約並びに投信法を含む法令及び諸規則を遵守するものとします。
 - d. 契約の変更の開示方法
一般事務委託契約が解約され、一般事務受託者の異動があった場合には、証券取引法に基づいて本投資法人が遅滞なく提出する臨時報告書により開示されます。
また、一般事務委託契約の概要が変更された場合には、関東財務局に変更内容が届け出られます（投信法第191条）。
- (ハ) 投資主名簿等管理人（みずほ信託銀行株式会社）との間の事務委託契約（投資口名義書換事務受託契約）
- a. 契約期間
事務委託契約（投資口名義書換事務受託契約）の有効期間は、契約の締結日（平成17年4月22日）から1年間とします。但し、有効期間満了の6ヶ月前までに当事者のいずれからも書面による契約解除の通知がなされなかった場合には、従前と同一の条件にて自動的に1年間延長するものとし、その後も同様とします。なお、契約解除の通知があったときは、当該通知が相手方に到達した日から3ヶ月経過後最初に開催される本投資法人の定時投資主総会終結のときに、本契約は終了します。
 - b. 契約期間中の解約に関する事項
前項に拘わらず、次に掲げる事由が生じた場合には、本投資法人または事務委託者は事

務委託契約（投資口名義書換事務受託契約）を解除することができます。

- (i) 当事者間の文書による解約の合意。この場合、当該契約は、両当事者の合意によって指定した日をもって終了するものとします。
- (ii) 当事者のいずれか一方が当該契約に違反し、当該契約の履行に重大な支障を及ぼすと認められるときに、相手方の書面による催告後も30日間以内に違反が是正されない場合。なお、当該契約は同30日間の経過後に解除することができます。
- (iii) 当事者のいずれか一方が、手形交換所の取引停止処分、支払いの停止又は破産手続開始、再生手続開始、特別清算開始、会社整理開始若しくは更生手続開始の申立等により信用状態が著しく不安定になり、当該契約の履行に重大な支障を及ぼすと認められる場合。なお、この場合には、当該契約を直ちに解除することができます。

c. 契約の内容の変更に関する事項

事務委託契約（投資口名義書換事務受託契約）は、当事者間で協議の上、書面により合意した場合に限り、変更することができます。

d. 契約の変更の開示方法

事務委託契約（投資口名義書換事務受託契約）が解約され、投資主名簿等管理人の異動があった場合には、証券取引法に基づいて本投資法人が遅滞なく提出する臨時報告書により開示されます。

また、一般事務委託契約の概要が変更された場合には、関東財務局に変更内容が届け出られます（投信法第191条）。

(二) 資産保管会社（住友信託銀行株式会社）との間の資産保管業務委託契約

a. 契約期間

資産保管委託契約の有効期間は、本投資法人が投信法第189条の登録を受けた日から3年間とします。但し、かかる有効期間の満了予定日の6ヶ月前までに、当事者のいずれか一方から文書による別段の申出がなされなかったときは、従前と同一の条件にて当該契約の有効期間は自動的に3年間延長されるものとし、以後も同様とします。

b. 契約期間中の解約に関する事項

前記 a. にかかわらず、以下のそれぞれに掲げる場合には、資産保管委託契約を解除することができます。

- (i) 当事者間の文書による解約の合意。但し、本投資法人の役員会の承認を条件とします。この場合、当該契約は、両当事者の合意によって指定した日をもって失効するものとします。
- (ii) 当事者のいずれか一方が当該契約に違反し催告後も違反が是正されず、他方が行う文書による解除の通知があった場合。但し、本投資法人からの解除は役員会の承認を条件とします。この場合、当該契約は、解除通知書において指定された日をもって失効するものとします。なお、本投資法人及び資産保管会社は当該契約失効後においても当該契約に基づく残存債権を相互に請求することを妨げないものとします。

c. 契約の内容の変更に関する事項

資産保管委託契約は、本投資法人の役員会の承認を得た上で、両当事者の合意により変更することができます。変更に当たっては本投資法人の規約並びに投信法を含む法令及び諸規則を遵守するものとします。

d. 契約の変更の開示方法

資産保管委託契約が解約され、資産保管会社の異動があった場合には、証券取引法に基づいて本投資法人が遅滞なく提出する臨時報告書により開示されます。

また、関東財務局に資産保管会社の変更が届け出られます（投信法第191条）。

(ホ) 会計監査人（新日本監査法人）

本投資法人は、新日本監査法人を会計監査人とします。

会計監査人は、投資主総会において選任します。会計監査人の任期は、就任後1年経過後に最初に迎える決算期後に開催される最初の投資主総会の終結の時までとします。会計監査人は、上記の投資主総会において別段の決議がなされなかったときは、その投資主総会において再任されたものとみなします（規約第25条）。

⑤ 公告の方法

本投資法人の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行います（規約第4条）。

2【利害関係人との取引制限】

(1) 法令に基づく制限

① 利益相反取引の制限

資産運用会社は、法令の定めるところにより、利害関係人等との取引について一定の行為を行うことが禁じられています（投信法第34条の3第2項、投信法施行令第21条、投信法施行規則第53条）。ここで「利害関係人等」とは、資産運用会社の総株主の議決権の過半数を保有していること、その他当該資産運用会社と密接な関係を有する者として投信法施行令で定める者をいいます（投信法第15条第2項第1号、投信法施行令第20条）。

(イ) 資産運用会社の利害関係人等である次のa. からg. までに掲げる者の当該a. からg. までのそれぞれに定める顧客等の利益を図るため、投資法人の利益を害することとなる取引を行うこと。

- | | |
|---|--------------------------------------|
| a. 投資信託委託業者 | 投資信託委託業に係る受益者又は投資法人資産運用業に係る投資法人 |
| b. 信託会社 | 信託の引受けを行う業務に係る受益者 |
| c. 信託業務を営む金融機関 | 信託の引受けを行う業務に係る受益者 |
| d. 投資顧問業者 | 投資顧問業に係る顧客又は当該投資顧問業者が締結した投資一任契約に係る顧客 |
| e. 宅地建物取引業者 | 宅地建物取引業に係る顧客 |
| f. 不動産特定共同事業者 | 不動産特定共同事業の事業参加者 |
| g. 上記a. からf. までに掲げる者の他、特定資産に係る業務を営むものとして投信法施行令で定める者 | 投信法施行令で定める顧客等 |

(ロ) 資産運用会社の利害関係人等の利益を図るため、投資法人の利益を害することとなる取引を行うこと。

(ハ) 資産運用会社の利害関係人等である次に掲げる者の利益を図るため、投資法人の資産の運用の方針、投資法人の純資産の額又は市場の状況に照らして不必要と認められる取引を行うこと。

- 証券会社等
- 登録金融機関
- 宅地建物取引業者
- 上記a. からc. までに掲げるものの他、投信法施行令で定める者

(ニ) 資産運用会社の利害関係人等である証券会社が有価証券の引受けに係る主幹事会社（投信法第15条第2項第4号に規定する主幹事会社をいいます。）である場合において、当該有価証券の募集又は売出しの条件に影響を及ぼすために実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした取引を行うこと。

(ホ) 資産運用会社の利害関係人等である発行者、証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関が有価証券の募集、私募若しくは売出し又は募集、私募若しくは売出しの取扱いを行っている場合において、当該発行者、証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関に対する当該有価証券の取得又は買付けの申込みの額が当該発行者、証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該発行者、証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関の要請を受けて、当該有価証券を投資法人の資産をもって取得し、又は買い付けること。

(ヘ) 資産運用会社の利害関係人等である不動産特定共同事業者が不動産特定共同事業契約の締

結に係る勧誘をする場合において、当該不動産特定共同事業契約の締結額が当該不動産特定共同事業者が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該不動産特定共同事業者の要請を受けて、当該不動産特定共同事業契約に係る匿名組合出資持分を投資法人の資産をもって取得すること。

(ト) 資産運用会社の利害関係人等である匿名組合の営業者が匿名組合契約の締結に係る勧誘をする場合において、当該匿名組合契約の出資額が当該匿名組合の営業者が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該匿名組合の営業者の要請を受けて、当該匿名組合契約に係る匿名組合出資持分を投資法人の資産をもって取得すること。

(チ) 資産運用会社の利害関係人等である信託業者等が信託契約の締結に係る勧誘をする場合において、当該信託契約に係る財産の額が当該信託業者等が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該信託業者等の要請を受けて、当該信託契約に係る受益権を投資法人の資産をもって取得すること。

(リ) 資産運用会社の利害関係人等である信託受益権販売業者が信託受益権の販売又はその代理若しくは媒介を行っている場合において、当該信託受益権販売業者に対する当該信託受益権の買付けの申込みの額が当該信託受益権販売業者が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該信託受益権販売業者の要請を受けて当該信託受益権を投資法人の資産をもって買い付けること。

② 利益相反のおそれがある場合の書面の交付

資産運用会社は、資産の運用を行う投資法人と自己又はその取締役若しくは執行役、資産の運用を行う他の投資法人、運用の指図を行う投資信託財産、利害関係人等その他の投信法施行令で定める者との間における特定資産（投信法に定める指定資産及び投信法施行規則で定めるものを除きます。以下本項において同じです。）の売買その他の投信法施行令で定める取引が行われたときは、投信法施行規則で定めるところにより、当該取引に係る事項を記載した書面を当該投資法人、資産の運用を行う他の投資法人（当該特定資産と同種の資産を投資の対象とするものに限りません。）その他投信法施行令で定める者に対して交付しなければなりません（投信法34条の6第2項）。但し、資産運用会社は、かかる書面の交付に代えて、投信法施行令に定めるところにより、当該資産の運用を行う投資法人、資産の運用を行う他の投資法人（当該特定資産と同種の資産を投資の対象とするものに限りません。）その他投信法施行令で定める者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって投信法施行規則に定めるものにより提供することができます（投信法第34条の6第4項、第26条第3項）。

③ 資産の運用の制限

登録投資法人は、①その執行役員又は監督役員、②その資産の運用を行う投資信託委託業者、③その執行役員又は監督役員の親族、④その資産の運用を行う投資信託委託業者の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。）、監査役若しくは執行役若しくはこれらに類する役職にある者又は使用人との間で、投資主の保護に欠けるおそれが少ないと認められる行為として投信法施行令で定める行為を除き、以下に掲げる行為を行ってはなりません（投信法第195条、第193条、投信法施行令第116条乃至第118条）。

(イ) 有価証券の取得又は譲渡

(ロ) 有価証券の貸借

(ハ) 不動産の取得又は譲渡

(ニ) 不動産の貸借

(ホ) 宅地の造成又は建物の建築を自ら行うことに係る取引以外の特定資産に係る取引（なお、投信法施行令第117条において、①資産運用会社に、宅地又は建物の売買又は貸借の代理又

は媒介を行わせること、②資産運用会社が投信法第34条の10第2項の届出をして不動産の管理業務を営む投資信託委託業者に不動産の管理を委託すること等は認められています。資産運用会社は、本書の日付現在投信法第34条の10第2項の届出を行っておりません。)

(2) 本投資法人の資産運用にかかる自主ルール（利益相反対策ルール）

資産運用会社は、利害関係者との取引に関しては、法令上の問題点の有無のみならず、資産運用会社が運用資産の受託者として当該取引においてその責務を果たすよう、資産運用会社の内規である利害関係者取引規程において、一定の制限を加えており、特に以下の取引については、それぞれ以下の基準に基づき行うものとされています。なお、資産運用会社は、かかる取引が実行された後に遅滞なく、本投資法人に当該取引の内容等を報告するものとします。

① 利害関係者からの物件の取得

購入価格（但し、税金、取得費用、信託設定に要する費用、信託報酬他受益権の譲渡にかかる費用、信託勘定内の積立金等を含みません。）は、適正価格調査のために取得した鑑定評価額を上限に取得価格を決定します。但し、売主たる利害関係者が当該物件取得のために負担した費用（仲介手数料、信託報酬、特別目的会社組成費用、デューデリジェンス費用等）相当額を上限として、鑑定評価額を超える金額で取得することがあります。この場合には客観的な資料に基づいて費用の金額を確認します。

また、取得及び取得の条件については、資産運用会社のコンプライアンス委員会及び運用会議の承認（利害関係者又は法人たる利害関係者の役員若しくは使用人の地位を現に有する構成員は議決権を持たないものとします。）を得て、決定します。

② 利害関係者への物件の売却

売却価格（但し、税金、売却費用、信託設定に要する費用、信託勘定内の積立金等を含みません。）は、適正価格調査のため鑑定評価額を取得しその価格を下限に決定します。また、売却先の選定の際に、正当な理由なく、利害関係者以外の者よりも優先して売却先として選定していないか、又は仲介業者にかかる指示をしていないかを確認します。

また、売却及び売却の条件については、資産運用会社のコンプライアンス委員会及び運用会議の承認（利害関係者又は法人たる利害関係者の役員若しくは使用人の地位を現に有する構成員は議決権を持たないものとします。）を得て、決定します。

③ 利害関係者への不動産の賃貸

資産運用会社は、不動産関連資産及びその類似不動産の賃料相場を基準に、当該賃料が運用管理部で設定した適正賃料水準に見合うことを前提に、資産運用会社のコンプライアンス委員会及び運用会議の承認（利害関係者又は法人たる利害関係者の役員若しくは使用人の地位を現に有する構成員は議決権を持たないものとします。）を得て、賃貸の可否を決定します。また、テナントの選定の際に、正当な理由なく、利害関係者以外の者よりも優先して利害関係者をテナントに選定していないか、又はテナント仲介業者にかかる指示をしていないかを確認します。

④ 利害関係者へのプロパティ・マネジメント業務の委託

報酬額は業務の仕様に応じた適正な水準とし、資産運用会社は、契約締結について、資産運用会社のコンプライアンス委員会及び運用会議の承認（利害関係者又は法人たる利害関係者の役員若しくは使用人の地位を現に有する構成員は議決権を持たないものとします。）を得て決定します。また、プロパティ・マネジメント会社選定の際に、正当な理由なく、利害関係者以外の者よりも優先して利害関係者を選定していないかを確認します。

⑤ 利害関係者による売買の媒介又は仲介手数料

資産運用会社は、仲介手数料の金額について、法令に定める制限を遵守します。また、仲介の依頼先及び手数料額について、資産運用会社のコンプライアンス委員会及び運用会議の承認

(利害関係者又は法人たる利害関係者の役員若しくは使用人の地位を現に有する構成員は議決権を持たないものとします。)を得て、決定します。

(3) 利害関係人等との取引状況等

① 取引状況

利害関係人等との特定資産の売買取引等について、該当する取引はありません。

② 利害関係人への支払い手数料等の金額

該当事項はありません。

3【投資主・投資法人債権者の権利】

(1) 投資主の権利

投資主が投信法及び本投資法人の規約により有する主な権利の内容及び行使手続の概要は次のとおりです。

① 投資口の処分権

投資主は投資証券を交付する方法により投資口を自由に譲渡することができます（投信法第78条第1項、第3項）。

② 投資証券交付請求権及び不所持請求権

投資主は、本投資法人が投資口を発行した日後、遅滞なく当該投資口に係る投資証券の交付を受けることができます。また、投資主は、投資証券の不所持を申し出ることもできます（投信法第85条第1項、3項、会社法第217条）。

③ 金銭分配請求権

投資主は、投信法及び本投資法人の規約に定められた金銭の分配方針に従って作成され、役員会の承認を得た金銭の分配に係る計算書に従い、保有投資口数に応じて金銭の分配を受ける権利を有しています（投信法第77条第2項第1号、第137条第1項）。分配金は、金銭により分配するものとし、決算期における最終の投資主名簿に記載又は記録のある投資主又は登録投資口質権者を対象に、原則として決算期から3ヶ月以内に投資口の保有口数に応じて分配します（規約第36条第1項第5号）。

④ 残余財産分配請求権

本投資法人が解散し、清算される場合、投資主は、各投資主の保有する投資口数に応じて残余財産の分配を受ける権利を有しています（投信法第77条第2項第2号、第158条）。

⑤ 議決権

投信法又は本投資法人の規約により定められる一定の事項は、投資主より構成される投資主総会で決議されます。投資主はその有する投資口1口につき1個の議決権を有します（投信法第77条第2項第3号、第94条第1項、会社法第308条第1項本文）。投資主総会においては、原則として発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、出席した当該投資主の議決権の過半数をもって決議されますが（投信法第93条の2第1項）、規約の変更その他一定の重要事項に関しては、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、出席した当該投資主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議されなければなりません（投信法第93条の2第2項）。

投資主総会において権利を行使すべき投資主は、決算期から3ヶ月以内の日を会日とする投資主総会を開催する場合には、直前の決算期の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主とし、その他、必要があるときには、役員会の決議を経て法令に従い予め公告して定める基準日現在の最終の投資主名簿に記載又は記録されている投資主とします（投信法第77条の3第2項、規約第15条）。

投資主は、投資主総会に出席する代わりに書面によって議決権を行使することも可能です（投信法第92条第1項、規約第12条第1項）。また、投資主は、本投資法人の承諾を得て、電磁的方法により議決権を行使することができます（投信法第92条の2）。さらに、投資主は、代理人により議決権を行使することができます。但し、投資主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は本投資法人の議決権を有する投資主1名に限られます（規約第11条第2項）。また、投資主又はその代理人は、投資主総会毎に代理権を証する書面を本投資法人に提出しなければなりません（投信法第94条第1項、会社法第310条第1項、規約第11条第3項）。これらの方法にかかわらず、投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出され

た場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。)について賛成するものとみなされます(投信法第93条第1項、規約第14条第1項)。

⑥ その他投資主総会に関する権利

発行済投資口数の100分の3以上の口数の投資口を6ヶ月前から引き続き有する投資主は、執行役員に対し、会議の目的である事項及び招集の理由を示して、投資主総会の招集を請求することができ、遅滞なく招集の手続が行われない場合には、監督官庁の許可を得て、自ら投資主総会を招集することができます(投信法第90条第3項、会社法第297条第1項、第4項)。

発行済投資口数の100分の1以上の口数の投資口を6ヶ月前から引き続き有する投資主は、執行役員に対し、投資主総会の8週間前までに一定の事項を投資主総会の目的とすることを請求することができます(投信法第94条第1項、会社法第303条第2項)。

発行済投資口数の100分の1以上の口数の投資口を有する投資主は、投資主総会に係る招集の手続及び決議の方法を調査させるため、当該投資主総会に先立ち、監督官庁に対し、検査役の選任の申立てをすることができます(投信法第94条第1項、会社法第306条第1項)。また、投資法人の業務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを疑うに足りる事由があるときは、発行済投資口の100分の3以上の口数の投資口を有する投資主は、当該投資法人の業務及び財産の状況を調査させるため、監督官庁に対し、検査役の選任の申立てをすることができます(投信法第110条)。

投資主は、投資主総会につき、①招集の手続又は決議の方法が法令若しくは規約に違反し、又は著しく不公正なとき、②決議の内容が規約に違反するとき、又は③決議について特別の利害関係を有する者が議決権を行使したことによって、著しく不当な決議がされたときは、決議の日から3ヶ月以内に、訴えをもって当該決議の取消しを請求することができます(投信法第94条第2項、会社法第831条)。また、投資主総会の決議が存在しない場合又は決議の内容が法令に違反する場合には、それぞれ投資主総会の決議の不存在又は無効を確認する訴えを提起することができます(投信法第94条第2項、会社法第830条)。

⑦ 代表訴訟提起権、違法行為差止請求権及び役員解任請求権

6ヶ月前から引き続き投資口を有する投資主は、本投資法人に対して書面をもって、資産運用会社、一般事務受託者、執行役員又は監督役員の責任を追及する訴えの提起を請求ことができ、本投資法人が請求の日から60日以内に訴えを提起しないときは、本投資法人のために自ら訴えを提起することができます(投信法第34条の8第3項、第116条、第119条、会社法第847条)。また、執行役員が本投資法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは規約に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本投資法人に回復することができない損害が発生するおそれがあるときには、6ヶ月前から引き続き投資口を有する投資主は、執行役員に対してその行為をやめることを請求することができます。本投資法人が清算手続に入った場合には清算執行人に対しても同様です(投信法第109条第5項、第153条の3第2項、会社法第360条第1項)。

執行役員及び監督役員は投資主総会の決議により解任することができますが、執行役員又は監督役員の職務の執行に関して不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があったにもかかわらず、投資主総会において当該執行役員又は監督役員を解任する旨の議案が否決された場合には、発行済投資口の100分の3以上の口数の投資口を6ヶ月前から引き続き有する投資主は、当該投資主総会の日から30日以内に訴えをもって当該執行役員又は監督役員の解任を請求することができます(投信法第104条第1項、第3項、会社法第854条第1項第2号)。

投資主は、新投資口発行について重大な法令・規約違反があった場合には、新投資口の発行の効力が生じた日から6ヶ月以内に本投資法人に対して新投資口発行無効の訴えを提起することができます(投信法第84条第2項、会社法第828条第1項第2号、第2項第2号)。

投資主は、合併手続に重大な瑕疵があった場合等には、本投資法人に対して合併の効力が生じた日から6ヶ月以内に合併無効の訴えを提起することができます（投信法第150条、会社法第828条第1項第7号、第8号）。

投資主は、本投資法人の設立につき重大な瑕疵があった場合等には、本投資法人に対して本投資法人の成立の日から2年以内に設立無効の訴えを提起することができます（投信法第75条第6項、会社法第828条第1項第1号）。

発行済投資口の10分の1以上の口数の投資口を有する投資主は、本投資法人が業務の執行において著しく困難な状況に至り、本投資法人に回復することができない損害が生じ、又は生じるおそれがあるときや、本投資法人の財産の管理又は処分が著しく失当で本投資法人の存立を危うくするときには、訴えをもって本投資法人の解散を請求することができます（投信法第143条の3）。

⑧ 帳簿等閲覧請求権

投資主は、本投資法人の営業時間内はいつでも、請求の理由を明らかにして、会計帳簿又はこれに関連する資料の閲覧又は謄写を請求することができます（投信法第128条の3）。

(2) 投資法人債権者の権利

投資法人債権者が投信法等により有する主な権利の内容は、次のとおりです。

① 元利金支払請求権

投資法人債権者は、投資法人債の要項に従い、元利金の支払いを受けることができます。

② 投資法人債の譲渡

記名式の投資法人債の移転は、取得者の氏名及び住所を投資法人債原簿に記載又は記録することにより行われます（投信法第139条の7第1項、会社法第688条）。無記名式の投資法人債の移転は、譲渡人及び譲受人間の意思表示及び投資法人債券を交付することにより行われます。取得者が譲受を投資法人に対抗するためには、投資法人債券の引渡及び継続占有が必要です。投資法人債が登録債の場合には、譲渡人及び譲受人間の意思表示により投資法人債の移転が行われますが、取得者がかかる譲受を投資法人に対抗するためには、移転の登録が必要です。

③ 投資法人債権者集会における議決権

(イ) 投資法人債権者集会は、投信法に規定のある場合の他、投資法人債権者の利害に関する事項について決議をすることができます（投信法第139条の10第2項、会社法第716条）。

投資法人債権者集会において、投資法人債権者は、その有する投資法人債の金額の合計額に応じて、議決権を行使することができます（投信法第139条の10第2項、会社法第723条第1項）。投資法人債権者は、投資法人債権者集会に出席する代わりに書面によって議決権を行使することも可能です（投信法第139条の10第2項、会社法第726条）。

投資法人債権者集会における決議は、裁判所の認可によってその効力を生じます（投信法第139条の10第2項、会社法第734条）。

(ロ) 投資法人債権者集会の決議方法は、以下のとおりです（投信法第139条の10第2項、会社法第724条）。

a. 法令及び投資法人債の要項に別段の定めがある場合の他、原則として、出席した議決権者の議決権の総額の2分の1を超える議決権を有する者の同意をもって行われます（普通決議）。

b. 投資法人債権者集会の決議は、一定の重要な事項については、議決権者の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意をもって行われます（特別決議）。

(ハ) 投資法人債総額の10分の1以上を保有する投資法人債権者は、本投資法人に対し、投資法人債権者集会の目的である事項及び招集の理由を示して、投資法人債権者集会の招集を請求

することができます（投信法第139条の10第2項、会社法第718条第1項）。

かかる請求がなされた後、遅滞なく投資法人債権者集会の招集手続がなされない場合等には、かかる請求を行った投資法人債権者は、裁判所の許可を得て投資法人債権者集会の招集をすることができます（投信法第139条の10第2項、会社法第718条第3項）。

（二）投資法人債権者は、本投資法人の営業時間内に、投資法人債権者集会の議事録の閲覧又は謄写を請求することができます（投信法第139条の10第2項、会社法第731条第3項）。

④ 投資法人債管理会社

本投資法人は、投資法人債を発行する場合には、投資法人債管理者を定め、投資法人債権者のために、弁済の受領、債権の保全その他の投資法人債の管理を行うことを委託しなければなりません。ただし、各投資法人債の金額が1億円以上である場合は、この限りではありません（投信法第139条の8）。

第4【関係法人の状況】

1【資産運用会社の概況】

(1)【名称、資本金の額及び事業の内容】

① 名称

プロスペクト・レジデンシャル・アドバイザーズ株式会社

(英文では、Prospect Residential Advisors, Co., Ltd. と表示します。)

② 資本金の額

2億円(本書の日付現在)

③ 事業の内容

投信法第2条第17項に規定する投資法人資産運用業を行います。

(イ) 会社の沿革

年月日	事項
平成16年9月7日	会社設立
平成16年11月19日	宅地建物取引業者免許取得 (免許番号 東京都知事(1)第83671号)
平成17年1月13日	宅地建物取引業法上の取引一任代理等の認可取得 (認可番号 国土交通大臣認可第28号)
平成17年3月4日	投信法上の投資法人資産運用業の認可取得 (認可番号 内閣総理大臣第38号)

(ロ) 株式の総数及び資本金の額の増減

a. 発行可能株式の総数(本書の日付現在)

9,000株

b. 発行済株式の総数(本書の日付現在)

4,000株

c. 最近5年間における資本金の額の増減

年月日	資本金の増減
平成16年10月13日	資本金の額を5,000万円から2億円に増額

(ハ) 経理の概況

資産運用会社の経理の概況は以下のとおりです。

a. 最近の事業年度における主な資産と負債の概況

	平成18年3月31日
総資産	211,533千円
総負債	50,110千円
純資産	161,422千円

b. 最近の事業年度における損益の概況

	第2期 自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日
営業収益	273,100千円
経常利益	8,319千円
当期純利益	8,029千円

(二) その他

a. 役員の変更

資産運用会社の取締役及び監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成により選任されます。取締役の選任については、累積投票によりません。取締役の任期は、就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで、監査役の任期は、就任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。但し、補欠又は増員として選任された取締役の任期は、前任者又は現任者の残任期間と同一とし、補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残任期間とします。資産運用会社において取締役及び監査役の変更があった場合には、監督官庁へ遅滞なく届け出ます（投信法第10条の3第2項第1号、第8条第1項第3号）。また、資産運用会社の常務に従事する取締役が他の会社の常務に従事し又は事業を営もうとする場合には、監督官庁の承認を必要とします（投信法第13条）。

b. 訴訟事件その他資産運用会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

本書の日付現在において、資産運用会社に関して、訴訟事件その他重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

(ホ) 関係業務の概要

本投資法人が、資産運用会社に委託する業務の内容は以下のとおりです。

- a. 本投資法人の資産の運用にかかる業務
- b. 本投資法人が行う資金調達にかかる業務
- c. 本投資法人の資産の状況についての本投資法人への報告業務
- d. 本投資法人の資産にかかる運営計画の策定業務
- e. その他本投資法人が随時委託する上記 a. ないし d. に付随し又は関連する業務

(2) 【運用体制】

資産運用会社の運用体制については、前記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 投資法人の概況（4）投資法人の機構」をご参照ください。

(3) 【大株主の状況】

(本書の日付現在)

名称	住所	所有株式数 (株)	比率 (%) (注)
株式会社プロスペクト	東京都千代田区丸の内二丁目2番1号	4,000	100.0
合計		4,000	100.0

(注) 上表中における「比率」は、発行済株式総数に対する所有株式数の比率を表しています。

(4) 【役員 の 状 況】

(本書の日付現在)

役職名	氏名	主要略歴		所有株式数
代表取締役 社長	真木 剛	昭和48年4月 昭和63年4月 平成3年4月 平成9年4月 平成11年4月 平成12年4月 平成13年7月 平成18年4月 平成18年5月 平成18年7月 平成19年4月	安田生命保険相互会社 入社（現 明治安田生命 保険相互会社 以下同） ペインウェーバー証券会社 出向 安田生命保険相互会社 国際投資部国際金融課長 同社 市場金融部 次長 同社 年金統括部 次長 同社 年金運用部 部長 株式会社東京リアルティ・インベストメント・マ ネージメント 取締役財務部長（明治安田生命保 険相互会社より出向） 明治安田生命保険相互会社退社に伴い、株式会 社東京リアルティ・インベストメント・マネー ジメント取締役財務部長退任・退職 プロスペクト・レジデンシャル・アドバイザーズ 株式会社 顧問 同社代表取締役社長（現職） プロスペクト・レジデンシャル投資法人補欠執行 役員	0
取締役 投資部長兼 財務部長	依田 康	昭和62年4月 平成4年4月 平成11年4月 平成12年4月 平成13年7月 平成15年7月 平成16年7月 平成16年9月 平成18年6月	三井信託銀行株式会社 （現 中央三井信託銀行株式会社）入社 財団法人不動産適正取引推進機構 出向 三井信託銀行株式会社 本店不動産部開発事業グループ 課長 中央三井信託銀行株式会社 資産金融営業部課長 株式会社プロスペクト入社 財務部長 同社 代表取締役社長 同社 取締役投資運用部長 プロスペクト・レジデンシャル・アドバイザーズ 株式会社 取締役投資運用部長 同社 取締役投資部長兼財務部長（現職）	0
取締役 運用管理部長	岡崎 貴志	昭和63年4月 平成13年1月 平成13年3月 平成15年7月 平成16年7月 平成16年9月 平成18年6月	三井不動産販売株式会社 入社 新井会計事務所 入所 株式会社プロスペクト 入社 同社 取締役運用管理部長 同社 取締役企画管理部長 プロスペクト・レジデンシャル・アドバイザーズ 株式会社 取締役企画管理部長 同社 取締役運用管理部長（現職）	0
取締役 企画・総務 部長	齋藤 抄応利	平成14年4月 平成14年7月 平成17年7月 平成18年6月	神蔵税理士事務所 入所 株式会社プロスペクト 入社 プロスペクト・レジデンシャル・アドバイザーズ 株式会社勤務 同社 取締役企画・総務部長（現職）	0

役職名	氏名	主要略歴		所有株式数
取締役 (非常勤)	カーティス・フリーズ	昭和63年4月 平成元年9月 平成2年6月 平成6年9月 平成15年6月 平成16年11月 平成16年12月 平成16年9月	日興証券株式会社 入社 シェアソン リーマンブラザーズ証券株式会社 入社 DBモルガングレンフェルアセットマネジメン ト 入社 シニアーフアンドマネージャー プロスペクトアセットマネジメント 設立(米 国) 取締役 株式会社プロスペクト 取締役 同社 代表取締役社長 同社 取締役(現職) プロスペクト・レジデンシャル・アドバイザーズ 株式会社 取締役(現職)	0
監査役 (非常勤)	平野 昭宏	昭和57年4月 平成3年9月 平成6年5月 平成9年4月 平成16年6月 平成16年9月	三井信託銀行株式会社 (現 中央三井信託銀行株式会社) 入社 森田税務会計事務所 入所 太陽監査法人・幸和法律会計事務所 入所 公認会計士登録 平野公認会計士事務所 開設 (現職) 株式会社プロスペクト 監査役 プロスペクト・レジデンシャル・アドバイザーズ 株式会社 監査役(現職)	0

(注) 執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、平成19年4月11日開催の投資主総会において、補欠執行役員として真木剛を選任しました。真木剛は資産運用会社であるプロスペクト・レジデンシャル・アドバイザーズ株式会社の代表取締役であり、投信法第13条に基づき、平成19年2月27日付で金融庁長官より兼職の承認を受けています。

なお、資産運用会社のコンプライアンス・オフィサーは、以下のとおりです。

役職名	氏名	主要略歴		所有株式数
コンプライア ンス・ オフィサー	五味 道彦	昭和45年4月 平成4年10月 平成10年1月 平成10年9月 平成12年3月 平成17年4月	三井信託銀行株式会社 (現中央三井信託銀行株式会社) 入社 同社国際金融部 主席調査役 同社検査部 検査役 三井信託証券株式会社に出向 引受審査室長 中央三井アセットマネジメント株式会社 投資信託部、業務企画部副部長 プロスペクト・レジデンシャル・アドバイザーズ 株式会社 コンプライアンス・オフィサー (現職)	0

(5) 【事業の内容及び営業の概況】

資産運用会社は、投信法に定める投資信託委託業者として、投資法人資産運用業を行っています。

本書の日付現在、資産運用会社が資産の運用を行う投資法人又は運用の指図を行う投資信託財産は、本投資法人のみです。

2【その他の関係法人の概況】

A 一般事務受託者兼資産保管会社

(1) 【名称、資本金の額及び事業の内容】

① 名称

住友信託銀行株式会社

② 資本金の額

287,457百万円（平成18年9月30日現在）

③ 事業の内容

銀行法（昭和56年法律第59号、その後の改正を含みます。以下「銀行法」といいます。）に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号、その後の改正を含みます。以下「兼営法」といいます。）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 【関係業務の概要】

一般事務受託者兼資産保管会社である住友信託銀行株式会社は、以下の業務を行います。

- ① 計算に関する事務（投資口事務代行委託契約書に基づき投資主名簿等管理人に委託される業務を除きます。）
- ② 会計帳簿の作成に関する事務
- ③ 納税に関する事務
- ④ 本投資法人の役員会、投資主総会の運営に関する事務（投資口事務代行委託契約書に基づき投資主名簿等管理人に委託される業務を除きます。）
- ⑤ 上記①ないし④に掲げる事務の他、これらに付随する業務
- ⑥ 資産保管業務
- ⑦ 金銭出納管理業務

(3) 【資本関係】

該当事項はありません。

B 投資主名簿等管理人

(1) 名称、資本金の額及び事業の内容

① 名称

みずほ信託銀行株式会社

② 資本金の額

247,231百万円（平成18年9月30日現在）

③ 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、兼営法に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 関係業務の概要

投資主名簿等管理人であるみずほ信託銀行株式会社は、以下の業務を行います。

- ① 投資口の名義書換に関する事務
 - a. 投資主名簿及び実質投資主名簿の作成、管理及び備置に関する事務
 - b. 投資口の名義書換、質権の登録又はその抹消及び信託財産の表示又はその抹消に関する事務
 - c. 投資証券不所持の取扱いに関する事務

- d. 投資主、実質投資主及び登録投資口質権者又はこれらの者の代理人等の氏名、住所及び印鑑の登録に関する事務
- e. 実質投資主通知及び実質投資主の登録又はその抹消に関する事項
- f. 投資主、実質投資主等が委託者に対して提出する届出の受理に関する事務
- g. 投資主及び実質投資主の名寄せに関する事務
- ② 投資証券の発行に関する事務
 - a. 新投資証券の発行（投資口の併合又は分割に際しての投資証券の発行を含む。）に関する事務（募集に関する事務を含むが、これに限られない。）
 - b. 新投資証券の交付に関する事務及び未交付投資証券の保管及び交付に関する事務
- ③ 投資主総会の招集通知、決議通知及びこれらに付随する参考書類等の送付、議決権行使書（又は委任状）の作成、並びに投資主総会受付事務補助に関する事務
- ④ 投資主に対して分配する金銭の計算及び支払いに関する事務
 - a. 配当金の計算及びその支払いのための手続に関する事務
 - b. 配当金支払事務取扱銀行等（郵便局を含む。）における支払期間経過後の未払配当金の確定及びその支払いに関する事務
- ⑤ 投資口に関する照会への応答、各種証明書の発行及び事故届出の受理に関する事務
- ⑥ 受託事務を処理するために使用した本投資法人に帰属する書類及び未達郵便物の整理・保管に関する事務
- ⑦ 法令又は本契約により本投資法人が必要とする投資口統計資料の作成に関する事務
- ⑧ 上記①ないし⑦に掲げる委託事務にかかる印紙税の代理納付
- ⑨ 上記①ないし⑧に掲げる事務の他、これらに付随する業務

(3) 資本関係

該当事項はありません。

第5【投資法人の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

本投資法人の第3期計算期間は平成18年8月1日から平成19年1月31日までです。本投資法人の財務諸表は、「財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。その後の改正を含みます。以下「財務諸表等規則」と言います。）及び同規則第2条の規定により、「投資法人の計算に関する規則」（平成18年内閣府令第47号、その後の改正を含みます。）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

本投資法人は証券取引法第193条の2の規定に基づき、第2期計算期間（平成18年2月1日から平成18年7月31日まで）及び第3期計算期間（平成18年8月1日から平成19年1月31日まで）の財務諸表について新日本監査法人の監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

本投資法人には子会社がありませんので、連結財務諸表は作成しておりません。

1 【財務諸表】

(1) 【貸借対照表】

区分	注記 番号	第2期 (平成18年7月31日現在)			第3期 (平成19年1月31日現在)		
		金額		構成比	金額		構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
(資産の部)							
I 流動資産							
現金及び預金			1,762,018			1,375,115	
信託現金及び信託預金	*1		1,531,920			1,498,817	
営業未収入金			25,044			21,426	
前払費用			52,764			107,031	
繰延税金資産			17			19	
未収消費税等			4,646			—	
デリバティブ資産			7,339			2,962	
その他流動資産			843			735	
流動資産合計			3,384,594	5.3		3,006,108	5.3
II 固定資産							
1. 有形固定資産							
建物	*1	841,871			842,114		
減価償却累計額		22,997	818,873		39,884	802,229	
構築物	*1	417			417		
減価償却累計額		79	338		137	280	
機械及び装置	*1	6,189			6,189		
減価償却累計額		791	5,397		1,187	5,002	
工具器具及び備品	*1	—			157		
減価償却累計額		—	—		5	151	
土地	*1		794,545			794,545	
信託建物	*1	26,841,131			23,676,623		
減価償却累計額		724,569	26,116,561		965,941	22,710,681	
信託構築物	*1	90,063			89,556		
減価償却累計額		9,717	80,346		13,775	75,781	
信託機械及び装置	*1	286,600			236,802		
減価償却累計額		29,896	256,704		40,168	196,634	
信託工具器具及び備品	*1	11,051			27,628		
減価償却累計額		656	10,394		2,068	25,559	
信託土地	*1		32,273,264			29,121,832	
有形固定資産合計			60,356,426	94.7		53,732,698	94.7
2. 無形固定資産							
その他無形固定資産			6,610			5,889	
無形固定資産合計			6,610	0.0		5,889	0.0
3. 投資その他の資産							
差入預託保証金			11,323			11,206	
投資その他の資産合計			11,323	0.0		11,206	0.0
固定資産合計			60,374,361	94.7		53,749,794	94.7
資産合計			63,758,956	100.0		56,755,902	100.0

区分	注記 番号	第2期 (平成18年7月31日現在)		第3期 (平成19年1月31日現在)			
		金額	構成比	金額	構成比		
			千円	%		千円	%
(負債の部)							
I 流動負債							
営業未払金			78,715			60,630	
短期借入金	*1		14,170,000			7,279,306	
一年以内返済予定長期借入金	*1		13,000,000			12,747,125	
未払金			44,017			43,077	
未払費用			162,705			160,370	
未払法人税等			959			966	
未払消費税等			—			152,017	
前受金			235,581			211,177	
その他流動負債			93			150	
流動負債合計			27,692,072	43.4		20,654,822	36.4
II 固定負債							
預り敷金保証金			797,924			732,702	
固定負債合計			797,924	1.3		732,702	1.3
負債合計			28,489,997	44.7		21,387,525	37.7
(純資産の部)	*2						
I 投資主資本							
1. 出資総額							
出資総額			34,621,838	54.3		34,621,838	61.0
2. 剰余金							
当期未処分利益			639,780			743,576	
剰余金合計			639,780	1.0		743,576	1.3
投資主資本合計			35,261,619	55.3		35,365,414	62.3
II 評価・換算差額等							
1. 繰延ヘッジ損益			7,339			2,962	
評価・換算差額等合計			7,339	0.0		2,962	0.0
純資産合計			35,268,958	55.3		35,368,377	62.3
負債・純資産合計			63,758,956	100.0		56,755,902	100.0

(2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	第2期 自 平成18年2月1日 至 平成18年7月31日			第3期 自 平成18年8月1日 至 平成19年1月31日		
		金額		百分比	金額		百分比
		千円	千円	%	千円	千円	%
I. 営業収益							
不動産賃貸事業収入	*1	1,830,740			1,809,251		
その他賃貸事業収入	*1	150,950			95,762		
不動産等売却益	*2	—	1,981,690	100.0	326,161	2,231,175	100.0
II. 営業費用							
不動産賃貸事業費用	*1	964,665			852,118		
不動産等売却損	*2	—			130,567		
資産運用報酬		122,496			115,738		
資産保管委託報酬		3,158			2,962		
一般事務委託報酬		17,973			16,978		
役員報酬		3,600			3,600		
貸倒損失		—			1,004		
その他営業費用		80,250	1,192,145	60.2	104,263	1,227,234	55.0
営業利益金額			789,545	39.8		1,003,941	45.0
III. 営業外収益							
受取利息		7			245		
その他営業外収益		209	216	0.0	162	407	0.0
IV. 営業外費用							
支払利息		98,603			121,319		
融資関連費用		49,020			137,244		
その他営業外費用		1,419	149,043	7.5	1,209	259,773	11.6
経常利益金額			640,717	32.3		744,574	33.4
税引前当期純利益金額			640,717	32.3		744,574	33.4
法人税、住民税及び事業税		960			1,004		
法人税等調整額		14	975	0.0	△2	1,002	0.0
当期純利益金額			639,742	32.3		743,572	33.3
前期繰越利益			38			4	
当期末処分利益			639,780			743,576	

(3) 【投資主資本等変動計算書】

第2期 (自 平成18年2月1日 至 平成18年7月31日)

(単位：千円)

	投資主資本				評価・換算差額等		純資産 合計
	出資 総額 *1	剰余金		投資主 資本 合計	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等 合計	
		当期 未処分 利益	剰余金 合計				
前期末残高	34,621,838	444,930	444,930	35,066,768	—	—	35,066,768
当期変動額							
新投資口の発行	—	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	△444,892	△444,892	△444,892	—	—	△444,892
当期純利益金額	—	639,742	639,742	639,742	—	—	639,742
投資主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	—	—	—	—	7,339	7,339	7,339
当期変動額合計	—	194,850	194,850	194,850	7,339	7,339	202,189
当期末残高	34,621,838	639,780	639,780	35,261,619	7,339	7,339	35,268,958

第3期 (自 平成18年8月1日 至 平成19年1月31日)

(単位：千円)

	投資主資本				評価・換算差額等		純資産 合計
	出資 総額 *1	剰余金		投資主 資本 合計	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等 合計	
		当期 未処分 利益	剰余金 合計				
前期末残高	34,621,838	639,780	639,780	35,261,619	7,339	7,339	35,268,958
当期変動額							
新投資口の発行	—	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	△639,776	△639,776	△639,776	—	—	△639,776
当期純利益金額	—	743,572	743,572	743,572	—	—	743,572
投資主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	—	—	—	—	△4,376	△4,376	△4,376
当期変動額合計	—	103,795	103,795	103,795	△4,376	△4,376	99,418
当期末残高	34,621,838	743,576	743,576	35,365,414	2,962	2,962	35,368,377

(4) 【注記表】

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

項目	第2期 自 平成18年2月1日 至 平成18年7月31日	第3期 自 平成18年8月1日 至 平成19年1月31日								
1. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産（信託財産を含む） 定額法を採用しております。 なお、主たる有形固定資産の耐用年数は以下のとおりです。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>3年～60年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>2年～45年</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>3年～15年</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>3年～15年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。</p> <p>(3) 長期前払費用 定額法を採用しております。</p>	建物	3年～60年	構築物	2年～45年	機械及び装置	3年～15年	工具器具備品	3年～15年	<p>(1) 有形固定資産（信託財産を含む） 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>(3) 長期前払費用 同左</p>
建物	3年～60年									
構築物	2年～45年									
機械及び装置	3年～15年									
工具器具備品	3年～15年									
2. 収益及び費用の計上基準	<p>固定資産税等の処理方法</p> <p>保有する不動産等にかかる固定資産税、都市計画税及び償却資産税等については、賦課決定された税額のうち当期に納税する額を賃貸事業費用として費用処理する方法を採用しております。</p> <p>なお、不動産または不動産を信託財産とする信託受益権の取得に伴い、精算金として譲渡人に支払った初年度の固定資産税等相当額については、費用計上せず当該不動産等の取得原価に算入しております。当期において不動産等の取得原価に算入した固定資産税等相当額は16,323千円です。</p>	<p>固定資産税等の処理方法</p> <p>保有する不動産等にかかる固定資産税、都市計画税及び償却資産税等については、賦課決定された税額のうち当期に納税する額を賃貸事業費用として費用処理する方法を採用しております。</p> <p>なお、不動産または不動産を信託財産とする信託受益権の取得に伴い、精算金として譲渡人に支払った初年度の固定資産税等相当額については、費用計上せず当該不動産等の取得原価に算入しております。当期において不動産等の取得原価に算入した固定資産税等相当額は102千円です。</p>								
3. ヘッジ会計の方法	<p>(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <table border="0"> <tr> <td>ヘッジ手段</td> <td>金利スワップ取引</td> </tr> <tr> <td>ヘッジ対象</td> <td>借入金金利</td> </tr> </table> <p>(3) ヘッジ方針 本投資法人はリスク管理方針に基づき投資法人規約に規定するリスクをヘッジする目的でデリバティブ取引を行っております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フローの変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。</p>	ヘッジ手段	金利スワップ取引	ヘッジ対象	借入金金利	<p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 同左</p>				
ヘッジ手段	金利スワップ取引									
ヘッジ対象	借入金金利									

項目	第2期 自 平成18年2月1日 至 平成18年7月31日	第3期 自 平成18年8月1日 至 平成19年1月31日
4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金及び信託現金、随時引き出し可能な預金及び信託預金並びに容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>	同左
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 不動産等を信託財産とする信託受益権に関する会計処理方法</p> <p>保有する不動産等を信託財産とする信託受益権につきましては、信託財産内の全ての資産及び負債勘定並びに信託財産に生じた全ての収益及び費用勘定について、貸借対照表及び損益計算書の該当勘定科目に計上しております。</p> <p>なお、該当勘定科目に計上した信託財産のうち重要性がある下記の科目については、貸借対照表において区分掲記することとしております。</p> <p>① 信託現金及び信託預金</p> <p>② 信託建物、信託構築物、信託機械及び装置、信託工具器具及び備品、信託土地</p> <p>(2) 消費税等の会計処理方法</p> <p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。なお、資産の取得に係る控除対象外消費税は、各資産の取得原価に算入しております。</p>	<p>(1) 不動産等を信託財産とする信託受益権に関する会計処理方法</p> <p>同左</p> <p>(2) 消費税等の会計処理方法</p> <p>同左</p>

[会計方針の変更に関する注記]

第2期 自 平成18年2月1日 至 平成18年7月31日	第3期 自 平成18年8月1日 至 平成19年1月31日
<p>貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準</p> <p>当期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。</p> <p>従来の出資の部の合計に相当する金額は、35,261,619千円であります。</p>	<p>該当事項はありません。</p>

[貸借対照表に関する注記]

第2期 (平成18年7月31日現在)	第3期 (平成19年1月31日現在)																																																										
<p>* 1. 担保に供している資産及び担保を付している債務 担保に供している資産は次のとおりです。</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>信託現金及び信託預金</td><td style="text-align: right;">1,531,920</td></tr> <tr><td>建物</td><td style="text-align: right;">818,873</td></tr> <tr><td>構築物</td><td style="text-align: right;">338</td></tr> <tr><td>機械及び装置</td><td style="text-align: right;">5,397</td></tr> <tr><td>土地</td><td style="text-align: right;">794,545</td></tr> <tr><td>信託建物</td><td style="text-align: right;">26,116,561</td></tr> <tr><td>信託構築物</td><td style="text-align: right;">80,346</td></tr> <tr><td>信託機械及び装置</td><td style="text-align: right;">256,704</td></tr> <tr><td>信託工具器具及び備品</td><td style="text-align: right;">10,394</td></tr> <tr><td>信託土地</td><td style="text-align: right;">32,273,264</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right;">61,888,347</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">担保を付している債務は次のとおりです。</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>短期借入金</td><td style="text-align: right;">14,170,000</td></tr> <tr><td>一年以内返済予定長期借入金</td><td style="text-align: right;">13,000,000</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right;">27,170,000</td></tr> </table>	信託現金及び信託預金	1,531,920	建物	818,873	構築物	338	機械及び装置	5,397	土地	794,545	信託建物	26,116,561	信託構築物	80,346	信託機械及び装置	256,704	信託工具器具及び備品	10,394	信託土地	32,273,264	合計	61,888,347	短期借入金	14,170,000	一年以内返済予定長期借入金	13,000,000	合計	27,170,000	<p>* 1. 担保に供している資産及び担保を付している債務 担保に供している資産は次のとおりです。</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>信託現金及び信託預金</td><td style="text-align: right;">1,485,083</td></tr> <tr><td>建物</td><td style="text-align: right;">436,291</td></tr> <tr><td>構築物</td><td style="text-align: right;">81</td></tr> <tr><td>機械及び装置</td><td style="text-align: right;">—</td></tr> <tr><td>工具器具及び備品</td><td style="text-align: right;">151</td></tr> <tr><td>土地</td><td style="text-align: right;">420,930</td></tr> <tr><td>信託建物</td><td style="text-align: right;">22,293,772</td></tr> <tr><td>信託構築物</td><td style="text-align: right;">71,269</td></tr> <tr><td>信託機械及び装置</td><td style="text-align: right;">196,634</td></tr> <tr><td>信託工具器具及び備品</td><td style="text-align: right;">13,531</td></tr> <tr><td>信託土地</td><td style="text-align: right;">28,949,096</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right;">53,866,843</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">担保を付している債務は次のとおりです。</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>短期借入金</td><td style="text-align: right;">7,279,306</td></tr> <tr><td>一年以内返済予定長期借入金</td><td style="text-align: right;">12,747,125</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right;">20,026,432</td></tr> </table>	信託現金及び信託預金	1,485,083	建物	436,291	構築物	81	機械及び装置	—	工具器具及び備品	151	土地	420,930	信託建物	22,293,772	信託構築物	71,269	信託機械及び装置	196,634	信託工具器具及び備品	13,531	信託土地	28,949,096	合計	53,866,843	短期借入金	7,279,306	一年以内返済予定長期借入金	12,747,125	合計	20,026,432
信託現金及び信託預金	1,531,920																																																										
建物	818,873																																																										
構築物	338																																																										
機械及び装置	5,397																																																										
土地	794,545																																																										
信託建物	26,116,561																																																										
信託構築物	80,346																																																										
信託機械及び装置	256,704																																																										
信託工具器具及び備品	10,394																																																										
信託土地	32,273,264																																																										
合計	61,888,347																																																										
短期借入金	14,170,000																																																										
一年以内返済予定長期借入金	13,000,000																																																										
合計	27,170,000																																																										
信託現金及び信託預金	1,485,083																																																										
建物	436,291																																																										
構築物	81																																																										
機械及び装置	—																																																										
工具器具及び備品	151																																																										
土地	420,930																																																										
信託建物	22,293,772																																																										
信託構築物	71,269																																																										
信託機械及び装置	196,634																																																										
信託工具器具及び備品	13,531																																																										
信託土地	28,949,096																																																										
合計	53,866,843																																																										
短期借入金	7,279,306																																																										
一年以内返済予定長期借入金	12,747,125																																																										
合計	20,026,432																																																										
<p>* 2. 投資信託及び投資法人に関する法律第67条第4項に定める最低純資産額 50,000千円</p>	<p>* 2. 投資信託及び投資法人に関する法律第67条第4項に定める最低純資産額 同左</p>																																																										

[損益計算書に関する注記]

第2期 自 平成18年2月1日 至 平成18年7月31日	第3期 自 平成18年8月1日 至 平成19年1月31日
<p>* 1. 不動産賃貸事業損益の内訳 (単位：千円)</p> <p>A. 不動産賃貸事業収益</p> <p>不動産賃貸事業収入</p> <p>賃貸料 1,677,664</p> <p>共益費 65,163</p> <p>駐車場収入 67,415</p> <p>付帯収入 20,496 1,830,740</p> <p>その他賃貸事業収入</p> <p>その他賃貸事業収入 150,950 150,950</p> <p>不動産賃貸事業収益合計 1,981,690</p> <p>B. 不動産賃貸事業費用</p> <p>不動産賃貸事業費用</p> <p>業務管理費 236,250</p> <p>修繕費 72,997</p> <p>水道光熱費 39,650</p> <p>公租公課 70,788</p> <p>損害保険料 6,890</p> <p>信託報酬 33,850</p> <p>減価償却費 399,481</p> <p>その他賃貸事業費用 104,755 964,665</p> <p>不動産賃貸事業費用合計 964,665</p> <p>C. 不動産賃貸事業損益 (A-B) 1,017,025</p>	<p>* 1. 不動産賃貸事業損益の内訳 (単位：千円)</p> <p>A. 不動産賃貸事業収益</p> <p>不動産賃貸事業収入</p> <p>賃貸料 1,654,469</p> <p>共益費 65,651</p> <p>駐車場収入 69,655</p> <p>付帯収入 19,475 1,809,251</p> <p>その他賃貸事業収入</p> <p>その他賃貸事業収入 95,762 95,762</p> <p>不動産賃貸事業収益合計 1,905,014</p> <p>B. 不動産賃貸事業費用</p> <p>不動産賃貸事業費用</p> <p>業務管理費 144,354</p> <p>修繕費 70,555</p> <p>水道光熱費 39,184</p> <p>公租公課 71,615</p> <p>損害保険料 6,801</p> <p>信託報酬 30,758</p> <p>減価償却費 386,939</p> <p>その他賃貸事業費用 101,908 852,118</p> <p>不動産賃貸事業費用合計 852,118</p> <p>C. 不動産賃貸事業損益 (A-B) 1,052,895</p>
<p>該当事項はありません。</p>	<p>* 2. 不動産等売却損益の内訳 (単位：千円)</p> <p>プロスペクト代々木</p> <p>不動産等売却収入 943,489</p> <p>不動産等売却原価 786,360</p> <p>その他売却費用 26,533</p> <p>不動産等売却益 130,595</p> <p>プロスペクト麴町</p> <p>不動産等売却収入 2,500,000</p> <p>不動産等売却原価 2,361,478</p> <p>その他売却費用 26,067</p> <p>不動産等売却益 112,454</p> <p>プロスペクト半蔵門</p> <p>不動産等売却収入 1,350,000</p> <p>不動産等売却原価 1,465,997</p> <p>その他売却費用 14,570</p> <p>不動産等売却損 130,567</p> <p>プロスペクト御茶ノ水</p> <p>不動産等売却収入 2,420,000</p> <p>不動産等売却原価 2,263,228</p> <p>その他売却費用 73,660</p> <p>不動産等売却益 83,111</p>

〔投資主資本等変動計算書に関する注記〕

第2期 自 平成18年2月1日 至 平成18年7月31日	第3期 自 平成18年8月1日 至 平成19年1月31日
* 1. 発行可能投資口総口数及び発行済投資口の総口数	* 1. 発行可能投資口総口数及び発行済投資口の総口数
発行可能投資口総口数 2,000,000口	同左
発行済投資口の総口数 75,100口	

〔キャッシュ・フロー計算書に関する注記〕

第2期 自 平成18年2月1日 至 平成18年7月31日	第3期 自 平成18年8月1日 至 平成19年1月31日
* 1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	* 1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
平成18年7月31日現在	平成19年1月31日現在
現金及び預金 1,762,018千円	現金及び預金 1,375,115千円
信託現金及び信託預金 1,531,920千円	信託現金及び信託預金 1,498,817千円
現金及び現金同等物 3,293,939千円	現金及び現金同等物 2,873,933千円

〔リース取引に関する注記〕

第2期 自 平成18年2月1日 至 平成18年7月31日	第3期 自 平成18年8月1日 至 平成19年1月31日
オペレーティングリース取引（貸主側）	オペレーティングリース取引（貸主側）
未経過リース料	未経過リース料
1年内 454,742千円	1年内 329,721千円
1年超 ー千円	1年超 ー千円
合計 454,742千円	合計 329,721千円

〔有価証券に関する注記〕

第2期 自 平成18年2月1日 至 平成18年7月31日	第3期 自 平成18年8月1日 至 平成19年1月31日
本投資法人は、有価証券取引を行っていないため、該当事項はありません。	同左

[デリバティブ取引に関する注記]

第2期 自 平成18年2月1日 至 平成18年7月31日	第3期 自 平成18年8月1日 至 平成19年1月31日
<p>1. 取引の状況に関する事項</p> <p>(1) 取引の内容 本投資法人の利用しているデリバティブ取引は、金利スワップ取引です。</p> <p>(2) 取引に関する取組方針 将来の金利の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針です。</p> <p>(3) 取引の利用目的 金利スワップ取引は、借入金利の将来の金利市場における利率上昇による変動リスクを回避する目的で利用しています。 なお、金利スワップ取引の利用に当たってはヘッジ会計を行っております。</p> <p>① ヘッジ会計の手法 繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 金利スワップ取引 ヘッジ対象 借入金金利</p> <p>③ ヘッジ方針 本投資法人は、リスク管理方針に基づき投資法人規約に規定するリスクをヘッジする目的でデリバティブ取引を行っております。</p> <p>④ ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フローの変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。</p> <p>(4) 取引に係るリスクの内容 金利スワップ取引は、市場金利の変動によるリスクを有しております。 なお、取引相手先は高格付を有する金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。</p> <p>(5) 取引に係るリスク管理体制 資産運用会社の「リスク管理規程」に基づき、リスク管理を行っております。</p>	<p>1. 取引の状況に関する事項</p> <p>(1) 取引の内容 同左</p> <p>(2) 取引に関する取組方針 同左</p> <p>(3) 取引の利用目的 同左</p> <p>(4) 取引に係るリスクの内容 同左</p> <p>(5) 取引に係るリスク管理体制 同左</p>

[退職給付に関する注記]

第2期 自 平成18年2月1日 至 平成18年7月31日	第3期 自 平成18年8月1日 至 平成19年1月31日
<p>本投資法人は、退職給付制度がありませんので、該当事項はありません。</p>	<p>同左</p>

〔税効果会計に関する注記〕

第2期 自 平成18年2月1日 至 平成18年7月31日	第3期 自 平成18年8月1日 至 平成19年1月31日																												
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">未払事業税損金不算入額</td> <td style="text-align: right;">17千円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">17千円</td> </tr> <tr> <td>(繰延税金資産の純額)</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">17千円</td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率 (調整)</td> <td style="text-align: right;">39.39%</td> </tr> <tr> <td>支払分配金の損金算入額</td> <td style="text-align: right;">△39.33%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0.08%</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">0.14%</td> </tr> </table>	未払事業税損金不算入額	17千円	繰延税金資産合計	17千円	(繰延税金資産の純額)	17千円	法定実効税率 (調整)	39.39%	支払分配金の損金算入額	△39.33%	その他	0.08%	税効果会計適用後の法人税等負担率	0.14%	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">未払事業税損金不算入額</td> <td style="text-align: right;">19千円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">19千円</td> </tr> <tr> <td>(繰延税金資産の純額)</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">19千円</td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率 (調整)</td> <td style="text-align: right;">39.39%</td> </tr> <tr> <td>支払分配金の損金算入額</td> <td style="text-align: right;">△39.33%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0.07%</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">0.13%</td> </tr> </table>	未払事業税損金不算入額	19千円	繰延税金資産合計	19千円	(繰延税金資産の純額)	19千円	法定実効税率 (調整)	39.39%	支払分配金の損金算入額	△39.33%	その他	0.07%	税効果会計適用後の法人税等負担率	0.13%
未払事業税損金不算入額	17千円																												
繰延税金資産合計	17千円																												
(繰延税金資産の純額)	17千円																												
法定実効税率 (調整)	39.39%																												
支払分配金の損金算入額	△39.33%																												
その他	0.08%																												
税効果会計適用後の法人税等負担率	0.14%																												
未払事業税損金不算入額	19千円																												
繰延税金資産合計	19千円																												
(繰延税金資産の純額)	19千円																												
法定実効税率 (調整)	39.39%																												
支払分配金の損金算入額	△39.33%																												
その他	0.07%																												
税効果会計適用後の法人税等負担率	0.13%																												

〔持分法損益等に関する注記〕

第2期 自 平成18年2月1日 至 平成18年7月31日	第3期 自 平成18年8月1日 至 平成19年1月31日
本投資法人は、関連会社が存在しないため、該当事項はありません。	同左

〔関連当事者との取引に関する注記〕

第2期 自 平成18年2月1日 至 平成18年7月31日	第3期 自 平成18年8月1日 至 平成19年1月31日
投資法人と関連当事者との間の取引は下記の通りです。	投資法人と関連当事者との間の取引は下記の通りです。
<p>1. 親会社及び法人主要投資主等 該当事項はありません。</p> <p>2. 役員及び個人主要投資主等 該当事項はありません。</p> <p>3. 子会社等 該当事項はありません。</p> <p>4. 兄弟会社等 該当事項はありません。</p>	<p>1. 親会社及び法人主要投資主等 同左</p> <p>2. 役員及び個人主要投資主等 同左</p> <p>3. 子会社等 同左</p> <p>4. 兄弟会社等 同左</p>

〔1口当たり情報に関する注記〕

第2期 自 平成18年2月1日 至 平成18年7月31日		第3期 自 平成18年8月1日 至 平成19年1月31日	
1口当たり純資産額	469,626円	1口当たり純資産額	470,950円
1口当たり当期純利益金額	8,519円	1口当たり当期純利益金額	9,901円
潜在投資口調整後1口当たり当期純利益金額については、潜在投資口がないため記載しておりません。		同左	

(注) 1口当たり当期純利益金額は、次の期中平均投資口数により算出しています。

期中平均投資口数 平成19年1月期 75,100口 (期中増減なし)

期中平均投資口数 平成18年7月期 75,100口 (期中増減なし)

1口当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第2期 自 平成18年2月1日 至 平成18年7月31日	第3期 自 平成18年8月1日 至 平成19年1月31日
当期純利益金額 (千円)	639,742	743,572
普通投資主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通投資口に係る当期純利益金額 (千円)	639,742	743,572
期中平均投資口数 (口)	75,100	75,100

〔重要な後発事象に関する注記〕

第2期 自 平成18年2月1日 至 平成18年7月31日	第3期 自 平成18年8月1日 至 平成19年1月31日
該当事項はありません。	<p>1. 資金の借入について</p> <p>第3期末後、下記のとおり資金の借入を行いました。</p> <p>(1) 借入先 : 株式会社あおぞら銀行、農林中央金庫</p> <p>(2) 借入金額 : 3,900百万円</p> <p>(3) 利率 : 1.65909%</p> <p>(4) 借入実行日 : 平成19年3月15日</p> <p>(5) 元本返済方法 : 期日一括返済</p> <p>(6) 元本返済期日 : 平成19年6月15日</p> <p>(7) 担保の有無 : 有担保</p> <p>(8) 資金使途 : 不動産信託受益権の購入</p> <p>(1) 借入先 : 三菱UFJ信託銀行株式会社</p> <p>(2) 借入金額 : 1,500百万円</p> <p>(3) 利率 : 1.35727%</p> <p>(4) 借入実行日 : 平成19年3月30日</p> <p>(5) 元本返済方法 : 期日一括返済</p> <p>(6) 元本返済期日 : 平成19年9月28日</p> <p>(7) 担保の有無 : 有担保</p> <p>(8) 資金使途 : 不動産信託受益権の購入</p>

<p style="text-align: center;">第2期 自 平成18年 2月 1日 至 平成18年 7月31日</p>	<p style="text-align: center;">第3期 自 平成18年 8月 1日 至 平成19年 1月31日</p>
	<p>2. 資産の取得について</p> <p>第3期末後、下記のとおり資産の取得を行いました。</p> <p>(1) プロスペクト河原町五条</p> <p>取得日 : 平成19年 3月15日 所在地 : 京都市下京区寺町通五条上る西橋詰町758番地 6 取得価格 : 803百万円 用途 : 共同住宅・店舗・事務所 敷地面積 : 234.98㎡ 建物延床面積 : 1,928.13㎡ 構造・階数 : 鉄筋コンクリート造陸屋根12階建 建築時期 : 平成19年 1月 戸数 : 52戸 総賃貸可能面積 : 1,528.12㎡ 資産の種類 : 不動産を信託する信託の受益権</p> <p>(2) プロスペクト初台</p> <p>取得日 : 平成19年 3月15日 所在地 : 東京都渋谷区本町一丁目 5番17号 取得価格 : 730百万円 用途 : 共同住宅 敷地面積 : 586.68㎡ 建物延床面積 : 1,006.00㎡ 構造・階数 : 鉄骨造陸屋根地上 3階建 建築時期 : 平成18年 2月 戸数 : 22戸 総賃貸可能面積 : 817.71㎡ 資産の種類 : 不動産を信託する信託の受益権</p> <p>(3) プロスペクト中央林間</p> <p>取得日 : 平成19年 3月15日 所在地 : 神奈川県大和市中央林間五丁目 1番10号 取得価格 : 700百万円 用途 : 共同住宅 敷地面積 : 589.73㎡ 建物延床面積 : 1,214.54㎡ 構造・階数 : 鉄筋コンクリート造陸屋根13階建 建築時期 : 平成18年 5月 戸数 : 48戸 総賃貸可能面積 : 1,098.24㎡ 資産の種類 : 不動産を信託する信託の受益権</p>

<p style="text-align: center;">第2期</p> <p>自 平成18年2月1日 至 平成18年7月31日</p>	<p style="text-align: center;">第3期</p> <p>自 平成18年8月1日 至 平成19年1月31日</p>
	<p>(4) プロスペクト森下</p> <p>取得日 : 平成19年3月15日 所在地 : 東京都江東区森下二丁目16番10 取得価格 : 1,480百万円 用途 : 共同住宅 敷地面積 : 736.43㎡ 建物延床面積 : 2,985.47㎡ 構造・階数 : 鉄筋コンクリート造陸屋根9階建 建築時期 : 平成18年1月 戸数 : 45戸 総賃貸可能面積 : 2,399.23㎡ 資産の種類 : 不動産を信託する信託の受益権</p> <p>(5) プロスペクト西巣鴨</p> <p>取得日 : 平成19年3月30日 所在地 : 東京都北区滝野川五丁目6番5号 取得価格 : 1,419百万円 用途 : 共同住宅・駐車場 敷地面積 : 368.15㎡ 建物延床面積 : 2,476.18㎡ 構造・階数 : 鉄筋コンクリート造陸屋根15階建 建築時期 : 平成18年6月 戸数 : 42戸 総賃貸可能面積 : 2,023.42㎡ 資産の種類 : 不動産を信託する信託の受益権</p>

(5) 【金銭の分配に係る計算書】

区分	第2期	第3期
	自 平成18年2月1日 至 平成18年7月31日	自 平成18年8月1日 至 平成19年1月31日
	円	円
I 当期末処分利益	639,780,975	743,576,398
II 分配金の額	639,776,900	743,565,100
(投資口1口当たりの分配金の額)	(8,519)	(9,901)
III 次期繰越利益	4,075	11,298

分配金の額の算出方法	<p>本投資法人の規約第34条第1項に定める分配方針に基づき、分配金の額は利益の金額を限度とし、かつ租税特別措置法第67条の15に規定されている本投資法人の配当可能所得の金額の100分の90に相当する金額を超えるものとしています。</p> <p>かかる方針により、当期末処分利益を超えない額で発行済投資口数75,100口の整数倍の最大値となる639,776,900円を利益分配金として分配することといたしました。なお、本投資法人の規約第34条第1項第4号に定める利益を超えた金銭の分配は行いません。</p>	<p>本投資法人の規約第36条第1項に定める分配方針に基づき、分配金の額は利益の金額を限度とし、かつ租税特別措置法第67条の15に規定されている本投資法人の配当可能所得の金額の100分の90に相当する金額を超えるものとしています。</p> <p>かかる方針により、当期末処分利益を超えない額で発行済投資口数75,100口の整数倍の最大値となる743,565,100円を利益分配金として分配することといたしました。なお、本投資法人の規約第36条第1項第4号に定める利益を超えた金銭の分配は行いません。</p>
------------	---	---

(6) 【キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	第 2 期	第 3 期
		自 平成18年 2 月 1 日 至 平成18年 7 月 31 日	自 平成18年 8 月 1 日 至 平成19年 1 月 31 日
		金額	金額
		千円	千円
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益金額		640,717	744,574
減価償却費		400,082	387,661
受取利息		△7	△245
支払利息		98,603	121,319
営業未収入金の増加・減少額		△11,959	3,617
未収入金の増加・減少額		1,397	108
未収消費税等の増加・減少額		26,728	4,646
前払費用の増加・減少額		6,623	△54,266
その他流動資産の増加・減少額		360	—
営業未払金の増加・減少額		16,039	△21,294
未払金の増加・減少額		△22,747	△3,261
未払消費税等の増加・減少額		—	152,017
未払費用の増加・減少額		97,354	△2,334
前受金の増加・減少額		38,792	△24,403
長期前払費用の増加・減少額		19,817	—
信託有形固定資産の売却による減少額		—	6,877,064
その他		127	57
小 計		1,311,930	8,185,261
利息の受取額		7	245
利息の支払額		△98,603	△121,319
法人税等の支払額		△1,556	△997
営業活動によるキャッシュ・フロー		1,211,778	8,063,189
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出		△873,906	△400
信託有形固定資産の取得による支出		△6,390,183	△636,666
無形固定資産の取得による支出		△7,211	—
差入敷金保証金の収入		—	117
差入敷金保証金の支出		△452	—
預り敷金保証金の収入		210,941	63,870
預り敷金保証金の支出		△79,914	△129,092
投資活動によるキャッシュ・フロー		△7,140,727	△702,171
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入金の借入による収入		7,390,000	6,050,000
短期借入金の返済による支出		—	△12,940,693
長期借入金の返済による支出		—	△252,874
分配金の支払額		△442,812	△637,455
財務活動によるキャッシュ・フロー		6,947,187	△7,781,023
IV 現金及び現金同等物の増加・減少額		1,018,239	△420,005
V 現金及び現金同等物の期首残高		2,275,700	3,293,939
VI 現金及び現金同等物の期末残高	* 1	3,293,939	2,873,933

(注) キャッシュ・フロー計算書に関する注記は注記表に記載しております。

(7) 【附属明細表】

① 有価証券明細表

(イ) 株式

該当事項はありません。

(ロ) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

② 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

区分	種類	契約額等 (千円)		時価 (千円)
			うち1年超	
市場取引以外の取引	金利スワップ取引 受取変動・支払固定	2,000,000	—	2,962
合計		2,000,000	—	2,962

(注1) 金利スワップ取引の契約額等は、想定元本に基づいて表示しています。

(注2) 当該取引契約の相手方が市場実勢金利をもとに算出した価額で評価しています。

③ 不動産等明細表のうち総括表

(単位：千円)

資産の種類		前期末 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期末 残高	減価償却累計額		差引 当期末 残高	摘要
						又は償却 累計額	当期 償却額		
流動資産		—	—	—	—	—	—	—	—
有形 固定 資産	建物 (その附属設備を含む)	841,871	243	—	842,114	39,884	16,887	802,229	—
	構築物	417	—	—	417	137	57	280	—
	機械及び装置	6,189	—	—	6,189	1,187	395	5,002	—
	工具器具及び備品	—	157	—	157	5	5	151	—
	土地	794,545	—	—	794,545	—	—	794,545	—
	信託建物 (その附属設備を含む)	26,841,131	442,963	3,607,472	23,676,623	965,941	349,320	22,710,681	(注)
	信託構築物	90,063	7,423	7,930	89,556	13,775	4,875	75,781	(注)
	信託機械及び装置	286,600	—	49,797	236,802	40,168	13,956	196,634	(注)
	信託工具器具及び備品	11,051	16,753	176	27,628	2,068	1,440	25,559	(注)
	信託土地	32,273,264	172,735	3,324,167	29,121,832	—	—	29,121,832	(注)
合計		61,145,134	640,276	6,989,544	54,795,866	1,063,168	386,939	53,732,698	—
無形 固定 資産	その他無形固定資産	7,211	—	—	7,211	1,322	721	5,889	—
	合計	7,211	—	—	7,211	1,322	721	5,889	—
総計		61,152,346	640,276	6,989,544	54,803,078	1,064,490	387,661	53,738,588	—

(注) 当期増減の主要な内訳は以下の通りです。

- 1 信託建物 (その附属設備を含む)、信託構築物、信託工具器具及び備品、信託土地の増加は以下の物件を取得したことによるものです。
プロスペクト町屋
- 2 信託建物 (その附属設備を含む)、信託構築物、信託機械及び装置、信託工具器具及び備品、信託土地の減少は以下の物件を譲渡したことによるものです。
プロスペクト代々木 プロスペクト麹町 プロスペクト半蔵門 プロスペクト御茶ノ水

④ その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

⑤ 投資法人債明細表

該当事項はありません。

⑥ 借入金明細表

区分	前期末 残高 (千円)	当期 増加額 (千円)	当期 減少額 (千円)	当期末 残高 (千円)	平均利率 (%) (注1)	返済期限	返済 方法	使途	摘要	
	借入先									
短期 借入金	三菱UFJ信託銀行株式会社	1,900,000	—	1,900,000	—	1.206	平成18年 8月11日	期限一括	注2	担保付 無保証
	農林中央金庫	1,900,000	—	1,900,000	—	1.206	平成18年 8月11日	期限一括	注2	担保付 無保証
	中央三井信託銀行株式会社	730,000	—	730,000	—	1.206	平成18年 8月31日	期限一括	注2	担保付 無保証
	住友信託銀行株式会社	2,250,000	—	2,250,000	—	1.235	平成18年 9月29日	期限一括	注2	担保付 無保証
	中央三井信託銀行株式会社	—	3,800,000	3,800,000	—	1.292	平成18年 10月31日	期限一括	注3	担保付 無保証
	住友信託銀行株式会社	—	2,250,000	2,250,000	—	1.265	平成18年 11月10日	期限一括	注3	担保付 無保証
	中央三井信託銀行株式会社	1,000,000	—	14,978	985,021	1.295	平成19年 2月15日	期限一括	注2	担保付 無保証
	株式会社あおぞら銀行	4,000,000	—	59,915	3,940,084	1.295	平成19年 2月15日	期限一括	注2	担保付 無保証
	株式会社りそな銀行	2,390,000	—	35,799	2,354,200	1.295	平成19年 3月15日	期限一括	注2	担保付 無保証
	小計	14,170,000	6,050,000	12,940,693	7,279,306	—	—	—	—	—
一年以 内返済 予定長 期借入 金	中央三井信託銀行株式会社	2,500,000	—	48,629	2,451,370	0.817	平成19年 7月14日	期限一括	注2	担保付 無保証
	住友信託銀行株式会社	2,000,000	—	38,903	1,961,096	0.817				
	株式会社みずほ銀行	2,000,000	—	38,903	1,961,096	0.817				
	株式会社三井住友銀行	2,000,000	—	38,903	1,961,096	0.817				
	三菱UFJ信託銀行株式会社	2,500,000	—	48,629	2,451,370	0.817				
	農林中央金庫	2,000,000	—	38,903	1,961,096	0.817				
	小計	13,000,000	—	252,874	12,747,125	—				
短期借入金合計	27,170,000	6,050,000	13,193,567	20,026,432	—	—	—	—	—	

注1. 平均利率は、期中加重平均金利を記載しており、また金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行った借入金については金利スワップの効果を勘案した加重平均利率を記載しております。また、小数点第4位を四捨五入しています。

注2. 資金使途は不動産及び不動産信託受益権の購入です。

注3. 資金使途は既存短期借入金の返済です。

2 【投資法人の現況】

【純資産額計算書】

(平成19年1月31日現在)

I 資産総額	56,755,902千円
II 負債総額	21,387,525千円
III 純資産総額 (I - II)	35,368,377千円
IV 発行済数量	75,100口
V 1 単位当たり純資産額 (III / IV)	470,950円

(注) 1 単位当たり純資産額は小数点以下を切り捨てにより表示しています。

第6【販売及び買戻しの実績】

計算期間	販売日	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第1期 自平成17年4月22日 至平成18年1月31日	平成17年4月22日	402口	0口	402口
	平成17年7月12日	74,698口	0口	75,100口
第2期 自平成18年2月1日 至平成18年7月31日	該当なし			75,100口
第3期 自平成18年8月1日 至平成19年1月31日	該当なし			75,100口

第7【参考情報】

当計算期間の開始日から、本有価証券報告書の提出日までの間に、以下の書類を提出しました。

1. 有価証券報告書

第2期有価証券報告書（平成18年7月期）及びその添付書類を平成18年10月16日に関東財務局長に提出しました。

2. 有価証券報告書の訂正報告書

平成18年10月16日に関東財務局長に提出した第2期有価証券報告書の訂正報告書を平成19年4月18日に関東財務局長に提出しました。

独立監査人の監査報告書

平成19年4月17日

プロスペクト・レジデンシャル投資法人
役員会 御中

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 原田 昌平 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 牧野 明弘 印
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「投資法人の経理状況」に掲げられているプロスペクト・レジデンシャル投資法人の平成18年8月1日から平成19年1月31日までの第3期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、投資主資本等変動計算書、注記表、金銭の分配に係る計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、プロスペクト・レジデンシャル投資法人の平成19年1月31日現在の財産の状態並びに同日をもって終了する第3期計算期間の損益及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

投資法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成18年10月10日

プロスペクト・レジデンシャル投資法人
役員会 御中

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 原田 昌平 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 牧野 明弘 印
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「投資法人の経理状況」に掲げられているプロスペクト・レジデンシャル投資法人の平成18年2月1日から平成18年7月31日までの第2期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、投資主資本等変動計算書、注記表、金銭の分配に係る計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、プロスペクト・レジデンシャル投資法人の平成18年7月31日現在の財産の状態並びに同日をもって終了する第2期計算期間の損益及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

投資法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。